

令和5年矢巾町議会定例会9月会議目次

議案目次	1
第1号(9月4日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	5
○開議	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	8
○会議期間の決定	8
○報告第11号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和4年度財政健全化判断比率等の報告について	8
○報告第12号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について	11
○報告第13号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について	11
○議案第52号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて	12
○議案第53号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	13
○議案第54号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	14
○議案第55号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算(第6号)について	15
○議案第56号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について	15

○議案第57号	令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について	15
○議案第58号	令和5年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	16
○議案第59号	令和5年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について	16
○議案第60号	令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について	16
○議案第61号	令和4年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について	19
○議案第62号	令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	19
○議案第63号	令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	19
○議案第64号	令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	19
○議案第65号	令和4年度矢巾町水道事業会計決算認定について	19
○議案第66号	令和4年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	19
○議案第67号	令和4年度矢巾町下水道事業会計決算認定について	19
○議案第68号	令和4年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	19
○休憩		23

第2号（9月4日）

○議事日程	25	
○本日の会議に付した事件	25	
○出席議員	25	
○欠席議員	25	
○地方自治法第121条により出席した説明員	26	
○職務のために出席した職員	26	
○再開	27	
○議事日程の報告	27	
○議案第55号	令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について	27

○議案第56号	令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） について	27
○議案第57号	令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につ いて	27
○議案第58号	令和5年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に ついて	27
○議案第59号	令和5年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について	27
○議案第60号	令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について	27
○発議案第6号	第8次矢巾町総合計画策定調査特別委員会の設置について	30
○散会		32

第3号（9月5日）

○議事日程		33
○本日の会議に付した事件		33
○出席議員		33
○欠席議員		33
○地方自治法第121条により出席した説明員		33
○職務のために出席した職員		34
○開議		35
○議事日程の報告		35
○一般質問		35
1 村松信一議員		35
2 昆秀一議員		61
3 藤原信悦議員		95
4 谷上知子議員		113
○散会		128

第4号（9月6日）

○議事日程		129
○本日の会議に付した事件		129

○出席議員	129
○欠席議員	129
○地方自治法第121条により出席した説明員	129
○職務のために出席した職員	130
○開議	131
○議事日程の報告	131
○一般質問	131
1 赤丸秀雄議員	131
3 山本好章議員	154
3 小川文子議員	169
4 小笠原佳子議員	186
○散会	200

第5号（9月7日）

○議事日程	201
○本日の会議に付した事件	201
○出席議員	201
○欠席議員	201
○地方自治法第121条により出席した説明員	201
○職務のために出席した職員	202
○開議	203
○議事日程の報告	203
○一般質問	203
1 木村豊議員	203
2 齊藤勝浩議員	209
3 高橋敬太議員	228
4 ササキマサヒロ議員	257
○散会	276

第6号（9月21日）

○議事日程	277
○本日の会議に付した事件	277
○出席議員	277
○欠席議員	278
○地方自治法第121条により出席した説明員	278
○職務のために出席した職員	278
○開 議	279
○議事日程の報告	279
○議案第61号 令和4年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について	279
○議案第62号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて	279
○議案第63号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	279
○議案第64号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ いて	279
○議案第65号 令和4年度矢巾町水道事業会計決算認定について	279
○議案第66号 令和4年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	279
○議案第67号 令和4年度矢巾町下水道事業会計決算認定について	279
○議案第68号 令和4年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ いて	279
○議案第69号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて	288
○町長挨拶	289
○散 会	291
○署 名	293

議 案 目 次

令和 5 年矢巾町議会定例会 9 月会議

1. 報告第 1 1 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和 4 年度財政健全化判断比率等の報告について
2. 報告第 1 2 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
3. 報告第 1 3 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
4. 議案第 5 2 号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて
5. 議案第 5 3 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
6. 議案第 5 4 号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
7. 議案第 5 5 号 令和 5 年度矢巾町一般会計補正予算（第 6 号）について
8. 議案第 5 6 号 令和 5 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
9. 議案第 5 7 号 令和 5 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
10. 議案第 5 8 号 令和 5 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
11. 議案第 5 9 号 令和 5 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
12. 議案第 6 0 号 令和 5 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
13. 議案第 6 1 号 令和 4 年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について
14. 議案第 6 2 号 令和 4 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
15. 議案第 6 3 号 令和 4 年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
16. 議案第 6 4 号 令和 4 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
17. 議案第 6 5 号 令和 4 年度矢巾町水道事業会計決算認定について
18. 議案第 6 6 号 令和 4 年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
19. 議案第 6 7 号 令和 4 年度矢巾町下水道事業会計決算認定について
20. 議案第 6 8 号 令和 4 年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
21. 発議案第 6 号 第 8 次矢巾町総合計画策定調査特別委員会の設置について
22. 議案第 6 9 号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

令和5年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第1号）

令和5年9月4日（月）午前10時00分開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 報告第11号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和4年度財政健全化判断比率等の報告について
- 第 4 報告第12号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第 5 報告第13号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
- 第 6 議案第52号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて
- 第 7 議案第53号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第54号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第55号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について
- 第10 議案第56号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第11 議案第57号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第12 議案第58号 令和5年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第13 議案第59号 令和5年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第14 議案第60号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第15 議案第61号 令和4年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議案第62号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第17 議案第63号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 第18 議案第64号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 第19 議案第65号 令和4年度矢巾町水道事業会計決算認定について
 第20 議案第66号 令和4年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
 第21 議案第67号 令和4年度矢巾町下水道事業会計決算認定について
 第22 議案第68号 令和4年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	高橋 恵	議員	2番	高橋 敬太	議員
3番	横澤 駿一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員
5番	吉田 喜博	議員	6番	藤原 信悦	議員
7番	齊藤 勝浩	議員	8番	小川 文子	議員
9番	木村 豊	議員	10番	小笠原 佳子	議員
11番	山本 好章	議員	12番	高橋 安子	議員
13番	水本 淳一	議員	14番	村松 信一	議員
15番	昆 秀一	議員	16番	赤丸 秀雄	議員
17番	谷上 知子	議員	18番	廣田 清実	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高橋 昌造 君	副 町 長	岩 淵 和 弘 君
政策推進戦略 兼未来戦 略課長	吉岡 律司 君	総務課長	田村 英典 君
企画財政課長	花立 孝美 君	税務課長 兼会計管理者 兼出納室長	佐々木 智雄 君
町民環境課長	田中館 和昭 君	福祉課長	野中 伸悦 君
健康長寿課長	浅沼 圭美 君	産業観光課長	佐藤 健一 君

道路住宅課長	水 沼 秀 之 君	文化スポーツ課長	高 橋 保 君
農業委員会 事務局長	田 口 征 寛 君	上下水道課長	浅 沼 亨 君
教 育 長	菊 池 広 親 君	教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長 兼 学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長	南 幅 正 勝 君
子ども課長	田 村 昭 弘 君	代表監査委員	高 橋 憲 康 君
農業委員会 会 長	中 川 和 則 君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉 田 徹 君	議会事務局長 補 佐	高 橋 俊 英 君
主 事	渋 田 稀 結 君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

会議に先立ち紹介を行います。

6月21日付で代表監査委員に就任されました高橋憲康代表監査委員を紹介いたします。

登壇しての挨拶を許します。

高橋憲康代表監査委員。

（代表監査委員 高橋憲康君 登壇）

○代表監査委員（高橋憲康君） おはようございます。ただいま紹介いただきました高橋憲康と申します。

今年5月に監査委員を拝命し、6月に代表に就任しております。監査に当たっては、健全な行財政運営というテーマにしっかりと向き合い、引き続き誠意を持って取り組んでまいります。研さんに励みながら、職務に全力を傾注する所存でございますので、皆様方にはご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます、ご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 以上で紹介を終わります。

仮議場なので、私もちよっと失敗しましたけれども、マイクは自分で押さないと発言できませんので、そこをご留意、発言が終わりましたらマイクを外さないと次の人が発言できませんので、そこをご留意しながら、3か月間この議場を使いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから令和5年矢巾町議会定例会を再開いたします。

これより9月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

○議長（廣田清実議員） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

初めに、当職からの議会関係報告を行います。

(議長 議会関係報告)

○議長(廣田清実議員) 次に、高橋町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

高橋町長。

(町長 行政報告)

○議長(廣田清実議員) 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(廣田清実議員) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

10番 小笠原 佳 子 議員

11番 山 本 好 章 議員

12番 高 橋 安 子 議員

の3名を指名いたします。

日程第2 会議期間の決定

○議長(廣田清実議員) 日程第2、会議期間の決定を議題といたします。

お諮りします。本日再開の9月会議の会議期間は8月24日開催の議会運営委員会で決定したとおり、本日から9月21日までの18日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 異議なしと認めます。

よって、9月会議の会議期間は本日から9月21日までの18日間と決定いたしました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付しました会議日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第3 報告第11号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
令和4年度財政健全化判断比率等の報告について

○議長(廣田清実議員) 日程第3、報告第11号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

に基づく令和4年度財政健全化判断比率等の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 報告第11号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく令和4年度財政健全化判断比率等についてのご報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、財政の健全化を判断する比率であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに資金不足比率を報告するものであります。

本町の令和4年度の決算に基づき報告をさせていただきます実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、対象となる会計収支が全て黒字であることから、本比率については該当しないところであります。

また、標準財政規模に対する起債元利償還金等の割合を表す指標である実質公債費比率につきましては、令和3年度より0.1ポイント減少し15.7%に、標準財政規模に対する本町が将来負担すべき負債の割合を表す指標であります将来負担比率につきましては、令和3年度より17.8ポイント減少し79.9%に、公営企業の経営健全化基準となります資金不足比率につきましては、各公営企業会計に資金不足が発生しないことから、本比率については該当しないところであります。

なお、それぞれの比率につきましては、健全化の基準値が設けられており、どれか一つでも基準値以上となった場合は、一般会計では財政健全化計画を、また公営企業会計におきましては経営健全化計画を定めて、様々な制限の下、財政または経営の早期健全化を図らなければならないことから、引き続き財政の健全化に努めてまいります。

以上、ご報告とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

8番、小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 実質公債費比率については、依然高い比率の状況にあるかと思われまます。将来負担比率については、やはり駅前開発の107億円の起債が平成33年、平成34年、平成35年ぐらいがピークで、その後だんだん下がってくるということで、これがだんだんこれからは下がっていく傾向にあるかと思えますけれども、やはり依然県平均に比べると高い

位置にあるかと思えますけれども、そのことについてのお考えについてもう一度お願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 大変すみません、ちょっと確認ですけれども、県内の市町村と比べて高いというふうに今お話しいただいたのですが、ちょっと聞き取りできなくて申し訳ございません。

実質公債費比率、そして将来負担比率ともに本町は正直県内ではワーストというふうな形、ワースト1位ではございませんが、まだ今回の令和4年度決算につきましての県内の順位というのは発表されていないので、令和3年度、令和2年度のお話をさせていただきますと、令和2年度は実質公債費比率はワーストで2位でございました。令和3年度は同じく2位、そして将来負担比率は、令和2年度はワースト1位でございましたし、令和3年度分につきましてはワースト3位ということでした。

ただ、どちらの数字のほうも実質公債費比率につきましては、まず0.1ではございますけれども、改善したということで、こちらのほうはどうして高いのかということなのではございますけれども、スマートインターチェンジ、そしてあとは中央1号線の道路改良、そして今回新たに小中学校に冷房を入れたというふうなの償還が始まってということで、令和3年度、令和4年度、令和5年度が実質公債費比率につきましてはピークというふうに考えています。それ以降は、今大変起債の抑制策を行っておりますので、徐々に徐々に減少していくというふうに考えています。

そして、将来負担比率も、こちらのほうは令和2年度125.6でございました。これが令和3年度は97.7、令和4年度が今79.9というふうに大きくどんどんこちらも改善しております。こちらのほうもいずれ将来の負担が増えないように起債の抑制を行っておりますので、来年度のほうも数値は改善する見込みでございましたので、徐々に徐々に県内での低い順位ではありましたが、これが上昇するのではないかと感じておりましたので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（廣田清実議員） 事業もやっていますので、その分、でも確実に下がっているということでもよろしいですか。

その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第11号を終わります。

日程第4 報告第12号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

日程第5 報告第13号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

○議長（廣田清実議員） お諮りします。

日程第4、報告第12号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について、日程第5、報告第13号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について、この報告2件については、自動車事故に係る専決処分の報告でありますので、一括しての報告にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、日程第4、報告第12号から日程第5、報告第13号までの報告2件については、一括しての報告にすることに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました報告第12号及び報告第13号の自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告についてご説明を申し上げます。

今回ご報告いたします2件のうち、報告第12号につきましては、矢巾町大字室岡第3地割地内の町道和味線において、相手方が走行中に、道路上の穴の発見に遅れ、その上を通過してしまったため、自動車のタイヤを破損したものであります。

また、報告第13号につきましては、矢巾町大字岩清水第8地割地内の町道室岡岩清水線において、相手方が走行中に、道路上の穴の発見に遅れ、その上を通過したため、自動車のタイヤを破損したものであります。

破損に係る賠償金については、全国町村会総合賠償補償保険で行っており、保険会社の査定において、本町の過失割合は、報告第12号及び報告第13号ともに5割となっております。

本町が相手方に支払う賠償金につきましては、報告第12号は、修理代金総額2万1,615円のうち1万808円。報告第13号は、修理代金総額2万円のうち1万円となっております。

なお、今回報告いたしました2件につきましては、本年8月25日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第2号の規定により専決処分をしたので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。ただいまの報告2件については、一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

それでは、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告第12号と報告第13号までの2件の報告を終わります。

日程第6 議案第52号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を
求めることについて

○議長（廣田清実議員） 日程第6、議案第52号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第52号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

地方税法第423条第1項の規定に基づき、固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服を審査決定するため、市町村は固定資産評価審査委員会を設置しなければならないことになっております。

固定資産評価審査委員会の委員の定数は3名で、任期は3年となっており、平成29年9月18日から2期お務めをいただいております矢巾町大字————、高館精記さんの任期が本年9月17日までとおりますことから、引き続き固定資産評価審査委員会の委員として選任いたしたく、議会にご同意を求めるものであります。

高館精記さんは、これまでも委員の職務を誠実に果たされ、人格、識見とも非常に立派な

方でありますことから、何とぞご同意を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第52号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第52号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第7 議案第53号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第7、議案第53号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第53号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行に伴い、一般職の職員の給与に関する条例中の手当の名称変更及び同条例において引用する条項にずれが生じたことから、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第53号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決いたしました。

日程第8 議案第54号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田清実議員） 日程第8、議案第54号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第54号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例において引用する条項にずれが生じたことから、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

8番、小川文子議員。

○8番（小川文子議員） これによりまして町内の幼稚園及び保育園の施設に対する対応はどのようになるのかをお聞きいたします。

○議長（廣田清実議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

今回の改正は、市町村の事務に関係するものではなく、先ほど提案理由にもありましてとおり、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第11項が繰り上げられることに伴い、矢巾町の場合、同項の規定を引用している条例を改正することになりますので、影響はありません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 条ずれ改正ですから、よろしくお願いします。

その他ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第54号 矢巾町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 5 5 号 令和 5 年度矢巾町一般会計補正予算（第 6 号）について

日程第 1 0 議案第 5 6 号 令和 5 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 1 1 議案第 5 7 号 令和 5 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第12 議案第58号 令和5年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第13 議案第59号 令和5年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第14 議案第60号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（廣田清実議員） お諮りします。

日程第9、議案第55号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について、日程第10、議案第56号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第11、議案第57号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第12、議案第58号 令和5年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、日程第13、議案第59号 令和5年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について、日程第14、議案第60号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について、この補正予算6議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第55号から日程第14、議案第60号までの補正予算6議案については一括上程することと決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程をされました6会計の令和5年度補正予算につきましてご説明を申し上げます。

議案第55号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について提案理由の説明を申し上げます。主な歳入につきましては、10款地方交付税の普通交付税を増額補正し、14款国庫支出金の学校施設環境改善交付金を新設補正し、18款繰入金の介護保険事業特別会計繰入金、19款繰越金の前年度歳計繰越金を増額補正し、21款町債の臨時財政対策債を減額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款総務費の財政調整基金積立事業、3款民生費の障害

者自立支援事業及び岩手県後期高齢者医療広域連合の運営事業、4款衛生費の予防接種事業、6款農林水産業費の農産物生産振興対策事業及び畜産農家緊急支援事業、7款商工費の中小企業支援事業、8款土木費の道路維持管理事業、除雪事業及び住宅管理事業、10款教育費の教育振興総務事業及び小学校整備事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億5,016万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121億6,942万7,000円とするものであります。

続きまして、議案第56号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。歳入につきましては、4款県支出金の特別交付金、6款繰入金、7款繰越金をそれぞれ増額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、1款総務費、4款保健事業費、5款基金積立金、7款諸支出金の一般会計繰出金をそれぞれ増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,508万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億4,559万3,000円とするものであります。

続きまして、議案第57号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。主な歳入につきましては、7款繰入金の低所得者保険料軽減繰入金及び8款繰越金を増額補正するものであります。

次に、主な歳出につきましては、2款保険給付費の各サービス給付費等、6款諸支出金を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億756万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億9,999万8,000円とするものであります。

続きまして、議案第58号 令和5年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。歳入につきましては、令和4年度の決算が確定したことによる同年度の剰余金として4款繰越金を増額補正するものであります。

次に、歳出につきましては、2款広域連合納付金及び3款諸支出金の一般会計繰出金を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ249万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,604万4,000円とするものであります。

続きまして、議案第59号 令和5年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。補正の内容であります。資本的収入及び支出のうち支出の第1款資本的支出の建設改良費を2,173万4,000円増額補正して、総額を7億8,283万9,000円とするものであります。

続きまして、議案第60号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について

提案理由の説明を申し上げます。補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち支出の第2款農業集落排水事業費用の営業費用を1,172万2,000円増額補正して、総額を3億3,424万8,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち支出の第1款公共下水道資本的支出の建設改良費を35万2,000円増額補正して、総額を4億4,653万8,000円とし、第2款農業集落排水資本的支出の建設改良費を220万円増額補正して、総額を2億3,429万6,000円とするものであります。

なお、それぞれの会計の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第55号から議案第60号までの補正予算6議案については、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま予算決算常任委員会に付託しました補正予算6議案については、本日開催されます予算決算常任委員会において審査を行い、本日の予算決算常任委員会後に行われる本会議までに報告書を当職のもとに提出するようお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、補正予算6議案につきましては予算決算常任委員会において審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いいたします。

時間も1時間たちましたので、ここで休憩といたします。

再開を11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開します。

-
- 日程第15 議案第61号 令和4年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議案第62号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議案第63号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 議案第64号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 議案第65号 令和4年度矢巾町水道事業会計決算認定について
- 日程第20 議案第66号 令和4年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第21 議案第67号 令和4年度矢巾町下水道事業会計決算認定について
- 日程第22 議案第68号 令和4年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（廣田清実議員） お諮りします。

日程第15、議案第61号 令和4年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第16、議案第62号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17、議案第63号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18、議案第64号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19、議案第65号 令和4年度矢巾町水道事業会計決算認定について、日程第20、議案第66号 令和4年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程第21、議案第67号 令和4年度矢巾町下水道事業会計決算認定について、日程第22、議案第68号 令和4年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、この8議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ご異議なしと認めます。

よって、日程第15、議案第61号から日程第22、議案第68号までの8議案につきましては一

括上程することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程されました6会計の令和4年度決算認定議案並びに水道事業会計及び下水道事業会計の未処分利益剰余金の処分に係る議案につきましては、皆様方にあらかじめ配付しております、皆さんのお手元に令和4年度予算執行に関する報告書、それからもう一つは令和4年度公営企業会計別決算総括表、そしてあとは議案書なのですが、この2つ、お手元に用意をしていただければなど、令和4年度の予算執行に関する報告書、令和4年度公営企業会計別の決算総括表、これによって説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それではまず初めに、令和4年度予算執行に関する報告書の1ページをお開き願います。そして、会計別決算額、予算現額に対する決算額の比率の順にご説明を申し上げます。

議案第61号、一般会計、歳入133億6,765万9,355円、100.2%、歳出128億2,086万3,903円、96.1%、歳入歳出差引額5億4,679万5,452円。

次に、議案第62号、国民健康保険事業特別会計、歳入26億4,929万8,979円、100.3%、歳出26億2,714万4,050円、99.4%、歳入歳出差引額2,215万4,929円。

次に、議案第63号、介護保険事業特別会計、歳入25億2,603万9,223円、100.7%、歳出23億2,037万3,562円、92.5%、歳入歳出差引額2億566万5,661円。

次に、議案第64号、後期高齢者医療特別会計、歳入2億6,149万1,260円、98.6%、歳出2億5,899万7,384円、97.6%、歳入歳出差引額249万3,876円。

そして合計に参りまして、歳入、予算現額187億6,035万7,000円、決算額188億448万8,817円、繰越明許事業に係る未収入特定財源及び繰越額7,936万8,000円、予算現額と決算額の比較は△4,413万1,817円、予算現額に対する決算額の比率100.2%。歳出、予算現額187億6,035万7,000円、決算額180億2,737万8,899円、繰越明許事業に係る未収入特定財源及び繰越額9,490万1,000円、予算現額と決算額との比較7億3,297万8,101円、予算現額に対する決算額の比率96.1%。歳入歳出差引額、予算現額はゼロ円、決算額は7億7,710万9,918円となります。

続きまして、令和4年度公営企業会計別の決算総括表をお開き願います。皆さん方、ご準備よろしいですか。議案第65号、水道事業会計、収益的収入及び支出、収入9億2,981万5,988円、

103.7%、支出6億6,024万3,897円、94.0%、収入支出差引額2億6,957万2,091円。資本的収入及び支出、収入6,340万5,820円、106.4%、支出6億3,241万4,055円、97.0%、収入支出差引額△5億6,900万8,235円。

次に、皆さん、お手元の議案書をお開き願います。よろしいですか。議案第66号 令和4年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案理由の説明を申し上げます。地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和4年度決算における剰余金の処分について議決を求めるものであります。内容といたしましては、当年度未処分利益剰余金の5億9,534万7,974円のうち2億3,026万3,225円を建設改良積立金へ積立てし、3億6,508万4,749円を資本金への組入れとして処分するものであります。

続きまして、もう一度令和4年度公営企業会計別決算総括表をお開き願います。皆さん、準備よろしいですか、決算総括表、いいですね。議案第67号、下水道事業会計の公共下水道事業、収益的収入及び支出、収入8億1,309万5,058円、102.2%、支出7億5,233万174円、97.2%、収入支出差引額6,076万4,884円。資本的収入及び支出、収入1億5,226万2,870円、71.7%、支出3億5,805万6,039円、77.5%、収入支出差引額△2億579万3,169円。

次に、農業集落排水事業、収益的収入及び支出、収入5億9,124万527円、100.6%、支出5億8,779万7,741円、98.4%、収入支出差引額344万2,786円。資本的収入及び支出、収入5,375万8,000円、100.5%、支出2億1,498万2,338円、97.8%、収入支出差引額△1億6,122万4,338円。

合計に参りまして、収入、予算現額26億538万8,000円、決算額26億357万8,263円、繰越額及びそれに係る財源充当額6,000万円、予算現額と決算額との比較172万9,737円、予算現額に対する決算額の比率99.9%、支出、予算現額34億756万円、決算額32億582万4,244円、繰越額及びそれに係る財源充当額8,318万6,000円、予算現額と決算額との比較2億173万5,756円、予算現額に対する決算額の比率94.1%、収入支出差引額、予算現額△8億225万2,000円、決算額は△6億224万5,981円となります。

次に、再度、また議案書をお開きになっていただきます。議案第68号 令和4年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案理由の説明を申し上げます。地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和4年度決算における剰余金の処分について議決を求めるものであります。内容といたしましては、当年度未処分利益剰余金の2億5,119万8,800円のうち5,698万1,607円を減債積立金へ積立てとし、1億9,421万7,193円を資本金への組入れとして処分するものであります。

なお、それぞれの詳細につきましては、会計管理者及び担当課長からご説明を申し上げます。

すので、よろしくご審議の上、ご認定、ご可決を賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりました。

令和4年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の各決算審査意見書及び矢巾町基金運用状況審査報告書が当職のもとに届いております。

なお、意見書及び報告書については、お手元に配付しておりますので、御覧願います。

高橋代表監査委員が出席しておりますので、審査意見書について補足説明がありましたなら、これを許します。

高橋代表監査委員。

（代表監査委員 高橋憲康君 登壇）

○代表監査委員（高橋憲康君） 町長から審査に付されました令和4年度の決算に関する意見は、沼田監査委員との合議の上で取りまとめております。お手元の審査意見書のとおりでございます。

令和4年度の一般会計、各特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の決算について審査いたしました結果、いずれも正確でありましたことをまずもってご報告申し上げます。

次に、決算の概要についてでございますが、一般会計と3特別会計の実質収支額は、合わせて7億6,157万円余となっております。また、水道事業会計と下水道事業会計においては、いずれも純利益を計上しており、健全な事業運営が行われていることが確認されました。

次に、財政状況についてであります。経常収支比率は前年度と比較して4.7ポイント上回り98.2%、公債費負担比率は1.2ポイント上回り14.6%となっております。これまでの大規模な投資的事業の集中実施によるものでありますが、基金の取崩しに頼った財政運営については、非常に危惧するところであり、事業の取捨選択をした検討も必要ではないかと、そのように思うところであります。

令和4年度の施策については、レインボー大作戦と7項目に重点を置き、新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰対策等に係る施策を進め、町民の生活環境の整備あるいは地域経済の活性化に取り組まれております。

今後は、少子高齢化、人口減少の深刻化による社会保障費や公共施設の長寿命化対策及び更新などに要する経費が増加する見通しに加え、引き続き原油、物価高騰等の影響による対策も見込まれます。

このような状況下におきまして、自主財源の確保に努めるとともに、中長期的な財政計画により健全な財政運営を推進し、職員の自覚と管理監督者の統率力により、効率的かつ効果的な行政運営に取り組まれますようご期待しております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 高橋代表監査委員の補足説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第61号から議案第68号までの決算関連の8議案については、会議規則第39条の規定により予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま予算決算常任委員会に付託した8議案については、9月21日午後2時30分までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

よって、決算関連8議案については、9月21日午後2時30分までに審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 直ちに議案第55号から議案第60号までの補正予算6議案について予算決算常任委員会を開催し、当職のもとに報告書を提出するようお願いいたします。

ここで暫時休憩に入ります。

午前11時31分 休憩

令和5年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第2号）

令和5年9月4日（月）午後2時10分開議

議事日程（第2号）

- 第 1 議案第55号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について
第 2 議案第56号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
第 3 議案第57号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
第 4 議案第58号 令和5年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
第 5 議案第59号 令和5年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について
第 6 議案第60号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について
第 7 発議案第6号 第8次矢巾町総合計画策定調査特別委員会の設置について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	高橋 恵	議員	2番	高橋 敬太	議員
3番	横澤 駿一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員
5番	吉田 喜博	議員	6番	藤原 信悦	議員
7番	齊藤 勝浩	議員	8番	小川 文子	議員
9番	木村 豊	議員	10番	小笠原 佳子	議員
11番	山本 好章	議員	12番	高橋 安子	議員
13番	水本 淳一	議員	14番	村松 信一	議員
15番	昆 秀一	議員	16番	赤丸 秀雄	議員
17番	谷上 知子	議員	18番	廣田 清実	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	副町長	岩淵和弘君
政策推進監 兼未来戦略 課長	吉岡律司君	総務課長	田村英典君
企画財政課長	花立孝美君	税務課長 兼会計管理者 兼出納室長	佐々木智雄君
町民環境課長	田中館和昭君	福祉課長	野中伸悦君
健康長寿課長	浅沼圭美君	産業観光課長	佐藤健一君
道路住宅課長	水沼秀之君	文化スポーツ 課長	高橋保君
農業委員会 事務局長	田口征寛君	上下水道課長	浅沼亨君
教育長	菊池広親君	教育次長 兼学校教育課長 兼学校給食 共同調理場所長	南幅正勝君
子ども課長	田村昭弘君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田徹君	議会事務局長 補佐	高橋俊英君
主事	渋田稀結君		

午後 2時10分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

ただいまから本日の会議を再開いたします。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 追加の議事日程第2号は、お手元に配付したとおりであります。

これより議事日程に入ります。

日程第1 議案第55号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について

日程第2 議案第56号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第3 議案第57号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第4 議案第58号 令和5年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第5 議案第59号 令和5年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第6 議案第60号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（廣田清実議員） 日程第1、議案第55号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について、日程第2、議案第56号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第3、議案第57号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第4、議案第58号 令和5年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、日程第5、議案第59号 令和5年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）について、日程第6、議案第60号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第2号）について、この補正予算6議案は予算決算常任委員会への付託に係るもので、予算決算常任委員長より審査が終了した旨報告がありましたので、これを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

昆秀一予算決算常任委員長。

(予算決算常任委員長 昆 秀一議員 登壇)

○予算決算常任委員長(昆 秀一議員) 報告書を読み上げて審査報告といたします。

令和5年9月4日、矢巾町議会議長、廣田清実様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、昆秀一。

予算決算常任委員会審査報告書。

議案第55号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算(第6号)について、議案第56号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、議案第57号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について、議案第58号 令和5年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、議案第59号 令和5年度矢巾町水道事業会計補正予算(第2号)について、議案第60号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第2号)について。

本常任委員会は、令和5年9月4日付で付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則(昭和62年矢巾町議会規則第1号)第77条の規定により報告する。

以上でございます。

○議長(廣田清実議員) 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略いたします。

ただいまより各議案についての討論に入ります。

お諮りいたします。一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計を一括して討論したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) ご異議がないようなので、それでは討論に入ります。

初めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第55号 令和5年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 令和5年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 令和5年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号 令和5年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 令和5年度矢巾町水道事業会計補正予算（第2号）についてを起立に

より採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田清実議員) 起立多数であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 令和5年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第2号)についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田清実議員) 起立多数であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

町長以下参与の方々には退席されて結構です。

午後 2時17分 休憩

午後 2時18分 再開

○議長(廣田清実議員) 再開いたします。

日程第7 発議案第6号 第8次矢巾町総合計画策定調査特別委員会の設置について

○議長(廣田清実議員) 日程第7、発議案第6号 第8次矢巾町総合計画策定調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。

(職員朗読)

○議長(廣田清実議員) 議案の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

14番、村松信一議員。

(14番 村松信一議員 登壇)

○14番(村松信一議員) 発議案第6号 第8次矢巾町総合計画策定調査特別委員会の設置に

ついて提案の理由を申し上げます。

本年度は、第8次矢巾町総合計画の基本構想及び前期基本計画を策定する年となっております。総合計画は、町全ての計画の基本となり、まちづくりの最上位に位置づけられている計画であります。また、矢巾町議会の議決すべき事件を定める条例において、町の総合計画の基本構想及び基本計画の策定について承認議決とするものとしております。

当議会といたしましても、町民の視点に立った透明性の高い行政運営に資するためには、総合計画の立案過程から積極的に調査、研究を行い、分かりやすく実効性の高い総合計画の策定に寄与することが必要との考えから特別委員会の設置を提案するものであります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 1つ、今のお話の中で質問させていただきます。実効性の高い計画とはどういうものかだけちょっと教えてください。質問の相手が違いました。

○議長（廣田清実議員） そんなことはないと思いますけれども、ちょっと待ってください。今発議に質疑をされたのは、きっと初めてだと思うので、今ちょっと検討しますので。

吉田事務局長。

○議会事務局長（吉田 徹君） 実効性の高い総合計画というのは、行財政運営に、この計画を基として対比してすぐ施策、そして予算の運営と結びついて分かりやすい総合計画に仕上げていく必要があるのではないか、そのために寄与する必要があるのではないかとということで、そういう文言で入れさせていただいたところがございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 総合計画に基づくように実効性を持ったということで詳しく、強い文言で入れましたので、そこをご理解いただきたいと思います。

その他質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 討論がないようなので、これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第6号 第8次矢巾町総合計画策定調査特別委員会の設置についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、発議案第6号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決し、設置されました第8次矢巾町総合計画策定調査特別委員会の召集については、本日の会議散会后、直ちに全員協議会室で開催いたしますことを口頭をもって通知いたします。

また、委員長等の互選の職務は年長委員が取り仕切っていただくようお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、これで散会といたします。

なお、明日5日は一般質問を行いますので、午前10時に本議場に参集されますようお願い申し上げます。

大変ご苦労さまでした。

午後 2時25分 散会

令和5年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第3号）

令和5年9月5日（火）午前10時00分開議

議事日程（第3号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	高橋 恵	議員	2番	高橋 敬太	議員
3番	横澤 駿一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員
5番	吉田 喜博	議員	6番	藤原 信悦	議員
7番	齊藤 勝浩	議員	8番	小川 文子	議員
9番	木村 豊	議員	10番	小笠原 佳子	議員
11番	山本 好章	議員	12番	高橋 安子	議員
13番	水本 淳一	議員	14番	村松 信一	議員
15番	昆 秀一	議員	16番	赤丸 秀雄	議員
17番	谷上 知子	議員	18番	廣田 清実	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高橋 昌造 君	副 町 長	岩 淵 和 弘 君
政策推進戦略 兼 未 来 戦 略 課 監 略 長	吉 岡 律 司 君	総務課長 兼 選挙管理 委員 局長 兼 事務局書記	田 村 英 典 君
企画財政課長	花 立 孝 美 君	税務課長 兼 会計管理 兼 出納室長	佐々木 智 雄 君
町民環境課長	田中館 和 昭 君	福祉課長	野 中 伸 悦 君

健康長寿課長 浅 沼 圭 美 君

道路住宅課長 水 沼 秀 之 君

農業委員会
事務局長 田 口 征 寛 君

教 育 長 菊 池 広 親 君

子ども課長 田 村 昭 弘 君

産業観光課長 佐 藤 健 一 君

文化スポーツ
課 長 高 橋 保 君

上下水道課長 浅 沼 亨 君

教 育 次 長
兼 学 校 教 育 課 長
兼 学 校 給 食
共 同 調 理 場 所 長 南 幅 正 勝 君

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉 田 徹 君

主 事 渋 田 稀 結 君

議会事務局長
補 佐 高 橋 俊 英 君

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

一般質問に入る前に、議員各位は2回の研修を受けておりますので、答弁のほうも的確に答弁していただきますようよろしくお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（廣田清実議員） それでは、日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次質問を許します。

14番、村松信一議員。

1問目の質問を許します。

（14番 村松信一議員 登壇）

○14番（村松信一議員） 議席番号14番、矢巾未来の会、村松信一でございます。

それでは、第1問目、令和5年度施政方針による事務事業並びに継続事業の進捗状況について、町長にお伺いをいたします。町民の誰もが幸せになるまちをつくるため、誰一人取り残さない、町民一人一人の幸福実現に向け日々取り組んでおります各種施策推進状況を伺いたいと思います。

1点目、認知症の取組について、認知症の人に優しいまちづくりとして、矢巾町認知症とともに生きるまちづくり条例を制定しました。町の責務、町民、事業者、地域組織、関係機関などの役割を明確にし、認知症バリアフリーのまちを目指す取組ではありますが、認知症に優しいまちとして、町民や地域組織など、役割を担う人は対応の難しさを感じるのではないかと。町民や地域組織の方など、役割を担う人が最も必要なこと、行うべき対応は何か、また注意を要することは何か。

2点目、認知症予防について、シニア世代の認知症を引き寄せる危険な生活習慣や認知症

にならない習慣の改善として、健康教室やえんじょいカフェなど、予防に必要な多くの施策を実施しておりますが、町民の健康づくりを支援する事業であるやはば健康チャレンジの取組は、認知症予防に効果があると思うことから、健康チャレンジの中で認知症予防訴求を周知することを取り入れた活動をしてはどうか。

3点目、町営住宅について、町営住宅の在り方についてワークショップ等での民間賃貸物件や高層建築物の選択肢のほか、統廃合や建て替え以外の方法等も含め、意見として集約され、町営住宅の在り方について検討中と思います。今年度の施政方針によれば、建て替え以外の方法による手法の検討と長寿命化等による住環境の整備に努めると明記され、方向性が示されておりますが、現在の町営住宅の在り方の検討状況はどうか。

4点目、地域産業育成・お役立ちセンターについて、産業振興センター、中小企業振興基本計画の（仮称）矢巾町地域産業育成・お役立ちセンターについて、今年度の施政方針によると、商工業において企業と企業、企業と顧客、消費者をつなぐ役割について記述されておりますが、農業公社的役割も担うとも明言されたこともありました。このことから、現在検討の産業振興センターの規模、内容、対応する業務について伺いたいと思います。

5点目、新しい地域コミュニティの構築について、1、共創と近助によるまちづくりについて、コミュニティ懇談会の開催による地域での課題提起など、対話を通じたまちづくりやまちづくりサポーター育成、隣り合う者が助け合う近助の精神で地域課題の解決に取り組めるような新しい地域コミュニティの構築として、どのような充実策を計画しているのか。

それから、2、町行政と自治会との連携による災害時や緊急時の連絡、確認や一般事務連絡用としてパソコン端末を各自治会に配付いたしました。今後の有効的活用方法の考えを伺いたいと思います。

3、DXの推進として、行政のデジタル化、オンライン化により町民サービスの向上、テレワークの普及による働き方改革の推進に努め、町内公共施設、コミュニティ施設など、DX推進のためやはばWELSOC Wi-Fiを活用することとなっておりますが、現在の計画はどうか。

次に、6点目になります。フリースペースカフェについて、人と人、人と社会がつながる場をつくること、一人一人が生きがいや役割を持ち、柔軟な社会参加を実現することを目的に、暮らしの悩み相談や一步を踏み出す準備、相談の場として居場所づくり事業であるフリースペースカフェについて、以下伺います。

1、矢巾町えんじょいセンターにて月2回開催されておりますが、利用者数や相談の有無

について。

2、就職希望等、相談の場合、雇入れ企業との連携や提携はどうか。

3、利用者の相談後の社会復帰や通常生活への復帰状況はどうか。

4、町内のひきこもり者数の把握はどうか。

以上、お伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 14番、村松信一議員の令和5年度施政方針による事務事業並びに継続事業の進捗状況についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、町民の皆様方や地域の組織の皆様方等、役割を担う人が最も必要なことといたしましては、認知症を正しく知り、認知症になったとしても、住み慣れたところで安心して住み続けるために必要と思われることについて、個人個人または地域組織においてできることを誰もが考え、実践していくことと考えております。また、認知症の方ご本人だけではなく、ご家族も一緒に自分の思い、意見を表明する機会や社会の様々な活動に参画する機会を通して、認知症の方の能力を十分に発揮することができることも重要なことと捉えております。

2点目についてですが、健康チャレンジ事業における認知症予防の周知につきましては、事業参加者を参集して実施しております健康セミナーの機会を利用させていただき、また日頃の生活における運動や栄養も認知症予防につながるこの話題提供を行うことで、町民の皆様方への意識づけを図っておるところであります。

3点目についてですが、町営住宅の在り方を検討するため、町内におけるアパート等の需給について民間事業者から聞き取りを行うとともに、本町の住宅事情と類似する他自治体の状況を現在調査しておるところであります。今後これらの調査結果と本町における人口動態を踏まえつつ、これからの町営住宅の在り方について引き続き検討をまいります。

4点目についてですが、（仮称）産業振興センターの規模と内容は、現在のところ農業やヘルスケア産業等の当町にさらに伸び代のあると考えられる事業分野において事業拡大を希望しているものの、何らかの理由で障壁を感じている事業者に対しての支援を行うことを想定し、現在情報収集と制度検討を行っておるところであります。具体的な対応といたしましては、希望する事業者同士の事業体設立や実績のある事業者とのマッチング等により、当町のポテンシャルを存分に生かしていただくための支援を想定しております。

なお、中小企業振興基本計画に掲げる矢巾町地域産業育成・お役立ちセンターにつきましては、中小企業における人材育成及び人材交流を図る機会の創出とともに、新事業創出や地域課題解決に向けた企業間連携の構築を図り、経営基盤強化や経営革新を目指す研修会を開催するほか、事業者や町民を対象にした相談窓口を設置し、地域内の需要から地域の仕事づくり及び雇用づくりにつなげる活動を展開することで、設置に向けた準備を進めておるところであります。

5点目の、共創、共に創り上げることと、近助、お互い近くで助け合うことによるまちづくりについてですが、新しい地域コミュニティの構築を充実させるために、住民参加型による総合的なコミュニティ運営を推進することが重要と捉えております。今年度は、コミュニティ要望会を開催しており、各コミュニティからの貴重な声を町政に生かすことに力を注いで、まさに注力しているところであります。これからも町民の皆様と協働により、地域コミュニティの構築を進めてまいります。

次に、各自治会に配付をさせていただいておりますパソコン端末の今後の有効的活用方法についてですが、町が各自治会に配付いたしましたパソコン端末は、コロナ禍において参集が困難な状況を鑑み、自治会との意見交換等に活用することを想定して導入したものであります。これまでに自治会役員とのオンライン会議に活用したところであり、今後はより積極的な運用となるよう、各自治会からも要望等をお伺いしながら、災害時や緊急時も含めて多岐にわたる活用方法を検討してまいります。

次に、町内公共施設、コミュニティ施設などにおけるやはばWi-Fiの現在の活用計画についてですが、パソコン端末につきましても、まさに各自治公民館のWi-Fi設備の環境を活用することを想定しているものであり、今後はより一層、災害時や緊急時の通信手段の確保はもとより、各自治会の事務負担軽減や町行政、いわゆる町政と各自治会との情報連携強化に活用をしております。

6点目についてですが、令和4年度のフリースペースカフェの利用者数は実人数で23名、延べ人数で76名となっております。このフリースペースカフェでは、参加者同士の交流のほか、必要に応じて相談にも対応しており、主な相談内容といたしましては、ひきこもりの状態にあるご家族のことや就労に関することとなっております。

次に、就職希望等、雇入れ企業との連携や提携についてですが、フリースペースカフェの会場では、内職体験としてフルーツキャップの製作を行っております。また、職場見学や体験につきましては、自動車販売店における洗車や整備補助作業、農園での野菜の収穫や箱詰

め作業を行っており、相談者の状況に応じた対応を図るため、委託業者と連携して企業や団体に対し、事業への理解と協力をお願いしているところであります。

次に、利用者の相談後の社会復帰や通常生活への復帰状況についてですが、フリースペースカフェをきっかけに障害者手帳の所得に結びつき、社会参加の幅が広がった方や家族以外の方と関わりを持ち、地域とつながる場所となっております。

次に、町内のひきこもり者数の把握についてですが、町内におけるひきこもりの状態にある方は把握しております人数で、令和5年度7月末現在36名となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、認知症の取組、ここについて再質問をさせていただきます。

現在は事業者、関係機関、そして家族系で認知症対象者への対応をしていると思いますが、今後2025年問題によって後期高齢者が急増するわけでありまして。そして、少子高齢化がさらに進むことで、認知症者が多くなると予想されております。そこで、地域組織、それから地域住民の理解と協力が必要になるわけでありまして。そうですが、認知症者になった人とのつながりは、地域というだけであって、あとはあんまりつながりはないだろうと思うのです。家族とかそういったのと違いますし、事業者でもないです。そうした場合に、地域との協力がもちろん必要になるわけでありましてけれども、どのようにしてその必要性を説き、そして地域住民、それから地域組織で、例えば自治会なわけでありましてけれども、できることをみんなで考え実践する、そのきっかけはどのようにしてつくるのかお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

矢巾町の認知症の取組は、約10年前から行ってまいりました。最初は、認知症サポーター養成講座から始まり、平成24年に認知症地域支援推進員を1名配置し、10年の経過を経ております。その中で、今ご質問がありました地域住民、地域組織でできることをみんなで考え実践するきっかけとして、10年経過したところで、私どもも昨年チームオレンジやはば祭りということで、11月5日に開催いたしました。これは、認知症サポーター養成講座も多くの方々に講座を受けていただいたのですが、チームで認知症の取組を進めていこうということで、矢巾町はチームオレンジ、令和3年5月に県内初めて立ち上げました。そういうことを

きっかけに、今回、昨年チームオレンジやはば祭りを開催いたしました。そのようなきっかけを多くつくっていくことが大事かなと思っております。

今年度につきましては、条例の制定を踏まえたイベントとして、今週末になりますが、9日にチームオレンジやはば祭り、そして認知症セミナーを開催する予定でございます。そのようなきっかけをつくりながら、認知症のことを正しく理解していただく、そしてご家族の思い、孤立させないようにしながらのつながりをつくっていくきっかけづくりをしてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） ただいま答弁にありました9日に認知症のセミナーを開催すると、何かポスターみたいなのを見たことはありますけれども、大体申込み状況等はどのようなのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回町民の方々、先着500名、そして介護の様々の関係者の方々大体200名ぐらいということで、チケット、整理券を配付しておりますが、現在のところ整理券の配付状況は750名ほどの整理券を配付させていただいております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、関係する質問でありますけれども、認知症への理解を深めると不安も軽減するとよく言われております。矢巾町認知症とともに生きるまちづくり条例に記載しておりますが、まちぐるみで支え合いを実践するために地域でどのような行動を起こせばいいのかということが今あるのです。それについて伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

やはり先ほども申し上げましたが、認知症のことを正しく理解していただくことがまず大事だと思っております。その一つの取組が認知症サポーター養成講座でございます。認知症サポーター養成講座は、地域での見守り、認知症について正しく理解して、認知症の人や家

族を温かく見守り、支援する応援者の方々をいいます。そのような方々を多く養成講座をつくりながら、支え、つながる方々を多くしていくことが大事だと思っております。

なお、令和4年度末、様々なところで認知症サポーター養成講座をメイトさん方が行いましたが、例えば小学校、それから岩手医科大学、銀行のほうとか、様々なところで行いました。昨年度末は8,280人、人口の大体30%ぐらいの方々がこの養成講座を受講していただいております。そのような取組を地道に、様々なところで行っていくことが大事だというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それで、また関連してですが、認知症患者の増加によりまして、ビジネスケアラーの増加が問題になっていると言われております。これはご存じと思いますが、働きながら介護する人、それから仕事と介護を両立している人ということでもありますけれども、ある調査によりますと、認知症に関わるビジネスケアラーはここ数年でますます増加し、日本の大幅な生産性の低下が明白であると言われております。そもそも少子高齢化で人材が不足している折で、40代から50代の人間が介護で生産性効率を大幅に低下させ、あるいは離職するなど、日本経済全体の問題になると指摘されているわけです。これは、皆さんご存じのことでもありますけれども。それで、時間的な余裕がなく、調べてみますととても複雑なのです、この介護支援制度は。そこで、利用しにくいビジネスケアラー、働いているビジネスケアラーは、非常にもう難しいのです。ですから、ビジネスケアラーの支援策、簡単にできる方法であるとか、まとめて、あなただったらこういうことが支援としてできますよとか、どこかの窓口に行って1つ聞けば、また別なことで分からないところは別なほうに聞くとか、そういうことをこのビジネスケアラー向けに一覧で何かつくって、ワンストップ窓口みたいなものをつくっていただきたいのですが、その考えについてお伺いをしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

制度を使うためになかなか難しいという点、その点は受け止めさせていただきまして、まずはやはり働いている方々が介護離職することなく、本当に地域の中でご本人、そしてご家族が安心して暮らしていけるようにするため、その一つとして介護保険制度がございます。その点をうまく利用するために、私どもも様々、認知症の地域支援推進員を中心にワンスト

ップで相談できるような窓口を、そして訪問しながらとか、よりそういう点を進めていかなければならないなというふうに思っております。先般、国のほうでも認知症の基本法ということで成立いたしましたして、その中の基本的施策の中の一つとして「相談体制の整備」とございます。一言で書いてはございますが、そこを本当により充実していくことが大事だと思っておりますし、私どももその点に関しましては様々な、認知症地域支援推進員も中心にはございますが、あらゆるところでいろいろ相談のお困り事をキャッチしたときに、しっかりとその思いを受け止め、つなげるように進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 今度は予防のことについて再質問であります。私の年代、75歳くらいになると、知人、友人、あんまり意識しなかったのです、今まで。これくらいになりますと、知人、友人の状況や私たちよりもちょっと高齢の方の行動で感じることもあるわけです。それで、急に身近な問題となって、認知症を意識するように私もなりましたけれども、普通の人とはそうではないかと思うのです。40歳とか50歳くらいのときに、私もそうでしたけれども、薄らぼけになったそうとか、そういう言葉で、そんな程度だったのですけれども、今になってみると自分のことのように、本当に意識するようになるのです。認知症発症リスクを減少させるためにはということで、いろんなところで言われております運動や食事、社会参加型が効果があるという、こういう調査報告がされておりますし、認知症の研究で分かったこととして、運動する高齢者が認知症リスクが低い傾向にあると、運動量が少ないグループより運動量の多いグループでは認知症の発症リスクがかなり低かったということが報告されているわけでありまして。このことを知らずに、私たちもずっと参加しておりました事例というのが、健康チャレンジの事業の健康セミナーだけではなくて、本町で各種活動、行事等、認知症予防のこれを話題として共同作業や、それから糖尿の予防とか高血圧の予防、人との交流、リフレッシュすること、または歯の治療とか、浴室や台所のカビの除去等、こういうのも認知症の予防にとっても効果があるということを初めて知ったのです。

ですから、今町で植えています県道の花なんか、植えるときは一緒ですけれども、植えた後に、今9月末くらいまで、恐らく私のところは30人くらい集まって話をしながら、早朝、車両の少ないときに、大体年間7回くらい作業しているわけです。知らず知らずのうちに認知症の予防になっているということがこれで分かったのです。町長の発想だったか、高橋安

子さんの、高橋安子ロードと名前つけられている、私も乗った都合上ずっと参加をしておるわけですけれども、実はこういったことが認知症の予防になるのだということは、30人ぐらい集まっている人たち、いつもそういう話はしないのです。だから、これから、いや、実は皆さんまともに来ているのは、こういう予防の効果なのだというようなことを私は声を大にして言いたいです。というようなことを皆さんの会合のときにも、そういうことはあんまりしなかったので、そういった町の行事にはぜひともそういうことで何かちょっと工夫をして、認知症にこれ効果があるのだよとかではなくて、言葉をいろいろと工夫をされて、これが効果があるのだという意識づけをしていただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、まず今認知症の関係について、もうご存じのとおり今度認知症の新薬が開発されて、この認知症の新薬の活用に向けた、今のところ年内に実用化されるということで、ただそういった新薬までにはいかななくてもいろんな、それで今大事なのはえんじょいセンター、まず役場のそばに基幹型のえんじょいセンター、そしてできるのであれば地域型えんじょいセンターを各地域、自治会にもつくっていただく。コロナ禍、ただいまここで岩手県がコロナの感染状況ワーストワンということで、今非常にまた心配される状況になっておるのですが、そういうこともしっかり踏まえながら、私は認知症の予防のためには3つのワークがあるのではないかと。まず1つは、ネットワークです。それから、当初所信表明でもあれしたケアリングコミュニティのケアリングワーク、そして何よりもフットワーク、この3つのワークを一つのたたき台にして、それがコミュニティとしっかり結びつくような形を形成していきたいということで、今の花壇の、いわゆる植栽のことも一つの認知症の予防につながっているのであればあれなのですが、そういったことを一つ一つ丁寧に拾い上げながら、いずれ認知症基本法とか町の条例、法律をつくったから、条例をつくったからそれで終わりということではなく、これをたたき台にして、認知症がある人もない人も共に生きることのできる社会、これまではもう障がい者の方々のあれでいろんな取組をしてきた。もうそういった意味で、認知症についても、私らが本当に正しく理解して、サポートして支え合いができる共生社会をぜひつくり上げていきたい。

それから、今日花壇のお話があったのですが、県外の人からお手紙を私に頂戴いたしました。矢巾スマートインターチェンジを利活用させていただいておりますが、この花によっていろんな意味で心が癒やされるということで、そういったお手紙も頂戴しております。今担当課に話ししているのが、認知症の方々も含めて地域の皆さんからご協力いただいた各自治

会の、それから企業等の協賛もいただいて、花壇のところにこの協力いただいたやはり自治会なり企業の方々の名前看板、そして町ぐるみでこういうことをやっているのだと、そして町民の皆さん方が一緒にやっているということがいろんな意味に派生していくと思うので、だから一つ一つの動機、モチベーションがいろんなことにつながるということで、だから認知症の予防、ヘルスケアについてもそういう取組をしっかりと意を体してやっていきたいと思っておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） 予防の点で、1点補足させていただきます。

矢巾町は、岩手医科大学等の連携協定の下に、平成28年度から認知症コホート研究ということで調査事業を行っております。この事業は、脳とカラダのいきいき健診ということで、町内の19行政区を対象に、65歳以上の方々を対象にこの事業が始まりました。8年を経過して、この事業は全国8つの自治体が行っておりまして、その一つに矢巾町も入っております。今現在2次調査ということで、岩手医科大学と連携しながら進めておるところですが、8年の調査の中である程度の結果が出てきたよということで、先日医大のほうから資料提供いただきましたが、その中で1つ、今議員ご指摘のとおり、人との交流頻度が少ないと脳の容積が小さくなるよという研究結果も出ております。ということは、やはり人との交流、そして運動なり関わりというのが非常に大事だということで、そういう結果も出ております。これらの結果のことにしましては、12月2日に岩手医科大学のほうでは様々な記念講演ということで開催する予定で今準備を進めております。今お話ありましたようなことを、様々この取組の中で得たものを皆さんに還元し、そしてより予防の部分も一緒に進めていけるようにしてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） この花のことについては、ある新聞に気仙沼バイパスに6キロの花を植えてと、私たちと同じようなことなのですけれども、それで10月まで見頃だということで、8月29日に大型バスをちょっと借り切って、地域の同じく賛同して花に関わっている人と一緒にその気仙沼バイパスに行ってみました。やっぱりいろいろ私たちと同じように手入れしておりましたし、6キロですから、非常に長くて、観光の名所にもなっているというようなことでありました。それは余談ですので、そういうことがあったと。

それでは、次の質問で、町営住宅について伺いたいと思いますが、本町と類似する他自治体の住宅事情の調査はどの程度進んでいるのか。そして、町営住宅の在り方について、今担当課以外に、どこかの行政以外で、この在り方を検討している組織があるのかどうかということと、それからもう一点、町内には現在、昔の旧雇用促進住宅ですね、これがかなりリフォームをきれいにしまして、この前も行って見てきましたけれども、ビレッジハウス・マネジメント株式会社として、これを一般アパートとして入居者を募集しているわけです。ということで、以前にもそういう話がありましたけれども、民間から一括借り上げするとかいう話も検討の項目に入っていると思うのですが、ここを一括借用して町営住宅にしてはどうかという考えを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

まず、住宅事情の調査でございますが、今現在7自治体の調査を行いまして、うち3自治体については視察を行ってございます。具体的に視察を行った市町村は、県内北上市、青森県八戸市、あとは北海道函館市となっております。これらは、基本的に借り上げの調査という形で行っております。傾向といたしましては、借り上げにつきましてはほとんどのところが新築で20年の一括借り上げという形でございますが、そのほかの自治体等もいろいろ借り上げ型を検討しておるが、応募者がいないとか、そういうふうなものも多くて、実際に形になっているのはかなり少ないというのが現在の感想でございます。それらの借り上げにつきましても、やはり中心市街地の空洞化に対応して市街地につくるとか、あと子育て世帯に配慮したものと整備するとか、何らかの政策と結びついた形での公営住宅というのがほとんどでございました。

また次に、行政以外で町営住宅について検討しているところがあるかというご質問でございますが、現在のところ私どもではそのような組織があるというのは把握はしてございません。

次に、ビレッジハウスの借り上げについてでございますが、実は私どもでも以前ちょっと検討したことはございます。ビレッジハウスさんにつきましては、今かなりの改装を行いまして、中の設備等をいろいろ整備した上で貸出しをしていらっしゃるようでございます。町内には2か所、流通センターと旧雇用促進というか煙山小学校に近いほう等ございますが、聞いている話の範囲ですと、流通センター側はもともと入居している方も結構いらっしやっ

て、そのまま継続して入居している方も多いようでございますが、煙山小学校に近いほうについてはそこまで入居している方が多いというようではないようでございます。なぜかというのを調べますと、3階建て以上の中高層の建物についてはやはりエレベーターがついていないと人が集まらなると、入っているのはやっぱり1階とか2階までというふうなのが現状のようでございます。それで、やはり応募する方とのいろいろ、障がいのある方とかもいらっしゃるでしょうし、様々な要因があろうとは思いますが、私どもの町営住宅ではやはり三堤住宅とか、低階層のほうは人気があって4階は応募者がいないというのが続いておりますので、やはり同じ傾向があるのかなというのが現在私どものほうで感じているところでございます。

今後私どものほうでいろいろ検討を重ねていく上で、新築以外での借り上げというのも一つの在り方としてはあるのかなとは思っておりますので、そちらの中で応募対象者等を定めた場合には検討してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、次の地域産業育成・お役立ちセンターについて伺いたいと思います。

矢巾町中小企業振興基本計画の（仮称）矢巾町地域産業育成・お役立ちセンターの説明には、関係する大企業や町民、矢巾町、金融機関、それから教育機関、それから中小企業等、人と人をつなぎ、知恵を出し合い、新たな仕事と雇用を地域に生み出すと記載されております。それで、前にも質問したことがあるのですが、なかなかこれを読んでも分かりませんし、このことを町側のほうから説明を受けたこともないので、またお伺いしますけれども、矢巾町地域産業育成・お役立ちセンターと産業振興センターは同じものなのでしょうか。もし違うのであれば、またその違いを明確にしてほしいのですが、まず同じかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをいたします。

まず、このお役立ちセンターと産業振興センターはまず別物ということですが、今本町で考えておる産業振興センターというのは、いわゆる今現在もう組織ある商工会とか、農協さんとか、いろんな組織があるわけですが、私ども今考えている産業振興センター、例えば過去

に藤原信悦議員からは、今県内では葛巻がやっておる特定地域づくり事業、それから赤丸秀雄議員にも過去にお答えしたことがあるのですが、労働者協同組合法ということで、今私どもは地域は、例えば農家であればもうどんどん集積、集約化されてきておると、その中でいわゆるコミュニティが崩壊というか、地域のつながり、また人と人のつながり、これがどんどん希薄化しておると。

そこで、今産業振興センター、例えばこれまでも地域で、特にコロナ禍の影響もあって、お祭りとか何かもなくなってきているということで、私もそうなのですが、地域で例えばみんな集まって草刈りといってももう出てこないです。お金か人手かと、お金、うちの和味であれば出役しないときはもう3,000円、そういうことではこれから地域が成り立っていかないということで、そこで産業振興というのは、今お話しした葛巻とか、または今国でもいわゆる労働者協同組合法と、こういうものの、特に矢巾町も中心部はあれなのですが、周辺部はもうどんどん人口減少にある。だから、そういったことを歯止めすることにおいても、やはりこれから農業なりそういうふうなものを、ただもうお店も今地域になくなって、今は矢巾町の商工会の中の商業連盟なんかも、もうこの組織もいずれ解散するというようなお話もあるわけです。だから、農業とか商工業、このままいったらどんどん衰退していくと。そして、ある意味では大規模とか集落営農とかではなく、そういうことではなくやっていきたいと。

それから、お役立ちセンターは、これはまた商工業を中心にいろんな取組を考えていくということで、今産業振興センターは地域コミュニティ、この人たちも巻き込んで考えていきたいということで、そういったことの思いをやる皆さんにお話ししながら組織をつくり上げていきたいと考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 補足させていただきます。

先ほどお役立ちセンターのお話があったものでございますので、お役立ちセンター、当課のほうで担当してございまして、当初産業振興センターにつきましては大分前から立ち上げのお話があったわけでもございまして、お役立ちセンターにつきましては今年3月に中小企業振興基本計画が策定されてから、このセンターというものを円卓会議等を通じながらやってきたわけでもございますけれども、お役立ちセンター分かりやすくするためのイメージ図を作っております。お手元のほうに配信されているかと思っておりますけれども、こういった図が配信されているかと思っておりますけれども、議員の皆様の方には行ってはいますでしょうか。これ

が関係図でございまして、先ほど町長がお話し申し上げましたとおり、お役立ちセンターにつきましては町民、あと中小企業、公的機関なり団体、そういったものが連携を取りながら、地域にまつわる課題の解決とか、あとは新事業の雇用創出など、そういった連携をしながらやっていくというふうな形になってございます。その中心にはコーディネーターなりセンター長を置いて、そういった相談窓口を受け付けながらやっていくというふうな中身になってございまして、先ほど当初の町長の答弁にありまして、このお役立ちセンターが行う事業につきましては中小企業者の経営者とか社員の人材育成、あとは人材交流、あとは各種経営革新を図るための研修会、これはもう実際に行っているところもございまして、そのほかには次世代の皆さんの職業感とか勤労感を醸成するための機会の創出ということで、いろいろ学校とかに行きまして、地元の企業がこういった職業感を持って仕事に向かっているのだよというようなことも、実際にこういったセンターを通じなくてもやっているところもございまして、今後はこのお役立ちセンターを正式に設置した暁には、やはりセンターが中心になってそういった住民、企業間連携を図りながら進めていくというふうに理解をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） 私のほうからは、産業振興センターのことについてご説明をさせていただきたいと思っております。

答弁につきましては、町長答弁に尽きるわけですけれども、現在までの検討状況のほうをお知らせしたいと思っております。町長答弁でもございましたが、この（仮称）産業振興センター、こちらは労働者協同組合法を活用して運営をすることを考えているところでございます。これどんな法律かということでございますと、実は新しい法律で、昨年度これは策定されたものになります。これは、働く人が組合員として出資をして、その意見を反映して自ら事業に従事することを原則とするものでございます。この法律は、労働者派遣事業を除くあらゆる事業が可能となっております。これまでも、さっき町長も申し上げましたとおり、農協であるとか、様々な組合の協同組合法がございましたが、実はこれ出資と意見反映、労働というものが一体になって幅広く地域課題の解決ができる法人格となる法律は実は初めてになります。言わんとしていることは何かというと、例えばこちら、お役立ちセンターがセーフティーネット的に産業の振興を支えるというものであれば、逆に言うところこちらの労働者協同組合法は、自ら出資をして地域課題を解決したいという人たちが自らの考えの下にやっ

くと、そういうクラスターをたくさんつくっていくことによって課題解決を図っていくというのがこの事業スキームでございまして、現在農業分野、ヘルスケア分野、産業分野、観光分野、こちらの事業者と様々意見交換をして一定の設立のめどがついておりますし、どのようなプレーヤーの方々が一生懸命ここで課題解決をしたいのかということを考えているのがおおよそ見えてきている段階ですので、行政主導ということではなくて、行政と連携しながら地域でやる気のある方が自ら出資をして課題解決を図っていく、社会問題をビジネスとして課題解決していくというような流れをこの中でつくっていくようにして、この産業振興センターなるものを運営していきたいと考えております。

なお、一般的に誤解されがちなのですが、全国で言う産業振興センターというのは、お役立ちセンターのような業務をやっているところがほとんどです。あくまで仮称だったので、全くちょっと別物の考え方になりますので、この産業振興センターの呼び方につきましては早くできる段階でイメージをつくりまして、皆様にご披露できるようにしてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） ちょっと発言者は、タブレット離してもらえようにはしてもらえませんか。何かさっきから雑音入っているのです。どれが原因だからちょっと分からないですけども、きっと発言者のタブレットとマイクが近いとザズズッといいますので、よろしく願いします。

他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） そうしますと、この2つの組織ができることとしまして、これは庁舎内ではなくて、どこか別なところにつくるのでしょうか。その組織の事務所みたいなところとか、そういったものをつくる場合は町の施設ではないようなところにつくるのか、そういう考えなのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） ただいま進めてございますお役立ちセンターにつきましては、やはり先ほど町民と中小企業者が一番近い立場にある場所ということで、役場ないし商工会のほうに設置できればなというふうに現在のところは考えているところでございます。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） お答えします。

（仮称）産業振興センターにつきましては、先ほど答弁で一応クラスターという言葉を使

わせていただきましたが、そういうものを、あくまでも群れをたくさんつくっていくというイメージになりますので、どこに設置するかということは今検討段階でございますし、皆様の意見、それから出資者の働く方々の意見を中心に動いていくスキームになりますので、その議論の中で決めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、次の地域コミュニティの構築についてを再質問させていただきます。

今年度、コミュニティ要望会が開催されておりますが、支給したパソコンによってオンラインでこれは開催されたものでしょうか。

それと、Wi-Fiについては、令和3年9月3日、WELSOC Wi-Fiの構築は、行政のデジタル化、オンライン化による町民サービスの向上、テレワークの普及による改革の推進に努め、また町内公共施設、コミュニティ施設などのDX推進のために活用するという、こういうことでありました。それで、現在の活用状況をまず伺いたいということと、それからオンライン会議はもう何回くらい開催したのでしょうか。

それから、配付したパソコンは、行政と各自治会との災害時、それから緊急時の使用のほかには町行政と各自治会との情報連絡に活用するということもありましたが、これいつから実施するのでしょうか。導入からもう1年もたっているのですが、緊急時や災害時以外の活用方法も検討されたと思いますし、それからこの1年間で検討したことはこれからやるということですが、検討したこともあるのだらうと思うので、そのことを伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、今回のコミュニティ要望会につきましては、全て現地にご訪問させていただきました、顔を突き合わせての要望会というふうな形でさせていただいたものでございます。

そして、2点目のこれまでのオンライン会議なのですけれども、コミュニティの連絡協議会の役員会というもので、全体ではないのですけれども、一部の役員さんということになるのですが、こちらのほうの会議で1度使用してございます。これからのことなのですけれども、一斉に会議として使用というのももちろん必要であると思いますけれども、今各自治会

のほうから文書の配付とか資料の提供等、それから何かしらの連絡等、パソコンのほうに配信していただけないかというふうな要望が徐々に来ておりましたので、こちらのほうの要望を、まだ実現できていないのですけれども、これから実現できるように今検討中でございまして、今後随時これらのほうを行っていきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 関連して、また質問いたします。

2022年10月の広報にも掲載されておりますけれども、町では暮らしやイベントに関する情報をラインで提供しているわけです。それで、専用アプリも今現在開発されているわけがありますけれども、専用アプリの開発時点では、いわゆるそのときはラインで配信、ラインもあったわけですので、その開発に着手しようとした時点でラインにどういった不足があったのか、新たなアプリを開発する必要があってそういうことに取り組んでいるわけがありますけれども、私たちの仲間ではラインで何か不足なことがあるのかということまで出ていまして、まずお伺いしたいのは専用アプリとラインの違い、そこでこれから2つが出てくるわけで、ラインは廃止しないのだろうと思っておりますけれども、これを新アプリとそのラインを併用するかどうか、そしてこれは行政関係者の二重手間とならないのかどうか、これをお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

ラインのほうは、やはりできるもの、できないものがどうしてもございます。今回のアプリに関しましては、まず大きなところでいきますとごみの分別、写真に撮ってどんなごみであるかと、それがいつ出せるのかというような分別する機能というのが一番大きなところかと思っています。そして、道路の穴ぼこ写真を撮って、それに位置情報が載ってきますので、それを通報していただくということで、迅速な穴ぼこの処理の対応ができるというふうなところが、まず2つ大きなところがございます。

そして、既に今回のアプリはその2つの機能も持ったほかに、ポータルというところで、ホームページとの連携、こういったところも大きな部分でございまして、情報のほうのプッシュ通知というのですか、随時皆さんの端末のほうにお届けするというのもできるということで、実際ラインのほうはラインほうにやっぱり得意な部分でございますし、ポータルアプ

リのほうもそちら得意な部分がございます。そのほかにも今町としましては、フェイスブックであったり、ユーチューブであったり、今Xというのですか、旧ツイッターですね、こういったのであったりインスタグラム、この辺も同時にやっております。いろいろなやっばりメディア、媒体によって得意な部分がございますので、こういったところを生かしながら並行して進めていくということで、それぞれの記事に関しましては連携機能を持っておりまして、二度手間というふうな、二重の手間というところはできるだけ少ないような仕様となっているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） これに関連して再質問ありますか。というか、区切りがちょっとできない状態になっているので、1時間もうたっていますので、切りたいのですけれども、このWi-Fiの関係で。

○14番（村松信一議員） まだあります。

○議長（廣田清実議員） であれば、まだ続けます。他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） では、フリーWi-Fiについて質問します。

契約者以外が利用できるフリーWi-Fiスポットがないわけでありまして、つまり契約者以外の矢巾町民には恩恵がないのです。それで、アンテナは矢巾町で税金をかけて設置しておるわけでありまして、公共施設にフリースポットを数多く設置しまして、町民がひとしく使用すべきと思うのですが、その辺の考えについてお伺いしたいのと、それから行政区の責任者と行政区との連絡確認方法といたしまして、現在は、私の確認をしている範囲内です、設置は大体公民館とか、そういう形なのです。将来、いずれ初期の段階での説明では、アンテナが大体300メートルぐらい電波飛ぶからということでもありましたけれども、私も調べたのです。そうしたら、設置されている公民館から出ればまず使えないということ、大体が。それは、電波の低いというか、あんまり使わないだろうということで、初めからそういうアンテナをつければ安く設置になるわけでありまして、例えば50メートルぐらい離れている人が使いたいという場合は、ウェルソックに頼めば安価ですごく親切丁寧にアンテナを設置してくれているわけでありまして。だから、それは解消できると思っておりますけれども、そういうことになっております。これは調べた結果です。

だから、飛ぶようなところもあるのだろうと思うのですけれども、そこで行政の責任者は、300メートルくらいスポット離れている場合、今は自宅でやりたいという人があるのですが、

そういったことで自宅までのWi-Fiを入れる、わざわざ全部こっちの行政のほうに来たほうが距離的に早いとか、そういった人もいるわけですが、公民館等まで行かなくても、自分の、責任者の自宅でできるような考え、そういったことにする考えはないのか伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、フリーWi-Fiのスポットは、矢巾温泉に今ございます。そこだけというふうな状況でございますけれども、公共施設に数多く設置というのは、できないことはないかと思うのですが、ちょっと今のところはほかにはご用意させていただいていないところでございます。やはり加入されている方々とそうでない一般の方々の多少調査をつけなければならぬと、差別化の意味でもあまりフリースポットを乱発するというふうな考えは、今のところないものでございます。観光地、例えば徳丹城とかに関しましてはやってもいいのかなというふうには思っているところでございますが、今のところはまずフリースポットを増やすというふうなことは考えてございません。

そして、アンテナから実は300メートルぐらい確かに電波は飛ぶのですけれども、実はなぜ300メートル先、離れたところで受信なり通信ができないのかというのは、今度はそれぞれの固有の端末が電波を送り返す能力が、幾ら頑張っても大体50メートルぐらいしかないということで、受信できても送り返す能力がないと、結果的に通信というのはいできないものになっております。ですので、そのアンテナからほぼ50メートル以上離れると実際は通信ができないということで、フリースポットをたくさんもし通信できるように用意しなければならぬとなりますと、今町内には66基のアンテナがございますけれども、これを数百用意しなければいけないというふうなことで、金額的にはかなりの金額が必要になるというところでなかなか難しい部分がございます。

そして、あとは自宅などから使用できるようにする考えはないかというところも、今のWi-Fiの仕組みに関しましては、アンテナから受信する場所にレシーバーという、この会場にも実はちょっと端っこのほうに白い、窓際に、これぐらいの大きさのものがついているのですけれども、そのレシーバーでアンテナから受信して、そしてすぐそばにルーターというものを置いて、そのルーターから50メートルぐらいの範囲で電波を飛ばして、その電波を携帯の端末なりタブレットで拾って通信するというふうな仕組みで行っています。そういった都合上、レシーバーとルーターがあるところではフリーというのは多少できるかと思うので

すけれども、直接やはりアンテナと通信してのフリーというのはなかなか難しい状況ですし、あとはセキュリティーの問題等ございまして、こちらのほう、行政区の方々のフリーを実現するというのにはちょっと想定していないところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○14番（村松信一議員） あと1点だけあります。

○議長（廣田清実議員） そのまま続けます。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） 00000 J A P A Nということでの、災害時誰でもWi-Fiが使える、それは宣伝をされていますので、ですけれども知らない人も多くおりますので、この制度をもっと周知徹底してはどうかと、今各地で災害が起きておりますので、00000 J A P A Nの宣伝をしていただきたい。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） こちらに関しましては、ご提言大変ありがたいと思っております。特にも今月の1日につきましては、防災の日でございました。今年は、特にも関東大震災から100年目というふうなことでございまして、私どもではちょっとこの付近で広報するべきだったのではないかなとちょっと反省するところでございます。今後ちょっと時期を捉えまして、改めて周知徹底させていただければと思っております。よろしくお願います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

○14番（村松信一議員） ありますけれども、今の……

○議長（廣田清実議員） でも、何とか、ちょっと情報が入っていますので、あと2分、⑥のほうまでですから。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） フリースペースカフェについて、ひきこもり等の解消につながった事例はあるのかどうか。それからまた、就労に関しまして、結果はどうなっているのでしょうか。企業との連絡や内職等の経験者のその後はどうなっていますでしょうか。社会参加が広がり、家族以外の地域とのつながり、場所となっているとありますけれども、参加者はその後生活はどうなっていますでしょうか。

フリースペースカフェについては以上であります。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

ひきこもりの方の就労につながったかということですが、事業等の体験を行って、そのまま就労というのは特にはないのですが、このフリースペースカフェに継続的に通っていただいた方の中で、就労先を見つけて、そういった就労をすることにつながっている方はございます。また、このフリースペースカフェにつきましては、ひきこもりだけではなくていろんな方が参加してございます。どなたでも参加できるような形でございますので、家のほうでいろんな困り事などで相談したい方とか、ずっと家にいてどこかで話をしたいという方もいろいろたくさん参加してございます。そういった方の居場所づくりという意味で、つながることをこの場所で行いたいと思っておりますし、またこうやって続けて通っていただくことによって、行政のほうとの信頼関係を結ぶことによりまして、様々な相談のしやすい環境づくりという意味でこのフリースペースカフェを継続して行っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ちょっと時間過ぎましたけれども、ここで暫時休憩に入ります。

再開を11時20分といたします。

午前11時09分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、2問目の質問を許します。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、2問目の質問であります。

令和5年度施政方針について、教育長にお伺いをいたします。今年度の教育行政方針に伴う事務事業推進についての取組状況を伺いたしたいと思います。

1点目、子育て支援ネットワークについて、教育行政方針の児童福祉の充実の中で、「子ども・子育て支援の充実」を柱として掲げ、妊娠期から子育て期全般にわたる切れ目のない支援を子育て支援ネットワークが一体となり進めるとありますが、子育て支援ネットワーク

とはどのような組織か、また一体的に取り組んでいる子育て支援の具体的活動内容、今後の活動計画について伺いたいと思います。

それから、2点目、いじめ問題対策について、いじめや不登校児の生徒指導上の諸課題への対応のため、いじめ問題対策連絡協議会を開催するとありますが、現在の開催状況等、問題、課題となっている事例の内容を伺いたいと思います。

それから、3点目、教職員の働き方改革について、ICT機器の活用により、アクティブラーニングや個別最適化された教材により効率的な学習の結果、教員の業務の効率化や業務時間の削減に結びついている学校現場や、学校事務職員が積極的にGIGAスクール関連の職務を教師と連携し、職務実施により教師の負担軽減、会議のペーパーレス化などで、学校の働き方改革の工夫により効果を上げている学校現場もあるように聞いております。

また、学習用タブレットによる学力テストや、児童や生徒からのアンケート結果などを総合的に分析、児童や生徒に個別に適した指導方法の策定や、指導や評価を援助する仕組みにより教職員の働き方改革につながっていることなど、このような事例は全国にたくさんあると思われませんが、本町の学校現場でどのような働き方改革を実施され、効果を上げているのか伺いたいと思います。

次に、4点目、ヤングケアラー、小中学生のことですが、の実態について、ある調査によりますと学校現場においては、ヤングケアラーが抱える家庭内の問題は、介入する難しさもあることから、家庭内の事情を把握し切れずに適切な対応ができない場合もあるとされておりますが、状況を把握するためにもスクールソーシャルワーカー、行政の福祉、子育て部門の職員など、家庭にアプローチすることのできるどころとの連携、調整を行える体制を整えることも考えられますが、本町の場合どのような対応をされているのか。

また、本町のヤングケアラーの実態をどのように把握しているのか。

以上、お伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 令和5年度教育行政方針についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、子育て支援ネットワークとは子ども課、健康長寿課及び地域子育て支援拠点の3者のネットワーク連携により、地域全体で子育てを支援する体制であります。この3者は、月1回、子育てに不安を感じている家庭についての情報共有及び具体的な支援方針の検討を行い、それぞれの状況に応じた適切な支援に努めております。また、子ども課

と地域子育て支援拠点担当者は、年3回拠点会議を開催し、地域における子育て支援の強化及び子育て家庭の居場所づくりに努めております。

今後におきましても、これらのネットワーク連携の充実を図り、子育てにやさしい地域づくりに努めてまいります。

2点目についてですが、本町のいじめ問題対策連絡協議会は、学校関係者、臨床心理士、警察関係者、町PTA連合会等で構成され、いじめ等の問題の実態把握や適切な対応、学校の取組などについての協議や情報交換を図ることを目的に、基本的には年1回開催することとしております。昨年度の協議会におきましては、いじめ解消判断までの組織的な対応について、講義の聴講と各学校のいじめ事案発生から解消までの対応を協議し、各学校のいじめ問題対応への改善点について臨床心理士から助言をいただいております。

3点目についてですが、教育委員会においては本年3月に矢巾町教職員働き方改革プランを策定し、時間外在校等時間が月100時間以上の教職員をゼロという目標を掲げ、学校のICT化や文書事務の見直し等の業務改善の視点を示しております。各学校におきましては、この計画に基づき、現状、目指す姿、取組内容、目標を定め、働き方改革アクションプランを策定、公表し、働き方改革に係る取組を行っているところでございます。

また、効果につきましては、教職員衛生委員会において検証することとしており、本年6月には各校の取組状況の情報共有を行ったところであります。次回は、令和6年2月に開催し、結果及び成果と課題を明確にし、不断の改善を図ることとしております。

4点目についてですが、議員ご案内のとおり、ヤングケアラーが抱える家庭内の問題への介入は難しく、その問題解決には関係機関、専門職との連携が必要であると捉えておりますことから、ヤングケアラーが疑われる児童生徒がいた場合、学校は当該児童生徒の状況について子ども課に情報提供し、町要保護児童対策地域協議会の管理ケースとして対応することとしております。

また、ヤングケアラーの実態把握につきましては、今月小学5年生から中学3年生までの児童及び生徒を対象にアンケート調査を実施し、把握することとしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、子育て支援ネットワークについて伺います。

子育て支援ネットワークにつきましては、3者による支援検討で、実際に支援したことの

内容と、また件数はどれくらいあるのか、そして子育て家庭の居場所づくりとは具体的に何をどうされているのか伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

実際に支援した内容につきましては、育児不安とか発達相談、離乳食の相談、育児ストレス、産後鬱病、育児ノイローゼ、不適切な養育家庭などへの指導を行っております。支援件数につきましては、今年度4月23件、5月25件、6月34件、7月26件、8月24件でございます。

次に、子育て家庭の居場所づくりということですが、町内に地域子育て支援拠点、広場が3か所あります。そこで親子同士の交流とか、子育て講習会とか、心配なことへの相談に対応しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、いじめ問題について再質問させていただきます。

いじめに関して定期的にアンケートを行っているが、いじめと思われる事案はどれくらいあるのか。また、特に問題となるような事案についてはどのような対応をしているのか。不登校の段階的支援はどのくらいの人数が対象となっているのか。そして、児童虐待防止について、矢巾町子ども家庭総合支援拠点の活動実態を伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、いじめアンケートに関わってでございますが、いじめアンケートについてですけれども、日常的な教員と、あと児童生徒、また保護者との間で行われます見取りであるとか、情報交換、そういった中で得られる情報、その中では得られないいじめに係る点について、そういったものを補完する、そういった側面もあるものというふうに捉えてございます。したがって、アンケートの実施の都度、内容でありますとか、その数につきましては異なるものというふうには捉えておりますけれども、今年度4月から7月末までの状況といたしまして、町内各校で複数回、児童生徒のみならず保護者向けもアンケートとして実施されてございますが、7月末までに169件いじめとして各校で認知してございます。

特に問題となるような事案についての対応でございますが、事案の軽重にかかわらず、各校において策定をされてございますいじめ防止基本方針でありますとか、いじめ対応マニュアル、そういったものにとつとて適切に対応をいただいております。特にですけれども、犯罪行為として取り扱われるべき事案につきましては、国の通知にのっとりスムーズな学校と警察との連携につながるよう、様々な機会を捉えて学校と警察が連携を図っているところでございます。

3つ目の不登校の段階的な支援、その対象となっている人数についてでございますが、本町では適応指導教室こころの窓を設置してございます。そちらの通級生ですけれども、今現在小学生、中学生合わせて12名、通級生として登録になってございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） 児童虐待防止に関する質問にお答えをさせていただきます。

まず、予防についてですけれども、要保護児童対策地域協議会の関係機関に対して、これは保育所等、小中学校の先生も含むわけですけれども、児童虐待防止の研修会を年1回しておるところでございます。あと、定期的に学校、保育所等訪問して、気になる児童の情報共有に努めております。

あと、活動実態ですけれども、擁護虐待相談、令和3年度は71件、擁護その他の相談35件を含みまして167件の相談に対応しております。令和4年度は、擁護虐待69件、擁護その他50件を含む211件の相談に対応しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、教職員の働き方改革についての再質問であります。これ文科省の「学校レポート わたしたちの働き方改革」というのがありまして、それを読ませていただきましたけれども、会議のペーパーレス化の実行に当たっては、管理職から教職員に向けての宣言をして、それで足並みそろえてスタートすることができたというような事例もありましたし、それから職員数と各教室、担任との情報共有の在り方が大きな課題となっていたそうでありますが、グーグルチャットの導入により学級指導の中断が大幅に減少したと。それから、予定や行事などの毎日の伝達事項は教職員が持つ端末からいつでも見られ、教員室にあるモニターにも掲示されるような仕組みをつくった事例や、標準的職務に加え、

地域連携に関して教師と連携し、P T Aとのやり取りやコミュニティスクールの企画、実施による教師の業務負担軽減につながった事例など、それからG I G Aスクールの企画立案の担当を教師に代わって事務職の方がやったというようなことで、かなりの改善につながったという事例があるわけでありましてけれども、本町でもそのような改革事例は多く持っていると思います、その事例についてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

教職員の負担軽減策といたしましては、意識改革と、あとは業務改善、その両面からの取組が必要であるというふうに認識してございます。それぞれにおける町内各校で実施されております取組ですが、先ほど教育長答弁にもありましたとおり、令和6年2月に取組の成果、課題を洗い出し、次の改善につなげたいと考えておりますが、各校でこれは効果があるのではないかという想定の下取り組まれている内容について、幾つかご紹介をしたいと思います。

1つ目の意識改革につながる取組といたしましては、タイムカードの活用、教職員に自分たちの勤務時間というのを意識させるというようなことで取り組まれている例がございます。また、各校においては様々な会議が行われておりますが、その開始時間と終了時間をきちっと守るといったこと、そこを意識して取り組んでいる学校もございます。

2つ目の側面として、業務改善につながる部分でございますが、業務内容の調整、精選というものも挙げられてございます。前年踏襲でこれまで実施されているものが多くないかと、そもそもの目的は何だったかというようなところを照らして、先生方ご自身が取り組んでいる内容、行事等々の取組を見直しをしているといったこと。また、議員ご案内のとおり会議等におけるペーパーレス化、それも挙げられてございます。資料の印刷でありますとか、丁合い等々にかけていた時間を別なことに使えるといったことで取り組まれている学校も幾つかございます。また、アンケート等の実施におけるI C Tの活用と、こういったものも具体例として挙げられてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○14番（村松信一議員） それでは、最後の質問になりますが、ヤングケアラーの実態について伺いたいと思います。

令和5年8月31日にテレビの番組放送を見まして、小学校におけるヤングケアラーについての調査によりますと、家族の世話をしている小学生が6.5%、それから兄弟が71%、母親が19.8%ということで、子ども自身は状況が分からないまま家族の世話をしている可能性があるという報告がありました。また、就学前から世話をしている人は17.3%、この場合は6歳の子どもが2歳くらいの子どものを見ているとか、そういうことだと思いますけれども、低学年から世話をしている人が30.9%もいると。世話をする家族がいると回答した人は、健康状態がよくない、あまりよくない、遅刻や早退、宿題ができていない、忘れ物が多い、授業中に寝てしまうなどがたまにある、よくあると回答する割合が、小学生が世話をする家族がいない場合といる場合では、いない場合のほうに比べて2倍高くなっているという、こういう結果が出ておりますけれども、本町ではこのようなアンケートをこれから実施するということでありますけれども、そのような児童はいるような、あるいはいないのか分かりませんが、状況を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

このヤングケアラーの全国的な調査は、平成30年度分から始まっておるわけですがけれども、矢巾町の場合、令和2年度に1件ヤングケアラー事案が発生しまして、その事案は障がいがある下の兄弟を学校を休んで見守りをしておったという事案がありましたけれども、そのことにつきましては既に解決済みでございます。今まで1件ございました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、これで14番、村松信一議員の質問を終わります。

次に、15番、昆秀一議員の一般質問を求めます。

昆秀一議員。

1問目の質問を許します。

（15番 昆 秀一議員 登壇）

○15番（昆 秀一議員） 議席番号15番、新誠会の昆秀一でございます。私、本質問で記念すべき50回目の登壇をいたしておりますけれども、本日もよろしくお願いたします。

それでは、まず初めに強度行動障害への支援をについてお伺いいたします。強度行動障害

は、個人が感情や行動を制御する困難さを特徴とする精神障がいであります。この障がいで、怒りや攻撃性、挑戦的な行動、それから自傷行為などの問題行動が頻繁に表れます。このことにより、本人や周囲の人々に身体的、感情的、社会的な危害をもたらすことも考えられます。そのため、現状では支援事業所の受入れが困難であったり、受入れ後の不適切な支援により、利用者に対する虐待につながる可能性も懸念するところから、以下お伺いいたします。

1点目、強度行動障害の支援の必要な対象者の把握はどのように行っているのでしょうか。

2点目、強度行動障害に対する支援について、現在の第6期矢巾町障がい者プラン、障がい福祉計画及び第2期矢巾町障がい児福祉計画にどう盛り込まれているのでしょうか。また、次期第7期、第3期の計画にどう盛り込んでいくつもりなのでしょうか。

3点目、強度行動障害者の支援事業所や支援者に対する研修等はどのように行われているのでしょうか。

4点目、強度行動障害という障がいをどう捉え、大事なことはどんなことで、どんな課題を持っているのでしょうか。

5点目、強度行動障害の支援の一つとして、特性の周囲の理解が挙げられますが、その周知はどう図っているのでしょうか。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 15番、昆秀一議員の強度行動障害の支援についてのご質問にお答えします。

まずもって、50回目の一般質問、誠におめでとうございませう。1点目についてですが、強度行動障害の支援が必要な対象者の捉え方といたしましては、障がい福祉サービスの利用希望があり、必要となる障がい支援区分認定調査の行動援護に関する内容について、家族などから聞き取りを行うことにより把握をさせていただいております。

2点目についてですが、現在の第6期矢巾町障がい者プラン・障がい福祉計画及び第2期矢巾町障がい児福祉計画において、強度行動障害に対する支援につきましては、障がい福祉サービスにあります行動援護として盛り込まれております。また、次期計画につきましては、国が定める基本指針に基づき、強度行動障害に関する内容を検討の上策定を進めてまいります。

3点目についてですが、日常生活に困難を生じております強度行動障害を有する方に対して、適切な支援を行う人材育成を目的として、岩手県が強度行動障害支援者養成研修として毎年基礎研修と実践研修を開催しております。また、紫波地区相談支援事業所会議において、事例検討会などで事業者間での研修や情報共有を行っているところであります。

4点目についてですが、強度行動障害は自傷や他害行為など、いわゆる自傷他害などの危険を伴う行動を頻回に示すことを特徴としております。そのため、事業所の受入れが困難な場合や受入れ後の利用者に対する虐待につながる可能性も懸念されることから、強度行動障害をする方の支援体制を整えていくことが必要と考えております。

また、課題といたしましては、支援の必要な方を捉えることについて困難なところがあり、相談支援専門員と連携し、行動援護の支援が必要な方の把握に努めてまいります。

5点目についてですが、強度行動障害に関する周知は現在行っていないところでありますが、今後紫波地域障がい者基幹相談支援センターと連携して、障がいに関する理解促進、啓発事業を進めるとともに、強度行動障害の特性につきましても理解促進に向け広く周知を図ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） まず、再質問に入る前に、私の一般質問の時間が長いという論議がされておりましたけれども、私の質問時間は40分と決められていますので、できれば当局側も答弁を簡潔にさせていただきようお願いして再質問に入ります。

強度行動障害の障がいのある方は、適切な支援を行うことによって、他害行為などの危険を伴う行動の回数が減少するなどの支援の有効性が報告されており、強度行動障害に対する体系的な研修が必要とされております。そこで、県でも国でも、強度行動障害を有する者等を支援する職員を有するために、先ほども答弁にありましたような研修事業を行っております。このような研修事業を町からも参加を促すように、もう少し積極的に取り組むべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） お答えいたします。

県で行っている研修等、こちら直接事業所のほうに通知が行っているようですが、町といたしましてもこの強度行動障害に関する知識を各事業所の職員の方々に習得していただく

ように呼びかけて、一人でも多くの職員が強度行動障害の知識を得るように努めさせていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） この研修には、先ほども答弁にあったように基礎研修と実践研修とあるのですけれども、各6時間、計12時間みっちり2日間かけて講義を受けます。その中で、基礎研修では障がい特性を理解したチームでの支援について、実践研修では具体的な支援手順の作成、チーム支援の継続支援する職員を孤立させないという支援を学びます。そして、その研修で求められるのは、ある程度広域単位での強度行動障害に対する支援体制を構築することにありますけれども、町としてはどのように広域の支援体制を築こうとなさっているのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

先ほどの答弁にもございましたけれども、紫波地域相談支援事業所会議、こちらのほうで、基幹が主催してございますが、会議と事例検討会等でこの行動援護の関係の事例発表なども行っておりまして、今年の5月にもこの会議の中で行動援護の研修をさせていただいてございます。内容といたしましては、町内で行動援護の支援を行っている方の事例などを紹介しながら、行動援護の内容について周知しているところでございますので、今後も行動援護の必要性、また強度行動障害の特性などを周知して支援につなげていきたいと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 今申されたように、強度行動障害の特性の理解がまず重要であることなのですけれども、そんなに簡単に数時間の研修で学んだから十分ということはないのだと思います。それは何でも言えることだと思うのですけれども、まず取っかかりとして理解よりも研修で学ぶ、そして実際にそういう方と会って見ないと分からないというところも多いのではないのでしょうか。その上で、その人の困っていることを体験してみる、そこでの気づきが大事なのだと思います。その中から、どういう支援が必要だよねというふうにつなが

っていくことが考えられるのだと思いますので、そういう体験を皆さんにも体験してもらうようにすれば、その理解もちょっとは進むのではないのかと思いますので、その体験からの気づき、支援する側には特に大事になってくるだろうと思いますので、ぜひともそのような体験ができるような機会もつくっていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

町内にもこの強度行動障害の方がおりまして、主に入所している方でございますので、基幹の研修等の中にも取り組んでいただくように、入所している現場に行って実際の現場の取組等を見ていただくとか、実際の強度行動障害の方の行動を見ていただいて、こういったところに気をつければいいのかなどという実感を得ていただくような研修も取り組むように、町といたしましてもお願いしていきたいと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） この強度行動障害のあるASD、いわゆる自閉症スペクトラムの方の支援というのは、私は特に大変だなというふう感じておりまして、それを一人で抱え込むことの困難さをほとんどの人が持っておって、通り一遍の研修はあまり役に立たないというのが現状のようでして、支援の個別化が求められます。チームでのアプローチが必要になってきます。そこのリーダーを明確にすることも大事になってきますので、その辺を理解した上で支援していかないといけないと思うのですが、その辺のチームアプローチについての強度行動障害者の支援についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

先ほどもお話ししましたが、町内の方につきましては主に入所で支援を受けている方でありまして、その入所施設の中で支援の中心となる方を決めていただいて、その方を中心に強度行動障害の理解を職員のほうで深めていくような形でいくように町のほうとしてもお願いしていきたいと思いますし、また多くの方が先ほど言った研修を受けて、1回に限らず何回も時間を定期的に置いて、繰り返し研修を行うことによって、強度行動障害の理解を深めていただくように、行っていただくように指導をしていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 強度行動障害をお持ちの方の家族は、非常に大変な思いをされているだろうと推測されますけれども、もしかしたらどこにも相談できずにいるのかもしれないです。そのようなことにならないためには、まず窓口を大きく開いて、どんなささいなことでも相談してくださいと、そういうことを言いやすい場所などの環境づくりであったり、気になるところはこちらから出かけて行って、アウトリーチで相談を受けるようなことをしてもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

答弁でも答えておりますが、やはりその実態を把握するのが非常に難しい状況でございます。町といたしましても、相談窓口として矢巾町福祉課が窓口になってございますが、なかなかそういった相談に直接来るのは件数が少なくて、この強度行動障害については今までなかったのですけれども、障がいの中でこういった方がいらっしゃるという情報をできるだけ多く集めて、基幹相談支援センターと協働して、様々な障がいをお持ちの方の相談窓口として基幹センターがありますよということを周知しながら、何とか実態を把握するように努めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） そこで、その支援についてなのですけれども、先ほども行動援護の話があったのですけれども、障がい福祉サービスには訪問系サービスと日中活動系、それから居住系、それから相談支援などあるのですけれども、強度行動障害に関わる支援者はそう多くないと思われれます。その中で私が思うに、強度行動障害の外出支援などに関わってくる行動援護はほとんど利用実績があまりないという、あまりないというかほとんどない、これはどういう理由があると考えられますでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

先ほどお話ししたとおり、町内の強度行動障害の方がほとんどが入所関係で、入所施設の職員が支援をしている形ですので、なかなか行動援護のサービスを使わなくても、事業所の

中で支援しているという形もございますが、通所している方もございまして、昨年度1件、この行動援護を使ってサービスを受けている方もございます。今年度につきましても、また同じ方がこの行動援護のサービスを受けているということ、情報を得ておりますので、今後ともこの行動援護のサービスを使って外出等できるような環境を整えていきたいと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 行動援護についてはそのとおりだと思って、1件あるということで、まずそれを継続しながら、徐々に広げていければいいのかなというふうに思いますので。

それから、強度行動障害と虐待防止についてお伺いしたいのですけれども、中でも強度行動障害の生じている知的障がい者に虐待のリスクが高いことが示唆されていますが、そうした中で虐待防止については町としてはどのような考えをお持ちでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

今まで虐待に関しての情報は、特に町のほうには入っておりませんが、全国的にそういった事例もあるようにお聞きしてございますので、この点につきましては町のほうからも事業所等に説明して、虐待防止に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 強度行動障害の支援に伴った虐待については、これ認知症の方にも言えることなのですけれども、なかなか大変な方というのはいらっしゃるわけですし、支援する側が理解し切れずに逆に暴力を振るわれて、これはあってはならないのですが、抵抗するので、つい手を出してしまうとかというケースが出てくることも考えられます。この場合の対応について非常に難しいと思うのですが、現場での対応については、町としては身体拘束についてはどう考えているのかということと、あと逆にこういう暴力が怖いので、ほったらかし、いわゆるネグレクトになってしまうケースも考えられますので、どちらにしろ虐待につながってしまう危険がありますので、そこを的確なアドバイス、例えばレスパイトを入れなどの支援を行えるような体制を整えてほしいと思うのですが、いかがでしょう

か。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、どちらに対しても、暴力的な虐待につきましてはあってはならないこととございますし、まず町といたしましても現場の実態をお聞きしながら、そういった行動がないのか、また逆に職員のほうが暴力を振るわれることがないのか、ちょっと実態を確認させていただきたいと思います。それに応じてまた対策等を町のほうでも考えて、また県のご指導をいただきながら虐待に対する対策等を検討させていただきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それから、強度行動障がい児についてなのですが、強度行動障害をお持ちの方の児童期の支援は特に大変で、家族は子どもの世話に多くの時間を割かれてしまいます。かといって、どこかで受け入れてくれる施設があるのかというのも探すのも困難であります。では、どうすればいいのか、やはり支援できる人をできるだけ増やしていくこと、支援のサービスができる事業所を増やしていくこと、入所施設を増やしていくことなどの支援をしていく必要があるかと思っております。それでなければ、本人ももちろんですが、家族も潰れてしまう可能性がありますので、行政として広域連携しながら支援を図っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

確かに児のほうの対応というのは非常に難しいというのは、私たちも承知しているところでございますが、町内には様々な施設がございます。ただ、それだけではやっぱり受入れするのが難しいということも確かでございますので、広域でこういった強度行動障がい児の受入れ態勢や研修等を充実させて、受ける方を多くして、多くの方が支援をできるような体制づくりに努めさせていただきたいと思っております。これについては、広域で取り組む内容でもあると思っておりますので、こういったところは広域のほうでもちょっと声かけしながら、この問題については解決するように取り組んでまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それでは、お昼も過ぎたので、最後にしたいと思いますけれども、それで時には施設もいいのですけれども、やはり自宅で家族と一緒に、共になるべく負担のないように暮らせる支援を目指すべきだと思いますし、地域もそれに協力するような環境づくりも必要だと思いますし、親亡き後も安心して生活できるよう、なるべく自立に向けた支援、自立できない方もあろうかと思うので、そういう方々の支援についてみんなで考えていければいいのかなど、それが真の意味での地域共生社会につながっていくのだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

議員のおっしゃったとおり、全くそのとおりでございます。地域でやっぱり一緒になって、こういう困っている方を支援するということが非常に大事だと思いますので、事業所、また町が一緒になって、このような問題をどのように解決するか取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 1問目が終わりましたので、12時を過ぎまして、ここで暫時休憩いたします。

再開を13時、午後1時といたします。

午後 0時03分 休憩

—————
午後 1時00分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、2問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 次に、防災対策についてお伺いいたします。

先日、9月1日、関東大震災から100年目の節目で、様々にメディアでも防災のことの報道が連日ありましたが、近年特に日本だけでなく、世界で地震、豪雨、台風等の災害が発生し、被害をもたらしています。このような災害は想定外にやってきますし、その災害が激甚化し

ていっているように感じます。そこで、自然災害から身を守るためには、事前から備えが必要であり、住民の生命、財産を守る防災、減災の重要性が一層認識されているところであります。

このように、災害からの被害を軽減するためには、行政による公助はもとより、住民一人一人が自ら取り組む自助、それから地域、職場、学校、ボランティアなどが互いに助け合う共助、加えて町では近所の助け合いの近助が大事であるとされています。これらは、公助、自助、共助、近助を組み合わせて対策していくことが重要になってくることから、町としての防災対策を以下お伺いいたします。

1点目、防災について大事なことは、まず行政と住民の防災意識の共有が挙げられますが、町としてはどのようにこの防災意識の共有を図っているのでしょうか。

2点目、防災で大事になってくるのが情報の伝達であります。災害時に適切な情報の収集と迅速な伝達が必要であり、その情報の収集や伝達の遅れで混乱が起こることがあります。これにより、適切な避難行動が遅れたり、混乱が生じたりする可能性があることから、町としてはどのように格差のない情報伝達をしていくつもりなのでしょうか。

3点目、脱炭素に向けた町としての施策は、どのような目標を持ち取り組んでいるのでしょうか。

4点目、本町の小中学校の防災教育は、どのように行われているのでしょうか。

5点目、ペットとともに避難できる避難所の開設が求められますが、その考えはどうなっているのでしょうか。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 防災対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、議員ご指摘のとおり、町民の皆様との防災意識の共有は、今後の防災対策を推進するに当たり、最も重要な課題の一つと認識しております。町では、これまでテレビやラジオなどの各種広報手段の適切な運用並びに自主防災組織や防災士の育成、各種防災イベントの開催、地区防災訓練への講師等の派遣等を通して、町民の皆さんと最新の防災関連情報の共有を図ってきたところであり、今後も継続をしてまいります。

2点目についてですが、岩手県復興防災部をはじめ、盛岡地方気象台や岩手河川国道事務所等のホットラインにより適時に防災情報を入手し、町民の皆様に対し、やはラヂ！、屋外

放送設備、テレビのデータ放送、エリアメール、町ホームページ及び広報車など、あらゆる広報手段を活用し、避難情報等の緊急情報をはじめとした各種防災関連情報の速達を図ってまいります。

3点目についてですが、脱炭素社会の実現に向けて、昨年6月に矢巾町、人と自然にやさしい環境基本条例を改正し、基本理念に脱炭素社会の実現を目指すことを掲げるとともに、ゼロカーボンシティの表明を行い、取組を始めたところであります。具体的な施策といたしましては、本年4月28日に環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の重点対策加速化事業の採択を受け、5年間にわたる事業展開を進めておるところであります。地域温暖化対策として、脱炭素社会の実現は喫緊に取り組むべき課題であるとの認識の下、事業展開を優先しておりますが、今後は町全体としての温室効果ガスの削減目標を含めた計画策定に着手することとしております。

5点目についてですが、ペット同行避難者用の避難所は、町管理施設内及び同施設駐車場の一角に開設することで検討中ではありますが、ペットの種類と数に応じて柔軟に避難スペースを確保するとともに、専門家からの意見を踏まえ、必要な備品等の整備について引き続き検討をしております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、防災対策についてのご質問にお答えいたします。

4点目についてですが、防災教育は各学校においては、理科や社会科、道徳科など、教科等横断的に指導がされております。その目的は、児童生徒が的確な判断の下に自らの安全を確保すること、災害発生時に他の人々に安全に役立つことができるようにすることであり、自然災害の発生メカニズム、地域の自然環境、災害や防災についての基礎的事項の理解などについて学んでおります。

また、平成26年度から毎年、町内小学校5年生を対象に株式会社シリウス様から防災を学ぶ世界地図の贈呈を受けており、各学校においては当該資料を活用して、地震が起こる仕組みや、地震発生時の具体的な対応や備えなどの防災学習に取り組んでおります。昨今の自然災害も踏まえ、防災教育を推進することは大切な取組であると考えておりますので、今後も防災教育の充実に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 令和4年度に新しく防災マップが発行されておりますけれども、それに合わせて防災マップの活用法について説明会が各所で行われております。私は、町のケアマネ事業所・サービス事業所合同連絡会と地元高田1区の防災マップ住民説明会に出席して、担当課職員の方のお話を伺いました。そこで幾つかの疑問があったのですが、1つお伺いいたします。まず、避難所についてなのですが、防災マップの3ページ、4ページの洪水ハザードマップの北上川想定最大規模なのですけれども、その北上川のマップ上の指定緊急避難所に、よりもよって川原に存在する運動公園が指定されているのにはびっくりしたのですけれども、これどういう意図を持って指定されているのか私には理解できなかったのですが、まさか北上川が氾濫したときに川原にある運動公園には逃げないと思うのですが、これどういう意図を持って指定されているのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君） お答えいたします。

確かに北上川が外水氾濫した際には、最も危険な場所ということになりますので、避難場所、要するに常駐する避難場所としては不適切な場所でございますが、一時的に集まって、それから基幹避難所などに移動する場合などについて指定しているものでございますが、基本的にはこういった場合については、町当局のほうからはすぐに基幹避難所のほうに避難していただくように連絡通知等、それから広報活動をするということにしております。この場合につきましては、ちょっとほかの例えば火災だとか、それから風といった場合の避難所というのも想定してこの避難地域というような表現しておりますので、そこら辺は誤解のないように説明会の中で説明してまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） これ北上川の氾濫の場合の避難所となっているので、そこら辺は本当に誤解のないように指導していただければと思います。

次も避難所についてお伺いしたいのですけれども、文部科学省は7月12日、災害時の避難所に指定されている全国の公立学校の防災機能に関する調査結果をまとめていただきましたけれども、停電時の電力確保のために、非常用発電機や太陽光発電を備えている本町の学校はど

うなっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君） お答えいたします。

学校に太陽光があるかと、災害用のでよかったですか。

○15番（昆 秀一議員） 非常用発電機や……。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君） 教育委員会のほうから答えますが、よろしいですか。学校のほうには非常用の発電機はございません。ただ、持ち運び用の各避難所に持ち込めるようなガソリンタイプの発電機については、いつでも貸与できるように準備しているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） やはり避難所となっている学校には、すぐに使えるような太陽光なり非常用電源というのが必要だと思いますので、そこら辺はお願いしたいと思いますが、学校において断水時にも使えるトイレというのは整備されているのでしょうか。それから、通信手段というのはどうなっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君） 各小学校におきまして水洗化されておりますので、水洗は可能でございますが、万が一使えなくなる可能性がございますので、そういった際には非常用の簡易トイレ、自動で密封もできるようなトイレがございます。そういったものをこちらの防災のほうで準備しておりますので、避難所には必要な個数、大体3つから4つ程度はすぐにお持ちして使用できるような体制は取っているという状況でございます。

通信につきましては、防災通信のデジタルの無線機がございますので、そちらのほうの配備をしているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それから、トイレも持込みというか、そういうふうなのが使えるということなのですかけれども、備蓄に関してなのですかけれども、災害時における備蓄について

は、学校はもとより各家庭でもどの程度準備しているものなのでしょうか。これ大事になってきますけれども、防災マップには例えば食料なら7日間常備しておきましょうなどと記載されていますけれども、ほかにもこれ全部備蓄したら大変だろうと思うものを記載されているのですけれども、逃げるときに必要な最低限のものにしたほうが逃げやすかったりするのではないかと思うのですが、その備蓄についての準備についてはどうお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君） お答えいたします。

まず、学校以外の各自治会の公民館におきましては、町のほうから避難所用の備品セットということで、おおむね5日から1週間ですか、という部分で備蓄品の確保をさせていただいております。準備してお配りしている状況でございます。それから、町におきましても、ある程度の食料、簡易なものでございますが、食料やそういった避難所に使う必要な備品関係は準備してございます。

各小中学校等の体育館をお借りして基幹避難所と使う際につきましては、町のほうの防災倉庫のほうから必要な備品をそれぞれの基幹避難所において、活動する職員の割当てもしっかりしてございますので、そういった訓練もしてございますので、そういった職員対応の下、町の指示において備品の配付と対応をするという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 個人の備品についての指導はどのようなのですか。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君） 度々落として大変申し訳ございません。こちらの防災マップのほうで、町で対応するというものについてはあるのですが、やはり限りはございますので、まず基本的に日頃から5日ないし1週間等の各家庭での避難に、自宅で対応できる食料や水、それから必要な薬品等の備蓄をさせていただくような説明も記載してございますし、説明もしてございます。それから、可能であれば、そういった避難所に来れる際につきましては、例えば非常持ち出し用のリュックの中にそういった食料、それから必要な医薬品、それから必要な備品等もお持ちいただきながら来ていただくというような説明もさせていただいているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） そういう自ら準備できることはしっかりとできるようにということでご指導していただきたいと思ひますし、私非常に危惧しているのですけれども、日常的に人工呼吸器やたん吸引などが必要な医療的ケア児については、医療の発達によって新生児の救命率が高まったことによって、増加傾向にあります。しかし、災害対応が不安だという方が多いようでして、その不安を取り除くことが必要に思ひますので、そこでこれらの方々に対する個別避難計画の策定とその計画を活用した訓練を行う必要があるのですけれども、本町ではそういうの方々に対しての計画策定と訓練はどうなっているのかお伺ひいたします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

2年前から防災訓練の際に、医療的ケア児の避難訓練等も実施してございまして、今年度も9月17日、防災訓練と併せて医療的ケア児の対応、実際に行動の訓練等も今計画しているところでございます。また、個別の計画につきましても、今まで個人的な計画を提出していただいて、同意書を出していただいているのですが、実際に行動するに当たって、やはり計画をしっかりと確認するという意味で、医療的ケア児については1件1件職員がその家に行って、保護者の方とその行動をどのようにすればいいのかということを確認して、計画を策定したいと考えてございまして、よろしくお伺ひいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 医療的ケア児に対しては、医療、消防、行政などの複数の連携が必要になりますので、そこの訓練のほうをよろしくお伺ひいたしたいと思ひますけれども、防災対策は災害が発生しない限り、その効果が目に見えてきません。そのため、首長をはじめとした行政職員の関心は低くなりやすいと言われておりますので、ほとんどの人も災害や危険を甘く見てしまうという正常バイアスが働いてしまいがちです。しかしながら、危機管理を怠ると国が滅ぶと言われるように、しっかりと危機管理をしていく必要があろうかと思うのですが、この正常バイアスについての見解、そして町としてどのように防災意識をより高めようとしているのでしょうか、お伺ひいたします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君） お答えいたします。

災害時等における正常バイアスの考え方なのですが、議員おっしゃるとおり、これくらいなら大丈夫だろうというのはまさに正常バイアスで、これくらいなら避難する必要もないのかな、これくらいならみんなもいるからいいのかなというような、安易な考え方が大きな被害を生んでしまうという考え方につながるというふうに思っています。そういったことが起きないように、日頃からこういった避難訓練、あるいは自治会との話し合い、あるいはご近所付き合い等を通して、何かあったときはすぐ動きましょうねというような声かけ、それから避難行動訓練などを積み重ねることが正常時バイアスにつながらない、大きな命を守っていく活動になるというふうに考えてございます。

釜石の東中学校でしたか、の例を挙げますと、中学校のみんなが地震起きた瞬間にみんな山のほうに逃げたと、それを住民の皆様が御覧になっていて、あっ、これは大変なのだということ、全員が避難するきっかけにもなったというふうに言われてございますので、そういった活動の一つになるというふうに、正常時バイアスにならないように日頃からしっかりした訓練、それから周知を我々もしていきたいというふうに考えてございます。

それから、先ほどからご紹介ありましたこの防災マップの中に、それぞれの個々の皆様が何かあったときに移動できるタイムライン、わが家の避難行動計画というものがございます。実はこれは、こういったときはこういう行動をしましょう、こういったときは周りの皆さんに声をかけてどうしましょう、それから避難指示が出たらばどのルートを歩いて、どこに逃げましょうというようなあらかじめ決められた計画を、自分で計画を立てて意識をしていくというものでございます。こういったタイムラインを日頃からしっかり作成して、意識づけをすると、いざというときにそのバイアスから逃れられまして、自然と行動ができるというようにつながれるというふうに思っておりますので、こういった活動の周知もしっかりしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） そのようにそれを利用しながら、より安全な避難の仕方を指導していただければと思います。

それから、どうしてもこれ言わなければならないと思っていたのですけれども、土橋の堤防未整備区間ですけれども、この地区に関して指定避難所となっている矢巾地区農業構造改善センター、それから指定福祉避難所ともなっている介護老人保健施設のシェーンハイムや

はばがありますけれども、シェーンハイムは特に特養も併設されることになって、住民利用者は冠水の危険を危惧しながら日々生活されていることと思われま。これ早期に堤防を整備していただくことはもちろんなのですが、県にも国にも対応整備は要望していることとは思いますが、特にもシェーンハイムに関しては指定福祉避難所であることで、今整備が進められている特養も含めて入居者が150名にも上ります。その上に垂直避難するにしても、限界があると思います。

加えて、昼間であればダイケアの利用者もありますし、日勤の職員なりもいるので、大変なことになると思いますので、そこら辺のシェーンハイムでの福祉避難所としての役割ができるかという不安があるのですが、そこら辺はどうお考えなのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君） お答えいたします。

土橋地区につきましては、地域住民の皆様のご協力もいただきながら、万が一の際のシェーンハイムやはばの皆様、利用者の避難の手助けとかも、住民の方々も一緒にやっていただけるというような活動、訓練もしていただいております。ただ、今ご指摘あったとおり、もし万が一北上川の外水氾濫が起きた際は、地域住民もシェーンハイムやはばに避難をする、あるいはそういった高齢者、障がいをお持ちの方のシェーンハイムやはばの垂直避難等のご協力はいただけるということでございますが、ただおっしゃるとおり定員、それから実際に受け入れる人数はあるというふうでございますので、万が一そういった外水氾濫の可能性があるという想定を認知した際に、もうその際にはシェーンハイムやはばや構造改善センターではなくて、さわやかハウスなり矢巾町の体育館のほうに速やかに避難させるというような手段を考えてございます。

なお、そういった想定も今回の防災災害訓練の中で意識を持ちながら訓練させていただくということで、地域住民の皆様についてもそういったことでお話はさせていただいておりますし、訓練もさせていただいているという状況ですので、いずれ速やかにその可能性、危険性があるというときは、こちらの役場のほうにという、さわやかハウスなり体育館のほうということで、避難所を設営するという方向で検討しているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） そこで大事になってくるのが避難者行動要支援者名簿の登録について

てなのですけれども、現在の名簿への登録状況はどのように考えているのでしょうか。だんだん増えてはいるのですけれども、どうなのでしょう。現状では、避難行動をするために支援が必要と思われる方が全員登録されていると考えているのでしょうか。私ケアマネしていますけれども、要支援者について登録するように呼びかけているのですけれども、まずそういう要支援者名簿の登録さえも知らない方というのがほとんどでした。登録すると防災ラジオが無償貸与されるよと教えると登録してくれたりするのですけれども、これはまだまだ支援が必要な方の登録が足りていないのではないかなと感じるのですけれども、そこら辺の周知をさらにし直してはどうかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに今現在同意をいただいている方が34.57%ということで、まだまだ低い状況にあります。この要支援者台帳の同意の方々については、まだ同意をいただいていない65%ぐらいの方には毎年登録の願いをする文書を直接ご本人に送って、同意書の提出をお願いしているところでございます。なかなか全員というのは難しいとは思いますが、せめて半数ぐらいのところまでは何とか同意をいただいて、地域の方と一緒に支援をいただきながら避難するように努めさせていただきたいと思っておりますし、今後、今名簿の登録の中には75歳以上のみの世帯というのもございまして、今結構75歳でも元気な方がおりますので、そういった元気な方々を対象というのもちょっと考えながら、本当に避難の支援の必要な方、そういった方々に重点的に支援をできるように、ちょっと要綱等も検討しながら、支援の必要な方を中心に地域で支援できるように取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） そこで大きな問題になってくるのですけれども、最近日本ばかりでなく世界において異常気象になる、大雨などによる自然災害が起きています。このことは、決して他人事ではなくなっています。というのは、この全世界的な自然災害は、地球温暖化の影響であって、そのための大雨洪水で命を奪われる人も多くいます。SDGsの理念であります「誰一人取り残さない」というのは、まだ遠いと言うほかありません。

先日、テレビでパキスタンの1年前の大雨の影響がいまだにあるという現状が放送されていました。これは他人事ではなく、温室効果ガスの排出量は先進国である日本などが多く出

して、そのために発展途上の国がそのような自然災害で苦しんでいるのです。そのことを日本ひいては矢巾町ではどう考えるのか、私たち一人一人ですることをする、例えば暑いときは上着を脱いで冷房1度上げるなどの省エネに取り組むことも一つですし、車の利用を控える、節水に取り組む、植物を育てるといった小さなことを少しずつでも積み重ねていくことが必要でありますけれども、このことを町としてもっと真剣に考えていく必要があるように思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり地球温暖化対策、今まさに喫緊の課題でございます。これも矢巾町だけの問題でないのはそのとおりでございます。よって、国自体がもう、特にも環境省が中心となって、ほかの省庁を巻き込んで今いろんな対策を進めているところでございます。省エネは、もうかなり前から皆さん取り組んでいらっしゃいますし、今再エネということで、国もこれの導入について進めているところでございます。本町でも、町長答弁にございましたとおり、今年度から5年間集中的にこの事業をやるということになっておりますが、こういったものを含めて一つ一つ取り組んでいかなければならないのがこの地球温暖化対策かなと思っております。何か1つ大きなものをやれば全部が解決するわけではございませんので、こういったものを、この5年間あくまで一つのスタートだと思っておりますので、地道に取り組むことを、町民の皆様が取り組んでいけるような体制づくりをしたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） これより広く防災を考える上で、温室効果ガスの削減というのは非常に重要になってくると思います。その理解は、昔よりは進んでいるとは思いますが、まだまだ十分に理解されていないのが現状ではないかなと感じるところがあります。町では、気候非常事態宣言をされて、町民への周知もされているのですが、今後より一層周知啓発をしてほしいと思いますけれども、その周知については大人はもちろんなのですが、これからの時代を担う子どもたちに対しても周知啓発、理解をより進めていくことが重要なことであろうと思いますので、将来の防災対策のためにも地球環境の保持、美化の取組をしっかりとしてもらえるように、教育をさらに充実させていただきたいと思っておりますけれども、その見解をお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 町のことを言ってね。今前置き長かった、せっかく簡潔にとまっているのだから、ちょっと違うところも答えているから、そこらも留意して答弁をお願いします。

田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり子どもたちへの教育という部分で、当課のほうで各小中学校のほうにご案内申し上げまして、環境教育も実施しております。今年度も、全校これをやっているわけではございませんが、こういった子どもたちに向けての教育活動というの、引き続き継続してまいりたいと考えております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 2問目はこれで終わります。

次に、3問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 次に、ウエルビーイングのまちづくりについてお伺いいたします。

ウエルビーイングのまちづくりとは、住民の幸福と健康、いわゆる健幸を促進するためにまちを計画設計していくという取組であります。また、持続可能で魅力的な都市環境をつくり出す取組でもあります。そのためには、まず安全で快適な公共空間を提供する必要があり、公園や緑地、遊び場などの居場所づくりが大切でもあります。地域の幸福については、一定の基準をつくり出そうという試みがあり、その中の指標には様々なものが示されています。そこで、以下お伺いいたします。

1点目、令和5年度の施政方針の前段では、「人間は生まれながらにして自由・平等であり、幸福を追求する権利を持っている」とありました。この中の「人間は生まれながらにして自由・平等」というのに私は大変違和感を覚えました、法の下に平等というのは理解しますが、何をもって生まれながらに平等と言い切っているのでしょうか。その根拠をお示してください。

2点目、幸福の度合いをはかる計器は存在しませんが、それでも行政としてはある程度住民の幸福度を把握する必要があるように思います。そこで、矢巾町の町民の幸福度はどの程度であり、さらに今後どのように向上させていくつもりなのでしょうか。

3点目、次期第8次総合計画に幸福度指標を取り入れる考えはあるのでしょうか。

4点目、町民の全体的なQOLの向上は、町民の幸福につながる重要な取組と考えます。

今後町民のＱＯＬの向上をどう図っていくつもりなのでしょうか。

5点目、本町のソーシャルキャピタル、社会関係資本は、ある程度強いものと考えます。今後さらなるこのつながりというものを大事にしていくことが幸福の向上につながると考えますが、その見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ウェルビーイングのまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、令和5年度の施政方針におきましては、憲法第14条に規定する法の下での平等の精神に基づき、我が国におきましては全ての人に生まれながらに基本的人権が保障されていることを踏まえ、「人間は生まれながらにして自由・平等」との表現を用いたものであります。

2点目についてですが、現在のところ町民の皆さんの幸福度に関する調査結果はございませんが、近年は岩手県のいわて幸福指標や内閣府が公表しております満足度・生活の質を表す指標群など、幸福度をはかる指標の研究や開発が徐々に進んでおりますことから、今後本町におきましてもその知見を活用して、町民の皆さんの幸福度を把握し、向上させる取組を検討してまいります。

3点目についてですが、現在策定中の第8次矢巾町総合計画におきましては、特に個人のウェルビーイングに施策の指標として、可能な限り幸福度指標の採用を検討してまいります。

4点目についてですが、町民の皆さんの幸福度向上のためには、クオリティー・オブ・ライフの向上を図ることが必要と考えております。そのためにどのような施策や事業がクオリティー・オブ・ライフの向上に有効であるか。先進事例研究やエビデンスを重視するEBPMの観点を持ちながら、本町に適した対策を講じてまいりたいと考えております。

5点目についてですが、本町におきましては昭和55年制定のコミュニティ条例に基づき、地域社会における人々のつながりを重視したまちづくりを推進してきたところであります。現在においては人々の価値観が多様化し、全国的にコミュニティの弱体化が危惧される中、本町においては人々のつながりが今後ますます重要となると考えておりますことから、第8次のこの町の総合計画におきましては、人と人、いわゆる町民と町民の結びつきをもたらす「やさしさ」を理念上の柱の一つと位置づけ、ソーシャルキャピタルの強化を図ってまいり

たいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 先ほど幸福の度合いをはかる計器は存在しないと言いましたけれども、ある程度の幸福度が示す、表す指標というものがあるのだらうと思います。例えば都道府県の幸福度ランキングを70の表から比較する書物もあって、2022年、その中で岩手県は全47都道府県中総合33位といった結果でありました。そこで、その70の指標の中でまず基本となる指標を見てみますと、財政健全度、人口増加率、1人当たりの所得、食料自給率、カロリーベースで、選挙投票率、国政選挙が基本指標でして、これらだけでは岩手県は全国13位と少し上位ではあるのですけれども、ほかの指標であります健康、文化、仕事、生活、教育ほかの総合で33位となってしまっております。中でも自殺死亡者数が47位と最下位なのは、非常に気になる場所でありました。その岩手県の中であって、矢巾町も自殺が高い傾向にありました。

一方、岩手県が全国でも上位に食い込んでいるのが社会教育費でありまして、文化面でも書籍購入率が上位に位置していて、これは矢巾町にも言えることだと思うのですけれども、その辺の指標に関しての本町の見解についてお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） ただいまの質問にお答えいたします。

指標につきましては、町長答弁にもありましたけれども、私たちは今、いわて幸福白書というのがございます。こちらのほうを参考といたしまして指標のほうを策定していきたいと、このように考えているところでございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 幸福とは一体何なのかというのは、非常に相対的なものであります。ある意味において、本人の個人的な思い込みや虚偽意識でもあると言えます。仮に戦争や紛争にさらされている地域に暮らす人々ですらも、日常や身近な人間関係の中で幸福を感じることもあるのだと思います。そのような幸福とは、どの視点で見るとによって違ってくると考えられます。そこで、先ほどの書籍、東洋経済新報社で出版している幸福度ランキン

グが絶対的に正しいものではないのですけれども、この矢巾町としては何をもって町民が幸福に生活していると評価できると考えるのか、そこについてお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

幸福度については、議員もおっしゃっているとおりいろんな見方があって、これぞ幸福だというのはやっぱりなかなかない、ある程度私も先ほど幸福白書を参考にというふうなお話しさせていただきましたけれども、今私どものほうでは満足度というのに関するアンケートは一応取ってあるのですけれども、幸福度というのは町長答弁にありますとおりまだアンケートを取ったことがございません。こういった中で、今回まず指標を策定させていただいて、その結果、その指標に対してどれだけ今の矢巾町の方々は幸福なのかというふうなのをアンケート等を利用して取って、それを毎年同じように取って、それで今幸福度がどれくらい上がっているのだろうか、こういった形で幸福度をはかっていきたいというふうに考えています。ですので、まだどこに幸福度があるのかというふうなのは、ちょっと申し上げることはできないのですけれども、例えば先ほどのいわて幸福白書にもございますが、あとは国のほうでも幸福度調査というのを13項目に関してやっております。例えば家計と資産であるとか、雇用環境と賃金であるとか、住宅であるとか、健康状態、仕事と生活とか、こういったものを今実は8月号の広報で、参考までに東大の先生と協力してアンケートを取らせていただいております。こちらのほうの結果は、やがてちょっと町のほうに反映していただくことにしておりますが、こういったところも参考にさせていただきながら、こういったところに幸福度を矢巾町としては求めるべきなのかというのは、すみませんが、これから検討させていただきたいというふうに考えてございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それで、全国で幸福度ランキング、常に上位をキープしているのが福井県でして、福井県は基本指標は決して高くないのですけれども、これ見てみますと雇用の面が1位で、インターンシップ実施率も1位でして、こういう雇用の面というのが上位をキープしている理由の一つとして挙げられているのではないかなと思うのですけれども、やはり雇用、それから教育についての取組をさらに向上させていく必要が幸福につながるのではないかなと思うのですが、そこら辺の考えについてお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

私たちのほうでも、矢巾町の今住民の伸び悩みというのがやっぱり雇用のところにあるのではないかというふうに考えているところがございまして。雇用によってある程度一定の収入を手にするということは、日々の生活を営む上でとても重要なことでもありますし、実際幸福度につながっていくというふうに考えます。そして、その基になるのはやはり教育というふうな形で、その部分も切り離せない部分であろうと、この2つの満足というのがやはりクオリティー・オブ・ライフにもつながりますし、そのまま幸福度にもつながっていくというふうに考えますので、こちらのほう、企画財政課だけはちょっと何ともならない部分でございましてけれども、全課で協力して、こちらのほうの度合いを上げていくように庁内一丸となっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） ただいま企画財政課長から、雇用の面と教育ということにお話があったと思っております。まさしく全課挙げて取り組まなければいけないことだと思いますが、教育にしろ、雇用にしろ、その前段の質問で幸福とはという問いかけがあったと思うのですが、まさに自己実現や自己成長につながる部分だと思っております。あくまで教育であるとか雇用という部分については手段の部分でございまして、自己実現とか、あとは自己成長につながるということが幸福につながる部分だと感じておりますので、ここにつきましては総計の策定に当たっては、全課一丸となって策定してまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それから、福井県の例なのですけれども、これ女性活躍と少子化対策の双方から注目されている福井モデルというのが脚光を浴びているのですけれども、福井県の特徴としては「雇用が非常に安定。働く女性日本一」、「日本一の教育県」、「三世代同居・近居で助け合うライフスタイル。高齢者も活躍」という言葉が並びます。このようなところは、本町としても学ぶことが非常にあるのではないかと思います。例えば3世代同居、近居へのリフォーム支援、補助金、税優遇措置であったり、近居のための住宅取得支援給付金等の制度の創設などをしていく必要もあろうかと思うのですけれども、この3世代同居や

近居への支援についての考えはあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） お答えいたします。

今は補助制度としてはないのですが、3世代同居をする住宅を造ったときには、以前まちとしては補助をしておりました。移住、定住の考え方の定義づけによってそれは廃止しておりますけれども、この3世代同居ということにつきましては、やはり人と人とのつながり、あるいは女性に限らず男性もそうなのですけれども、働きやすい環境をつくることができるということがあると思います。ここの福井モデルのお話がありましたけれども、私が思っているところに女性の就労率、ここでなおかつ非正規ではなくて、正規の雇用に就いているといったところが非常に高いところの値を指すということが社人研の調査なんかでも分かっておまして、ただ単に働くという場ではなくて、先ほど申し上げましたように自己実現とか自己成長につながる、そしてやりたいことを可能にするといったところが最終的に幸福度を高めるものだと思っておりますので、そういった視点に立って物事を考えていきたいと思っておりますし、先ほどありました3世代同居というものは、町長就任以来ずっと言い続けてきていることですので、そういったことにつきましても再検討してまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） まず、3世代同居、近居も必要だと思っております。そこで、地域コミュニティの維持も一つだと思うのですが、逆にそういった地域コミュニティの強いつながりによって地域内での生きづらさであったり、地域外からの入りにくさも一因になっているという指摘もあるそうで、地域外の交流であったり、有償ボランティア制度などの活用など、住民が減っても地域コミュニティを維持できる仕組みをつくる必要があらうかと思うのですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、ウエルビーイングの考え方については今昆議員のほうからもいろいろお話があったとおり、それで例えば子どもたちのウエルビーイングと、それはやっぱり教師のウエルビーイングも非常に大事であるし、その子どもとか教師のウエルビーイングの基盤となるのは学校だと。それから、社会教育とか、例えば生涯学習とか、

こういうものについては地域コミュニティがまた基盤になると。だから、今いろいろウェルビーイングについての考え方、福井モデルのお話もあったのですが、いずれ個人も、それからこれからこの地域社会も含めたウェルビーイングについては、これはみんな一緒になって支えていくことが大事。だから、このウェルビーイング、一人一人が自覚と責任を持ってつくり上げていかなければならないと、だからウェルビーイングの考え方、またそれは世界保健機関のいわゆるWHOにもつながる、もう本当に身体的に、社会的に健康でなければならぬとか、いろんな要素があるわけですので、そのことを一つ一つ丁寧に取り上げて、これからの第8次の総合計画にも結びつけていきたいと考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 私、過去にも町民の幸福の向上についてと一般質問で取り上げておりましたけれども、そこで今回と同じような質問をしていたのですけれども、時がたつと随分と物の考え方も変わるものだなと思う一方で、そのとき幸福についての考え方を盛り込む条例をとったことがあるのですけれども、新しく条例をつくるよりコミュニティ条例にそれを盛り込むのがふさわしいとしていたのですけれども、このコミュニティ条例も昭和55年制定されて約40年になって、見直ししなければならないとしていたのですけれども、この幸福についての条例化はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

幸福についての条例化といいますか、持続できるまちづくりというふうな形にちょっとシフトしている感じがあるのですけれども、こちらにつきまして内部で徐々に、大学の先生方を交えながら検討を進めているところでございます。ちょっとまだ実現には少々お時間をいただきたいと思っておりますが、徐々に進めておりましたので、もう少し時間をいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） まず徐々に進めていただければと思うわけですが、これ幸福というものをもう少しひもといってみますと、自治体運営の基本でもある地方自治法においては、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ること」を基本としております。では、福祉

とは何かというと、福祉とは幸福のことなのです。つまり地方公共団体は、住民の幸福を増し進めることが基本だということはお分かりいただけるかと思うのですが、その基本とする幸福のための財政があり教育があるということを決して忘れてはならないわけですが、そういうところをぜひコミュニティ条例でもいいですし、町民に周知徹底することが大事だと思うのですが、そこら辺の周知についてはいかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、まさにこのコミュニティ条例は、制定してからかなりもう時間がたっておりますので、当時はもう画期的な条例だったわけですが、これを今後いかにして形にして、見える化していくかと。それで、先ほどからウエルビーイングの実現というのは、私ちょっとメモしてきたのですが、多様な個人、それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じることでできる、これがまさに地域コミュニティにつながると思うのです。そういったことも含めて、先ほどお話ししたウエルビーイングを機軸としたいいわゆる第8次の総合計画、それからコミュニティ条例の見直しを、そして今日は午前中、村松信一議員の質問で産業振興センターのこともお話ししたのですが、これもやはり地域コミュニティの在り方をもう一度見直す機会にしていきたいと。だから、ウエルビーイングはいろんな考え方がある、その中で本町としてこれから取り組むべき方向性をしっかりお示ししながら対応していきたいと考えておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） そういうふうなコミュニティというのが大切になってきますし、幸福を向上するための施策としては、一つの視点としては不幸を防ぐ対策、つまり不安を取り除くということがあると思います。そのためには、自分だけで問題を解決できればいいのですが、やはり人と人との関わり、これもコミュニティなのですが、解決できることは多いのだと思います。そこで大事になってくるのが、相談ということになってくるのだと思います。この相談というものは、一元化したところで、あっちだこっちだというのではなく、信頼関係を築くところから始めなければならないと思いますので、一元化されたことで各専門機関らとの情報を共有していく対応が必要ではないかと思うので、これは福祉関係のことばかりではないと思いますので、ぜひ全体的な問題としても考えていくべきだと思うものですから、この町民との信頼関係の構築や情報共有というのはどのように考え

ているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、情報共有、これはまさにこれから、それでやはり一番大事なのは町民の皆様との対話、双方向のコミュニケーション、このことについては私も町民の懇談会とか、いろんなことに取り組んでいこうと言った矢先にこういう問題が出てあれなのですが、もう一度町民の皆さん方、地域の皆さん方との対話、双方向のコミュニケーション、このことによって本町のいわゆるこれからの歩むべき道しるべというのを示すことができると思うので、だからこそ私どもこれから地域コミュニティ、これが今脆弱化というか、これは私らにも責任があるわけでございますので、地域の皆さんと一緒に、もう一度このコミュニティを構築して、先ほど家庭のご質問もあって、3世代、ところが昔はもう3世代、4世代が住むのは当たり前だったわけです。それがやはり社会のいろんな流れがあって核家族化したり、だからそういった大きなうねりの中で、今後の地域コミュニティをどのように構築していくかということがこれから大事になってくるので、そのことについてはお互いにしっかり検証しながら進めていきたい。だから、第8次の総合計画のやはり一番の根っこになるところは、何回も申し上げるとおり地域コミュニティ、この構築をどのようにして、そして何回も言うのですが、町民の皆さん方と町政とのつながりをやはり強化していかなければならないということだけはひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、3問目を終わります。

次に、第4問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 次に、薬物乱用防止対策についてお伺いいたします。

薬物乱用とは、医薬品を本来の医療目的から逸脱した用法、用量、あるいは目的の下に使用することであり、医療目的にない薬物を不正に使用することをいいます。もともと医療目的の薬物は、治療や検査のために使われるものであります。それを遊びや快楽を求めるために使用した場合は、たとえ一回使用しただけでも乱用に当たります。

薬物乱用の最も恐ろしい特徴は、何度も繰り返し摂取したくなる依存性を持っていることでもあります。そこから精神依存と身体依存の2つの悪循環により、自力ではなかなかやめることができず、何度も繰り返すこととなります。このことにより、薬物乱用は半永久的に続

き、治療によって普通の生活に戻ったようでも、突然幻覚、妄想などの精神異常が再燃するフラッシュバックなどの後遺症状もあるように、薬物依存は大変危険であることから、以下お伺いいたします。

1点目、薬物乱用についてどう考え、その実態の把握を行っているのでしょうか。

2点目、薬物乱用は、当事者個人の問題にとどまるだけでなく、必ず周囲の人々も巻き込み、多くの悲劇を生み出してしまうものであります。町としては、どのように薬物乱用防止を呼びかけ、正しい知識の普及を図っているのでしょうか。

3点目、薬物乱用は、決して他人事ではなく、身近であるものだと思ったほうがいいです。そのことから、その危険性の周知も大切であります。特に若年層の薬物乱用を防ぐ必要があると思いますが、小中学生に対してどのような防止策を町として行っているのでしょうか。

4点目、大麻の違法栽培について、どう防止策を図っているのでしょうか。

5点目、薬物乱用者に対する治療、社会復帰への支援の考え方はどうなっているのでしょうか。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 薬物乱用防止対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、薬物は中枢神経に作用し、乱用することで、自分の意思では止めることができなくなり、人の精神や身体に影響を及ぼし、幻覚や妄想が現れ、重大な犯罪を起こすなど、取り返しのつかない危険なものと認識をしております。本町に在住される方について、薬物乱用における本町への相談はなく、県央保健所におきましても令和3年度、令和4年度ともに相談はないことから、実態は分からないところであります。

2点目についてですが、普及啓発活動の期間に合わせて、県央保健所と連携し、リーフレットやポスターの掲示等により周知を行っているところであります。

4点目についてですが、紫波警察署において、年間を通して各家庭訪問による巡回連絡や地域住民からの情報収集を行うとともに、犯罪情報などを踏まえつつ、適時の警ら及び必要に応じて職務質問を実施しているほか、毎年10月1日から、いわゆる来月から11月の末までの2か月間にわたって麻薬・覚醒剤乱用防止運動の実施や毎月1回発行する交番便りにより、防犯に係る周知、広報等の防犯対策を行っております。

5点目についてですが、岩手県内における薬物関連相談機関であります岩手県精神保健福

社センターや県央保健所と連携し、相談対応や治療等について支援をしております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、薬物乱用防止対策についてのご質問にお答えいたします。

3点目についてですが、児童生徒は保健体育の授業等において、薬物乱用のほか、飲酒、喫煙等が心身に与える影響について継続的に学習しております。また、学校薬剤師を講師に薬物乱用防止教室を開催したり、学級活動において健康で安全な生活習慣の形成をテーマに、薬物乱用の心身への危険性や違法性について正しい理解を図ったりするなど、教科横断的に指導を行っているところであります。

今後におきましても、児童生徒が心身ともに健康な生活について考え、薬物乱用防止について正しく理解し、適切に判断、行動ができるよう取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） 薬物事犯検挙状況、全国的に見ての傾向としては、総検挙人数としては若干増減はあるものですが、ほぼ横ばい状態となっております。その中で、覚醒剤はやや減少傾向、大麻においては大幅な増加傾向にあるようでして、これは岩手県においても同様のようです。大麻は、海外では解禁されているところもあって、そのハードルが低くなっているようです。そして、問題になるのがインターネットでの取引や知らない者同士での取引が増加して、誰にも知られず入手可能な点にあります。

それから、間違った主張として、大麻は無害、たばこや酒のほうが有害であるという人もいて、覚醒剤よりも安価であるため、若者が興味本位で入手してしまいやすいのも問題としてあります。もちろん大麻を使用すると、記憶障害、学習障害、生殖能力低下を起こすなどの可能性があり、非常に危険であるという周知啓発は必要なのですが、そのサインを見逃さないことも必要だとされています。そのようなサインを察知するにはどうしたらいいと町としては考えておるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

さっき答弁でもありましたとおり、相談件数がちょっと町内ではなくて、役場等のほうで

確認はできていないのですけれども、やはり周りの見守りが大事だと思います。例えば民生委員など、地域の相談係がその地域の内容を、住民の方の確認などをしながら全体で見守りながら、何かおかしいところがないかということで確認していくことが必要だと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それから、薬物乱用で問題となってくるのは、薬物などを手に入れるための金銭に困って、今特に問題となっている闇バイトに手を染めてしまうこともあります。闇バイトにはまるのは、薬物を手に入れるためだけではないにせよ、そういう犯罪行為に走るケースもあることから、そのほとんどはインターネットなどで情報を引き出すので、そういう犯罪行為に走らないためのインターネットの利用規制もある程度必要になってくるのだと思いますけれども、特に若い人のインターネットの利用については、町教育委員会としてはどのように注意、啓発を図っているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君） ただいまの質問にお答えいたします。

情報モラル教育の中で、インターネットに潜む危険性だとか、そういったものがあると、適切な使い方等々の指導を各校では体系的に実施をしておるところでございます。

また、本町で実施しております学校警察連絡協議会というものがございます。そちらでの研修会あるいは講演等を通じて、地域における青少年の薬物乱用等について情報交換を行うなど、薬物乱用防止に係る情報等についても、これは警察関係者と、あとは学校関係者との情報共有でございますが、そういった危険性につきましても共有をして、子どもたちへの適切な周知につなげると、そういった取組も行っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） これ全国的に見ても、薬物乱用防止対策の取組は様々されております。まず、薬物乱用防止教室、これ町でも行われているようですけれども、そういう薬物乱用防止教室の中でぜひ行ってほしいのですが、依存症になった人の経験談などを直接聞けた

りすると、なお一層身にしみやすいと思うのですけれども、学校もそうですけれども、そういう講座を町民にも呼びかけて開催していくべきだと思うのですが、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

確かに実体験の話が一番聞いているほうにしても、心にしみるところがあると思いますので、ちょっとうちのほうでは情報がないので、県のほうと連携を取りながら、そういった研修会とかを開催するよう、町のほうでも取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それから、大麻の違法栽培というものも今問題になってきていて、まさか自分の身近で大麻の違法栽培なんかないと思うかもしれないのですけれども、例えば一日中カーテンを締め切っているけれども、照明はついている部屋とか、近くを通ると青臭い臭いがするとかという可能性がある場所を見つけたら、まず相談ということで、#9110にかけてほしいとのことです。そういう周知も必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君） お答えいたします。

令和5年7月までに紫波警察署に薬物全体の相談件数と出されたのが、令和4年が2件、それから令和5年の7月までで2件、それから薬物全体の紫波管内での検挙が、令和元年が5件、それから令和2年も5件、そして令和3年1件ということになってございます。

そういったことで、大麻だけではなくて全体の薬物について危険ですよと、あるいは決して使用しないでくださいねということは、子どもたちから一般の町民に対しても必要なことだと思いますので、先ほど町長答弁でもございましたが、11月から2か月間、そういった月間でもございますので、何かそういったイベントとか、あるいはチラシ、そうしたポスターなどについてもしっかりと周知して対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 啓発の部分の通知の啓発をしたほうがいいのではないかと聞いているのだけれども。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君） 通知、#9110。

○議長（廣田清実議員） 答えていないよ。

田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君） 大変失礼いたしました。相談機関につきましては、精神保健福祉センター、それから保健所、警察、それから青少年活動交流センターなど、いろいろな相談機関もございますので、そういった部分についても、大変失礼しました、併せてしっかりと周知してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） それから、次に大事なことのひとつとして、薬物乱用者に対する治療、社会復帰の支援とその家族への支援の充実強化によって、再乱用防止の徹底というのがあるのですけれども、本町においてはそのような薬物依存、中毒者に対する支援というのはいかなるような体制が取られているのか、改めてお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

先ほども答弁の中でお話ししたとおり、実際の相談等もなく、依存症に関する情報も町のほうには来ていない状況でございまして、内容等をちょっと把握していないのですけれども、また県のほうでもそういった医療更生施設等がたまたま岩手県のほうになくて、東北6県各1か所ぐらいずつあるのですけれども、全国的にダルクという形で更生施設があるので、本県にはなくて、県のほうともそういった依存症関係の更生施設、そういったものを何とか本県にもということでお話はしているところですが、今後依存症の関係の更生施設等も県のほうに要望いたしながら、町としても取り組んでまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） そういう薬物依存になっている人は、医療機関への受診も大切なのですけれども、人との関わり合いに難点を抱えている方が多いのではないかと思いますので、そこで日本各地に薬物依存者のため民間で、今言われたダルクですね、そこでグループセラピーやレクリエーションなどを通して薬物依存から回復を図ることができるようですので、その中でダルクというの是有名でありまして、岩手には拠点が今言ったようにないようです。

ので、盛岡の協会でそういう集まりはあるようですけれども、何より矢巾には岩手医科大学附属病院というところがありますので、医大とも連携して、そういう依存症の脱却への支援というものを行っていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、やはり更生施設、そして医療的なケアも非常に大事なところでございますので、両面的に県と協力しながら、医大にも協力いただきながら、何とかそういった更生するような取組を町としても支援してまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○15番（昆 秀一議員） これ薬物と関係することだからお伺いしておきたいのですが、今若い女性に特に問題となっているのがオーバードーズという問題であります。オーバードーズとは、市販の薬を過剰に摂取することで精神的苦痛から逃れようとするものです。そのことで時に命を落とす危険性があります。では、なぜそのような危険を犯してしまうまでオーバードーズに走ってしまうのでしょうか。これは、希死願望ともつながってくるのだと思います。このオーバードーズですけれども、内臓に大きな負担がかかり、機能低下を含めた悪影響が起こる可能性もあるほか、違法薬物と同じく、一度依存するとなかなか自身で離脱することが難しいということでもあります。そこで、オーバードーズというのは、SNSで共感してもらうことで孤独感が埋められるというのです。ですから、若い人たちのSNSの利用についてしっかりと、先ほどは規制のほうもありましたけれども、教育することが大切になってきますし、親の気づきも大切だと思いますので、それから相談支援も非常に重要になってきますので、しっかりとその体制をつくっていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、まずこのオーバードーズ、まさにおっしゃるとおりでございますが、私もちょっといろいろ調べてみたのですが、睡眠薬とか、それからあとは向精神薬などの処方、また麻薬成分の入った一部市販薬、こういったものを過剰摂取するということなのですが、何よりも今お話あったようにネットで本当に入手しやすいと、これがまず大きな問題でございますが、そしてそれによつての乱用、またいろんな情

報が流れること、だからこそこれからこのオーバードーズについては、この対策強化は学校現場とか、私らも含めてしっかり対策していくことが喫緊の課題だと思っておりますので、こここのところは今後やはりみんなで気づいて対応しなければならないところでございますので、昆議員が今ご質問いただいたオーバードーズの対策については、今後私らの大きな課題として受け止めて対応してまいりたい、そのためには町だけではなく、いろんなどころと一緒にあって取り組んでいかなければならないと思っておりますので、ひとつよろしくご理解をいただきたいと思えます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ご苦労さまでした。

以上で昆秀一議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開を14時25分といたします。

午後 2時15分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、6番、藤原信悦議員の質問を受けます。

藤原信悦議員。

1問目の質問を許します。

（6番 藤原信悦議員 登壇）

○6番（藤原信悦議員） 議席番号6番、町民の会、藤原信悦でございます。

1番目の質問に入る前に、おわびを申し上げます。初めに、本質問に当たりまして、関係する事業者名を述べることは差し控えさせていただきたいと思えます。当局からのご指導がありましたので、ちょっと曖昧な表現になりますけれども、控えさせていただきます。

それでは、質問の1です。徳田地区における養豚農場の事業譲渡後の異臭対策及び施設の建て替えについて町長に伺います。徳田地区にある養豚農場の異臭問題については、平成13年以降、都合21回の住民説明会が行われています。なお、本質問中の異臭は、環境基本法に定める典型7公害の一つである悪臭を指すものであります。令和2年9月の説明会では、それ以前にあった移転か建て替えの話から、移転の話はなくなり、令和4年度中に臭いが発

生しない新畜舎を建設し、令和5年4月から生産を開始するとの説明がありました。しかし、その後皆様もご存じのとおり、親会社の会社更生法適用もありましたが、やっと事業譲渡先として新たな合同会社に決まったと聞いております。

一方、今夏の臭気は、気温の高い日が続いたせい、これまで以上に臭いが強く、町にも問合せがあると聞きます。個人的にも近隣住民から、何とかならないのかとの問合せもありました。なお、この異臭問題については、平成12年4月に矢巾町と旧養豚業者の間で公害防止協定が結ばれており、同年7月には岩手県農政部、盛岡保健所も現地調査をしています。今後この異臭問題は、新たな合同会社に引き継がれることとなりますが、継続して対策が講じられるよう、町も毅然と対応すべきと考え、以下伺います。

①です。まちは、新たな合同会社との間で公害防止協定を締結されたのか。ちなみに、3月に新しい会社ができ、4月から稼働しております。また、協定内容に変更はあるのか。

②、旧養豚業者は、建て替えを前提に、他農場への移転等により肥育頭数を減らして準備を進めておりました。この件、要するに建て替えの件については、新たな合同会社も承継されるのか伺います。なお、施設の老朽化は著しく、昭和40年代初めにできております。現状での今後の使用には無理というか限界があると考えられます。平成28年度9月の説明会では、建て替えで約13億円かかるとの説明があったと記録されております。

③、異臭対策には費用が発生します。ちなみに、平成21年度以降、23年間、異臭対策に要した費用は1億3,640万、年間平均600万円のお金が投じられて今日に来ております。ですので、町とすれば新たな合同会社の財務状況について確認されているのか、なぜなら合同会社は株式会社と違いまして、株式発行による資金調達はできません。社員がみんな株主で出資をしているという状況です。金融機関からの借入れか国や自治体からの補助金や助成金に頼ることになります。本当に異臭対策を含め、建て替えの資金が調達できるとお考えか伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 6番、藤原信悦議員の徳田地区にあります養豚農場の事業譲渡後の異臭対策及び施設の建て替えについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町と事業譲渡を受けた新たな合同会社との間で、新たに公害防止協定を締結しておりませんが、平成12年4月に事業譲渡した法人と締結した公害防止協定において、事業活動を移譲する場合は、事業譲渡した法人の責任において移譲を受ける者に

承継することと定めており、合同会社に同様の内容で承継されているものであります。

2点目についてですが、事業譲渡した法人が中心となり、令和元年度から畜産クラスター事業を活用した施設整備を計画し、協議会設立に向けた検討を行っていましたが、令和4年3月に親会社が会社更生法による更生手続開始の決定により、全ての計画の実施が凍結となったところであります。その後、本年5月に合同会社の認定農業者制度の認定申請に伴う聞き取りを行ったところ、畜産クラスター事業に限らず、将来的な施設整備のための事業活用の構想はあるものの、中心となる事業者及び状況が変化していることから、当時の計画とは異なるものであると伺っております。

3点目についてですが、町では合同会社の財務状況については確認しておりませんが、事業譲渡を受けたばかりであることから、施設改修等に多額の投資はできないものの、できる対策から実施したい意向であることを伺っております。また、建て替えの資金調達につきましては、企業が、いわゆる合同会社が判断すべきものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 回答の1点目についてでございます。

本質問通告書提出後、8月22日に、養豚農場2階の会議室で事業を承継した新たな合同会社の代表も含め、説明会がありました。説明会が始まる前に、合同会社の代表は、町職員との間で公害防止協定について話し合われておりました。はっきり申しまして、代表は公害防止協定があることを知りませんでした。管財人からも説明がなかったと発言されており、本当にこの合同会社がどういうふうに承継されているのか、どのように承継されたのか、ちょっとあやふやな部分があるように聞いております。

改めてお聞きします。公害防止協定の当事者は誰と誰なのか、相手が替わったとしても、町も契約当事者であることは変わりはないはずです。譲渡者と被譲渡者との話合いだと回答にはありますけれども、本当にそれでよろしいのでしょうか。事業譲渡した法人の責任についての云々の話は、異臭に閉口している地区民には関係のないことであり、ましてや契約内容は知る由もありません。住民としては、朝夕の風の時間帯、あの臭いを嗅ぎながら食事することに閉口しており、もう勘弁してほしいというのが本音でございます。いろいろと徳田臭だとか間野々臭とやゆされる方もいますけれども、本当に困っております。

そもそも契約当事者である相手方が破産し、状況が変わったのです。最低限、管財人に公

害防止協定について確認するのが、引き継がれたのかどうか確認するのが契約当事者の責務ではないでしょうか。買い取るような、事業譲渡した法人の責任における話はそのとおりなのですけれども、以前の契約者は破産し、その後は全て管財人の下にあるわけです。通常の事業譲渡とは違うという認識がちょっと足りないのではないかと思います。矢巾町も契約の当事者ではありませんか。通常でない状況下にあることに対する配慮、危機感に欠けているような気がします。ましてや取り残された住民には、打つ手は全くありません。何らか対応していただかないと大変困るということです。この件についての見解をお伺いします。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員が出席いたしました合同会社の説明会、私も出席して、その場での私と代表社員とのやり取りのことを先ほど議員がお話しなさったかと思えます。あの場におきまして、代表社員は「私は知らない」というふうに発言いたしました。その前に、本年5月だったかと思いますが、合同会社の社員、あの場にもおりましたが、とともに本町においてこの事業を承継するということでの協議をしました。その時点で、この公害防止協定についての承継について確認したところ、承知しているという回答でしたので、我々はこれを協定書のとおり承継しているというふうに認識しておりましたが、先ほど申しましたとおりあの場においては代表社員のみが知らないというふうに発言になったところでございます。その後、会議後に私も再度5月に協議した際の方とお話ししました。承継しているという認識は、これは変わっておりませんでした。ちょっと代表社員が発言したことに関しての真意までははかれませんでした。今後、承継はされているという認識はあるのですが、もしよければこの新しい合同会社との公害防止協定を締結し直すという方法もやぶさかではないというお話を伺いましたので、承継されているとは認識しておりますが、議員おっしゃるとおり曖昧な部分があるかと思っておりますので、今再度合同会社と新たな公害防止協定の締結を結びたいと考えております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） いずれにしても、組織の中で代表が知らないというのが絶対問題なのです。相手さんの問題なのか、こっちの問題なのかはまた別にしても、組織としてはあり得ないことです。代表者が判こを押すのですから。この契約書は、面白いことに、引き継げば新たな契約は結ばないわけでしょう。承継されているでしょう。そうすると、その履歴は

どうやって把握するのでしょうか。契約の仕方にも私は問題があると思いますので、ぜひ課長さんがおっしゃるように、新たにちゃんと双方で締結していただきたいと思いますが、その辺についてのお考えを伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、私どもの事務手続の一つの瑕疵があるのであれば、これはまず1つはやはり破産管財人、これは当然弁護士なのですが、もう一度公害防止協定の承継について確認をさせていただきたいと。今は、相手方はもういわゆる倒産して、だから破産管財人に、そして私どもの詰め甘さもあつたかもしれませんが、その中でもし承継できるのであれば、そういう形で進めさせていただくと、できないのであれば新たに公害防止協定、そのときには先ほどもご質問の中にあつたとおり、私どもとしては上部組織、県とか、そういうところともよく協議しながら、新たな公害防止協定、そして落ち度のないような対応をしてまいりたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 回答2点目についてです。

異臭問題については、8月22日の説明会でも、代表自ら農場に来て状況を確認し、幾つかの問題点を見つけれられておまして、その対策については前向きに取り組むというお話をされております。この合同会社さんの代表は、国内に5か所農場を持っています。やっぱりそれぞれにいろいろ問題があつて、いろいろと工夫されて臭い対策をされているようでございますけれども、問題はやっぱりお金がかかるということでございますので、場内の設備も一部直さなければならぬし、その辺についてはちょっと時間がかかりますけれども、総意をもってやるというふうにお話をされております。いろんな意味で、代表さんは自分なりの経験で臭いの発生について探られたわけですが、やはりこういう新しく契約、事業を引き継がれる方とは、町当局のほうが情報をいっぱい持っているわけですから、ぜひいろいろと情報公開、意見交換しながら組んでいただきたいと思いますが、そういう進め方をする考えはおありでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） この臭気問題に関しましては、以前より町からも情報提供をさせていただいておまして、これは事例集でございますけれども、臭気対策への取組とい

うことで、例えば鳥、牛、豚、そういったものについて、どうやれば臭気を少しでも抑えることができるかというような全国的に行われている事例集、そういったものを町からも資料提供をさせていただいて、ぜひ豚舎のほうでも役立ててほしいというようなことを何回かやらせていただいております。また、いろいろ情報提供もさることながら、立入り等も定期的に町から行いまして、情報共有しながら、今何が一番豚舎のほうで困っているのか、そういったことも聞き取りをしながら、よりよい環境づくりに向けて一緒になってやっていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 今回の以前の会社さんの倒産をもって、建て替えの話が立ち消えになりました。この施設については、私の記憶では昭和40年代の頭に旧徳田農協さんが造った施設なのですが、完全にもう老朽化しております。いろいろ工夫して臭い対策はするとは言っていますが、場合によってはやっぱりそれも限界があると思います。その辺について、どこまで協力していただけるか分かりませんが、この辺まちとしては、強くは言えないにしても、何らかの形で話し合いをしながら建て替えの方向に持っていこうというお考えはございませんでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まず、今昭和40年代のお話があったのですが、私はあそこの、今は盛岡・紫波地区環境施設組合、あそこに昭和40年代からお世話になって、当時は養豚場、それから化製場もあって、まさに悪臭というのではなく、今日藤原信悦議員にいい質問していただいたと、異臭、異なる臭いが集まる場所だったのです。それで、当時からこの異臭の問題、それからカラスの問題で、地域の皆さん方には本当にご迷惑かけた、私もその責任者としてずっと対応していただいた。その中で、実は今譲渡された前の会社、本社まで、当時の議長さんとも一緒に足を運んで、何とか建て替えをお願いできないかとか、いろんな相談もしてまいりました。前向きに取り組んでいただけるようなお話があれば、またもうすぐあれは元どおりになってしまうということで、実はあそこの老朽化した豚舎の建て替えについても、特に私が今の立場になってお世話になったときから、本社に足を運んでお願いに上がっております。いいようになれば、今の畜産クラスターのことやってみないと、もうそのことまで話が行っては頓挫して、今日に至っておるわけです。

今なぜ県上部団体、いわゆる組織とも協議するかということは、今ハウス養豚で、果たして子豚の肥育の環境として適切なかどうか、やっぱりこういうようなのも農林水産部からご指導いただきたい、それからやはり悪臭だけではなく、地下水汚染の問題とか、それから必ず汚染水が排出しておるわけですので、こういうようなものについては県の環境生活部あたりと相談して、まず今度いわゆる合同会社に、先ほど財務のお話もあったのですが、この合同会社は、決算を普通はもう明らかにしなければならないのですが、合同会社の場合はそういった必要もないわけなので、財務の状況もなかなか把握しにくいところもあるので、今どういう位置づけにあるかも含めながら、県からもご指導いただいて、やはり老朽化した部分の豚舎の建て替え、それから公害問題、こういうことを一つ一つ丁寧に上げて検討していきたいと。

あとは、やはり場当たりの対策を講じられたって、いつかは必ず、あんまりいい表現ではないですが、元の木阿弥になりますので、だからもうできれば改めて建て替えを含めたしっかりした対応をお願いしていくと。ということで、これから一つ一つ、そういうことを粘り強くやっていきたい、これは今矢巾町でも3つの地区で宅地開発も含めたいろんな事業、30ヘクタール以上にわたる、そういう方々がおいでになったときに、悪臭で、異臭で耐えられないというようなことがあってはならないので、そういうことも含めながら、できればもう早くこのことには取り組んでいきたいと。まず、このことについては、岩渕副町長を先頭に県、それから企業との折衝をやらせますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、1問目を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） それでは、2つ目の質問をさせていただきます。

先ほどから8次総の話が出ていますけれども、第8次矢巾町総合計画策定について町長に伺います。8月1日の全員協議会において、第8次矢巾町総合計画策定の体制と流れ、総合計画の内容、スケジュールについて説明がありましたが、本当にこの進め方でまちが抱える諸問題、課題の解決につながるのか疑問を感じております。これまでの総合計画と何が違うのか、短期間で目まぐるしく変わる経済や社会の変化の中で、どのように評価してマネジメントしていくのか見えてきませんでした。総合計画の策定について、以下伺います。

①、8月1日の全員協議会資料にある総合計画の基本理念の3つのコンセプト、「持続可能性」、「幸福感」、「やさしさ」は、どのような経過を経て決められたものなのか。なぜこれにこだわるかという点、このコンセプトは施策の大綱、基本計画、さらにその下に来る実施計画をつなげる重要な柱、要するにキーコンセプトであり、これは全員が理解を同じくして共有すべきものと考えれば、具体的な説明が必要なのではないかと考えます。

②、実施計画には、PDCAサイクルの確立とタイムリーな運用が不可欠と考えます。常に計画遂行と並行して問題点を探り、それを都度改善し続けなければ、期待する成果は得られないと考えます。この点についてどのようにお考えか、お尋ねします。私の認識、PDCAサイクルは日々の実践活動そのものです。言葉遊びでは何も改善は生まれませんということも経験しております。

③、総合計画の構成、内容の基本は、各課網羅的なものではなく、まちが最優先に解決すべき課題とその優先順位を決め、明確にする選択と集中と、個々の施策の実効性を連想させ、段階的に目標を実現させるシナリオ構築が重要という見解もあります。この点についてのお考えをお尋ねいたします。なお、目標数値も現状のベースに甘えるというか、現状ベースにせず、吟味すべきと考えます。計画4年の中、2年で達成という計画書は、私今まで見たことありませんが、実際にあります。ですので、その辺をやはりきっちり計画していただきたいということでございます。この点についてのお考えも伺います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 第8次矢巾町総合計画策定についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、第8次矢巾町総合計画を策定する目的の一つは、現在の第7次矢巾町総合計画までに積み上げてきた町政推進の成果を受け継ぎ、これをさらに前進させつつ、次の世代へと継承していくことと考えております。その策定に当たりましては、まずは当職から次期8年間にわたり重視すべきと考える行政の価値観を案としてお示しすることが必要と考え、まず1つは「持続可能性」、次に「幸福感」、そして「やさしさ」の3つのコンセプトとして策定を進めたいと考えているものであります。なお、その選定に当たりましては、これまで第7次矢巾町総合計画の後期4年間にわたり、皆様のご賛同をいただきながら進めてまいりました各年度の施政方針の柱を庁内で全て洗い直し、その考え方を集約、整理した上で、SDGs、ウェルビーイング、ソーシャルキャピタルなど、今後8年間にわたり

社会全般で重要視されるであろう要素も加味し、できるだけ分かりやすい表現を検討した結果、先ほど申し上げたとおり「持続可能性」、「幸福感」、「やさしさ」の3つのキーワードが望ましいと考えたところであります。

また、第8次矢巾町総合計画は、町民の皆さんにも広くこの考え方、ビジョンをお示しして、なおかつ共有し、自分事、我が事としての行政へのご理解をいただきたいという思いから、現在公募により基本理念のスローガンの選定を進めているところであり、基本理念の案をお示しする段階で、その考え方につきましても詳しく説明をしてみたいと考えております。

2点目についてですが、第8次矢巾町総合計画におきましては、原則として毎年度各施策の進捗状況を公表するとともに、その評価と見直しを行い、計画、実行、評価、改善のPDCAサイクルを短期間で回すことにより、迅速に変化に対応した施策の修正を行ってまいりたいと考えております。

3点目についてですが、近年は複雑化する社会情勢の中で、自治体の事務事業が増加傾向にありますことから、議員ご指摘のとおり選択と集中の考え方が必要と考えております。第8次矢巾町総合計画には、町が行う全ての施策のうち、少なくとも4年間にわたり計画的に取り組むべき重点施策を選び抜く、精選し、前期及び後期の基本計画に位置づけることによって、着実な推進を図ってまいりたいと考えております。また、基本計画の施策における指標は、原則として4年間の最終的なゴールとなる目標値を設定し、その達成に向けて段階的なシナリオ構築が効果的と考えられる施策に関しましては、事務事業レベルで適宜中間目標等を設定しながら推進してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 回答の1点目についてです。

回答にある総合計画を策定する目的の一つは、現在の第7次矢巾町総合計画まで積み上げてきた町政推進の成果を受け継ぎ、これをさらに前進させつつ、次の世代へと継承していくことと考えておりますという考え方なのですが、必ずしも踏襲ではないのではないのかなと思っております。というのは、1次から7次までどのような成果が受け継がれたのか、ちょっと具体的に理解できません。また、これから先8年、本当にそれが継承できるのでしょうかという不安があります。正直申しまして、第1次、第2次、第3次とつくっています

けれども、私は第1次よりも第2次、第2次よりも第3次がいいものということで、焼き直したというか変えた、全く新しいものと捉えたほうがいいのではないかと考えております。ですから、あんまり踏襲にこだわる必要はないのではないかと、とにかく今の問題は何かということをよく考えながら、それを8年なら8年の間で達成するという前提で絞り込んで、進められるのが筋ではないかと思っておりますけれども、その辺の進め方についての考えをもう一度確認いたします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

今できるだけ最新の情報というふうなお話をいただいたわけなのですが、これまでの核になる価値観というのももちろん見てきたわけなのですが、それをベースにはしましたが、町民のニーズの観点から策定しなければ恐らくやっぱり意味がないということで、町民のアンケート、そしてワークショップ、コミュニティとの懇談会等をまずこれまでやってきているところでございます。そして、今までの部分と、そして今実際にニーズがある部分と、大きな方向性にそごはないかというのをまず確認して、今本町を取り巻く社会情勢の観点から、例えばSDGsとか、外部の諸計画があるわけなのですが、あとはデジ田といえますか、デジタル田園都市国家構想の総合戦略とか、あとは先ほど昆議員のところでもお見せしました岩手の県民計画というか、幸福指標とか、こういったのがあるわけなのですが、こういったものの整合性も確認してと、そうやって抽出コンセプトから、町民の方々に分かりやすい言葉をとということで、今回は「持続可能」、「幸福感」、「やさしさ」の3つを選定しております、本当は成長、発展というコンセプトもあるわけなのですが、これはもう総合計画ですので、当然ながら含んでいるというふうなことから、そこはなしということでこの3つを選択させていただいているところで、あんまり具体的なところは特にやっていなくて、いずれ今のニーズを反映させて次の計画をつくるという考えは、議員のおっしゃるとおりというところでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 7次総との関係はどうなっているのだと今質問している。7次総の継承を大きくしているのだけれども、違うのではないかという質問をしているのだから、それにはちゃんと答えなさい。

○企画財政課長（花立孝美君） 7次総の継承という意味では、いずれ町政の継続性の観点で、過去4年間の施政方針の重点項目等をピックアップして、分類整理してきておりましたので、その継承という部分はやはり当然あります。ただ、いずれ全てが継承ではなく、これからの

部分ということで、町民のニーズも把握して、それを合わせた計画としていきたいというところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 選択と集中の発言をした裏には、こういうのがあります。一番、8年先考えて、矢巾で問題になるのは何ですか。人がいなくなる、若い人がいなくなる、企業もさっぱり伸びない、業績不振、それから自分も含めて年寄りなのですけれども、年寄りばかりが増えて、何か老老介護をせざるを得ないような状況になっている、田畑を耕す人はいない、これは絶対今の段階でもう変わっていませんよね。これをまず先に考えないと、次が出てこないような気がするのです。私が選択と集中と言っているのは、今本当に先々問題になることはないかをどこまでとことん問い詰めているかです。その中で優先順位をつけて、8次総に落として、こういうスローガンは構いません、結びつくのならそれでいいと思いますけれども、その辺のやっぱり捉え方と筋道立てというか、ちょっと何か曖昧なようだという意識があるのです。ですから、前私が議員になってからもらった7次総の前期も後期も見えていますし、その前のもちょっと見ましたけれども、正直にごめんなさい、町長を前にして言うのは大変失礼ですけれども、あんまり変わっていないのではないかという意識があるので、そういう問題意識からの発想なのです。ですから、選択と集中という意味は、今の今の話ではないのです。8年なら8年の間で起こり得る社会的現象なり、いろんな問題をちゃんと精査した上で、そこから優先順位の高いものを総合計画に盛り込んだらどうですかと、年次の計画はそれに付随する施策、政策を打ち出せばいいのではないかというのが私の持論でございますが、この点についてご見解をお尋ねします。

○議長（廣田清実議員） 岩淵副町長。

○副町長（岩淵和弘君） これからの8次総の計画に向けましては、まず今ある7次総の今計画がどのようになっているのか、その取組の中身をしっかりと検証するということが大事だと思います。その上で、次の8次総に向けては時代の要請に応じて、また新たな取組とか、不足なところを補っていくとか、そういった取組も必要になってきますので、そういったところの検証を含めながら次期総合計画に反映させていくよう、これから整理していきたいと思っています。

○議長（廣田清実議員） 藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） もう7次総も終わるのです、そろそろ。やっぱりそこを、P D C A

サイクルと皆さんよくおっしゃるのだけれども、ちょっと勘違いしている気がするのです。P D C Aサイクルというのは、マネジメントサイクルなのです。何か行動を起こした段階で、もうそこで発生しているのです、P D C Aは。ぐるぐる回りなのです。それがどういう方向に行っているかを検証しながら、そのやり方でいいのかどうかを確認するのです。トヨタの生産方式を思い出してください。1つのラインに、10か20か分かりませんがあります。それぞれのラインの上にはランプがついています。どこかでトラブルがあるとランプがつかます。全工員集まります。そのラインはストップ、そして何が問題なのということで、なぜ5という手法を使って、原因ではなくて真因、もうこれ以上突き詰められない原因を、みんなでそれを確認し、ではどうするのと決めて、対策を打ってからラインは動く、その間一切ラインを動かしたら駄目だというのがトヨタの方針です。今やらなければならないのです。後では駄目なのです。そういう姿勢でやらないと、計画と実際がずれる可能性の確率は高くなると思います。それを言いたくて、一生懸命私しゃべっているところです。この辺について、ご見解を伺います。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） 私のほうから答弁させていただきたいと思えます。

企画財政課長から答弁させていただいた部分につきましては、今度8次総に向けての考え方ということで申し上げていたと思うのですけれども、もっと大きなデザインから話しますと、自治体の計画というものを、これは多くは10年サイクルとか、矢巾町の場合8年の総合計画をつくっていると思うのですけれども、8年のサイクルが本当にいいのかどうかといった部分も議論としてはあろうかと思えます。8年先で形づくれるものってどれだけのものがあるのという部分も、これまでのまちづくりを検証するとあったと思えます。これまでの積み上げてきました総合計画の歴史を見ると、藤原議員おっしゃっているとおり、何となく似通っていた部分もあるのですけれども、まさに選択と集中をしていた時期がすごくあったのではないかなと思っています。例えばそれは農業を中心として、いかに産業を発展させていくとかかというような時期もございましたし、これが今までの矢巾町の歴史の中で、今7次、8次というふうにつくり上げられてきているところだと思います。いま一つ欠けている視点につきましては、総合計画の期間の縛りの中でとられるばかりで、もっと長期の視点でやるべきことって何だろうかといったことの議論がなかったのではないかなというふうに思っているところです。その不足の点につきましては、もっと将来のことを考えてということで

未来戦略課が新設されたと認識しているところでございます。

この策定に当たっては、さっきおっしゃいましたように選択と集中の、議員がおっしゃったようなところの背景に何があるのか、原因ではなくて真因は何か、私たち最近言っているのは、タマネギの皮をむいて、皮いっぱいむいて何か分かったような感じではあるのだけれども、その芯って何なのだろう、残っているものは、芯は何なのだろうということを最近私どもの言葉として使っています。計画におきましては、これ正しい答えってあるかどうか分からないと思うのですが、さっき言いましたPDCAのサイクルにおきますと、きちんと1年ごとで検証しながら、そして試行錯誤を繰り返し、駄目な部分は改めて、でもなおかつ長期はこういうところに行きたいのだよというビジョンをしっかりと持って、そういうまちづくりの計画を立てていきたいのだというのが真意でございまして、町長答弁にございましたとおり、あくまで技術的に7次総の反省と8次総のつくり方といったところについて、言葉足らずになったところは申し訳ないと思っていますのですが、当局の真意としてはそういうところでございますので、ご理解いただければと思います。

以上、お答えといたします。

- 議長（廣田清実議員） 少し平行になっているのですが、8次総、特別委員会立っているので、今の議論をしっかりといただいて、8次総に盛り込んでいただければと思います。ちょっと今のままでずっとやってもきっとならないと思いますので、よろしく願いいたします。

他に質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

- 議長（廣田清実議員） それでは、2問目の質問を終わります。

次に、3問目の質問を許します。

藤原信悦議員。

- 6番（藤原信悦議員） 3問目、これも政策に絡む話なのですが、もっと平たく捉えて質問させていただきます。

質問事項ですが、地元生まれ育った若者がまちに住み、働き続けられる環境づくりについてということで、町長にお尋ねいたします。仙台や関東圏の大学や専門学校に進学し、卒業後町に戻り、地元の企業等で働く若者が少なく、特に女性においては顕著です。顕著に感じるのではなくて顕著です、データ上は。理由としては、希望する職種がない、賃金が安い、比較しているのは仙台、東京です。友達等と遊べる場所がないいろいろな理由が

あるようです。

2020年の岩手県の年間1人当たり県民所得は約267万円、国民所得水準の平均の89.2%と全国下位レベルであります。なお、最賃に至っては、10月から運用されます最低賃金ですけれども、893円と、秋田と山形は予定より上げまして、岩手は最下位の893円という状況になっております。当然賃上げするには、企業の方々の状態もあると思うので、こうなったとは思っています。

また、所得が少なければ、結婚に限らず子どもを持つことにもちゅうちょする気持ちは理解できます。あるデータでは、やっぱり所得がある方のほうが子どもの数が多いというデータも出ております。2020年の岩手県の合計特殊出生率は1.21と、全国平均1.26を下回り、全国やはり39位となっています。

この負のスパイラルから抜け出すためには、若者が働きたいと思える企業の誘致、そして雇用や従業員育成、企業の成長、発展を経営使命と捉え、真摯に経営に取り組む地元企業の育成が重要と考えます。

質問の①です。企業誘致は、どのような業種を主体にしようと考えていらっしゃるのか。雇用効果を考えると、関連企業の裾野が広い製造業の影響は大きいと考えますが、町は今後も、現在主力である卸、小売、運送業等を中心に考えていかれるおつもりなのか。

企業誘致は、他の行政の事例を見てもトップセールスが効果的と考えるが、今後の活動について考えを伺います。

③です。企業誘致に応ずる企業にも、町に対してやはり要望があると思います。過去にどのような要望があったのか、それらは解決済みなのか伺います。

④、誘致企業との賃金格差是正には、地元企業も継続的な生産性の向上と利益の留保が求められますが、町はこの問題解決のために効果的な指導、補助を実施する考えはあるのか伺います。事業継続を考えると、若手経営者の育成も急務であると考えます。これらについて支援等の考えはあるのか、これも伺わせていただきます。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 地元生まれ育った若者が町内に住み、働き続けられる環境づくりについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、企業誘致に当たりましては、土地利用の見直しを図り、立地環境

を整えていく長期的な視点と既存の不動産等を活用する短期的、中期的視点が必要であると考えております。長期的には、伸び代のあるヘルスケア産業や製造業等の企業誘致を進めるとともに、短期的、中期的には飲食業や娯楽業等の企業誘致を進めてまいります。このような方法により、地元の若者が働き続けられる環境づくりに加え、地域内経済循環の強化にも努めてまいります。

2点目についてですが、本町の成長に欠かせないパートナーとなり得る企業に対し、個別に積極的にアプローチをしてまいります。また、今年7月に、県と県内市町村が東京都内で共同開催いたしました企業ネットワークいわてに参加し、首都圏に本社のある企業と情報交換等を行ってきたところであり、このような活動にも継続的に取り組むことで企業誘致につなげてまいります。

3点目についてですが、出店や立地候補となる不動産情報の提供、地区計画等の決定による用地の確保、条例制定による工場敷地内における緑地面積及び環境施設面積の緩和などの要望に対応してきたところであります。

4点目についてですが、賃金等の地域間格差は、地元企業の雇用環境に大きな影響が懸念されますことから、地元企業の賃金引上げに寄与するため、企業の生産性と収益性の向上につなげる支援が必要であると認識しております。町といたしましては、地元企業の生産性向上や販路開拓等の自助努力への取組に対する支援策といたしましては、昨年度に矢巾町がんばる中小企業者応援事業補助金事業を実施し、今年度も同様の支援策を実施する予定であります。

また、若手経営者の育成につきましては、町商工会と連携し、経営課題及び地域課題を考える研修会を実施しているほか、本年6月から8月にかけて中小企業関係団体と連携し、若手経営者及び社員を対象に、必要な知識の習得を含め、共に育ち合い交流するための研修会を実施したところであります。

なお、今後におきましても、地域経営者の育成並びに地域産業の育成を図るための環境づくりを、商工団体を含めて地域一体となって構築をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 回答1点目についてです。

1つは、長期的な視点、中期的、短期的視点でとの回答がありましたけれども、土地利用

について制約があり、思うように進められないのが現実ではないでしょうか。土地利用の見直しを図るとは、具体的にどのように見直すのかお考えを伺います。

もう一つは、今進められている地区計画では、業種が限定されており、集客には都合のよい場所でありながら、飲食、娯楽等の誘致はできません。この制限は、解除するお考えがあるのか、地区計画以外に他の土地の利用方法があるのか、併せて確認させていただきます。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） お答えをいたします。

まず、土地利用の制約ということにつきましては、本町の自由度の高い土地利用というものに関しては極めてないというのは、もう皆さんご承知のとおりではないかなと思うところでございますけれども、一つ見直しということにつきましては、現在マスタープランの見直しを行っております。その中で、広域の中での土地利用をどうするかというのは、あくまで盛岡、滝沢、矢巾の中で協議をし、そこで県の中での意見を聞きながらというような話になってくると思うのですけれども、その中で矢巾町の主張を適切に主張していくということがまず正面玄関からの入るところだと思っています。また、内々に各市町の中では思惑というもの存在着いて、この思惑というのがそれぞれ微妙に異なっております。そういう中では、お互い情報交換しながら、盛岡市、滝沢、矢巾町の中でどのようなものがあるのかというものをさらに情報交換をしながら、矢巾町だけということに限らず、エリアとしてここが魅力ある地域になるようにやれば、自然に思惑は違うわけですから、どちらかが引っ張ればあそこがいいから、こっちは反対したいとかという関係にならないようにしていきながら、今後定期見直しに向けて見直しを進めていきたいなと思っています。この都市計画マスタープランの見直しを行った際に、いよいよそういった協議を3市町と始めていきますので、まずその中で自分たちのビジョン、先ほど選択と集中の話がございましたけれども、何をやりたいのかというのを明確にし、なおかつそこを精緻な計画まで落とし込んで、ああ、なるほどね、矢巾はここまで考えているのだったらそうだよねと言えるような段階まで進めてまいりたいと思います。また、様々な資源、人的な関係もそうですけれども、総動員しながらそこは進めてまいりたいと思っています。

また、地区計画につきましては、現在限定的であるというような形でございますが、農業振興区域におけるここの中の白地の部分での開発ということで、ここの中では私どもとしては、例えば今募集しておりますけれども、この募集の中で成約に至らなかった場合、ここの中には考え直す必要があるのではないかなというふうには思っているところではござい

ますが、岩手県におきまして農業振興区域内の考え方というのは非常に厳格に運用しているところがございます。ただ、他県を見ますとそういう例がございますので、他県でできて岩手県ではできないものは何なのか、あるいはできないということではなく、やる方法がないのかというようなことも含めて協議をしながら、あくまでも私どもの考え方に基づく地区計画になりますから、そういったところを皆さんの考え方の合意を取れるようにしながら進めてまいりたいと思います。ということで、長くなってしまいましたが、見直すような形ということも積極的に考えてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 企業の方々からすれば、誘致に来たときに、初めは課長さんたちでもいいとは思いますが、やっぱりトップと話をしたいというのが本音だと思うのです。ですので、町長、その辺について、今も一生懸命回られているのは知っていますけれども、もう少し馬力をかけて頑張るといってお考えはおありなのか、スケジュール的な問題はあると思いますけれども、その辺についてのお考えを、トップセールスについてのお考えをお聞きしたいです。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、まさに藤原信悦議員のおっしゃるとおり、トップセールスです。そこで、今私もいわゆるコロナとか何かの影響、これは弁解にすぎないことなのですが、先ほどの答弁の中でもやはりもう今本当にトップが先頭を切って、そのためにはやはり内部でしっかりした、どういう方向性を持ってこれからトップセールスをするか。それで、矢巾町はいろんな意味で、ある意味では恵まれた環境にあるわけです。それをしっかりPRしながらやっていきたい。

それで、正直なところ、例えば今3市5町、盛岡広域ですね、8市町なのですが、お互い足の引っ張り合いではなく、やっぱりトップ同士がお互いどういう形で、どういう企業を誘致していくかということで、いわゆるこの間お隣の盛岡市の市長選挙があって、いろいろ企業誘致のことも含めて論戦があったわけですが、いずれ私どもとすればこの盛岡3市5町、そしてやはりそこには県も一緒に、企業立地の推進課もあるわけですので、そういうところとも連携して、まず県、盛岡広域、そして私らと、この本町ですね、そうした位置づけをしっかりとあれしながら、そしてどこを私どもはこれから、さっきの答弁の中にはヘルスケア、

いわゆる医療も含めたそういうヘルスケア産業とか、あと製造業、今私一番あれなのは矢巾にアイワがあったとき、女性の方々の雇用の場もあって、この間は岩手町に行って、アルプス誘致、やっぱりいいのです。だから、そういうことも企業誘致で、アルプスはもう紫波町にあったのも岩手町に集約されたと、集積されたということもあるので、いずれそういった中でこれから県、盛岡広域、本町として企業誘致、そしてやはりあとは、もう一つは北上の八重樫市長からも、矢巾と北上とお互い連携しながら企業誘致も考えていかないと。八重樫市長からも、まずコロナも落ち着いてきたから、今度の新しい市長からも声かけがあって、あそこも今キオクシアをはじめ、もう1つの工場を造るのに1兆円規模なのだそうです。そういったこともあるので、そういうところの北上の市長とかも連携しながら、またお隣の花巻の上田市長とかも今あれなので、そういうネットワークをしっかりと構築しながらやっていきたいということで、私らもこれから一生懸命取り組むので、ぜひ議会のほうからも、それからやはりこれからトップセールスであれば、お土産の一つでも持っていかねばならない、裸で行くわけにいかないわけです。そこで、交際費で、これからお金がかかるかもしれませんが、昌造は何に使っているのかと、高橋町長はと言われるかもしれませんが、いずれそういうこともお許しいただきながら、あとは今担当課に、特に吉岡政策推進監に言っているのは、企業に来てもらえば、もう固定資産税の課税免除とか、そんなことはよそよりも上積みしてやれと言っているのです。そして、おいでになっていただければ必ずもう元が取れると言うとあんまりいい表現ではないのですが、そういうことを一つ一つ拾い上げてやっていきたい。だから、どうか出張旅費とか交際費、これからどんどん使わせていただきますので、ひとつ応援をしていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 応援していただいて。

藤原信悦議員。

○6番（藤原信悦議員） 今応援ということでございましたけれども、費用対効果で測定させていただきますので、この基準は崩しませんので、ぜひよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。

（「いいです」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、3問目終わりましたので、これで6番、藤原信悦議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

15時40分を再開いたします。

午後 3時27分 休憩

午後 3時40分 再開

○議長（廣田清実議員） それでは、再開いたします。

次に、17番、谷上知子議員の質問を受けます。

谷上知子議員。

1問目の質問を許します。

（17番 谷上知子議員 登壇）

○17番（谷上知子議員） 議席番号17番、矢巾未来の会、谷上知子でございます。通告に従いまして質問を始めます。

質問の1、令和6年度徴収開始の森林環境税と林業活性化について。6月4日、陸前高田市で開催された全国植樹祭に参加しました。岩手は、森林の多い県であり、県土の77%が森林です。森林に守られ、その環境が生み出した営みは、経済や文化活動につながり、生活に、健康に潤いを与えています。植樹祭の会場には、木工品をはじめとする素朴で美しい商品がありました。バイオマス産業でのエネルギーへの寄与も展示されており、県内の林業に改めて感銘しました。矢巾町においても、林業の活性化並びに木材加工品の開発、予定しているバイオマス発電の展開から、循環型社会の実現と経済、雇用にまでつながる、林業の活性化は魅力であり、さらに山に親しみ活動する町民の増加は、西部地区の観光開発にも大きく可能性を広げると考えます。

令和6年度より、新規に国税の森林環境税が徴収されます。全国的に起こる災害の防止、国土保全、地球温暖化防止、水源涵養機能と計り知れない恩恵を与える森林の存在は、国民一人一人がひとしく負担し、森林の保護に参加する税金と言われる面があります。森林環境税の徴収内容や現在の森林環境譲与税との関連を明らかにし、今後の林業の活性化がもたらす可能性を含めて、以下伺います。

①、森林環境税（国税）が徴収されますが、徴収の目的や内容と現在の森林環境譲与税との関連、さらには町民への周知の取組について伺います。

②、これからの山林の整備と木の育成及び林業の人材育成並びに防災、バイオマスエネルギーの導入、観光への波及効果についてどう考えているか伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 17番、谷上知子議員の令和6年度徴収開始の森林環境税と林業活性化についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、森林環境税は地球温暖化や災害の防止を図るため、森林整備等に必要な地方の財源を国民一人一人がひとしく負担することを目的に創設された国税で、令和6年度、いわゆる来年度より、個人町民税均等割が課税される方を対象に1人年額1,000円を課税するものであります。賦課徴収に係る事務は町が行い、個人町民税と併せて納付していただくこととなります。

また、森林環境譲与税は、国が森林環境税を市区町村の人口や、個人が持っている私有林人工林面積、林業従事者数を基準に案分し、地方の森林整備等に係る財源として市区町村に譲与するものであり、国では令和元年度より他の財源を活用して、前倒しをして譲与を行っておりますが、令和6年度からは本来の財源であります森林環境税を活用するものであります。

なお、森林環境税についての町民への周知につきましては、来年6月の納税通知書発送前に、町広報紙や町ホームページでのお知らせを行うほか、納税通知書に課税対象や使い道、用途を説明するチラシを同封するなど、周知を図ってまいります。

2点目についてですが、本町では国や県の補助事業を活用し、年次計画により町有林の下刈り及び地こしらえを行っているほか、伐期を迎え、皆伐した箇所については新たに植栽を行うなど、健全な山林の育成整備を行っているところであります。

また、林業の人材育成につきましては、森林・山村多面的機能発揮交付金を活用した里山整備事業において、事業の担い手でありますNPO法人において、作業従事者の森林整備に係る技術等の伝承が行われております。

次に、防災、バイオマスエネルギーの導入、観光への波及効果についてですが、本年6月27日に、民間事業者による木質バイオマス発電所立地の協定式が行われたところでありますが、この発電に関わる燃料は間伐した木材等を使用することとしており、さきに述べさせていただいた山林整備による排出された間伐材等を燃料として使用する予定としております。また、適切な山林環境を保つことにより、木の根が山肌奥深くに根を張り、地滑り防災効果が期待されております。

町といたしましては、西部地区に点在する町有林及び観光拠点の立ち木等の整備を進め、

優良な里山の維持と南昌山自然公園一帯の環境を保つため、町有林の整備に積極的に関わってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） ①番目の……

○議長（廣田清実議員） すみません、マイク、ボタン押して。

○17番（谷上知子議員） ①番目の税金のことに、3点ばかり再質問させていただきます。

令和4年から5年の国の森林環境譲与税は500億円となっていますが、令和6年度は森林環境税のほかに300億円を計上すると言われていています。矢巾町では、およそ幾らぐらいの額になりますか、伺います。

もう一点は、町民への周知についてですが、納付書の項目に森林環境税の項目を設けず、町民税に含めて徴収するのですか、伺います。

それから、3つ目、税金の使途をインターネットの利用等で公表するとなっていますし、現在も森林環境譲与税の使用を公表しています。税金額や税の使われ方がよく分かる内容で、今までとは違った税金なのかなというふうに感じております。この目的として、公益的機能の発揮、公益的機能とは地球温暖化防止、災害防止、国土安全機能、それから水源涵養機能が主に挙げられていますけれども、その目的のほかに、私自身は住民の意向を反映した税金の使い方ができる税ではないかなと考えています。地方のことは地方で、三位一体の改革になるのではないかなというふうな考えを持っていますが、その点についてもお聞きします。

以上3点、お聞きいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐々木税務課長。

○税務課長兼会計管理者兼出納室長（佐々木智雄君） それでは、まず1点目のご質問にお答えいたします。

新たな森林環境税の金額についてですが、こちらにつきましては市町村民税を納めていただく方に1,000円納めていただくこととなりますので、最近の市町村民税、いわゆる住民税を納めていただいている方の人数というのは大体1万4,200人くらいとなりますので、その方々に掛ける1,000円ということとなりますので、1,420万円くらいという金額になるかと思えます。そうした金額を一旦こちらのほうで、町のほうで徴収をいたしまして、そのお金は県

を通じて国のほうに入ってまいります。そういう流れとなります。町は、徴収を行うだけということでございます。

それから、2点目のどういったお知らせの方法ということだったかと思えますけれども…使途の公表ということに関しましては、これまでも森林環境譲与税のほうでどういった使い方をしているかということはお知らせをしておりましたが、引き続き病虫害の防除の関係ですとか、あるいは森林の巡視業務、林政アドバイザーの人件費など、そういった項目にこういった譲与税のほうは活用していくことになると思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） その使い道についての3点目は、自由に使えるわけではないという部分は今の答えでいいのか。

吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） ちょっと説明になるかどうかという話の中で、三位一体の中で財源の移譲の質問だったのかなと思えますけれども、こちらにつきましては一旦国のほうに行って、配分されたお金の中を地方のほうで使うという流れになりますので、俗に言う税源移譲という形にはならない財源と認識しております。地方分権改革の中で、税源移譲につきましてはまだ未完の部分と言われておまして、この部分についてはこの税収入については当たらないものなのかなというふうに認識しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） ちょっと国の関係の質問なので、明確な答えが出ないような気がしますので、よろしくお願いします。

他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 納付書の件ですけれども、納付書の項目に森林環境税の項目を設けずに町民税として含めて徴収するのですかという、その点お聞きしたいです。

○議長（廣田清実議員） 佐々木税務課長。

○税務課長兼会計管理者兼出納室長（佐々木智雄君） 大変失礼いたしました。項目といたしましては、今回の森林環境税につきましては県民税の均等割として500円、それから町民税の均等割として500円ということで、合計1,000円をいただくということで表示になりますので、現在復興に関する税金のほう、こちらのほうも均等割でお願いしておりますけれども、こちらと表示の内容については同じようなことになろうかと思えます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 2つ目の山林の整備等について、5点ばかり質問いたしますが……

○議長（廣田清実議員） すみません、やっぱり1問ずついきましょう。5点とかやるとこっちも分からない、答えるほうも分からなくなってしまうから、1問ずついきましょう。

○17番（谷上知子議員） 今回は一問一答形式でお伺いしますと、今言おうと思っていました。矢巾町の林業の人材育成や担い手の確保と森林整備に係る技術の伝承の内容は、どのようなことが行われているかということをもっとお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） お答えいたします。

ご存じのとおり、矢巾町には国有林がほとんどであって、国有林の中に分収林があつてというふうな形になってございまして、民有林というのは限られたものでございます。実際矢巾町内で行われている林業というのは、民間の木材会社があつたりとか、そういったものがあつて、それぞれ矢巾町内の森林に関わる部分の整備だとか、そういったものをやってきましたけれども、そのほかには県の林業技術センターというものが矢巾町内にございまして、そこを中心に林業に携わる若い人たちとかの講習とか研修会をやっております。それに矢巾町も、多少なりとも近隣の土地にある雑木だとかの木を切る際、伐採の場所の提供をさせていただいて、少しでも林業に携わる人の人材育成につながっているのかなというふうに思っておりますし、今後は室岡に来ました盛岡広域の森林組合が駐在することになってございまして、そちらを中心に一緒になって林業関係、連携を図りながら振興を図っていければなというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 2019年に森林経営管理制度というのが国でできて、自分の持ち山なのだけれども、なかなか山を整備できないという人たちから、町や、それから林業業者の方が借受けをして整備できるという法律ができたのですけれども、矢巾町の場合はあまり私有林がないということなのですが、その点の進捗状況についてはいかがなものでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 引き続きお答えいたします。

そういった民有林につきましては、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、里山整備事業ということでNPO法人が中心になって、地権者さんとの交渉も含めて森林の整備をやっていただいているというのが現状でございます。それについて、町についてもそういったNPO法人のやる事業に対して様々協力をしたりとかして、何とか手がつかない森林ではなくて、少しでも間伐をしていって環境が整備された森林になるようにということで推進をしているところでございます。

○議長（廣田清実議員） 面積は把握していない。

（「今は持ち合わせていない」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 今度はバイオマス発電のことについてですが、バイオマス発電が稼働するというので、間伐材の有効活用を予定しています。そのときに、私も説明会に参加しましたが、ちょっと聞きそびれたのですが、工場から排出された排気ガス、悪いものではないようですけれども、その排気ガスが、やはり季節によっては風向きが変わったりなんかすると思うのですが、ある一定方向に常に流れているわけで、南昌のあの辺一帯の生態系への影響はないのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今お聞きしているプラントの方式なのですけれども、蒸気タービン方式ということで、かなりそういったほかのプラントの方式と違って、環境には優しいというか、十分配慮されたプラントだというふうに伺ってございます。周りに対する影響についても、例えば臭いだとか温度だとか、そういったものについても煙突を高く上げることによって、音とか騒音とか、そういったものにも十分周りの環境に配慮したものであるというふうに伺ってございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 随分環境が整備されているということで、そうすることによって間伐材をきれいに取り払ったりすることで、当然林道が整備され、人も歩きやすくなる道路ができていないかなというふうに思いますが、トレッキングで林の中を歩けることは環境にもよく、経費のかからない観光になると思います。林道の整備は進んでいるのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 林道整備につきましては、土地がどちらかというと作業道、間伐をする際の作業道が必要なのであって、ちょっと林道まで整備できるかどうかというのはなかなか厳しい現実ではございますけれども、今城内山については登山道も含めた林道整備ができないかということで、様々いろんな角度から、場所の選定も含めて今やっているところでございます。間伐も含めて、城内山は民有地が多いものですから、そういったところも兼ねて今後進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 木材の育成は10年、20年と長い期間がかかるのですけれども、確実な育成ができる事業ではないかなと思いますし、後世にも長く残すことができる内容ですので、これからも様々な形で進めてほしいなと思いますが、あまりいっぱいではないと思いますが、財政の後ろ盾もあるようなので、ぜひ西部地区の山と花、そういったものも進めてもらいたいなと思いますが、事例として一関のあじさい園は皆さんご存じで、行ったことあると思いますが、あそこのスタートは杉の間にその持ち主がアジサイを植えたことがスタートで、今では全国でも有数のアジサイ園になりました。様々なアジサイの株も送ってくださったり、くれる方があり、今では本当に観光客に、時期は限定されておりますけれども、有名な観光園になっています。さらに、アジサイの花をプリザーブドフラワーにし、ちょっとプリザーブドフラワーといっても写真で見たので、分からないのですけれども、とてもそれが経済効果を上げているそうです。森林の多面的な活用と言われています。

南昌自然公園を花と緑をマッチングした観光拠点になるように、森林環境税を使い、住民参加型で木や花を育てる活動を計画してはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 谷上議員の冒頭で、今年の全国植樹祭の話がありました。私も行ってまいりましたけれども、今県のほうに手挙げをしているのですけれども、岩手県の植樹祭ということで、今名前は森林の感謝祭という名前ですとずっとやってこられてございますけれども、来年計画をしてございます。そういった岩手県の植樹祭を通じて、そういった育成を図っていければなというふうに思っております。

また、アジサイについても一関を例に出されておりましたけれども、岩手県県民の森でも、最近の日報に載っていましたが、八幡平市にある岩手県県民の森でもアジサイを植え

て、そういった憩いの場所にしようというような流れがあるようでございますので、やはりこの岩手県の森林の感謝祭を通じて、矢巾町のそういった植樹の在り方というか、そういったものも一緒になってPRできればなというふうに思っておりますので、いろいろ構想も谷上議員お持ちのようでございますので、そういったご指導もいただければというふうに思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 最後になりますが、やっぱり林業の活性化のためには、人材、実際に木を切ったりというふうな技術の人のほかに、どういうふうに林業をこれから活性化していくかという専門的な考えというか、専門的な知識を持った職員の方が必要なと思いますけれども、ここの行政の中に林業に関する、専門に務めるという言い方はないのですけれども、方はいらっしゃるのでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今林政アドバイザーということで、森林組合を退職したOBの方で、そういった林業に関する知識を持った方を2年ぐらい前から雇用しております。その方を中心に、今どんどん林業事業が進められてきているなというふうに思っておりますし、特に松くい虫対策についてもスピード感を持ってやられているなというふうなところがございます。そういった方を随時雇用して、何とか矢巾町の林業振興ができるような方向に持っていきたいというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員） 佐々木税務課長。

○税務課長兼会計管理者兼出納室長（佐々木智雄君） 大変失礼しました。先ほど300億円のお話がありましたけれども、その関係の資料をちょっと見つけたので、ご紹介したいと思います。この譲与税は、元年度から始まっております、元年度に全国で200億円、2年度と3年度は400億円、4年度と5年度が500億円、6年度以降は600億円の譲与税がということになっておりまして、初年度だけは特別会計を利用した300億円と、それから新しく始まる環境税のほうの300億円の600億円で始まりまして運営をしておきまして、6年度以降では全て環境税で賄っていくということで計画をされているということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、1問目は終わりましたので、次に2問目の質問を許します。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 質問の2、成り手不足のコミュニティ役員対策について。

令和6年度は、行政区長が廃止となることから、地区役員の見直しが必要になります。役員の成り手不足は深刻です。なくてはならない自治会ですが、対策を立て、次につながるような方法について伺います。

①、自治会役員の手当等について、増額する考えがないか伺います。

②、女性の参画を促す取組について伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 成り手不足のコミュニティ役員対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、町から各自治会役員の手当等はお支払いはしておりませんが、町からは業務委託料として、行政区長に対する業務委託料及び自治会に対する文書配布業務委託料をお支払いしております。

なお、行政区長に対する業務委託料は今年度までとなっており、来年度以降は自治会の業務委託料に統一する予定であります。自治会役員の手当等につきましては、自治会ごとの自治会費や前述の町からの委託料も含め、各自治会で定めているものであり、町は金額等を規定するものではないことをご理解いただきたいと思います。と存じます。

2点目についてですが、自治会役員の改選期や任期等につきましても各自治会で定めるものでございますが、昨年度の改選では初の女性区長さんも誕生したところであります。なお、今年度、行政区長会議や自治公民館長会議において少人数での情報交換会の時間を設けたところ、他の自治会の活動や取組、組織体制等の状況について情報交換ができ、大変好評だったことから、女性の参画を促すことにつなげるためにも、各自治会の情報を相互に交換し、共有できる場の創出、そういう場をつくり上げていくように今後も努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 午前中から、コミュニティの活動については様々な提言がありまし

たけれども、まず私も今現在自分の地区の役員をしております、リアルなところをお伝えして改善の方向に向けたいと思います。まず、成り手不足になる要因は多数ありますが、役員たちからは町の行事を軽減してほしいとの声があります。どうしても真面目ですから、皆さん、町のほうで決めると、できるだけ出ようというふうな方向になるのですが、現在の地区というのは年金の関係もあって、前進而で自治会の役員をしていた年代が実際働かないと生活ができないというふうなこともありまして、どうしても高齢化しているのです、80前後という形で。そうすると、その人たちが、例えばスポーツ行事などで人を集めなければならないのですが、やっぱり集める人たちも結局は高齢化して、私などもソフトボールなどに参加して準優勝をいただきましたけれども、そういった形が非常に負担だということがあります。

それから、自治会の行事もあり、何か自治会長さんとか行政区長さんが年中追われている感じをいつも受けるのです。先日も、神社の催物の当番が来て、それを決めて実行に移すまでに何か月も前から準備して、やっと終わらせるという形です。でも、今ちょっと見ると、昔のようにたくさん的人是集まらないのですけれども、まず地域の氏神様だということで、地域をよくしたいという思いが、自治会長さんたちの情熱があって、本当にその情熱に支えられて運営しているわけですが、次につながるということが非常に難しいのです。

そこで、次につながる、どうやって見つけたらいいのかなというのを本当にもう今から苦労しているのですけれども、そのことについてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

成り手の不足、確かにどこの自治会でも恐らくそういったお声あるのかなと思いますが、コミュニティに関しましては地域のやはり互助会なのかなというふうにまず私たち捉えているところがございます。そういった中で、例えば子育ての世代などで子ども会への参画というのがあると思うのですけれども、それ以外の現役の世代では確かに一部の方のみが参加となっている現状というのもあろうかと思えます。実際高齢者より少し若い世代の方々、ちょっとそこに自分も入っていかはあれですけれども、そこで割と世代的にコミュニティへの理解が進んでいないということも残念ながらあるのかなとも思います。

そして、やれる方向として私たちのほうでは、行政区長とコミュニティ会長というふうな2つの役職があったものを6年度からは統合して1つにすると、まず役員数を少し減らしてみようというふうな取組が1つあります。あと、これとは別に、さっき理解が進んでいな

いことがあるのではないかというふうなお話ししましたので、その理解を促進する方法といたしまして、今年度コミュニティというのはいくつものものなのだろうというところを、コミュニティの手引というのを作成して、各コミュニティに配備させていただくとともに、その概要につきまして全戸配布をさせていただくような形を取って、まずは理解の促進から入りたいというふうに考えているところです。

あとは、行事を減らしたらいいのではないかとかというのは、やはりなかなか昔からやっているのにという難しいところもあるかと思うのですが、例えば自分の地域では、今回お祭りのときの道路に幣束を飾るといふのを思い切ってやめてしまったとか、こういうふうに少しずつ、許せる中でやっぱり縮小していくというのでも考えなければならぬのかなというふうに思います。そこは、大変申し訳ございませんが、こういった事例をやっていますよというような情報交換をしながら、地域の中で決めていっていただくというのがいいのかなというふうに考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） あと、事務手続といひますか、事務処理といひますか、その技術のことについて、先ほども先輩議員たちからパソコンのことについてなんかも出ているのですが、やっぱり行政区長さんとか自治会長さんは、家族の協力と今はやっぱりパソコンなどを使って進めないとしても大変な時代だなと思っています。でも、引き受ける年代は、まだ全員がパソコンに慣れていないのです。自治会長さんになってからパソコン習いに行ったという方もいらっしゃるし、だからとてもそういうものの壁を乗り越えるって相当な情熱がないと、本当にこの地域をよくしたいというのだけでもっている感じです。

そこで、事務手続といひますか、例えば配ったりとか、そういう文書を作ったりとかということ代理で受けるNPOのようなものがあれば、結構、地区ごとではなくてもいいと思いますけれども、町に1個か2個あれば、そこに持っていけば、こういうのを作ってよと言え作ってくれるとか、地区の活動は自分たちで決めても、そういったことをできるような方向で持っていくことで、だったら自分もできるかなという、女性でもやってもいいと思うけれども、やっぱりパソコン使ったりするのはできないのだというふうな声も聞きますので、そういった点についてはどのようにお考えになっておりますでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えいたします。

まずは、今私たちのほうでも、実は会議をオンラインでやったらいいのではないかというふうなご意見を頂戴しているところなのですが、できない部分の理由を言っているのかあれですけども、そこも理由として全くないわけではございません。やはり操作に不安があると。配付はさせていただいたものの、実際の講習とかをいただきたいというふうなやっぱりお話がございます。私はもう全然どんどん文書をパソコンで取り込みたいので、お願いしたいというふうな意見もあれば、一度も触ったことがない、これは一体誰が使えるのだろうというふうな感じのかなりの温度差がやはりあるので、できるところから少しずつではありますけれども、講習会等をちょっと要望をお聞きしながら、私どもも出向いて、実際こんなふうに使ったらいいですよというふうなところと一緒に取り組ませていただければと思いますし、あとはご提言いただきました、例えばNPOでそういった事業者さんはいらっしゃるかと、こちらのほう、ちょっとまだ町内にそういう方いらっしゃるか把握はしておりませんが、町内のほうでいろいろ打診してみて、そういった方がいらっしゃるのか確認してみたいと思います。また、できるだけやっぱり自前でもできるように、我々もできる限り地区に入って一緒に取り組ませていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 自治会活動の負担は、私たちの年代は当たり前なのだがなと思うことも、若い人たちにとっては生活スタイル等の大きな変化で、例えば文書の配布も、昔から住んでいると言えはその人たちが偉いというわけではないのですが、あつという間に回覧板も回るし、矢巾の広報なんかも回るのですけれども、1週間ぐらいたってポストに入っているのも見かけたりするのです、ほかの班で。だから、そういうことも含めてやっぱり自治会活動の大切さと、それからみんなで協力しなければ成り立たないということを周知していただいて、何かの形で、今はできなくてもやがて参加していくという方向に持っていかないと、矢巾町の大きな自助、公助とかご近助というのも伝わらないのではないかなと思うのです、実際にそこで動いている人が動けないわけですから。だから、本当のスタートをもっと大事にして、フューチャーデザインなんかでもそういうことを取り上げてもっと自分たちのものにしていかないと、これからの町政はいいことはいっぱい言うけれども、実際は行われないうことを大変危惧しておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 結局私のところも回覧板2週間かかる、やっぱり自治会によって全

然違うので、これを統一化したいのですけれども、できないところもあるので、何か答える、まずそういう部分で努力するというところでよろしいですか。

花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） ありがとうございます。確かに今議員さんから、そして議長さんからもお話しいただいたとおり、回覧板一つとっても1週間、2週間かかるというふうな地域も、確かに今声も聞いたところでございます。地域において、いずれこういうことが必要なのだよというのはやっぱり周知していきたいと思えますし、これについては改めてうちのほうで力を入れて周知に努めたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） まちづくりに寄与する人材育成事業について。

全国的に見ても、女性や若者の政治参加は十分ではありません。また、LGBTQや町内在住の外国人による意見が前面に出ることは少ない状態です。多くの方が参加するまちが望ましいと思います。また、高齢者や障がいのある方の社会参加もまちを活性化すると考えます。多くの方がまちづくりに参加できる話合いの場を開催し、矢巾町を知ってもらい、さらには人材育成につながるセミナー等を企画してはと考えることから、以下伺います。

1、女性や若者のリーダー育成に向けたセミナーの開催を展開する考えはないか伺います。

2、LGBTQや町内在住の外国人に向けた矢巾町を知ってもらうためのセミナー開催の考えはないか伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） まちづくりに寄与する人材育成事業についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、女性のリーダー育成につきましては、矢巾町連合婦人会及び盛岡広域管内でのリーダー研修会などが行われておりますが、若い方や独身の方でも、誰もが気軽に参加できる体制の見直しも必要であることから、今後の取組について婦人団体と協議を進めてまいります。

また、若者のリーダー育成につきましては、本町では地域の将来を担う青少年の社会参加

活動を目的に、中高生を対象としたジュニアリーダーズクラブを結成しております。ジュニアリーダーを卒業された方は、これまでの活動体験を生かし、さらにシニアリーダーとなっていくことから、今後もジュニアリーダーについて中高生の方々に広く周知を図りながら、人材育成に努めてまいります。

2点目についてですが、LGBTQにつきましては、今年度において本町ではパートナーシップ宣誓制度の導入を目指しております。今後、町民の皆さん等を対象とした研修会のほか、町広報紙などを通じて当事者の方へも制度を知っていただくよう周知を図ってまいります。

また、町内在住の外国人の方々につきましては、矢巾町国際交流協会、岩手県国際交流協会と連携し、町内に在住する外国人の方に本町の様々な取組を知っていただく事業を企画して、顔の見える関係づくりを構築するため、町内をめぐる機会や町民の方と触れ合う場を設けてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 先日、8月31日に、LGBTQのセミナーが開催され、私も申込みはしたのですが、所用ができて行けなかったのですが、資料の内容を見て、改めて内容の深さと幅の広さを学んだところでございます。昨年度は、男女共同参画のワークショップも充実していましたし、今回のセミナーも大変よかったと思っております。内容は分かりやすく、これからもそこに参加する人たちがさらに広がることを望んで、これからもこのようなセミナー、少数派と呼ばれる人たちに対する配慮のようなセミナーを開催してはいかがかと思いますが、お考えを伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

今お話のありました先週、8月31日のLGBTQの講話、学習会というふうに呼びますけれども、これはとてもいいものでして、県の男女共同参画センターの講師をお招きし、二十数名、議員さんも数名いらっしゃいましたけれども、その中でLGBTQの話をしていただき、ちょっと紹介をさせていただきますと、性、セクシュアルとは自認する性、これは男、女、男性、女性、そして体の性、これも男性、女性、そして好きになる、これは性的指向ということで、そういった考えを持っている方がいるという内容でした。このLGBTQはいつ決

まるかというの、これはいろんな説があるというところでしょうけれども、特に有力な説としてはお母さんのおなかにいる受精するとき、1週間後にまず性別が決まる、それとともにセクシュアルも決まる、これがずっとおなかの中でもうそこで決まってしまう、そして社会に出たときはそういう環境だよということで自分が生まれてきますので、それを自分が自ら発信するかというとなかなか今の社会では難しいところで、これをいかに理解をいただくかというところがこれからの課題であるというふうに思っておりますし、中でも驚いたのが平成25年、ちょっと古いのですが、このときに県内の高校生約8,800人にアンケート調査を行ったという話で、この中で約10%の方がLGBTQ、セクシャリティーについて自分はそうだというふうに思っているという方のお答えがあったというのは、非常に私もびっくりしたところではあります。矢巾町で考えますと、人口約2万7,000人の10%ですと270人ほどいるという考えになります。この数字につきましては、当課でこの人数は抑えることはできませんけれども……

(「1%じゃないの」の声あり)

○文化スポーツ課長(高橋 保君) すみません、2,700人、恐れ入ります。この数字につきましても、具体的な詳しい数字についてはうちのほうで押さえることはできませんが、身近にそういった方がいらっしゃるというところ、これは皆さんにぜひご理解をいただきたいというふうに思っておりますし、今谷上議員からお話がありましたとおり、こういった学習会、研修会はこれからも引き続き開催していきたいというふうに思っておりますし、町長答弁でもありましたとおりパートナーシップを10月に導入する予定ですので、これをきっかけとして町民の皆様に周知を図っていきたいというふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長(廣田清実議員) 本質の質問は、セミナーをやる機会を考えているかということなので、立派な答弁はいいのですけれども、そこを答えてもらわないと。

高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長(高橋 保君) 恐れ入ります。大変申し訳ございません。次なるセミナーとしましては、引き続き開催しますけれども、男女共同参画という視点で今回は男性、パパを対象とした子育てに関する研修を計画しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長(廣田清実議員) 他に再質問ありますか。

谷上知子議員。

○17番（谷上知子議員） 最後になります。外国の方々に矢巾を知ってもらおう取組を計画することを期待しております。女性や若者、またよそから来た人たちにとって魅力ある地域づくりは、少子化対策と地方創生の鍵になると言われます。企業、政治、自治会、地域社会に、女性や若者、それから外国の方々、LGBTQの方々の少数派の人たちが小さな活動にも参加できる取組を推進してはいかがかと思いますが、お考えを伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

このLGBTQ+につきましては、最近特にテレビでも特集を行っておりますけれども、日本より海外のほうがかなり進んでおりまして、この前私が見た特集ではヨーロッパの事例が発表されていまして、そこではもうこのまちな通り、ここはゲイの方が多い、あの方を見ると、あの人たち、パートナーはレズの人だよというような感じで、もう堂々とそういった方々が歩いているというのが事実でして、そういったところ自体も考えますと、矢巾町とか日本自体まだまだLGBTQの理解度は低いなというふうに思っております。矢巾町内に住んでいらっしゃる外国人に対しても、当然そういった講習は必要だなというふうに思っておりますし、逆になかなか難しいと思うのですが、そういった当事者の方の声を聞くという機会も、もしできればやっていければなというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） よろしいですか。他にありませんか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で17番、谷上知子議員の質問を終わります。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場に参集されますようお願いいたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 4時33分 散会

令和5年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第4号）

令和5年9月6日（水）午前10時00分開議

議事日程（第4号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番	高橋 恵 議員	2番	高橋 敬太 議員
4番	ササキマサヒロ 議員	5番	吉田 喜博 議員
6番	藤原 信悦 議員	7番	齊藤 勝浩 議員
8番	小川 文子 議員	9番	木村 豊 議員
10番	小笠原 佳子 議員	11番	山本 好章 議員
13番	水本 淳一 議員	14番	村松 信一 議員
15番	昆 秀一 議員	16番	赤丸 秀雄 議員
17番	谷上 知子 議員	18番	廣田 清実 議員

欠席議員（2名）

3番	横澤 駿一 議員	12番	高橋 安子 議員
----	----------	-----	----------

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高橋 昌造 君	副 町 長	岩 淵 和 弘 君
政策推進監 兼 未 来 戦 略 課 長	吉 岡 律 司 君	総務課長 兼 選挙管理 委員会事務局長	田 村 英 典 君
企画財政課長	花 立 孝 美 君	税務課長 兼 会計管理 兼 出納室長	佐々木 智 雄 君
町民環境課長	田中館 和 昭 君	福祉課長	野 中 伸 悦 君

健康長寿課長 浅沼圭美君

道路住宅課長 水沼秀之君

農業委員会
事務局長 田口征寛君

教 育 長 菊池広親君

子ども課長 田村昭弘君

産業観光課長 佐藤健一君

文化スポーツ
課 長 高橋保君

上下水道課長 浅沼亨君

教 育 次 長
兼学校教育局長
兼学校給食
共同調理場所長
南幅正勝君

選 挙 管 理
委員会委員長 廣田政夫君

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉田徹君

主 事 渋田稀結君

議会事務局長
補 佐 高橋俊英君

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、3番、横澤駿一議員、それから12番、高橋安子議員は、都合により欠席する旨の通告がありましたので、ご報告いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

○議長（廣田清実議員） 一般質問に入る前に、議場の運営の関係で当職からちょっとお願いがあります。昨日も答弁のほうでいろいろ答弁していただいたのですが、質問者の質問に答えていない部分がありましたので、そこはしっかり答えていただきたいと思いますし、また質問者におきましても要点をまとめて質問していただくようお願いいたします。

それから、通告をいただいておりますので、通告を逸脱しないようお願いするとともに、通告内でもあまりにも町政から外れた場合は私のほうで止めさせていただきますので、それもお留意いただいております。

日程第1 一般質問

○議長（廣田清実議員） それでは、日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次質問を許します。

16番、赤丸秀雄議員。

1問目の質問を許します。

（16番 赤丸秀雄議員 登壇）

○16番（赤丸秀雄議員） 議席番号16番、新誠会、赤丸秀雄です。質問の前に、今年も町内の小中学校、高校が「音楽のまち やはば」にふさわしい活躍をされていることに町民の一人として誇りに思っております。今後全国大会等に向けて、町も最大限の支援をお願いしたいものであります。

それでは、1問目の質問は安心、安全な生活の取組についてです。毎年8月9日の矢巾町安全・安心の日にちなみ、防災に関わる心構え等を再確認する日が8月第1日曜日に開催され、災害対策や被害防止に取り組む必要性を強く感じた次第です。

今年も残念ながら全国各地で線状降水帯や台風の影響による災害が発生し、多くの被害が出ています。それに、この夏は全国で猛暑が厳しく、岩手県内でも猛暑日が複数回、多いところは11回、それに近い日も多数観測され、厳しい夏でありました。ちなみに、9月1日まで盛岡では連続42日間、30度を超える真夏日であったと報道されました。

そこで、防災を含めた町民の安心、安全な生活を守る観点から、取組状況や今後重点的に取り組もうとしている内容について、以下伺います。

1、令和5年3月に策定したハザードマップの自治会説明を4月以降行っていると聞くが、説明会での町民からの意見等はどのような内容が多く出ているか。

2、町内大雨による土砂災害想定箇所は少ないと思われるが、対象世帯や地域協働による災害時対応をどう周知しているか。

3、防災で重要なことは情報収集、伝達であり、現在スマホでの確認、伝達が主流となっています。町は、スマホアプリの活用推進についてどのように考えておるでしょうか。また、わたまるメール活用状況はどうであるか伺います。

4、町内小中学校の安全教育の取組は、何に重点を置いたカリキュラムとなっているか。また、酷暑日や熱中症警戒アラート時の体育授業、運動部の部活の在り方、帰宅時の急激な雷雨対応の指導はどのようになっているか伺います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 16番、赤丸秀雄議員の安心、安全な生活の取組についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本年3月に改訂いたしました矢巾町防災マップの住民説明会につきましては、5月から自治会単位で実施しており、8月18日現在、31自治会の説明会を終了したところであります。説明会における町民の皆さん方からお伺いした主要な意見といたしましては、まずは「自宅及び自宅周辺の災害リスクが把握できた」、「内水氾濫について理解できた」、「新たな土砂災害のおそれがある箇所について把握できた」のほか、「このような説明会を引き続き実施してもらいたい」などの声が上がったほか、「想定最大規模降雨

とはどのくらいの雨か」、「寝たきりの家族がいる場合の避難については、どのようにすればよいか」などの質問もあり、マイ・タイムラインの作成を実習しつつ、適切な避難行動について認識していただいたところであります。

2点目についてですが、町内において指定された土砂災害警戒区域等は10か所ありますが、これに加えて昨年の9月30日に岩手県から新たな土砂災害の発生するおそれがある箇所が町内に13か所あることが公表されたことから、同年10月に町民の皆様に対しましてチラシを全戸配布するとともに、本年3月に改訂いたしました防災マップにおきましても、新たな土砂災害のおそれがある箇所を追記して周知を図っております。

また、毎年6月に設定されております土砂災害防止月間を踏まえ、矢巾町土砂災害防災訓練を実施し、自主防災組織をはじめ、対象となります地域の住民の皆さんや、社会福祉施設や事業所とともに、防災情報の伝達や、避難所の開設並びに避難訓練を開催しているところであります。今後につきましても対象世帯を絞り込み、自宅の災害リスクを認識いただき、避難行動の基本であります立ち退き避難について検討し、具体的な避難先を決定するなど、避難の実効性を高めてまいります。

3点目についてですが、議員ご指摘のとおり、防災関連情報の収集及び伝達は、防災、減災対策を行う上で最も、そして大変重要な要素の一つであります。特に避難情報をはじめとする緊急情報は、いかに早く正確に入手し、及び伝達するかが事後の対応の適否を左右するものと認識しているところでございます。

わたまるメールの活用状況につきましては、本年4月時点で1,674人の登録者数となっており、主に防災、防犯情報の伝達、消防団との情報共有に活用しておりますが、今後は現代において情報収集、伝達の主流となっておりますスマートフォンによる各種アプリケーションの活用も並行して推進することにより、より多くの情報入手手段が選択可能となることから、情報伝達の実効性を高めるものと認識しているところであります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、安心、安全な生活の取組についてのご質問にお答えいたします。

4点目についてですが、学校における安全教育の目標は、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な

生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できるような資質や能力を養うことであり、学校においては教科、道徳、特別活動等、全ての教育活動を通じて取り組んでいるところであります。

このことは、学校保健安全法、学習指導要領にも示されており、阪神・淡路大震災や東日本大震災、近年多発しております地震、台風などの自然災害により、防災教育が注目されているところでございます。

各学校においては、危機管理マニュアルが整備されており、議員ご案内の熱中症等への対応につきましては、このマニュアルを中心に指導を行っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 昨日も触れていましたが、今年は関東大震災から100年ということで、テレビ等メディアでは特集を組んで防災を考える番組を多く放映していました。当町でも安全・安心の日を制定したきっかけとなった水害から今年で10年となりました。また、冒頭にもお話ししましたが、今シーズンというか、今年も梅雨時期を中心に全国で洪水被害が多数発生しました。特に隣県秋田市の駅前や、まち中心部の洪水被害は大変な状況でありました。また、昨年8月には山形県飯豊町の中心地、役場前の平たん地が洪水となり、大変な被害が出ました。その原因の主な理由に、線状降水帯による大量の雨が内水氾濫を発生させたと言われています。

そこで質問ですが、町で作成したハザードマップで各行政区に説明しておるという答弁でありまして、31か所、もう終わられたと。すごいスピードでやられて、大変ありがとうございますというか、お疲れさまです。それで、内水氾濫の部分が今の防災の一番のキーポイントになると思いますので、対処方法や予防策をどう説明して、町民からどのような意見が出されているか、もう少し詳しくお話を伺いたいと思います。特に町民の意識向上につながったことで、説明してよかったこと等の具体的事項があれば紹介したいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君） お答えいたします。

今ご質問がございましたとおり、防災マップの説明会、8月19日までで31か所で、延べ人数518名の皆様から参加していただいて、本当に関心があるのだなということで我々授受しております、感謝申し上げます。

まずは内水氾濫の件でございますが、内水氾濫の特筆すべき点につきましては、やはり都市化、主にコンクリートで、地中に浸水しないような地域について内水氾濫が起きやすいと。それにつきましては、雨水が側溝や堰などに許容量を超えまして氾濫してしまうこと、それから外水、いわゆる河川、大型河川から逆流して都市部に氾濫して水があふれてしまうという状況、こういったことを住民の皆様にご説明して、本当に理解していただきました。

それでは、どのようにして防いだらいいのかということでございますが、先ほど議員からご指摘のとおり、線状降水帯のような1時間に100ミリあるいは80ミリ以上のような降水があった場合は、防ぎようはございません、正直言わせて。そうすると、最近では気象庁のほうから線状降水帯の発生が見込まれるときは、早めにそういった危険情報も出るようになっておりましたので、そういった情報をいち早く町民の皆様にお話しする、あるいは情報を流す、情報伝達、様々な媒体を使って情報を流しますので、速やかにご自分の、要するにマイ・タイムラインをつくっていただきながら、津波でんでんことという話もありますけれども、避難が可能な場所に自らの意志で速やかに避難していただくということが肝要かというふうに考えてございます。

それにつきましては、移動避難、それから垂直避難の2種類でございます。この2つにつきまして、しっかりと自分はこうしたならば命が助かるという意識を持っていただいて行動していただくということで、今回の説明会の中でも説明しておりますし、こういった内容につきましては本当に興味を持って理解していただいているなという状況でございますので、これからもこういった部分についてしっかりと説明しながら、理解をいただいてやっていきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 意見はなかったの、その31か所の。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君） 意見は、こういった説明会をやっていただいて本当にありがたいということで意見もいただいておりますので、引き続きやってまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今課長説明があったように、31か所で518人、1か所当たり16.7人、17人参加されたということで、何の説明会でも15人以上集まればという部分は私意識を持っ

ていたので、よかったなと思っていますし、またゆうべも議会が終わって帰りましたら、120ミリの雨がどこそことどこそこに降ったというニュースが流れていました。確かに町なかの側溝は、時間にして50ミリに対応した側溝になっていると私は認識しております。ですから、今課長がおっしゃったように、100ミリであれば対応できないというような部分が実際だと思います。そういった意味で、今後の説明の中でも内水氾濫、特に矢巾町の場合は岩崎川の氾濫から10年で河川改修も行っております。また、ほかの3河川の1級河川についてもやっております。そういった意味で、私も少しは安心してはいますが、内水氾濫だけはどこでどのような形になるか分かりませんので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

それで、災害から身を守るための最重要なことは、正常性バイアスや同調性バイアスにとらわれない心構えが必要だと防災士研修などで強く指導を受けます。また、東日本大震災のときに釜石市の小中学生が取った行動が津波から多くの人たちの命を救ったことが今でも防災事例トップに掲載されています。昨日課長もお話しされていました。それは、避難訓練で、地震のときは素早く高台へ避難することを繰り返し学習、訓練していたことです。釜石市は、東日本大震災で、津波を中心とした被害で1,000人以上が犠牲となり、小中学生は学校にいなかった5人で済んだということでもあります。このときの行動は、中学校は地震後、直ちに隣の小学校に声をかけ、一緒に高台へ向かって走り出し、それを見た大人たちも行動を共にして難を逃れた事例であります。そのときの人数は3,000人とおっしゃっています。

そのことを踏まえて伺いますが、町内各行政区に自主防災組織がありますが、そこへの避難訓練や机上訓練、各地域に合った防災の取組をどう指導し、町民の防災意識高揚には何が必要と考えているか、昨日と重複する部分がありますが、伺います。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君） お答えいたします。

まず、自治会におきましては様々な説明会、それから私もお声がかかれば、こういった防災、それから避難訓練なども職員帯同いたしまして参加させていただくという姿勢でございますので、お声がけいただきたいというふうに考えてございます。

なお、自治会の皆様、今回も説明会に参加していただいている中で、こちらの防災マップ、ハザードマップを兼ねている防災マップなのでございますが、この防災マップ、ハザードマップにつきましては、水害につきましては大きな河川の部分についての水害をメインに考えてございます。そういった中で、やはり昔ながらの、高齢者の皆様のお話を聞くと、この堰から氾濫したのだよねとか、ここはこういった水路があつて危ないところなのだよねとい

うのは、細かい点につきましてはやはりハザードマップに載っていない部分もございます。こういった部分につきましては、そういった自治会や防災士の皆さんを中心とした会合などで確認をしていただいて、このマップに見えない危険性についても話し合いなどをしていただきたいなど、それが命を守る行動、あるいは目に見えない危険からの回避につながっていくのかなというふうに考えてございますので、そういった会合や話し合いなどを各自治会、それから一つの班単位でもよろしいかと思えます。そういった班単位の中で、いろんな話し合いを持っていただきたいというふうに思っております。そういった話し合いについては、我々も積極的に参加させていただいて、反対に教えられることもたくさんありますので、教えていただきたいというふうに考えてございます。

それから、自治会におきましては様々な自主防災の取組をしていただいております。何回も繰り返しになりますが、防災士の皆さん、矢巾町で111名の皆様が取得していただいて、本当に頭が下がる思いでございます。各行政区にお二人ずつ割当てになるくらいに考えてございますが、2人と言わずに防災士の皆様、各自治会の中でたくさん取得していただいて、中心になって防災の取組を指導していただければなというふうに考えていますので、今後も皆様の防災士の取得、それから活動の援助もしてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、各自治会におきましては、防災のために何か必要なものはないですかということで、町のほうから声がけさせていただきました。そういった中で、必要な備品を4分の3の補助率で、上限10万円ということで取りまとめさせていただきました。今まで41の自治防災会の中で、もう既に39の申請が済んで、それぞれ必要な備品等も配付してございます。あと2か所の自治会さんで終了するという状況でございますので、今後とも何か必要な部分があれば、そういった部分についても対応させていただきたいと思えますし、できる限りの要望についても対応させていただきたいと思っておりますので、遠慮なくお声がけもいただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今説明いただいた部分、それから昨日同僚議員の質問に答えた部分、特に本当に今年ですか、のろのろ台風からして、雨の部分的な集中豪雨というのですか、線状降水帯の話とかあって、昨日も言ったら2か所で100ミリ超えの部分が出ていまして、本当に今災害はどこでも起きるといふ部分を課長も認識されているようなので、ぜひそれをお

願いたいと思います。

それでは質問ですが、答弁書の中に現在のマップ作成時、町では町内10か所の土砂災害区域を想定しているが、県では13か所を把握していたので、マップに追記したとあります。町把握と県が指定した内容の差異、この把握の仕方は何だったのでしょうか、お聞きします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君） お答えいたします。

防災マップ、⑦の土砂災害ハザードマップの欄に記載になってございますが、今までは土砂災害の危険性がある部分について、従前から把握されていた13か所について記載されておりましたけれども、今回は県の新たな調査が入りまして、急峻な山の山沿いののり面が、要するに大雨が降った際に崖崩れ等が起こる可能性のある部分ということで、新たに10か所という指定をしたというところがございますので、どちらかという煙山西部ダムの山際のほうの急峻な場所というところがございますので、新たに10か所、危険性があるという表現で押さえさせていただいているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今の部分の3か所の説明は分かりました。

それで、ここには住宅はあるのですか、それとも100メートル以内には住宅がないような場所の3か所という部分でしょうか、その辺分かる範囲でお願いします。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君） 従来からの土砂災害の危険性のある部分を、エリアを大きくした部分もございますし、それから新たに設置した部分で住宅が近いところも実際ございます。そこについては、十分周知していきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 矢巾町の場合は、そういう土砂災害区域が今お聞きしたところでは13か所を把握しているという部分なので、そんなに住宅地はないので、自治会もそんなに該当しないと思うので、その辺の指導、情報共有、よろしく願いたいと思います。

それでは質問ですが、今年の北日本や北海道の暑さを異常と捉えられがちですが、気候研究者の中には年ごとに頻繁となり、100年間続くと想定する方もいます。そこで質問ですが、そのような環境を踏まえ、小中学校の体育館にエアコン設置の考えはないでしょうか。児童生徒のみではなく、一般町民が利用することも考慮すれば、ぜひ必要と私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、現在の体育館を使っております子どもたち、体育館で行われる教育活動の状況でございますけれども、暑さ指数の測定と、その数値に基づいた水分摂取等の対応に合わせて、大型扇風機を使って様々活動を行っているところでございます。今議員からご案内のございました体育館への、いわゆる屋内運動場への冷房設備の設置に係る点でございますが、その屋内運動場への空調設備設置に係る国の補助事業、そういったものがあるということにつきましても、こちらとしては承知をしておるところでございます。今後も議員ご案内のとおり、想定される酷暑下、酷暑の下で行われます様々な教育活動の現状でありますとか、特に学校体育館、その施設の持つ社会要請も踏まえつつ、体育館への冷房設置につきましては今後の検討課題の一つとさせていただきたいと考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） そこでお聞きしたいのは、先ほどは真夏日の連続が42という話はしましたが、これ以外にも、昨日もそうですし、新聞によれば51回目という形が盛岡でありました。そういう意味で、今年の夏休み終わって2学期始まったばかりなのであれですが、この暑さ指数を測定して体育館を使っている、もしくは屋外運動についてもそのような対応をしているかと思うのですが、それで体育時間を変更するなんていうのは今年うんと多かったと想定されますが、把握している部分で何かお話しできることあるでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君） お答えさせていただきます。

議員ご案内のとおり、予定をしておりました活動が、先ほど申し上げました暑さ指数、そ

の数値と照らし合わせた際、どうしてもできないという状況があると、そういったケースがこれまでも何度かあったということで確認をしております。そういった場合ですけれども、体育の授業を変更するであるとか、あるいはエアコンが設置されております教室で、それに代わるような、全く同じものはできないのですけれども、内容を変えて、体を動かす、そういった活動に代えて対応したという例を聞いております。確認をさせていただきます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 体育館が使えない状況であれば、当然屋外もそういう状況かと勝手に判断しますが、やっぱりこれからはこういう暑さが続く中では、エアコンも検討事項、また現場を預かる先生方等からの意見等も聞きながら、予算も絡むことではありますが、小中学校6か所しかないのです。全部一回につけるとは私のほうからは要望しませんので、ぜひその辺考慮していただきたいなと思っております。

それから、ちょっと学校関係でお聞きしたいのですが、私小学校の通学路のところに住んでいまして、今年の夏休み、小学生がプールに行っているような状況が見られないのです。今プールというのは、老朽化して使わないのか、また気温と水温の関係で、我々のときは50度目安、外気温と水温と合わせて50度が適温というような形の判断で、先ほどお話しした暑さ指数とか、こういうの関係なく、ただ温度計というのですか、それで測って終わりのような、そんな判断でやっていたのですが、それから今は事故が起きることが怖くて、監視体制をきちっとしなければならぬと、そういう部分でやらないのか。ちらっと聞いたら、1学期の授業ではちらっとやったようなこともあったのだけれども、夏休みは一切使わなかったような状況、これは4小学校全部だったのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田清実議員） 南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

夏休み中の学校プールの利用につきましてですが、利用に当たっては町で設けてごさいます規則にのっとって利用するかしないか、そういったところは各学校の判断でもって決めてごさいます。今年度につきましては、議員ご案内のとおり暑さの部分もごさいます。また、開放するに当たっての事前の準備、有事の際の対応、またそうならないための事前の取組であるとか、そういったものも総合的に判断をして、各学校による判断でこの夏の利用を検討

していただいたところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 利用の現状は。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君） 大変失礼しました。利用の現状につきましては、今年度は全ての学校で夏休み中は利用していないということになってございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 時代が変わり、社会状況も変わり、そういう状況で、私たちの話をしたら笑われるので話さないけれども、私の子どもたちのときはやっぱり楽しみにしていたのです。それでも、もう25年前という話になるのですが、そんな感じで、今各家庭でエアコンが、矢巾町近辺でも入っていますし。だから、夏休み明けは、学校に行つて真っ黒になっているのが、我々くろんぼコンテストみたいなことをやられたこともあったのだけれども、今の子どもたち、エアコンの部屋でゲームをやっているものだから、白くなって学校に行つていてというような私は勝手な判断をしています。

それはさておいて、年に3か月もプールを使つてくださいますとは言いませんけれども、夏休みも使わないようなプールであれば、今後の維持メンテも考えれば、本当に誰か言っています、4小学校に要らなくて、中央に1個あればいいのではないかと。そこへの送迎を考えたほうが利用価値が上がるのではないかみたいな話もありましたが、そういう形で運用されているのであれば残念としか言いようがありません。

それで、時間もあれなので、防災について私が住民からいただいている声を紹介しますと、町の防災担当者はフットワークがよく、災害時準備の指導も素早いと。自主防災組織への講習会や避難所運営実演など取組がよい。防災士研修時に心配り、危険対応の準備など頼もしい。私も感じていることは、防災マップの説明会を、先ほどお話ししたようにタイムリーとこののですか、言葉が適切かどうか分かりませんが、早期に対応していただいて、もう31か所完了、10月には相手があることだけれども、終わらせたいというような取組で、いい防災マップを作った部分をやっていただいている安全防災室には感謝しておりますなどなどの多くの声を聞いておりますので、まずお伝えしました。

最後に町長にお伺いしますが、避難の実効性を高めることが重要と、答弁書と昨日の答弁

でも述べておられますが、私はその一つに多くの町民にマイ・タイムラインの作成を位置づけることが必要と考えます。難しさもあります。町長自身のマイ・タイムライン作成と、このことへの見解を伺い、最後としたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、防災を通しての安全、安心のまちづくり、これは本当に本町にとっては非常に課題でありますし、それでまず平時からの備えとか、それから例えば初動態勢の確保をどうするかとか、要支援者に対しての支援体制をどうするか、いろんなことがあるわけですが、そこで今赤丸秀雄議員から我が事として、自分のマイ・タイムラインの作成、これは大事なことだと思います。

そこで、今第1番は各自治会に入って、防災マップの関係についていろいろご説明をさせていただいておりますが、第2弾としては各家庭における防災対策。やっぱり矢巾の町を中心としての防災訓練も大事なのですが、地域なり、自分の家庭での、何かこういうことがあったときどうするかと、話し合いです。今ある企業から、小学校5年生の児童の子どもさんたちに、いわゆる世界の地図の中にいろんなことを書いて、あそこにいろんなこと書いておきますので、だからああいうことを通して家庭でもいろいろな話し合いをしていただくこと。だから、防災対策は人ごとではないのだと、我が事として、特にも平成25年8月9日、矢巾町は災害と関係のない町と言っておった、それが大変なことになったわけでございます。

今も何回もお話があったのですが、線状降水帯、内水氾濫、今国では特定都市河川浸水被害対策法という法律で流域治水プロジェクト、矢巾町では今田んぼダムとか、それから遊水池の確保をどうするかとか。ただ、これが遅々として進まないのは、国においては農林水産省の関係と国土交通省との関係があるので、そういうことを含めながら、本町でも特定都市河川浸水被害対策法に基づいて、いわゆる流域治水プロジェクト、その中で昨日、昆秀一議員からも質問があったのですが、土橋に500メートルの未築堤の堤防、これも併せて考えていきたい。だから、特定都市河川浸水被害対策法を県と協議しながら、未築堤の堤防を、早くこれを結ぶこと。それから、今言った田んぼダム、遊水池。何かあったときに、平成25年8月9日、市街地を守るために、まずではどのように、田んぼがいいということではないのですが、その判断を自分たち、町としても県と一緒にあって、とにかくこの間のあれは岩崎川があれだったので、1級河川は県管理河川でもあるので、そういうところの連携を深めていきたい。

今年も秋田市では内水氾濫、だから外水氾濫対策だけではなく、内水氾濫対策にもしっか

り取り組んでいくということで、先ほど申し上げたように平素から備えをしっかりとやっていくということで、どうか昨日、今日と防災を通しての安全、安心のまちづくり、このことにはしっかりと取り組んでまいる覚悟でございますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「1 問目はないです」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 次に、2 問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 2 問目の質問は、共働き等子育て世帯の支援の在り方についてです。

五、六年前には、保育、幼稚園等の待機児童問題が全国的課題となっていました。現在は共働きのご夫婦等が増えており、仕事中は安心して子どもを預けるシステム構築が行政に求められていると考えることから、以下について伺います。

1、町内には各小学校区に児童館があるが、各児童館の定員数と登録者数、日々の利用者概算数をお伺いします。また、定員より登録者数が多い場合の対処はどう行っているか。

2、町の児童以下を対象とした子ども預かりサービスの利用状況の現状はどうであるか。特にやはば一く内で運営している子ども預かり利用の状況はどうであるか伺います。

3 点目、町では子育て世帯（幼少児のいる家庭）の実態をどのように捉え、共働き世帯等への支援に何が必要と考えているか伺います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 共働き等子育て世帯の支援の在り方についてのご質問にお答えをいたします。

1 点目についてですが、7 月の利用状況について、各児童館ごと登録児童数、1 日当たりの平均利用児童数の順にお答え申し上げます。徳田児童館は82名、35名、煙山児童館は152名、71名、煙山キッズクラブは174名、52名、不動児童館は76名、31名、矢巾東児童館は172名、91名、矢巾東キッズクラブは85名、26名となっております。

なお、町内の各児童館において定員は設けていないことから、利用条件に該当する全てのご家庭のお子様はご利用可能となります。

2 点目についてですが、保育所等による一時預かりは、令和3年度は延べ177名、令和4年

度は延べ105名が利用されております。小学生までの子育てサポートを行うファミリー・サポート・センターでは、一時預かりに加え、保育園や児童館、習い事等への送迎なども実施しており、令和3年度は延べ65名、令和4年度は延べ93名が利用されております。また、やはば一く内の矢巾町子育て世代活動支援センターどんぐりっこにおきましても未就学児の一時預かりを実施しており、令和3年度は延べ595名、令和4年度は延べ766名が利用され、こちらも利用実績が増加しております。

3点目についてですが、小学校全児童数に対する児童館の利用者登録率は約46%となっており、年々増加しております。また、育児休業が終わるタイミングで保育所への入所を希望する家庭が多く、共働きの子育て世帯が増えていると認識しております。これまでも一時預かりや延長保育などを実施しておりますが、個々の働き方に応じた柔軟な対応が必要と考えており、安心して子どもを預けることができる環境の整備について引き続き検討をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 9月に発表された国のデータでは、7年前より待機児童数が10分の1に減って、全国で2,680人ほどとのこと、この理由は各自治体の対応強化と予想を上回る少子化現象のようであります。ただし、この発表データは隠れ待機児童、大都市圏に隠れ待機児童が多いのですけれども、これを含んでいない数で、その数は10倍と言われておりますので、実際は以前と変わらない状況と言われております。

一方、放課後の児童の居場所の在り方が今の社会ではクローズアップとなっておりますので伺いますが、6年ほど前、児童館3か所を視察見学と、職員と意見交換をしました。そのときは、4年生までの受入れと1人当たりのスペース確保から登録者数制限していましたが、現在定員はないのか、またこれはいつ変更となったのでしょうか。私は認識していなかったので、この辺お知らせ願います。

○議長（廣田清実議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

定員を設定していないのはいつからかということでございますけれども、私が聞いた限りでは30年ほど前からそのような状態になっております。

なぜ定員を設定しないかということですが、登録児童がいるわけですが、そ

ここに制限をかけると使えない子どもが出てくるわけです。今の状態ですと、登録児童と真に利用している児童が半分ぐらいしか利用していないわけですけれども、そこで何とか面積基準をクリアできているという状態になっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今の課長答弁では、30年ほど前から定員は設定していないということであれば、私もあのとき6人で行ったので、誰に聞いたらと思ったけれども、今考えたらその行ったときの議員さんは5人辞められています。では、私の勘違いの聞き方だったのかなと思いますが、確かに当時は4年生までの受入れでもすごい人だと私は記憶していて、それで増設しなければならない話があった時期でもありました。そういった意味で、今は課長のおっしゃったように定員を設けないほうがそのような運用ができるということなのでよろしいし、あとこれから聞くキッズクラブの部分がありますので、その辺も併せて答弁いただければなと思っております。

質問は、答弁書で児童館とキッズクラブの状況を説明されていますが、活用内容など、どう違うのか。多分私はある程度認識していたのですけれども、多くの議員が子育てから遠ざかっておりますので、知らないと思うので、ぜひここをちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

平成27年に、それまで3年生までを児童館で預かることになっておったのですけれども、全国的に6年生まで拡大したところです。その後、議員ご指摘のとおり子どもたちが多い状況になっておったので、煙山キッズクラブは平成30年に、東キッズクラブは令和元年に分離して運用するようになりました。煙山キッズクラブは、3年生以上は煙山小学校のプレハブ教室を利用して活動しております。東キッズクラブのほうは、正面玄関を入れて右側に多目的教室というところがあるので、そこに3年生以上を分離して、そこで放課後児童クラブ活動を行っている状況になっております。学年で分けて運営しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 確認の意味で質問します。そうすれば、児童館とキッズクラブの運営については、同じ業務委託、委託先は同じでしょうか、指定管理者が。という部分と、それから当町では、そうすると課長の説明のように定員もなく、人数が多ければキッズクラブと児童館利用という形で分けて運用しているということであるから、今のところは何ら支障もないという判断でよろしいのか、その辺再度お願いします。

○議長（廣田清実議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

子ども1人当たり1.65平米というおおむねの面積基準がありまして、それを児童館の面積で割った場合、それはクリアされているという状況になっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 運営のところは同じか。

田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） すみません。東児童館、東キッズクラブ、あとは煙山児童館、煙山キッズクラブ、2か所とも児童館は指定管理で、キッズクラブは業務委託で同じ事業所に委託しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） まず、放課後の居場所の部分については、矢巾町は問題ないということで認識を新たにしましたので、今後もよろしく願いいたします。

あと放課後の居場所と、それ以外の出産後の子ども預かりの部分、どんぐりっこの運営状況については、データ要求の部分で確認しておりますのでよろしいのですが、ここは、どんぐりっこの子ども預かりの分の状況は分かりましたが、あそこは無料で遊ばせるスペースがあるのですが、その部分の利用も従来どおり、今でもいっぱい入っているのでしょうか。コロナ関係で、私あそこに行く機会がなかったのだけれども、その辺の状況、どうでしょうか、やはば一くの3階です。よろしく願いいたします。

○議長（廣田清実議員） やはば一くの利用状況は誰だ。無料の子どものところの利用状況。

（「あそこは道路住宅課」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 一時預かりではなくて、完全に無料のところの施設の運営の……

○16番（赤丸秀雄議員） 数字とかではなく、4年前から変わっていないとか、コロナ時期は

下がっているとか、それから今は戻ってきたとか、そういう話でいいです。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） ただいまの質問にお答えいたします。

コロナの時期におきましては、土日につきましては利用の時間等を午前1回、午後2回というふうに区切って、密な状態ができないような形で運営をしておりました。今もまだその状況は続いておりますが、平日に比べますと、やはり土日の利用が非常に多くて、好評をいただいておりますのでございます。

以上、お答えといたします。

（「利用料」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） 失礼しました。町内の方は無料でございますが、町外の方は有料という形で進めさせていただいております。

（「100円でしたか」の声あり）

○道路住宅課長（水沼秀之君） そうでございます。

○議長（廣田清実議員） それでも変わらないのか。

○道路住宅課長（水沼秀之君） 同じです。

○議長（廣田清実議員） 有料でも変わらないということ。

他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） この項目は、これ1点で最後にします。ファミリー・サポート・センターの運用状況、答弁にありました。確かに令和3年、令和4年と伸びてはいるのですが、私のイメージは、もう少し活用が多いのではないかという部分で、このファミリー・サポートをぜひ導入していただきたいと要望して入れていただいた経緯もあったのですが、何か問題があって伸びないのでしょうか。それとも、どんぐりっこみたいに預かるところが結構あるので、それで町民がそちらにお願いしてあるから、ファミリー・サポート・センターは極端に、私の考える、年間であれば二、三千人とか、そういう形は出ないのかな、その辺はどうお考えなのでしょう、最後に聞いて終わりたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

利用状況ですけれども、令和2年度からスタートしてまして14件、令和3年度は65件で、

令和4年度は93件ということで、3年間たったのですけれども、少しずつというか、増加傾向にあります。

利用が低調だというご指摘ですけれども、そうではないような気がするのですけれども、議員ご指摘のとおり、ほかに預ける施設があるわけです。保育所、児童館、どんぐりっことか、a i a iひろばとかあるわけです。大抵というか、ほぼ無料なわけですけれども、やっぱりファミリー・サポート・センターは有償ボランティアなのですけれども、保護者の負担もあるということが違いになっているのかなというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今の件で再度質問させていただきますが、このサービス、預かるばかりではなく、今子どもさんが習い事等で3時半とか4時半に習う場所に移動しなければならないという部分が、矢巾町ではどうなっているかあれですけれども、私の孫なんかを見れば、そういう感じなのです。厳しい自治体は、それを許さないと、事故があったとき困るので、必ず親の立会いの下にお願いします。親の立会いの下と言ったら、親が帰ってきてやるのだったら、何も利用しなくてもいいと。やっぱり使うのは16時前後、17時前後に子どもさんを塾なり、習い事なり連れていっていただいて、自分が勤務を終わる19時前後に迎えに行ける、もしくはそれより遅ければ、なお迎えに行きやすい、そういう利用が私のイメージであり、また病院に二、三時間、2週間に1回、3週間に1回行くときにちょっと預ける、そんな使い方を私はイメージしておりましたが、そういう使い方になっていなくて、何か1桁も、2桁とは言わないけれども、1桁以上、ちょっと考えに乖離があるようで、この辺どうお考えなのか、再度聞いて、本当に最後にします。

○議長（廣田清実議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘の子どもの習い事等の送り迎えですけれども、この理由が一番多くなっています。令和4年度でいえば93件の活動実績のうち55件が習い事の送迎になっております。次に多いのは、保護者の就労の都合により預ける場合、これは20件です。保育所、学校、休みの支援は12件、保護者の買物5件というふうな感じになっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

○議長（廣田清実議員）　ここで1時間過ぎましたので、暫時休憩といたします。

再開を11時15分、ちょっと短いですが、15分といたしますので、よろしくお願いたします。

午前11時05分　休憩

—————
午前11時15分　再開

○議長（廣田清実議員）　再開いたします。

次に、3問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員）　3問目の質問は、若い方々の定住施策の推進についてです。全国の大都市圏を除く多くの地域で、若者の流出に伴い、人口が減っています。その要因はいろいろあると思いますが、働く企業、職種の少なさや賃金の低さもあると思われます。それから、大学や専門学校に通うために有償奨学金利用の返済も一つの要因と私は考えます。

そこで、若い方へ少しでも支援する施策を策定して、町内に定住していただくことが必要と考え、以下について伺います。

1、町内へ近々に企業誘致できる情報はありますか。また、町内企業や町から1時間程度で通える企業の求人情報などを町出身者、特に「二十歳のつどい」等に参加する方々に紹介する取組は行っているのでしょうか。

2、全国的に自治体独自の奨学金返済支援を行う自治体が出てきております。住所を矢巾町に登録してもらうことにメリットが大きいと思うため、町でもスモールスタート、最初は数人でよいと思いますが、支援する方向で検討する考えがあるか伺います。

3、町では第8次総合計画策定期間ですが、若者定住化施策で何が重要、必要であるか、また人口減少にどのような施策が必要と思うか、考えていることを伺います。

以上です。

○議長（廣田清実議員）　高橋町長。

(町長　高橋昌造君　登壇)

○町長（高橋昌造君）　若い方々の定住施策の推進についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、市街化区域拡大後の宅地造成の進行や国道4号盛岡南道路の事業化等を背景に、矢幅駅から岩手医科大学附属病院周辺部を中心に出店、立地に関する相談が

増えているところであります。誘致が可能と思われる業種等につきましては、積極的に資料提供、意見交換を実施しておりますが、現段階で具体的な計画についてお示しできる情報はないところであります。

また、求人情報の紹介につきましては、「二十歳のつどい」に参加する方々に紹介する取組は行っておりませんが、盛岡公共職業安定所や関係団体が定期的開催する就職合同説明会等、地元就業の促進を図るイベントの周知につきましては、これまでと同様に町広報紙、町ホームページ等で積極的に周知をしております。

3点目についてですが、若者の定住化を考える上で、住み続けたいまちづくり、あるいは一時的に転出しても戻ってきたいと思えるようなまちづくりが重要と捉えております。そのためには地域づくりが重要であり、地域コミュニティ活動が活性化されるよう、行政、いわゆる私ら町政と自治会が相互に協力し合いながら、魅力的なまちづくりが図られるよう努めてまいります。

定住化を推進するための施策の一つといたしまして、矢巾町個人住宅取得資金利子補給金を実施しております。令和3年度に利子補給制度を活用し、町内に定住している世帯にアンケート調査を実施したところ、住宅を取得するきっかけとして、結婚と子育てという回答が半数を占める結果となっております。このことから、若者世代、子育て世代の定住を推進するため、子育て環境の充実を図ることが最も重要と捉えておるところであります。

また、人口減少につきましては、各自治体はもとより、岩手県としても最重要課題として捉えているところであり、岩手県、盛岡広域圏、そして本町のそれぞれの規模においてどのような施策が重要であるか、相互に連携しながら考えていかなければ解決できない問題として受け止めておるところであります。

今後移住定住対策及び人口減少対策につきましては、県内市町村で競い合うのではなく、協働で、共につくり上げていく協働で取り組んでいかなければならない課題であり、県が中心となって対策を講じることで効果が期待できるものと捉えておりますことから、県、そして他市町村と密に連携し、情報共有しながら対応をしております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、若い方々の定住施策の推進についてのご質問にお答えをいたします。

2点目についてですが、本町の奨学金事業は憲法第26条及び教育基本法第4条第3項に基づき、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、教育の機会均等及び人材育成の観点から経済的支援を目的として実施してございます。

教育委員会が行う奨学金返済支援といたしましては、子ども課が所管する矢巾町保育士等奨学金返済支援補助金があります。人材の確保、定着及び離職防止を目的に、奨学金を利用して資格を取得し、町内保育施設等に就職した保育士等を対象に、奨学金の返済に要する費用の一部に対し補助金を給付するものでございます。

なお、本町への定住を目的とすることも含め、奨学金返済支援の拡充につきましては、町の財政事情も含め、検討事項を明らかにした上での協議が必要であると認識してございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） まず、確認させていただきますが、この質問の3項で第8次総合計画策定の中で、若者定住化や人口減少対策をどのように盛り込むかと伺ったつもりでありました。答弁書では、ちょっと抽象的表現で私には理解できなかったのですが、再度このことについて伺いたいし、8年間の総合計画であれば、その8年先をどのような見方をして取り組むのか、その辺方針で構いませんので、答弁をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） ただいまの件にお答えいたします。

人口減少対策ですので、私たちのほうで去年の12月、そして今年の1月にかけて、町民の方々からまちづくりについての満足度のアンケートを取ったことがあるのですが、その中でやはりまちづくりとしてやっていただきたいことというか、今後町に優先して取り組んでほしいことというのがありまして、上位4つの項目が、町内の道路整備であるとか、産業や経済の振興であるとか、子育て支援の充実、高齢者や福祉の充実というふうなものでした。

その中で、産業や経済の振興のために重要と考えるものの一番多かったのは、町内で働ける場の拡大というふうなところが1位でございました。本町としては、これまで移住支援の補助であるとか、子育ての支援の補助とか、コミュニティの活性化等をやっているわけなのですが、人口の動態を見ますと、10代、20代の方の転出を食い止める策というのが、まだ取組ができるのではないかなというふうに私、ちょっと個人的には思っております。

た。この部分において、雇用の創出と地元へ愛着を持つ教育以外にも何ができるのかというのを検討してまいりたいというふうに考えています。

すみません、話がちょっと長くなりますが、令和2年から令和4年の過去3年間の総務省による年齢別の統計を見たのですけれども、15歳から19歳とか、20歳から24歳まで、5歳刻みぐらいでの統計になっているのですが、県内どの市町村というのも基本的に転出超過の状況でございます。ただ、この中で金ケ崎町におきましては、15歳から19歳において転入超過を果たしていました。これは、明らかに高校卒業時の受皿になる雇用の場があるのかなというふうに思ったところです。また、家を持ちたいと思う世代としては、多分30歳から40歳ぐらいの世代なのではないかなと思うのですが、この世代では花巻市、北上市が3年間ともに転入の超過、紫波町でも25歳から34歳においては3年連続の転入の超過の状況でございました。いずれ比較的近くに職場がありながら住宅地も供給できたのかなというふうに思ったところでございます。

本町におきましては、住宅地の供給については、幸いこれからの約5年から10年間のところ問題ないのではないかなというふうに思われるわけでございますが、この間に雇用の場をいかに用意できるかというところが今後の本町の定住を促す上で重要なのかなというふうに思ったところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） 今課長から答弁いただいた部分について、私もその結果については興味があったし、そのとおりだと思っております。ただ、1つは町内に当然雇用の場があるにこしたことはない。ただ、皆さん役場の職員で、失礼な言い方をしますが、ほとんど町内から出たことがないのではないかと。私は、会社の都合だったのだけれども、13回も転勤して、通勤時間が1時間、1時間半というのはざらなのです。だから、昨日も町長がおっしゃっていましたが、北上市との話とか、ああいうところの部分に通うなんていうのはざらなのです。近いくらいなのです。雪が降ったときだけ高速を使えばいいのだから、はっきり言えば。

そういう形で、ですから私は求人情報の紹介を「二十歳のつどい」に参加した方に、矢巾町出身者で今学生ですよ、専門学校ですよ、そういう部分、就職されている方についても、こういう勤め先が岩手にはありますよと紹介するだけでも、200人に出したら1人、2

人は、ああ、では地元に戻ってという形にもなるのではないかと。私は、前からお話ししているのですが、首都圏とここでは、はっきり言って入社時に給料が10万円違うのです。今回春先に、大学生でしたけれども、春闘で金を上げましたよね。そうしたら、14万円ぐらい違うと。ただ、マスコミ等を出している平均、全国平均とか、首都圏平均とか、平均してしまうから4万円から6万円しか変わらないように見えますが、同規模の企業であれば、それぐらい違っているのが実情なのです。ですから、矢巾町に住めば、そんな14万円、少なくとも生活できる部分があります。特に地元であれば、実家、家が広いところがいっぱいあるのです。首都圏に行って1DKを借りれば、黙っていたって8万5,000円するのです。そういうところを考えて、やっぱりアピールするためにも情報の提供は必要かと私は考えます。

それから、利子補給の部分でアンケート調査をしたというのは、この中身というのは先ほど課長がおっしゃってくれた内容と一緒にのでしょうか、そこだけちょっと確認します。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） お答えさせていただきます。

利子補給に関してのアンケートの部分、こちら利子補給した方に対してのアンケートを出したので、先ほどのまちづくりのためのアンケートとはまた別なアンケートでございます。よろしくをお願いします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○16番（赤丸秀雄議員） まだまだ質問はあるのですが、時間も来たのであれですけども、まず1つは若者の定住の一つに、何度も言いますが、今とても、物価高騰ばかりではなく、専門学校でも大学でも入るとき、すごくお金がかかるのです。ですから、3分の2の方が多かれ少なかれ奨学金を利用する。奨学金を利用した人の平均値、4年間で借りる額が400万円が平均らしいです。それ1か所ばかりではないです。大体3万円ずつ借りるところが三、四か所あれば、それぐらい。今アパートを借りて生活するのに、最低でも大体13万円と言われておりますので、お小遣いを入れればもっとかかる。そのお小遣いをみんなアルバイトで稼いでいるのが実情のようです。ですから、その辺も考慮しつつ、やっぱり若者を、言葉が適切かどうかあれですけども、呼び戻すことは、呼び戻すという言葉が適切か分かりませんが、やっぱり矢巾町を愛している出身者に対してフォローするべきだと思います。

それで、最後の質問をさせていただきます。まず、奨学金説明を、答弁書の中で憲法や教育基本法を持ち出してきていることについては、正直私は想定外でした。今回は時間もない

ことから、このことについては本日議論しませんが、他自治体や都道府県単位で取り組んでいるところも増えてきていることは認識されていると思いますので、別途の機会に質問するとして、最後に教育長に伺いたいのは、国で奨学金制度、無償支給型の在り方、県では県内で働き、奨学金返済している方への支援を考えるようではありますが、私はなかなか現実味がないのかなと。ただ、取り組むとは言っています。その取組に対してどう思われているのか。また、町への若者定住の方策を教育関連の取組では何が必要と考えられるのか、その辺の見解をお伺いして最後の質問とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまの質問にお答えをいたします。

まず、先ほど憲法とか教育基本法の話でございましたが、いわゆる奨学金制度の基になっているのは教育の機会均等と、それから経済的な理由によって修学をやめない、これがそれぞれに書かれてあるということで、我々が今実施している奨学金制度は、これに基づいて修学に困難な者がいない、そういうふうな状況をつくるということが我々の職務の一つであるというふうに思っているところでございます。

議員おっしゃるように、定住も含めて奨学金の返還に対して、例えば猶予を与える、もしくは無償で貸し出す、または自治体によっては奨学金の返還の補助金をあげるというふうな、そういうふうな情報は承知しております。教育といった場合、教育の間口からいけば、教育でまず一番最初に考えるべきは、経済的な理由で修学を諦めない、こういうふうなお子さんをつくらないということがまず第一でございますので、これを第一義にして、そして補助金制度につきましては我々の部分だけではなくて、いわゆる町の部分も絡んでまいりますので、先ほど答弁で申し上げたとおり、どんな課題があるかということも含め、それによって対応を考えていくべきものというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「終わります」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で16番、赤丸秀雄議員の質問を終わります。

次に、11番、山本好章議員の質問を許します。

山本好章議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（11番 山本好章議員 登壇）

○11番（山本好章議員） 議席番号11番、新誠会の山本好章です。一般国道4号盛岡南道路について質問をいたします。

初めに、初めてなので、非常に緊張していることを一応ご了承ください、いろいろ失礼なことがあるかもしれませんが、そこはご了解願いたいと思います。

それではまず、一般国道4号盛岡南道路の事業化に伴い、測量等調査が行われています。国の事業であり、矢巾町として直接関われないものとは思っておりますが、地域住民からは道幅がとても広いことや土盛りで高くなって現在の道路がどのようになるかという部分が非常に心配されております。また、接続がどうなるのかという部分から、盛岡南道路が通ることにより地域が分断されるのではないかというような懸念がされているところでございます。

その国道設計を進めるに当たり、関係8自治会会長名で要望書が提出されていると聞いていますが、その内容は盛岡南道路が完成したことにより地域が分断されないよう、地域住民が現在利用している生活道路を確保すること、営農に支障にならないよう農業用道路を確保すること、児童生徒が安全に通学できる道路を確保すること、1級河川芋沢川の洪水時の対策について十分検討することとなっておりますが、町としてこれらの要望に対し、今後どのように対応していくのか考えを伺います。

また、具体的には現状の道路との関係や線路との交差がどのように計画されているのか伺いたいと思います。

以上。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 11番、山本好章議員の一般国道盛岡南道路についてのご質問にお答えをいたします。

一般国道4号盛岡南道路につきましては、国土交通省の直轄事業として令和4年度に事業化され、岩手河川国道事務所において事業の調査、設計等を今現在行っておるところであります。これまで関係自治会長さんたちから町に提出をされました要望書の内容につきましては、岩手河川国道事務所にお伝えをしているところであり、今後も地域の意見が最大限事業に反映されるよう、引き続き岩手河川国道事務所と地域との調整をしっかりと行ってまいります。

また、現状の道路との関係や線路との交差の計画につきましては、今年度実施中の地質調査及び予備設計におきまして検討され、地域への設計説明会を開催する予定と伺っております。

ころであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はございますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） ただいまいろいろ答弁いただいたところですが、着工までまだ数年先のことであり、町として関われない部分、国土交通省の事業で現在調査、設計等の段階であることは承知しております。また、令和4年4月30日、町長のコメントが出ておまして、命の道というふうなことも述べられております。ただ、その後一切何のニュースも流れておりません。そういう部分では、いろんなくわさが飛び交っているところがございます。昨年度8月頃でしたか、国土交通省のほうから説明会があって、関係者の部分について調査の立ち入りをするという説明会がございましたけれども、その内容についても参加した場所のことしか、それぞれ参加者も分からず、いろんなくわさのほかのところの状況についてどういう質問が出たのか、どういう説明があったのかが全く流されておられません。そういった関係で、いろんなくわさが大変飛び交っております。

そういう部分で、例えば1つは土盛りがされないのではないかとということとか、あとさっき言った線路の交差の部分についても、最初は私が説明会に出て聞いたのですが、アンダーパス、要するに下のほうをくぐるというような説明だったのですが、あるときにある人から聞いたならば、いや、線路と新幹線の間を通すとか、またはその上を通すとか、そういったようなくわさがいろいろ出てまいりました。そういう面では、いろいろ本当に心配されることとあります。

あと、地域といたしましても、先ほど言ったように大きな、何しろ規格では50メートルぐらいなのですか、何か話を聞くところによると。そうなると、すごく分断されるわけです。あと、高規格道路ということでもあるので、果たして横断できるのかどうかという部分は非常に心配される場所です。

そういった面も含めて、矢巾町としてそういった部分、住民の意向を非常に酌んで、いろいろ交渉してくださるという部分は大変ありがたく受け止めておりますけれども、町として基本的な考え方というものはないのかどうかという部分をちょっと今伺いたいと思います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） ただいまの質問にお答えいたします。

現在計画されている内容につきましては、そのとおりまだ公表されているものではなく、設計段階ではございますが、町道14か所と交差することは明らかになっております。そちらの交差につきましては、現道の機能が全て保障されるように私どものほうでは要望しておるところではございます。ただ、南道路の手前側の46号のバイパスのほうを見ていただいても分かるとおりに、いわゆる平面での交差をする形、立体での交差をする形、単純立体といひまして下だけを通る形、それら様々な方式がございまして、今国土交通省のほうではそこを踏まえて検討をしているところと伺っております。

先ほど鉄道の話もありましたが、そのとおりに下をくぐる方法、新幹線を越える方法、これも検討しているのはそのとおりでございます。それら全ての検討を行った上で、経済性や安全性、全てを考慮した上で線形等が決定されるものと伺っておりますので、情報が入り次第、こちらのほうでも町民の方々、地域の方々、それぞれ提供してまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 微妙なところで、国の事業だからこっちのほうに情報が入っていないというのも事実だと思いますので、よろしく願いいたします。

他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） いろいろニュース等情報が入り次第、できるだけ流していただけると、非常にこちらとしても安心できるのかなと思いますので。また、設計の素案の部分に対していろいろ、できてからでは変えるのというのは、なかなか検討するのも難しいと思うので、その前の段階で分かる部分があれば、ぜひお知らせ願いたいなと思います。

あとあわせて、非常に細かいことで大変申し訳ございませんけれども、ちょっと分からないところがあるのでお聞きしたいのですけれども、高規格道路ということで80キロという想定をされているようですが、分かるところで結構です、これは80キロ制限の道路になるということなののでしょうか。ちょっと細かいところで申し訳ございません。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

現時点ではそのようには伺ってはならないところで、通常の国道で60キロというふうに理解してございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 併せて聞けばよかったです。道路図面というか経路について、説明会のときに1回見せていただいて、説明会をする最中は町のほうでも何か提示してあるというお話でしたが、仕事がある面でなかなかそういう時間が取れなかった。説明会のときに写真を撮ったのですが、もし今現在でもそちらの課のほうに行ったら、つなげてという設定ではないかと思うのですけれども、道路の図面というものは見せてもらえるものなのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

現時点におきまして、私どものほうに図面は渡されてはおらないところでございます。皆様のほうにお配りしています盛岡南道路のパフレットのほうに載っている、この図面が現時点で把握している全てでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） まだ詳細は出ていないし。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それで、山本議員おっしゃるとおりなので、今道路住宅課、または未来戦略課の課長たちにも指示しておりますが、国では予備設計をやってしまうと変更というのはなかなか難しい。そこで、今の段階から水面下で、地域からもこういう声が出ているということで、しっかり協議をしろと今指示しておりますので。

それから、地域の皆さんは、例えば高田煙山線、あそこもアンダーで通すのを、向こうの土橋白沢線は新幹線の上に行くということで、高田煙山線はアンダーパスになりますので、そういうことがうわさになっているということはかなり疑心暗鬼になっていると思いますし、また今度の定例会、9月会議でこういう質問が出ましたということ丁寧に岩手河川国道事務所にもお伝えして、今日、そういった意味ではこういうご質問をさせていただいたということは本当に感謝に堪えないわけでございますので、しっかり私ども予備設計の前段階で協議を、水面下で。

そして、あとは公表は、これは私ら独自でできることではないので、国土交通省の了解をもらわなければいけないので、できる限りそういったあれは、例えば進捗状況の報告、でき

る限り岩手河川国道事務所と一緒にやっていきたいと、こう思いますので、そういったことでひとつご理解をいただきたいということで、繰り返しになりますが、予備設計に入ってしまうとなかなか変更が難しいので、今そういった意味で交差するところが何か所、町道、県道、そのほかにも農道とか地域の道路もあるわけですので、それを一つ一つ点検させておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） この南道路とは直接関係なくて、多分もしかして議長に駄目ですと言われるかもしれませんが、ちょっと聞いておきたいことがあるのですが、町道の管理について若干聞いておきたいのですけれども、この夏場、町道等の脇道に草が大変生えておりまして、この間も赤林地区のところの通学路の関係でちょっと草が生えていて、誰も手をつけないと、非常に子どもたちの通学路に邪魔だということで、一応ちょっと私のほうも言って、直接担当課のほうに言って、見てもらいました。そのときは、ちょうど地区の河川、芋沢川の刈り払いのときだったので、草刈り機械を持っていたので、そう言われたことがあって、ちょうど草刈り機で若干したので、後から見ていただいたやつがもう草刈りした後だったので、大丈夫だった。今見たならば、やっぱりまた草が伸びていて、非常に通学路には危険なような感じはいたします。

伺いたいのですけれども、町道の草刈りについてはどのような管理になっているのか。

あと、我が家の話をするとあれですが、我が家のほうも町道になっていて、その脇にあるのり面、草があるのですけれども、これは農家の関係で、田んぼの近くなので、私たちがボランティア的に草刈りはしているのですけれども、特にも町から依頼されたわけでもなく、そういった形で草刈りをしているという、そういう実態について、町のほうではどのように管理しているのかと言えればいいか、関係しているのか、もしお伺いできるのであれば、ここで伺いたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 町道の管理なので、道路管理ということで認めます。

水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） お答えいたします。

今おっしゃられたとおり、地域の皆様から多大なご協力をいただきながら管理をしているところでございます。そのほか随時発生して、やはり道路の角で見づらいつか、そういうお話をいただいた際には、職員が直営で対応してやっているところでございます。

やはりいろんな状況がございまして、いわゆる道路敷であれば私どもでやれるのですが、そこが民地であったりという形でなかなか困難な場合もございまして。その場合には、多少のお時間をいただくことはあるのですが、土地の所有者さんのほうにお願いしたり、そういうふうな形で対応しております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） ボランティアと、それから町のほうと、それから民地の場合はいろんな部分ありますので、そういう場合は民地のほうに断って切らなければならないという部分もありますので、そういう部分で対応しているということによろしいですか。

○11番（山本好章議員） いいです。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「これで終わりにします」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、1問目の質問を終わります。

まだちょっと早いのですけれども、区切りがいいので、ここで昼食のために休憩に入ります。

再開を13時、午後1時といたします。

午前 11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、2問目の質問を許します。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 質問2、子どもたちの教育環境の充実について伺いたいと思います。

令和4年9月に矢巾町立小・中学校の適正規模、適正配置について、矢巾町立学校通学区域審議会の答申書が教育長に提出されました。教育委員会として答申の内容を踏まえつつ、子どもたちの教育環境の充実に向けて、町立小・中学校の適正規模、適正配置に関する基本方針を策定することとしていますと以前議会で答弁しています。そのためにパブリックコメントを実施したようですが、その資料の中には矢巾町公共施設等総合管理計画、学校教育施設長寿命化計画において、徳田小学校や不動小学校は今後約20年以内に目標使用年数を超えることになることや、建物内部などについて大規模な改修を実施していないため、室内環境は建築当時の機能、性能のままとなっており、施設環境の質的向上を図る必要があるとあり

ました。教育環境の充実のためには学校の改築等が必要と考え、以下のことを伺います。

1、小学校の改築や大改修については、早期に計画を作成することにより、設備等の検討について時間をかけていくことが必要と思われませんが、今後の見通しはどのようになっているのか。特に暖房設備の老朽化が顕著であり、エアコンで対応しているとも聞きますが、現状の予算で対応できているのか。

2、現状では普通教室が足りなく、特別支援教室の増設などで特別教室、とりわけ図工室がなくなったり、図書室を移動して狭くなったりする状況であると聞きます。また、多数の学習用具などがあり、教室の棚だけでは入り切らないという、それで教室の脇に置いたりしていると聞きますので、ロッカーの増設などはできないのでしょうか。

3、町立小・中学校の適正規模、適正配置に関する基本方針を策定するに当たり、学区の見直しはあり得るのか。

以上、伺います。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 子どもたちの教育環境の充実についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、学校施設の改築や大改修の今後の見通しにつきましては、現在矢巾町学校教育施設長寿命化計画を令和3年2月に策定しており、計画期間は令和3年度から令和7年度の5か年です。この計画は、矢巾町公共施設等総合管理計画で取りまとめられた施設分類ごとの管理に関する基本的な方針に基づき策定しており、令和7年度までは小破修理及び部位修繕を中心に対応し、以後につきましては長寿命化に向けた施設調査に基づき、財政状況等を踏まえ検討することとしております。暖房設備等の設備機器管理計画も同様に取り進めているところでございます。

また、予算対応につきましては、矢巾町学校教育施設長寿命化計画を基に各年度優先順位を見極めた上、必要な措置を講じており、突発的な対応につきましては補正予算での対応を行っているところであります。

2点目についてですが、議員ご案内のような状況があることは承知しております。学校施設、設備につきましては、毎年度各学校からの要望を取りまとめ、優先順位を付して予算協議を実施しているところであります。教室数につきましては、児童生徒数により、その数が決まりますが、例えば児童生徒数の増加が長期間または短期間なのかということも検討する観点の一つであります。

いずれにしても教育委員会といたしましては、今後も各学校から学校設備等に係る情報を収集し、多面的な検討を加え、優先順位を見極めた上、予算協議を行い、児童生徒にとってよりよい教育環境の整備に努めてまいります。

3点目についてですが、町立小・中学校の適正規模、適正配置に関する基本方針は、本年6月に閣議決定された第4期教育振興基本計画を参酌し、矢巾町立学校通学区域審議会答申及びこれからの学校教育の在り方に関する保護者向けのアンケートの結果等を踏まえ、来年1月を目途に策定する予定としております。

この基本方針を策定した後、この方針にのっとり、今後の本町の教育の在り方について、教育課程、教育環境整備、通学路等多岐にわたり検討することになるものと認識しております。議員ご案内の小学校区の見直しにつきましても、検討が必要な項目の一つと捉えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はございますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） ただいまの答弁ありがとうございます。学校教育施設長寿命化計画は、財政面から見ても必要なことだというのは十分承知しております。長寿命化計画によりますと、徳田小学校や煙山小学校、それから不動小学校では暖房設備が故障すれば稼働できない状態であるとのこと。実際煙山小学校では、一部ではありますが、稼働できないということも聞いておりましたが、幸いなことに令和元年度、空調設備、いわゆるエアコンが設置され、普通教室だけではなく特別教室にも整備されました。これにつきましては、県内各ほかのところに聞くと、普通教室しかないという状況の中で、矢巾町においては特別教室まで入れているということは非常にうれしい限りのことで、大変ありがたいことだというふうに思っております。そういった状況ですが、それで対応していると。結局冬期間もエアコンを使っているということになります。また、雨漏りがひどいということが結構、ちょっと学校を歩くとやっぱり聞くのです。そういった部分で、改修についてはいろいろ困っているのだろうなというふうに思っております。

あと、徳田小学校については、また移転問題も絡んできますので、非常に難しい問題かなとは思っておりますが、目標使用年数は、一方では長寿命化計画の場合は80年とあったのですが、何か見直しがあつて70年になったのだと思いますが、そういうことを考えると改築の計画というのはいつ頃になる予定なのか、もし分かるのであれば、そこのところを教えてい

ただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 各学校の状況につきましては、今議員ご案内のと通りの状況であることは当方も承知しております。そして、この間の保護者アンケートにおきましては、2040年で老朽化というふうなことも示させていただいたところであります。

今後につきましては、先ほどの答弁にもありましたとおり、現在どのような学校とか、どのような教育を矢巾でしていくべきかというための基本方針を、いわゆる適正規模、適正配置、保護者アンケート、これを踏まえまして策定していく予定としてございます。今後は、それにのっとった形の検討をしていくということで考えておるところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 保護者アンケートについてでございますけれども、それ以前にパブリックコメントをいたしましたのですが、この間報告を受けたところでは回答はゼロ件だったということで、非常にそこは残念だなと思っております。また、保護者アンケートを実施したようでございますが、この間見せてもらった限りにおいては、そういったパブリックコメントとは内容が違っており、通学距離とか、あと適正規模の部分については触れられていなかったと思います。

その部分について、保護者につきましてはいろいろ教育内容についてのアンケートのようでしたので、そこら辺は十分しんしゃくしていろいろやっていただきたいと思うのですが、長寿命化計画のほうに書いてあることによりますと、先ほどもありましたが、暖房設備についてありました。長寿命化計画の中に徳田小学校、煙山小学校、不動小学校は建築から40年以上経過していますが、これまで大規模な設備改修を実施していないため、暖房設備や給排水設備、消防設備などは建設当時の機能、性能のままとなっていますというふうに書かれています。こういった部分について、先ほどあったように、計画の中ではいろいろ今後されていくようではございますけれども、これは暖房設備などは特にも非常に難しい、部品交換だけで済まないというところがあるのかなと思うのですが、暖房設備については改修する予定はあるのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 暖房設備についてのご質問でございます。先ほど議員ご案内のお

り、いわゆるエアコン、空調、これが現在は各教室、そして特別教室に備わっているところでございます。暖房設備の不具合もありますが、それによって賄えるという部分については賄いつつ、例えば大規模な改修等が必要であり、多額の予算がかかるというのであれば、その辺も鑑みながらこれから考えていきたいなというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） ゆっくり話してください。いいことを言っているのです。

他に質疑はありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 赤丸議員からも若干質問があったのですが、プールのことについてちょっとお伺いしたいと思います。

プールについて、かなり浄化槽については耐用年数の関係があつたのかなのかどうか、ちょっとよく分からないところもあるのですが、先ほどあつたように改修しない方向で、あと昨年若干どこかに集めて、そこでやるというふうな話もあつたのですけれども、プールについての今後の使用の見込み。もちろん赤丸議員が言ったように、どこかにプールを造るといふことは、なかなかこれから難しいかと思うのですけれども、そういった使い方について今後の方向性はどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） プールのご質問についてお答えをいたします。

徳田小学校、それから不動小学校につきましては、プールの改修が必要ということは認識しております。昨年度のところで候補として別な場所であるということと、それから改修ということと、併せまして年次で修理をしていくという3つの検討をさせていただいたところ、年次の修理で今後対応していくというふうな方針となりましたので、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） その辺は、プールのほう、赤丸議員からもあつたように大変喜ばしいことかとは思いますが。

続きまして、2点目の部分で施設の修繕等についてお伺いしたわけですが、なかなか施設の修繕については現状維持が原則かなと、こっちは勝手に思っているところもあるのですけれども、そうではなくて、改善して使いやすいものにしていくということも考えられ

るのかなというふうに思います。特に古い校舎の場合は、結局今まではいろんな部分で、いわゆるB判というのですか、そういう対応の棚だったのですけれども、今度最近使うようになったものはA判のものが大変増えております。そういった場合に、棚に物を、本とかも入れられないという状況があります。そこら辺、学校のほうから要望があるかどうか、こちらでも確認していないので何とも言えないところではありますけれども、学校からの要望だけではなく、そういったことを教育委員会のほうからも、若干その施設を見たときに、こういうところはこうやったほうが便利になるのかもしれないというようなことの改善等、あと学校に対してもそういった使いにくいところは使いやすいように改善していいのだよと、そういう要望について要望できるというふうなことは伝えているのかどうか、またそういったことが現状としてあるのかどうかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

議員ご案内のとおり、こういうふうにしたほうがいいのではないかとといった中身も多々散見されるケースがございます。我々といたしましても、今後ぜひ学校のほうに積極的に足を運んで、現状をよく聞いて、よく見て、子どもたちの教育活動への支障が出るかと、そういった視点もでございます。また、子どもたちへの安全が担保できるのか、あるいはこういうふうにしたほうがより快適性というのですか、そういったところにつながるのではないかと、そういったところも学校ともぜひ話をしながら、多面的に優先順位を見極めながら適切に対応してまいりたいと考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） ぜひそういったことを進めていただきたいなというふうに思います。

そういった環境という部分でいきますと、煙山小学校とか不動小学校におきましては、来客等の駐車場がない状況でございます。そういった部分について、土地の取得とかという部分もありますし、煙山小学校におきましては職員の駐車場を別な場所に借りて駐車しているという状況もあります。こういった状況の改善に向けて、何らかの対策等を考えておられるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 駐車場についてのお問合せでございますが、現状におきまして早急の改善策というのは、実のところ持ち合わせておりません。その学校の立地、それから土地の部分もございます。今は工夫して、そして対応していただいているところでございます。今後につきましては、何かいい案があるかないかということも含めまして検討させていただきたいというふうに思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 職員の環境を整えるということも非常に大事だと思いますので、ぜひご検討願いたいと思います。

続きまして、3点目の部分につきまして、学区の見直しについて聞いたところでございますけれども、先ほど基本方針を作成した後ということではありましたけれども、基本方針の中には、そういったところについては触れられないのでしょうか。また、学区の見直しについては小学校等の改築等と併せてということになるのか、その辺のところのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 学区の見直しについてということでございます。議員先ほどおっしゃったとおり、まず基本方針を策定するということが第一義かなというふうに思っております。つまりどのような教育をするから、このような施設が必要で、このような規模になるべきというふうな論になっていくのかなと。現在その基本方針をこれから策定するという段階でございますので、詳細については今お答えを持ち合わせていないというところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 基本方針を策定するに当たって、先ほど申し上げたおりパブリックコメントにおける距離とか、適正規模についての部分については意見を聴取できなかったようなので、基本的には先ほどの矢巾町立学校通学区域審議会答申を基本として、適正規模、適正配置、それから通学距離等の方針にするということによろしいのでしょうか。

また、今後保護者アンケート、学校教育の在り方について問うたところではございますけ

れども、そういった関係について、また保護者アンケートを取る予定はございますでしょうか。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

学校の適正規模とか適正配置につきましては、審議会を7回ほど開催させていただいて、その答申をいただいたところでございます。パブリックコメント等におきましても、その答申を尊重しつつというふうなことを踏まえての基本方針の策定というふうに考えてございます。

また、保護者アンケートにつきましては、今回小中学校におきましてはおよそ9割くらいの保護者の方からの回答をいただいているところでございます。よって、新たな視点でのアンケートを実施する予定は、現在のところは持ち合わせてございません。

以上、答弁といたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） アンケートはさらに取ることはない、もちろん保護者の負担も考えればそのとおりかなとは思いますが、そこについては答申を十分尊重して、答申についても見ましたけれども、かなりそれなりの内容かなというふうには思っておりますので、十分検討していただければなというふうに思います。

ただ、先ほど来質問してはいるのですけれども、今後の改築等の計画、もちろん学校の大規模改修とか、その辺についてはいろいろ検討されている、あと今後の見通しの中でということにはなっておりますけれども、ここでは回答できないのかもしれませんが、20年、30年と先のことはございますが、大体のところを考えている何かがあれば教えていただきたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） 今後の展望ということでございます。先ほど議員ご案内の徳田小学校につきましては、年数が来れば移転が前提ということになってございます。よって、新しい学校を造らなければならないというのは、これは必須でございます。ただし、学校の建設に当たりましては、教育委員会だけの考えでは進んでいけないところもございます。よって、教育委員会のところでは、まずその方針を立てまして、その後町長部局の皆さんときちっと

総合教育会議等で議論を踏まえた上で、その方針を策定し、それにのっとった形で具体的な計画立案というふうな流れになろうかと現段階では思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 今言ったように、なかなかすぐには回答できないものだという事は十分承知しておりましたが、やっぱり住民の皆さんといたしましては、大体という部分について知りたいところかなと思ったので、お聞きいたしました。

それで、使用目標年数が一応70年になるのですか、それを超えないような形で検討されるということの確認でよろしいでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） では、お答えいたします。

現段階では、そのように考えてございます。いわゆる子どもたちにとって、その施設が安心、安全な施設であるべきということが前提になりますので、その辺りの現在の目途は議員ご指摘のとおりでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

山本好章議員。

○11番（山本好章議員） 何回も聞いて申し訳ないです。そのとおりでよろしいかと思いますが、建設とか建築に当たって、矢巾中学校を建てるときに私も学校現場にいたものですから、私は直接そこにいたわけではないのですけれども、その当時の設計段階についてもいろいろ職員の希望を聞きながらとか、意見を聞きながら進めたようですので、先の話ではございますが、そういった部分を十分勘案してやっていただければなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） お答えいたします。

議員お見込みのとおりでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（廣田清実議員） それしか言えないな。学校に関しては、Z E Bというゼロエネルギーの学校の視察も、全議員もしていますので、そういう部分も対象になると思いますので、

よろしく申し上げます。

他に再質問ありますか。よろしいですか。

(「以上でよろしいです」の声あり)

○議長(廣田清実議員) それでは、以上で11番、山本好章議員の質問を終わります。

次に、8番、小川文子議員の質問を許します。

小川文子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

(8番 小川文子議員 登壇)

○8番(小川文子議員) 議席番号8番、日本共産党の小川文子でございます。

それでは、1問目の質問に入らせていただきます。1問目は、物価高騰対策について町長にお伺いをいたします。経済産業省が8月16日発表いたしましたレギュラーガソリンの小売価格は、全国平均で1リットル当たり181円90銭となり、13週連続で値上がりが続いております。政府が今年6月以降、補助金を段階的に縮小していることに加え、原油の高止まりや円安加速で今後もさらなる値上がりが予想されております。現在は184円を超えている状況でございます。また、8月も1,000品目を超える値上げが報道されていることから、以下お伺いをいたします。

1番目、畜産農家への支援状況についてお伺いをいたします。

2番目、農業者へ昨年同様の資材高騰に対する支援の見通しがあるか伺います。

3番目、中小企業者への岩手県の事業継続緊急支援金が8月7日から始まっておりますけれども、町として上乘せすることができないかについてお伺いをいたします。

4番目、ひとり親世帯や非課税世帯への支援を考えられないかについてお伺いをいたします。

以上です。

○議長(廣田清実議員) 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 8番、小川文子議員の物価高騰対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、畜産農家への支援状況ですが、昨年度実施いたしました畜産農家緊急支援事業を本年度も支援内容を拡充して実施する予定であり、具体的には昨今の子牛市場の取引価格低迷を受け、子牛に対しての助成も対象として進めるものであります。

2点目についてですが、現在取り組んでおります支援といたしましては、昨年の秋肥料と本年の春肥料のコスト上昇分の7割を町農業再生支援協議会において支援を実施したところであります。

今後の支援の見通しについてですが、今なお物価高騰及び農業資材経費の高止まりが続いていることから、状況を見極めた上で関係機関と協議の上、支援について検討をいたします。

3点目についてですが、岩手県の事業継続緊急支援金に町の上乗せは実施しておりませんが、燃料価格の高騰により大きな影響を受けている貨物自動車運送事業者に対し、事業者の安全かつ安定した貨物輸送の維持及び確保を図ることを目的に、8月から11月まで支援金給付事業を実施し、県事業に上乗せ補助を行っておるところであります。他業種への支援につきましても、町内事業所の状況を踏まえながら新たな対策を進めてまいります。

4点目についてですが、ひとり親世帯への支援といたしましては、子育て世帯生活支援特別給付金、いわゆるひとり親世帯分として町が事務手続等の窓口となり、ひとり親世帯に対し、児童1人当たり5万円を県が今年5月から支給しておりますことから、町独自の支援については考えておらないところであります。

また、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響による対策といたしましては、住民税非課税世帯、家計急変世帯に対し、1世帯当たり3万円の住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金給付事業を実施しているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） では、1つずつ質問させていただきます。

特に畜産分野においては大変大きな被害がございまして、このように町として独自の対策が取れるということは大変喜ばしいことで、特にも今回は子牛への配慮もあったことについては大変感謝を申し上げたいと思います。県が肥育牛に対して1頭1万円の助成をしておりますけれども、これについて町はどのような関わりをしているのかについて確認をしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） ただいまお話がありました県が進めている肥育牛に対する1万円の助成につきましては、町は関わってございません。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

- 8 番（小川文子議員） 県の事業、国の事業、町の事業とあるわけでございますけれども、情報を伝える必要があるのではないかなと考えるものです。かなり皆さんアンテナを高くしておりますし、恐らく農協等からも情報は入るかとは思っておりますけれども、やはり町としても情報を周知していただきたいと思うのです。

それは、次の中小企業に対する事業継続緊急支援金もございます。これが8月7日から始まって、11月まであるわけでございますけれども、これも県の事業ではあります、やはり町民に何らかの情報周知があったほうがいいのではないかと思います。それこそ次の3万円の住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金についても、県の事業ではあるのですが、直接町民に関わってまいりますので、何らかの情報周知ができないのかについて再度お願いをいたします。

- 議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

- 産業観光課長（佐藤健一君） 町が直接関わっていないというのは手続上のことでございまして、住民に提供すべき必要な情報につきましては、引き続き県の事業であったとしても、当町あるいは商工会等を通じて事業者の方に周知すべきというふうに捉えてございます。

なお、先ほどお話ありました中小企業者等事業継続緊急支援金、こちらにつきましては、申請期間が11月30日までというふうになってございますので、できる限り町でできることは周知を図ってまいりたいというふうに思っております。

- 議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

- 8 番（小川文子議員） その周知の方法でございますけれども、やはり町民が一番よく見ているのが広報でございますので、広報にぜひ載せていただきたいと考えますが、その考えについて伺います。

- 議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

- 産業観光課長（佐藤健一君） そのとおりにしたいと思います。

- 議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

- 8 番（小川文子議員） いずれこの物価高は、今後もずっと続くことが予想されておりました、やはり継続した支援というものが必要になってくると考えます。

中小企業のところで貨物自動車運送に対する支援があるということでございますが、この

件数はどれくらいで、予算規模はどの程度なのかについて、1企業当たり幾らでもいいですけども、それについてお伺いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） ちょっと今資料を確認するので、お時間をいただきたいと思います。この事業につきましては、6月補正のほうで予算要求してございまして、1台当たりたしか2万7,000円、県が3分の1、町が3分の1、事業者が3分の1上乗せ分ということでやってございまして、台数につきましては、ちょっと今手元にはないのですが、随時今事業者のほうから申請が来て対応しているところでございます。

矢巾町が捉えている細かい台数につきましては、後刻答弁とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 農業者の肥料についての町の農業再生支援協議会というものの構成要素についてお伺いをしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） さっきので、台数とかその他のところで補足があるみたいなので、それを許します。

岩渕副町長。

○副町長（岩渕和弘君） 先ほどのトラック事業者の補助の関係についてのご質問にお答えいたします。

町内事業者の保有台数に対して、今見込みは大体2,000台というふうに見ておりまして、1台当たり2万3,000円の補助ということで、6月会議においての補正で計上させていただいております。

（「総額で幾らなの」の声あり）

○副町長（岩渕和弘君） 総額で4,590万円余となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 訂正をさせていただきます。1台当たり2万3,000円で、矢巾町内で対象としている台数につきましてはおよそ1,600台ぐらいとなっております。

○議長（廣田清実議員） 補正で4,590万円というのがありますので、割り算の関係でしょうか。

すみません、もう一回先ほどの質問。

小川文子議員。

○ 8 番（小川文子議員） 農業者に対して、秋肥料、春肥料についての支援は70%ほどやっているということで、町の農業再生支援協議会を通じてということだったのですが、この組織の中身についてお伺いをしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 矢巾町の農業再生支援協議会につきましては、昔でいう転作奨励金みたいなものを再生協議会を通じて各個人あるいは法人に対して、例えば小麦であれば、たしか1反歩当たり1万5,000円だったかな、そういった形で再生支援協議会を通じて個人に対して支援をいたしているものでございまして、今回の肥料につきましても県の農業再生支援協議会を通じて、矢巾町なり、各市町村の再生支援協議会のほうを経由して、最終的には農協のほうに肥料価格高騰分の支援、上乘せ分を拠出しているというふうな内容となっております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○ 8 番（小川文子議員） ここには特に触れられてはいませんでしたけれども、がんばる中小企業者応援ということ、私は今大変いいなと思って、9月の補正でも出ておりましたけれども、117件の応募があったということで、いろんな異業種に対する支援をするということで、そういうふうに皆さん頑張っているのだなと思っていましたけれども、その業種の中に例えば農業への参入、私の知り合いの方は電気工事でやっていたのだけれども、水耕栽培をやるとということで、水耕栽培を実験的にやっておりました。そういうふうな農業への参入といたしますか、あるいは6次産業化への参入というようなものは、その117件の中にあっただのかどうかということと、117件の中に今後の方向性を、何かいい方向性が出てくるのではないかなというような気もしますので、何か目立って特筆するようなものがありましたら紹介をしていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） がんばる支援金の中でよろしいですね。

○ 8 番（小川文子議員） そうです。

○議長（廣田清実議員） 今聞いているのは、117件の内訳とかという部分でよろしいですか。

○ 8 番（小川文子議員） ではなくて、大ざっぱに、今農業の質問をしておりますので。

○議長（廣田清実議員） それはいいのですけれども、その117件の中にそういう部分の矢巾町のものがあっただかという部分でよろしいですか。

○8番（小川文子議員） それでよろしいです。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 令和4年度の実績のお話ということでよろしいでしょうか。

117件ではなくて113件になります。金額が1,713万3,000円ということで、今お話がありました6次産業化の件は、昨年度は申請はございませんでした。主な内容につきましては、大体大きく3つの部門に分けて申請が出されたわけでございますけれども、一番多いのはやはり販路拡大、例えばECサイトを開設して販路を拡大したいとか、そういったものが多かったような記憶がございます。あとは備品等で購入をして、それが販路拡大につながるようなものだったというふうに記憶してございます。

ただ、お話がありました新規参入時点ということで、農業のほうに新規参入したいと、そういった開拓事業につきましても対象となってございますので、もしそういった事業者をご存じであれば、こういった制度がありますよというようなご紹介をいただきたいというふうに思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 私の知り合いは多分応募しなかったのだと思うのですが、これからは電気工事だけではなかなか大変なので、ミツバの水耕栽培をやりたいというので、廃車の車の中でいろいろ工夫して実験をしておりました。なので、そういうことも、これからは中小企業の皆さんの中にもそういう方向性もあるのではないかなと思って、ちょっと紹介したいと思ったところです。ぜひ農業を活性化させるためにも、6次産業化への挑戦とか、そういうものの挑戦をやっていただけたらいいのではないかなという希望を込めて紹介させていただきましたけれども、そういう点を紹介、こういうこともできますよというような紹介もぜひしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 紹介はしていると言っていましたけれども。

○8番（小川文子議員） 分かりました。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 月曜日の予算のほうでご承認いただきましたので、10月1日の広報にどういったことができるかということも含めて掲載はさせていただきたいと思えます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

- 8番（小川文子議員） ひとり親世帯に対しては、県が5万円のそういう支援があるということでお聞きをいたしました。

それとあわせて、本町でも福祉課のほうで食料支援等をやっておりますけれども、その状況について、もし関連がありましたらお願いをいたします。現在の食料、ひとり親世帯をはじめとした生活が大変な方々に対する食料支援の状況が町内でどのような状況にあるか。

- 議長（廣田清実議員） フードバンクみたいなのですか。

- 8番（小川文子議員） そうです。そういう形です。

- 議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

- 福祉課長（野中伸悦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

食料支援という形で、フードバンクで行っているわけですが、ちょっと手元に数字的なものはないのですけれども、ここずっと同じような感じで、極端に増えているというわけではございません。食料がちょっと不足しているのということ、相談に来た方に対してフードバンクのものを提供しているという形で行っているもので、特に増えているという感じはない状況でございます。

以上、お答えといたします。

- 議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

- 8番（小川文子議員） 持ち込まれる量にもよるとは思いますけれども、県で全体で調整している関係もあると思いますので、そういうものもあるということをやはりまた広報等で周知をしていただければ、いずれ今本当にひとり親世帯は大変な状況であるということを知っておりますので、そういう点でも情報提供ができたらいいのかなと思いますので、この点についてもまたご検討をお願いいたします。

- 議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

- 福祉課長（野中伸悦君） お答えいたします。

広報等でもお知らせしますし、社会福祉協議会のほうで出していますチラシ等でも広報しておりますので、引き続き行いたいと思います。

以上、お答えといたします。

- 議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） それでは、2問目に入ります。2問目は、マイナ保険証の問題について町長にお伺いをいたします。

受診の際に、健康保険証代わりにマイナンバーカードを使用しても、保険加入者のひもづけ作業が遅れ、医療機関の窓口で使えないケースとか、あるいは他人の情報がひもづけされていたなど、数々のトラブルが発生しているマイナ保険証について、本町での状況をお伺いいたします。

1番目、障がい者施設や高齢者施設入所者において、マイナンバーカードを作る上で問題があった事例があるか伺います。

2番目、マイナ保険証による受診により子どもの医療費助成事業による給付で不具合が発生していないかについてお伺いをいたします。

3番目、医療機関での対応で問題があったか把握しているかを伺います。

4番目、不具合に対する町民からの問合せやマイナンバーカード返納の状況があるのかどうかについてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） マイナ保険証の問題についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、障がい者施設や高齢者施設に入所されている方がマイナンバーカードの交付を希望される場合は、家族、施設職員等が代理人として手続をしておりますので、問題となるような事例は発生していないところであります。

2点目についてですが、マイナ保険証による受診により、子ども医療費助成事業の給付に不具合は生じていないところであります。

3点目についてですが、医療機関での対応につきましては、全ては把握しておりませんが、紫波郡医師会に状況を確認したところ、マイナ保険証による資格確認について特段問題はなく、順調である旨の回答をいただいております。

なお、医療機関においてオンライン資格確認ができなかった場合は、医療機関から保険者へ電話連絡することにより資格内容の確認を行うほか、医療機関において従来の被保険者証

で資格確認を行い、適正な給付割合で医療費請求が行われている状況と捉えております。

4点目についてですが、町民の皆さんからのマイナ保険証の不具合についての問合せは数件ございましたが、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の各保険者における資格登録につきましては、速やかに適正に行っているところでございます。また、マイナンバーカードの返納件数につきましては、現在のところ5件となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はございますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 1つずつ伺いをいたします。

マイナ保険証については、やはり全国的にはたくさんトラブルが生じていて、保険証の問題では、先ほど出た資格が無効と出ることがあるということで、例えば住所の1丁目1番地を1の1と書くだけで無資格ということが出てくるとか、あるいは旧漢字で書く名前についてもそういう反応が出てくるとか、様々言われております。これから出てこないこともないとは思っているので、やっぱりそこは十分に配慮していただきたいと思います。

負担割合についてですけれども、子どもの医療費はこの8月から窓口負担のない現物給付になりましたので、特にも不具合はないかと思っておりますけれども、高齢者の窓口の場合に、1割、2割、3割と負担割合が違うわけで、そこでの窓口のトラブルが発生しているようでございます。また、保険証以外の個人情報もひもづけられて、別の方の口座がひもづけられていたとか、あるいは年金情報がほかのところで開示されていたとか、いろいろマイナ保険証以外にもあるようでございますので、今後それがやはり問題になってくるのではないかなど危惧をしているところでございます。

一つ言われておりますのが、介護施設等で、いわゆる老健施設等では本人からマイナ保険証を職員が預かれないといえますか、職場として預けられない事例があるということなのですけれども、本町の場合はそういうことはないのでしょうか、それについて伺います。

○議長（廣田清実議員） マイナ保険証を取得したのだけれども、職員が預かれないような事例はあるかでございますか。

○8番（小川文子議員） はい。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今ご質問があった件に関しては、町内の施設からのお問合せは、私どものほうでは情報は

入っておりません。むしろこれからそういう施設系のところは整えていくことが国から今通知が来ている段階でございますので、私のほうからは以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問に追加でお答えいたします。

まず、今段階はそのとおり申請を受けて交付をしているのですが、今後の保険証がマイナンバーカードと一本化されていくという過程の中で、次に我々の課題としてあるのが、施設に入所されている方のマイナンバーカードの交付をどうしていくかということになります。これに関しましては、秋ぐらいから各施設のほうと協議させていただきまして、入所されている方のマイナンバーカードの申請、それから受領とかをどのようにやっていくかというのを協議していきますので、その中で今議員からご質問のあったマイナンバーカード、ではどうやってその方が保管していくかということも含めて協議したいと思っております。

○議長（廣田清実議員） まだ答弁できるような状態ではないような感じが。

他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） マイナ保険証については、6月の通常国会で、来年の秋には保険証を廃止してマイナ保険証に一本化されるという法律が通りましたので、いずれ秋には保険証は廃止になるかと思えますけれども、現在も資格が無効になったときに、今使われている保険証を持っていけば、それで対応していただけるという便利さがあるわけで、現在の保険証というのが非常に重要な働きをしているということになるかと思えますけれども、そういう点ではそういうことも、受診の際にはマイナンバーカードとともに保険証もしっかり持参していただくほうがよいのではないかと思えますけれども、そういう点についてはどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） これも、きっとまだ、一緒に……来年の秋の話で、実は延びている話なので、ここで、矢巾町だけでどうのこうの話ではないような気がするのですけれども。

○8番（小川文子議員） 答弁の中にもあるのです。それについてお聞きいたします。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今の段階では、やっぱり移行期だというふうに捉えておりますので、マイナ保険証と、それから現在の保険証とを持っていただくことで、負担割合のところは確実に確認できるような状況であるかなとは思っております。

ただ、ご存じのとおりだと思いますけれども、マイナ保険証を使ったときの費用負担、加算もちょっと異なりますので、利用した場合と利用しない場合というようなところもござい
ますので、その点をご本人様のお考えの下、窓口でのトラブルができるだけ少ない形の手続
をとるところは私どものほうでも思っておるところでござい

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） あと、マイナ保険証になった場合に、その管理をどうするかとい
うことが一つ大きな問題になるかと思っておりますけれども、特にも高齢になってきますと、持ち歩
く、病院に常に持ち歩かなければいけないということになりますと、紛失とか、落とすとか、
そういうことの心配もあろうかと思われま

す。そういうふうな、まだこれからで、本当に始
まったばかりだとは思いますが、そういういろんな問題がこれから出てくるかと思
いますので、やっぱりそれに対する対応というのが必要になってくるのだと思

先ほどのマイナ保険証で、例えば資格が無効になった場合に、保険証を提示した場合に6
%の料金が変わってくるわけですが、無効になったときに、その保険証を出したとき
にもやはり6%ということになるのでしょうか、請求が。

○議長（廣田清実議員） ちょっとまだ分からないのではないですか。確かに今の現状では、
マイナンバーカードでやると6%下がるというのは分かるのですが、なくして次のと
きの対応はまだちょっと先のほうで、ここで、矢巾町のほうで答えられるものではないです、
きっと。

○8番（小川文子議員） 例えば無資格という判断が出た場合ですよ。本人が無資格、今のと
ころ……

○議長（廣田清実議員） 無資格の場合は……

○8番（小川文子議員） 特段問題はないということなので、いいとは思うのだけれども、無
資格という判定が出たときに、場合によっては10割払ってくる人もいるようなのです。だけ
れども、その保険証……

○議長（廣田清実議員） それをなくしようとしているので、きっと来年の春のが秋に延びて、
資格証明書みたいなのを今度発行するみたいになっているので、矢巾町単独でどうのこうの
の部分ではないのではないのでしょうか。

○8番（小川文子議員） 現在あまり問題が出ていなくて、特段ないとは言っているけれども、

保険証の不具合について、それこそ医療費の、医療機関に保険証を提示することによって、それも一つの解決になっているというようなこともありましたので、そのときにはやはり6%かかるのか、かからないのか、そのところの確認をちょっとしておきたかったということですが、分からなければ大丈夫です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、まずマイナ保険証、もしあれなのであれば並行して資格確認書を発行するというので、今国でもいろんな意味で、あんまりいい表現ではないですが、どたばたしておるような状況なので、それで小川文子議員も私も、いわゆる被保険者が医療機関に安心して受診できるような、やっぱり一番あれだったのは丁寧な説明責任を果たさないことと、あともう一つは何とんでも今言ったようなトラブルを想定して、こういうときはこういう対応をするのだと、よく言われる問答集、そういうようなものが周知徹底されなくて、今混乱を来しておるわけでございます。

ただ、今国では、皆さんからいろんなことが、課題が洗い出しされて、今それを精査して、しっかりまたフィードバックして、そして皆さんに分かるように、また分かってもらえるような仕組みをつくっていくということでございますので、今この6%のペナルティーの問題を含めて、そういうことのないような体制整備をしっかりとお互い取り組んでいきたいと思っておりますので、だから私らのほうの市町村も、町村会なんかでもそうなのですが、マイナンバーカードの取扱いについて、特にもひもづけのところでもいろんなトラブルも発生しておるところでございますので、そういうところも慎重かつしっかりした仕組みをつくっていただくように、これからしっかり国のほうにもお願いしてまいります。

だから、今日これ以上、議論は前に進まないと思います。ただ、何か国から情報が入ったり状況が変わったときは、全員協議会か何かで国の方針をお示ししたいと思っておりますので、そのところはひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問の中で、保険証を確認できない場合ということでお話しさせていただきます。

今年の8月1日から医療機関において、マイナンバーカードによるオンライン資格確認できない場合の対応ということで通知が出ております。これは、各医療機関のほうにも届いておると思いますが、ご自身がマイナポータルでアクセスして、資格が画面にうまく提示できなかったりした場合は、資格確認を行って、3割分の自己負担分で支払いを求める。それは、

前年度の保険証等を確認してというところですし、あともう一つ、被保険者証の資格申立書というものをご記入いただいております。お手続きをしていただくということで、できるだけご本人様への負担、そしてトラブルがないような形の流れの通知が届いておりますので、申し添えさせていただきます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、2問目を終わりにして、ちょうど1時間以上たちましたので、ここで暫時休憩いたします。

再開を14時15分、午後2時15分といたします。

午後 2時03分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

なお、ただいまより廣田選挙管理委員会委員長が出席しております旨、お知らせいたします。

それでは次に、3問目の質問を許します。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） それでは、3問目に入ります。3問目は、エアコン設置への助成について町長にお伺いをいたします。

異常な暑さが続くことから、熱中症対策としてエアコン購入への補助が必要と考えます。省エネ対策としてのエアコン購入への補助が大変好評でありまして、前回対応できなかった方も含め、2次募集が9月から始まることになりました。一方で、エアコンそのものをまだお持ちでない方への配慮も必要であると考えます。本年は、例年にも増して酷暑という状況でございます。赤丸議員からもありましたけれども、いずれ盛岡の真夏日が連続46日、観測史上最長、そして年間の真夏日も50日が最長だったのですけれども、52日ということで、いずれ両方とも最長記録を越すような今年の暑さでございます。これは今後も続くものと思われることから、やはり町としてエアコンへの補助ができないかということについてお伺いをいたします。

1番目、町営住宅の入居者に対し、エアコンの設置補助ができないか。

2番目、病気等の身体状況、所得、年齢等に配慮した補助を行うことができないかについてでございます。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） エアコン設置への助成についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、町営住宅の入居者に対するエアコンの設置補助につきましては、対象者が著しく限定され、補助金としての公平性が確保できないことから、導入は極めて困難であると考えております。

2点目についてですが、身体状況、所得、年齢等に配慮したエアコン設置の助成支援につきましては、現在のところ導入の考えはないところでありますが、町民の皆様に熱中症の予防対策を広く周知するよう努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ございますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 6月議会でも谷上知子議員が独り暮らしの高齢者にエアコン補助ができないかという質問をされておりました、私も6月議会で質問があったばかりではございましたけれども、この夏を経験いたしまして、やはりこれは本当に大切な問題なのだとということで、改めて私も今回質問をする次第でございます。

そして、町営住宅とあえてくくったわけは、町営住宅にお住まいの方がお盆に一関の息子のところに行って泊まったら、3万円のアパートだったけれども、エアコンがついていたと、大変快適なお盆を過ごしてきて、町営住宅にもエアコンをつけてもらえないかなと、補助ができないかなという相談を受けたことが1つございます。

もう一つは、紫波町の議員さんのほうから、矢巾町の三堤住宅に入っている方がエアコンをつけたいと思ったのだけれども、アンペア数が足りなくてエアコンをつけられないということを知ったのだけれども、矢巾町の町営住宅はどうなっているのかということで、まず私も質問を受けまして、道路住宅課のほうに相談をいたしましたところ、アンペア数は個人の裁量で変えることができると、そしてエアコンはそれによってつけることは可能ですという回答をいただいたところでございます、私もいろいろ考えたのでございますけれども、エアコンというと大変高価なような気がするのですが、3万円程度の室外機のないエアコンもありまして、それはアンペア数を変えなくても、15アンペアでもまずほぼ可能であります。

そして、窓にただ置いておくだけのタイプでございまして、個人で、電気屋さんを頼まなくても自分で設置ができます。そして、私も去年1年使ってみましたけれども、大変良好で、6畳とか8畳の部屋であれば十分に機能するのでございます。

そこで、私それを、企業の宣伝になるようなことになっても困るなとも思いましたけれども、エアコンにはいろんなタイプがあって、室外機がある、最低でも10万円するぐらいのエアコンがまず一般的ではありますが、2万5,000円から3万円ぐらいのエアコンで、窓に設置するだけの、室外機のない簡易なエアコンでも十分に機能するというのを皆さんにお知らせしたいなと、自分も使ってみて、そういう思いをしたので、今議会ではそれをちょっと紹介したいと思ったのです。それであれば、あえて町営住宅のアンペア数を変えなくても、まず導入が可能であるということをご皆さんにも知っていただきたいと思えます。ただ、電子レンジとか、いろんなものをいっぱい使う方ではブレーカーが落ちることもあるかもしれないので、それはその状況に応じてでございますけれども、そこまで工事は必要ないので、気軽にエアコンを導入できるということになります。

そして、例えば3万円ぐらいのものでありますと、5,000円の補助をするだけでも、まず4分の1の補助ができるわけでございます、例えば100人でありまして50万円、200人の人が応募すれば100万円ぐらいの予算規模でそれがかなうということでございます、必ずしも今度の助成のように1人当たり5万円というような高額な補助でなくても、10分の1の補助でも十分導入へのきっかけになるというか、そういうふうな促進できるのではないかなと思っております、今回そういう質問をさせていただいた経緯がございます。

なぜ町営住宅に区切ったかというのはそういうことなのですけれども、もともと町営住宅というのは、住まいは人権ということで、基本的人権の生存権といいますか、それを保障する文化的で最低の生活を行うことのできる住居を提供するというので町営住宅があるわけでございます、今後はこの暑さの中で、やはりエアコンについても、町営住宅に限らずですけれども、特にも設置者は町であるわけでございますので、民間とそこがちょっと違うところではないかなと思うのです。やっぱりまだ町営住宅にエアコンを設置するということは、そこまで進んでいる状況というのはなかなか見受けられませんが、今後はそれをひとつ考えていく段階に入っているのではないかなと思っております、今回そういう提案をさせていただいたわけでございます。

もう一つは、一般的には、やはりエアコンへの補助というのは大変求められておまして、あえて高額ではない補助が十分可能であるということで、今後取り組んでいただければいい

のではないかなと思ひまして、その点についての今後の考え方。いよいよ今日あたりから30度を切るようでございますので、これから買う必要はないかとは思ひますけれども、今後のことも含めまして、そこまで高額ではなくても、多少の補助があるだけでも、そういう低価格のエアコンを買う助成になるということで、今後これは検討材料として、しっかりと来年に向けて考えていただきたいことだと思ひます。そういうことで、再度これについて伺ひます。

○議長（廣田清実議員） 私のほうからちょっと確認したいのですけれども、町営住宅のほうは、設置するに補助金の対象とすれば、それはやっぱり公平性に欠けるという部分で書いていますよね。そして、ただ町営住宅もやっぱりそういう部分でもう常設するべきだという話なのか、そして町内全部を補助金対象にするべきなのか、ちょっとそこら辺、もう一回、まぜこぜになっていて、なかなか理解できなくて、かみ合わない答弁をするのはやはりちょっとおかしいと思ひますので、もう一回その確認をお願いします。

小川文字議員。

○8番（小川文字議員） 私があえて2つを分けたのは、そういうことが原因であったということでございまして、答弁はあえて町営住宅に限らないで、全体に対する低価格のエアコンもあるという紹介も含めて、本当に低額の補助も十分に効果があるということで今後考えていただきたいということでございます。

○議長（廣田清実議員） 分かりました。

水沼道路住宅課長。

○道路住宅課長（水沼秀之君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、町営住宅の部分としてお答えさせていただきます。今お話がありましたとおり、窓につけるエアコンというか、クーラーのことだと思いますが、30年ぐらい前からあの手のものはございまして、昔私が住んでいたアパートにもついていたことはあるのですが、今、いわゆるエアコンというものに比較いたしまして、あれは非常に環境負荷が高いタイプとなっております。ですから、電気代等もかなり高くて、通常のエアコンに比べたら、今比較すると倍ぐらいかかるものであろうかと思ひます。ですから、町営住宅というものに設備として補助をとるという考えでいきますと、今の町の方針からいきましても、環境負荷の高いものを勧めていくというのは適切ではないのではないかと考えるところでございます。

また、参考までに現在の町営住宅の空調、エアコン、クーラー等の設置の状況ですが、私どもが調査しているところだと、約4割の方は既につけていらっしゃるって、いろんな全て

の住宅、それぞれ設置率はばらばらですけれども、既に設置していらっしゃる方が4割ほどいらっしゃる状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） お答えいたします。

町全体のほうでお話しさせていただきますが、やはり町単独での補助というのは財政的にも非常に厳しい状況でありますので、今後暑さの関係で、国、県等でまたこういったことを検討して、そういった補助メニューが出た場合は町のほうでも検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○8番（小川文子議員） 先ほどの電力量が多くかかるということでございますけれども、逆行するわけではないけれども、使うとしても7月、8月の2か月ですので、まず一年中使うのであれば地球環境に悪いとは思いますが、2か月、しかも使い方も限定的なものなので、それを使われる方があったとしても、それはもう私はいいのではないかなと思います。

そして、金額も、町の財政が厳しいことは私も重々分かっております。そこで、高額な支援を必要と訴えているわけではございません。5,000円というのが、本当にそういう最低の保障もちょっと促す、そういうきっかけになるのではないかなと、そういう程度のものでございますので、エアコンという、どうしても高額というのが頭にあって、補助するなら最低でも3万円とか5万円とかというふうにするかもしれないけれども、そこに必ずしもとられる必要はないという考えでございますので、今後も十分検討をしていただきたいと思っております。要望で終わるのも何なので、金額的なものではどういうふうにお考えなのかをちょっとお聞きして終わりにいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、小川文子議員の、今年の本当に、いわゆる気象庁も異常気象だということで、だから今それぞれ課長さんが答弁した中に、脱炭素社会の実現もしなければならぬ、また暑さ対策、この推進もしなければならぬ、そして家庭の中にはクールエリアの創出もしなければならぬ、それはもう重々分かっていることなので、今快適な住環境の整備で、これからそういうもので、今ゼロエネルギーのハウス

とかゼロエネルギービルディング、いわゆるZEHとかZEBとかあるのですが、将来の、いわゆるそういった快適な住環境、これはもう国の政策としてこれから進めていかなければならないことで、そこでまず私どもといたしましては、今年も異常な暑さだったわけですが、今後そういうことが続くのかどうかもわきまえながら、判断しながら、まず考えていかなければならないということで、小川文子議員が一番よく分かっている今の矢巾町の財政状況で、本当は大盤振る舞いして、町営住宅もいいよというようなお話をしたいのですが、今そういう状況下にあるわけではないので、そののところだけご理解していただきたい。

ただ、暑さ対策で手をこまねくことではなく、先ほど私の答弁の中でも暑さ対策のために町としてできることはこれから周知をして、しっかり取り組んでまいる覚悟でございますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ご苦労さまでした。

以上で8番、小川文子議員の質問を終わります。

次に、10番、小笠原佳子議員の質問を許します。

小笠原佳子議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（10番 小笠原佳子議員 登壇）

○10番（小笠原佳子議員） 議席番号10番、公明党、小笠原佳子でございます。通告に従いまして質問いたします。

質問1、質問事項は学童保育の運営についてでございます。答弁者、教育長。放課後児童クラブ、通称学童保育について伺います。放課後児童クラブとは、放課後や長期休業中に保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊びの場や生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として実施しているクラブです。全国的に少子化であり、子どもは少なくなっておりますが、共働き世帯、ひとり親世帯は増えている現状で、学童保育の需要は増えてきているようです。

そこで、以下お伺いいたします。1番目、学童保育は専門性を生かした委託事業者の下で運営されておりますが、事業者による差異はないのかお伺いいたします。

2番目、委託事業者の評価についてお伺いいたします。

3番目、放課後児童支援員の資質向上に向けた研修等についてお伺いいたします。

4番目、児童1人に対するスペースの適正基準、また放課後児童支援員の配置基準についてお伺いいたします。

5番目、保護者の負担金について、児童の安全共済加入、掛金として児童1人につき年間400円ですが、おやつ代はどうしているのでしょうか。

6番目、学童保育の内容充実が求められております。定期的にケア会議等情報交換は行われておりますが、委託事業者からの要望、困り事はどのような内容で、対応はどのようにされているのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 10番、小笠原佳子議員の学童保育の運営についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、各事業者において様々なイベントの開催等の工夫を凝らしている点においては、事業者による特色はあるものと捉えておりますが、子どもを預かる点におきましては大きなサービス格差はないものと認識してございます。

2点目についてですが、公の施設の指定管理者における業務状況評価においては、各事業者ともに総合評価は極めて優秀であり、適切な事業運営を実施しているところであります。

3点目についてですが、放課後児童支援員をはじめとする関係職員は、毎月町内全ての児童館が参加する研修会のほか、岩手県社会福祉協議会等が主催する研修会にも参加しており、資質の向上に努めているところでございます。

4点目についてですが、矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例において、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画の面積は児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上、放課後児童支援員の数は1か所当たり2人以上と定めております。

5点目についてですが、児童館の運営事業としておやつを提供は行っておりませんが、矢巾東児童館におきましては保護者会が会費を集め、その一部でおやつを購入し、児童に配付しております。

6点目についてですが、毎年指定管理施設の管理運営状況等に関する意見聴取を行っているほか、子ども課におきましても各児童館の現地確認を行っており、事業者からの要望等を随時把握し、施設の修繕等にも対応しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はございませんか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 今回学童のことについて、午前中も先輩議員の赤丸議員のほうからありまして、いろいろ分かったこともあるのですけれども、私もちょっとお聞きしたいことがあります。まず一番最初に、1点目についてなのですけれども、差異はあるのかというところで、子どもを預かる点においては大きくサービス格差はないということで、また2点目について公の施設の指定管理者における業務状況評価においては、各事業者ともに総合評価は極めて優秀であるということなのですけれども、この業務状況評価というものはどのようなものなのか。また、支援員の方に関しての自己評価とか、利用者の保護者の方に対するアンケート調査とか、そういうものを行っているのかお伺いしたいです。

○議長（廣田清実議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

業務評価の項目ですけれども、適正な管理運営の確保、利用者サービスの維持向上、利用実績、収支の状況という、この4項目が評価項目になっておりまして、点数のほうですけれども、1項目5点ということになっていまして、総合評価はどの事業所も18点ということになっております。

あとアンケートにつきましては、そこに特化したアンケートというのはないわけですが、子ども・子育て支援事業計画というのを策定しているわけですが、そのとき、策定する前の年に保護者のほうにアンケートを取っております。今度から保護者のみではなく、子どもからもアンケートを取ることにしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 今アンケートのことにつきまして、やはり毎年毎年取っていただけたらいいのかなということを思いましたし、委託事業者においては本当にすごくクオリティーも高く、専門性を生かして支援ができているということは、そういうふうな認識は私自身も持っております。

また、答弁の中に、次のあれなのですけれども、4点目のところで、遊びの場ということで放課後児童支援員の数が1か所当たり2人以上と定めておりますということで、この1か所当たり2人以上という意味があまりよく分からないので、教えていただきたいです。

○議長（廣田清実議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） 職員の配置につきましては、子どもがいる時間は、4人いるところが4か所、3人のところ1か所、2人のところ1か所というふうになっていまして、開館時間が10時から19時までなのですけれども、それをシフトで回していて、子どものいる時間は手厚く配置して、いない時間は最低限の人員配置にしております。

あとは、休み、土曜日と長期休業は、夏休み、冬休みは、7時半から19時になっておりますので、そちらのほうも今言ったような体制で、子どものいる時間は手厚く配置しているということになります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 少ないときが最低2人ということですね。

他に質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） この1か所当たりというのは、1学童でという意味なのですか。

1事業者の学童にという意味でいいのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） 具体的に言えば、児童館が4館、あとはキッズクラブが2か所ありますので、それぞれその配置基準で運営をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 時間単位によって、今きっと勘違いしている。2人というの、最低限のところの2人、いるときはいっぱいいるのでしょうか。

（「そうです」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 誰もいないときは、最低でも2人はいなければならないよ。それこそ児童が来たときには、それ以上の人数で回しているということを言っている。何か歯切れが悪いのですけれども。

他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 私が児童館に行って聞いた話ですと、例えば校庭で遊んでいるときには、やっぱり2人つかなければいけないから2人つく、そしてまた建物の中で遊んでいるときはまた2人とかという感じで、常に1人にしないようにしているみたいなことは聞いたのですけれども、事前にお聞きしたのが、結構職員の方は、徳田だと7人とかいらっしゃ

るけれども、その7人の中でも結局休みとかを、ローテーションを回すのはすごく厳しいというようなことを聞いておりました、それでちょっと1か所当たり2人以上というのが、あんまり言われている意味がよく分からないなということであまりお聞きしたかったのです。

では、次の質問なのですけれども、今新しい宅地開発で小学生が増えることがもう見通せていて、午前中の質問でも登録者1人当たりの面積が1.65平方メートル以上と、今の施設はちゃんとそういうふうに学童の中はなっていますよという答弁をいただいたのですけれども、定員は設けていないから、利用したい子どもさんたちは受け入れると、だけれども、もし万が一子どもの数がもっともって増えて、1.65平方メートル以上という1人当たりの面積が確保できなかった場合ということは、どんな形になるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

今現在東児童館と煙山児童館は、キッズクラブということで分離しているわけですが、そのように今度の宅地開発で徳田小学校区と東小学校区に開発があるわけですが、どちらの学校も余裕教室がありますので、もしもそういう事態になった場合は学校の空き教室を使わせていただきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） きっとそういうことなのだろうなということは、ちょっと思わせていただきました。今回この質問をするに当たって大変驚いたのですけれども、矢巾町としては児童クラブにすごく手厚くしていただいている、保険代を年間400円、子どものいらっしゃる方は負担されるだけなのです。それで、本当に手厚くて、感謝申し上げたいことだなと思ったのですけれども、近隣市町村は児童館に関しての負担金というのはどのような形になっているのか、教えていただきたいです。

○議長（廣田清実議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えさせていただきますけれども、近隣の市町村は手元に資料がないのですけれども、大体平均月5,000円ぐらいの利用料を取っていると思われます。矢巾町は前から無料になっているのですけれども、児童館の先生も、東北レベル、全国レベルの大会に行けば、なかなか無料のところはなくて、褒められているよ

うな状況になっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） いや、本当にそうなのです。私の知り合いが、滝沢で児童支援員さんをやっている方が8,000円いただいていますとおっしゃってびっくりしたのですけれども、だから本当に、そのところを知っている方は知っていらっしゃるし、現役でお子さんを児童館に預けていらっしゃる方は知っていると思うのですけれども、子育てを終わってしまった年代にとっては、やっぱり自分たちの孫にそういうふうにさせていただいているのかなということを改めて感謝申し上げたいということはあるのですけれども、ただ、今回私がこの質問をさせていただくに当たっては、もう何回も、とにかく児童館に子どもが安心して安全にゆったりといるようなスペースはないというような話を聞かされています。

指導員さんから私が伺ったことになるのですけれども、やっぱり現状は職員数は本当に足りないと。それで、子どもたちに目が届かなくて、今は事故がないからいいけれども、やっぱりこれから先、子どもが増えていったときに、そういうことを考えるととても心配だし、実際にNPOのほう、募集をかけても18万円からの初任給とお聞きしたのですけれども、その金額で、いわゆる学校の先生の免許とかあるような人は来てくださらないというような話を伺いました。

それで、学童保育の支援員さんというのは、すごく専門的な仕事だなということは感じます。子どもに寄り添いながらいろいろな状況に対応しなくてはいけないし、また子どもだけでなく、学校や保護者との関係も良好に築く必要があると。そこがうまくいくかどうかで子どもたちに大きな影響が出る仕事だと、本当にそうだなと思います。そういう重要な仕事ですから、それに見合った処遇に改善していく必要がやっぱりあるのではないかと。キャリアの見通しみたいなものをつくっていったりとか、学童保育の支援員を若い人がやってみたいと思うような、そういう仕事にやっぱりさせていくようなことができたらいいのになということを考えながら、ちょっと見ましたら、国もすごく処遇改善ということで、勤続年数や研修実績などで賃金改善を、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業というのを2017年から実施しているそうなのですが、月額1万円から3万円の処遇改善でありまして、まだ十分とはやっぱり言えないということなのです。このことについて、どうのお考えをお持ちかお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

今年度予算にもあるわけですがけれども、放課後児童支援員等処遇改善事業補助金という184万8,000円を計上させていただいていますけれども、この中身は1人、月1万1,000円の給与の改善の補助金の補助事業になります。徳田は2人、煙山3人、不動2人、東児童館7人、これはキッズクラブを含んでおります。そのような事業で処遇を改善しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） そういうふうにも町としてもできることはしていると思うのですが、いつも最後のところに、常時事業者から要望とか、随時把握した施設の修繕等にも対応しているということで、確かに施設の修繕とか、あと子どもの出入りがタブレットで一目瞭然で、子どもが出たり入ったりということ、学童システム導入というのだと思うのですが、やっぱりすごくいいシステムが入っていて、学童に対して矢巾町として手厚くしているのだなということは感じますけれども、支援員さんにしてみたら、このことに関して、もうずっと町当局にも話しているけれども、処遇改善ということは聞いているけれども、目に見えた形ではないということも伺っておりましたので、また今回このような形で話させていただきました。

最後、それこそ、このことについて、しつこいですが、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） 処遇改善のことにつきましては、先ほど答弁したとおりです。事業所の給与規程まで介入できるものではありませんので、そこはちょっと分かっていたきたいと思います。

あと、学童システムの話がありましたけれども、通称おが～るシステムと言っているわけですが、昨年度は東児童館と徳田児童館に導入しております。今年度は、煙山と不動を予定しております、これは児童の登校間の管理、あとは一斉メール送信システム、コロナのときとか非常に役に立ったわけですが、そういうシステムを導入している。

おが～るシステムというのは保育所のシステムなのですが、結構町内の保育所に入っているのですが、煙山保育園にも昨年度導入したわけですが、結構評判がよ

くて、よかったなというふうに思っておりました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ないです」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでは、質問2で、質問事項は不在者投票の電子申請についてです。答弁者は、選挙管理委員会の委員長です。

不在者投票は、選挙人名簿に登録されている市町村に投票用紙を請求する申請書を郵送する必要があります。封筒や切手の準備など、手間と時間がかかっております。マイナンバーカードの普及に伴い、投票しやすい制度づくりを推進すべきと考えます。不在者投票のうち住民票を地元に残したまま進学や就職、単身赴任などで別の地域に転居した人が転入先で投票する場合の利便性を向上させる必要があると考えることから、以下お伺いいたします。

1 番目、不在者投票の件数についてお伺いいたします。ここ4年間。

2 番目、不在者投票の対象者は何人ぐらいいると捉えているのかお伺いいたします。

3 番目、現状の件数の原因をどう捉えているのか。また、不在者投票を推進する取組の現状についてお伺いいたします。

4 番目、投票用紙の請求をマイナンバーカードを使って受け付ける電子申請の導入ができないかお伺いいたします。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 廣田選挙管理委員会委員長。

（選挙管理委員会委員長 廣田政夫君 登壇）

○選挙管理委員会委員長（廣田政夫君） 2問目、不在者投票の電子申請についてのご質問にお答えいたします。

1 点目についてですが、不在者投票に係る過去4年間の請求件数は、最大で106件、最低で80件と、平均的には95件程度となっております。

2 点目についてですが、期日前投票や当日投票以外の投票は不在者投票によるところであります。対象範囲はととも広がっております。ご質問の住民票を本町に置いたまま他の市区町村で投票することは、滞在地における不在者投票と呼ばれるものであるほか、指定病

院等に入院や入所されている方がその施設内で投票を行うもの、それから船舶等の船員や特定国外派遣組織、南極地域調査組織などに属する方が投票を行うもの、特定の障がい等に該当する方が郵便で投票を行うものなど内容が多岐にわたり、また当委員会としてはそれに関わる情報等を持ち合わせていないことから、対象者を捉えることは難しいところであります。

3点目についてですが、現状の件数につきましては、申請いただく大部分は病院等の施設に入院や入所されている方からの請求によるものであり、その数は80件程度であり、郵便投票の請求が5件程度、国政選挙の際には滞在地における不在者の請求が10件から20件程度となっております。

不在者投票の推進の取組といたしましては、町広報紙や町ホームページ等で制度を紹介しているほか、例えば投票所入場券の送付の際に、町から転出したが、本町で投票となる方などには、不在者投票に関する案内及び申請様式を同封して発送するなど対応しているところでもあります。

なお、住民票を本町に残したまま進学や就職等で別地域に転居することにつきましては、住民基本台帳法等の法令に基づき、転入転出といった住民票の異動手続を行うべきものと捉えておりますことから、これ以上の回答は差し控えさせていただきたいと存じます。

4点目についてですが、不在者投票の請求における電子申請に関しましては、現時点では当町では対応しておりませんが、次回の選挙において対応すべく準備をしております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） この答弁の中で、次回の選挙からはそういう不在者投票の請求における電子申請は対応していただけるということなので、あまりいろいろ聞くのもあれなのですが、実際のところ、この4年間の間で大体10件から20件しか不在者の請求がないということなのですが、本当はすごく面倒くさいのです。この中でされたことがある方がいらっしゃるかどうか分かりませんが、普通に考えたら、その期間の中で郵便をやったり取ったりすることが届かないというぐらい、そういうものなのです。ですから、不在者投票がいいのかどうかということに関しては、またちょっと別な問題かもしれませんが、せっかく次の選挙からそういうことができるということで、どうしても理由があって住民票を異動できない方もいらっしゃると思うので、ぜひとも周知をしていただく方がいいのかなということを感じました。このことについてよかったら教えてください。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局書記長（田村英典君） お答えいたします。

マイナポータル制度のシステムを使いまして電子申請することにつきましては、我々のほうでも確認いたしました。新たなシステムとか費用はかからないということですので、すぐにでも対応できるということです。岩手県内でも確認しました。33市町村のうち10市町村においてはもう実施しておりますので、11番目の市町村、町の対応ということでやりたいと思っておりますので、遅れないようにすぐに対応したいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 対応いただきまして感謝申し上げます。

ちょっと関連というか、余談なのかもしれませんが、私の末の娘が進学するときに、大学の入学のときの書類に必ず住民票を異動してくるよという1枚の紙が入っていたのです。それで、末の娘はそういうふうにして出ていきました。矢巾町といたしまして、産業技術短期大学校とか岩手医大とかでお付き合いがある中で、入学手続の書類の中にそういう紙を入れていただくことが可能かどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） 私のほうからお答えします。

住所を置いていただくということは、非常に私どもにとってもいいことですし、こちらに来て安心して生活していただくという上では必要なことだと思います。各学校の協力体制ということもあろうかと思っておりますし、様々な条件もあろうかと思っておりますが、それぞれの事務局の中と協議しながら話を進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで2問目を終わります。

次に、3問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） それでは、3問目ですけれども、障害者手帳アプリ、ミライロIDについて、答弁者は町長にお伺いしたいと思います。

障害者手帳を所持していることにより受けられる様々な割引やサービスを利用する際に、その都度障害者手帳の提示が必要となっております。当事者の方にお聞きしますと、手帳を携帯し忘れていたり、かばんや財布から手帳を取り出したりすることの手間、長く使っていると手帳がぼろぼろになってしまうなど、紙の障害者手帳の不便さをお聞きいたします。

現在障害者手帳等を提示せずに割引やサービスを利用できるミライロIDというスマートフォン向けのアプリが開発されております。従来の紙の障害者手帳を所持することで受けられた割引やサービスに加えて、飲食店やレジャー施設などでお得に使える電子クーポンも提供されております。障がい者割引が適用された金額で購入できるオンラインチケットをすることもできます。このことから、以下お伺いいたします。

1 番目、障害者手帳には身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の3種の手帳がありますが、現在の障害者手帳の交付数についてお伺いいたします。

2 番目、障害者手帳の紛失等による再交付数についてお伺いいたします。

3 番目、矢巾町での障害者手帳を所持することで受けられる割引、減免はどのようなものでしょうか。

4 番目、矢巾町内の公共施設において、障害者手帳アプリ、ミライロIDと連携することで手帳を所持する方の利便性向上を図る考えがないかお伺いいたします。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 障害者手帳アプリのミライロIDについてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目についてですが、令和4年度末時点の障害者手帳交付者数は、身体障害者手帳が1,005名、精神障害者保健福祉手帳が206名、療育手帳が247名となっております。

2点目についてですが、令和4年度における障害者手帳の再交付件数は46件であり、そのうち紛失や破損による再交付は10件となっております。

3点目についてですが、町民総合体育館や町公民館、やはば一く、町営キャンプ場などの公共施設において、使用料の免除や減免に対応しているところであります。

4点目についてですが、町内の公共施設との連携につきましては、ミライロIDの内容をしっかりと精査した上で検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 皆さん、障害者手帳を見たことがあるかどうか分からないのですが、やっぱりわざわざ取り出す、スマホでしたらスマホのアプリを開けるということで、障がい者の方もいろんな障がい者の方がいらっしゃると思うのですが、私が前職のとき、盛岡で就労支援のところには、やはりスマホを皆さん持っていらっしゃいました。持っていらっしゃる方が多かったです。矢巾町の障がいをお持ちの方がどういう感じかは分からないのですが、私も知り合いのお母さんにちょっとだけ聞いたら、自分の息子はスマホは持たせていないということで、そういう話もいただいたので、皆さんが皆さんスマホのアプリを入れて、ミライロIDを入れられるかどうかというと、ちょっとどうなのかなということは、今回質問するに当たり考えたところですが、ただ検索していただいたら、ミライロという会社の社長さんは車椅子を利用しているような方で、すごく障がいのある方の当事者の思いに近づくサービスをとということで、見ていただくと、本当にいろんな会社が提携していて、思いもかけないもの安く買えるようなのが本当にある話なので、そういうことを紹介する一つの手になるのかなということを思いました。

また、これはホームページに出ていた人なので、やっぱりそういう思いもかけないサービスがいろいろ受けられて、すごくうれしかったと。それで、手帳を出すということに関して、ああ、そういう手帳を持っている人なのねという目で見られるということ自分すごく感じていたけれども、スマホを表示するということがとてもうれしいというようなことの体験みたいなものがそこに出ておりました。

あと、今矢巾町としてミライロIDをもし入れた場合、使える施設はどこがありますかということをお聞きした場合、答弁いただいたのが、町民総合体育館や町の公民館、やはぱーく、町営キャンプ場などの公共施設において、これは今の時点での障害者手帳をお持ちの方の使用料の免除や減免ということのお返事なので、もしミライロIDを取り入れていただくことができた場合は、ジャンパランドとかウェルベース矢巾とか、もっともっと町民に対して少し減免しているような施設もこれに入れていただいて、ポスターか何かも掲示していただいて、もしミライロIDを入れていただけたときには、そういうことをしていただくことができないのかなということのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

ミライロIDにつきましては、民間企業が行っているサービスということで、ちょっと私たちのほうでもお聞きしたのですけれども、ミライロIDが企業等と連携することによって、そのサービスとかクーポンとかということでしたので、そういった意味でジャンパランドとかにつきましても民間がやっているところですので、こういったものがありますよということでご紹介しながら連携のお話を進めるということで、町のほうでも話しかけはできると思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ないです」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、3問目が終わりましたので、次に4問目の質問を許します。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 質問4問目です。視覚障がい者の情報取得について、答弁者は町長にお願いいたします。

音声コードというのは、紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変える二次元のバーコードです。この中に文字情報を記録できます。印刷物に音声コードがついている場合、紙媒体の端に切り欠きと呼ばれる半円の穴がついているため、視覚障がい者はそこを指で触れば音声コードの場所が分かります。

例えば代表的な一例としては、選挙の投票所入場券。自治体から封書で届きますが、ほとんどの自治体が発送するこの封書には音声コードがついていません。このため、何の封書か分からないために誤って捨ててしまうことも考えられます。もう一例、最近の重要な例ではワクチン接種券も同様です。公的な通知文書や広報など印刷物、また年金や医療、各種保険などのお知らせ、公共料金の通知書類などには音声コードの記載が必須と考えることから、導入についてお伺いいたします。

1 番目、当町の視覚障がいの方の人数をお伺いいたします。

2 番目、音声コードの読み上げ装置は、平成15年から視覚障がい者用活字文書読上げ装置として、障害者自立支援法に基づく日常生活用具の給付対象品となっております。当町での利用している方の人数と自己負担額をお伺いいたします。

3 番目、当町で音声コードを導入した場合の経費について、どのぐらい見込まれるものかお伺いいたします。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 視覚障がい者の情報取得についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町における視覚障がい者の人数は51名となっております。

2点目についてですが、視覚障がい者のうち2級以上の身体障がい者が対象であり、本町での利用者は過去5年間で1件であり、自己負担額は3万9,780円となっております。

3点目についてですが、音声コード生成アプリを自治体等に無償貸与している特定非営利活動法人がありますが、バーコードの印刷や切り欠きに係る費用が見込まれますが、印刷物の形状や印刷枚数によって費用が決まることから、金額をお示しできないことをご理解を願いたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

小笠原佳子議員。

○10番（小笠原佳子議員） 最初音声コードというのを知ったときに、読み上げ装置が要ると思ってしまったのですが、無料アプリのU n i — V o i c e というのを、それこそアプリをスマホに取り込むと無料で音声が出るということで、一般的に視覚障がいの人というと、点字でいいのかなと思うと、割と中途失明の方とかいらっしゃったりして、必ずしも点字はよくないそうなのです。ちょっと違う話になるかもしれませんが、昨日あたりも議員席でも、最近目があんまりでと言って、いわゆるハズキルーペか何かがいいのだよとかという話なんか出たりとかして、だから必ずしも音声を読み上げるということは視覚障がいの方だけではないのかなということを本当に感じます。

声で出れば、自分でもそこを見て行けるという方は今よりも増えるのではないかということをおもひまして、視覚障がいの人にとということで今回はお話しさせていただいているのですが、東京オリンピックの公式ガイドブックとか、年金定期便とかに、国では進めていることなので、特に皆さんも見ていらっしゃるのかなと思います。今回矢巾町でも、ぜひできればということで質問させていただいているのですが、障がいのある方々が円滑に行政との情報を取得するために、その特性を配慮した情報発信が必要だと思うのですが、今後の取組についてお考えがあればお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

今回のやつは、バーコードによって、そこから音声の再生という形になりますが、そういった日常生活用具の補助ということで、サービスということでメニューとしてあるのですけれども、今その次の段階と言えはあれなのですけれども、そのバーコードを使わなくても文章に当てると、そのまま音声再生できるような機械もできておりますので、だんだんそちらのほうにシフトする形になると思いますので、よろしく願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で10番、小笠原佳子議員の質問を終わります。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、これにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場に参集願いますようお願いいたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 3時17分 散会

令和5年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第5号）

令和5年9月7日（木）午前10時00分開議

議事日程（第5号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番	高橋 恵 議員	2番	高橋 敬太 議員
4番	ササキマサヒロ 議員	5番	吉田 喜博 議員
6番	藤原 信悦 議員	7番	齊藤 勝浩 議員
8番	小川 文子 議員	9番	木村 豊 議員
10番	小笠原 佳子 議員	11番	山本 好章 議員
13番	水本 淳一 議員	14番	村松 信一 議員
15番	昆 秀一 議員	16番	赤丸 秀雄 議員
17番	谷上 知子 議員	18番	廣田 清実 議員

欠席議員（2名）

3番	横澤 駿一 議員	12番	高橋 安子 議員
----	----------	-----	----------

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高橋 昌造 君	副 町 長	岩 淵 和 弘 君
政策推進監 兼 未 来 戦 略 課 長	吉 岡 律 司 君	総 務 課 長	田 村 英 典 君
企画財政課長	花 立 孝 美 君	税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	佐々木 智雄 君
町民環境課長	田中館 和昭 君	福 祉 課 長	野 中 伸 悦 君

健康長寿課長 浅沼圭美君

道路住宅課長 水沼秀之君

農業委員会
事務局長 田口征寛君

教育長 菊池広親君

子ども課長 田村昭弘君

産業観光課長 佐藤健一君

文化スポーツ
課長 高橋保君

上下水道課長 浅沼亨君

教育次長
兼学校教育課長
兼学校給食
共同調理場所長
南幅正勝君

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉田徹君

主事 渋田稀結君

議会事務局長
補佐 高橋俊英君

午前10時00分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、3番、横澤駿一議員、12番、高橋安子議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。

このことから、本日予定されておりました3番、横澤駿一議員の一般質問は行わないことになりましたので、お知らせいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田清実議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次質問を許します。

9番、木村豊議員。

1問目の質問を許します。

（9番 木村 豊議員 登壇）

○9番（木村 豊議員） 議席番号9番、日本共産党、木村豊です。

質問の1から始めます。小中学校の学校給食費について、教育長、答弁よろしくお願いたします。新型コロナウイルス感染症で設けられた国の地方創生臨時交付金を使った学校給食費の無償は、期間限定で実施する自治体を含め、今年度実施予定として482自治体に及んでいます。これは、全都道府県に広まる勢いでもあります。そのことから伺います。

1番、一部補助金や第3子以降などを実施している自治体もあるが、県内でも10の市町村の自治体が全無償化を実施しています。本町でも実施できないでしょうか。

2番、予算的に難しいのであれば、第3子以降の無償化に加え、半額補助を検討していただけないでしょうか。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 9番、木村豊議員の小中学校の学校給食費についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、給食費の全無償化に取り組む自治体は全国的に増えております。本町におきましては、要保護、準要保護世帯への支援に加え、本年度から多子世帯への支援といたしまして、町内小中学校に通学する児童生徒の第3子以降の給食費を無償としたところであります。

国においては、本年6月に経済財政運営と改革の基本方針2023についてが閣議決定され、この中で学校給食費無償化の課題整理等を行うことが示されておりますことから、この動向を注視し、今後対応してまいります。

2点目についてですが、それぞれの自治体において独自に学校給食の無償化を含めた軽減措置を進めていくことにより自治体間の格差が生じると推察されることから、格差を生じさせることのないように国や県レベルでの対応が必要と考えており、現在国及び県に対して、令和6年度予算編成並びに施策に関する要望事項として学校給食の無償化を要望しているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 私自身、矢巾町に子ども2人を連れて移り住み始めてから、もはや35年たちます。気がつけば、もう我が家には妻と犬と私しかいません。自営業だったため、日中でも子育てに夢中になれました。その分、夜に仕事をしてまいりました。でも、今の子育ての世代の方々は、失われた30年、その中に物価高で苦しんでおります。ぜひ支援の手をお願いいたします。

去る7月25日に視察で徳島県三好市に伺ったところ、小中の給食費無償のほか、3歳まで月3万円支給とのことでした。矢巾町も第3子以降の給食費無料や一部補助などの支援を行っていることは承知しております。それに加えて、まずは1番から行きます。全国の自治体数1,724に対して482とは、約28%です。県内の自治体33に対して10というのは30%に当たります。この市町村の内訳は、陸前高田市、宮古市、軽米町、葛巻町、金ヶ崎町、山田町、洋野町、九戸村、普代村、田野畑村で、これで10の自治体です。この無償化の勢いは止まらな

いと思いますので、もし無償化を実施した場合、どれぐらいの予算がかかるのでしょうか。まず、そこからお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君） ただいまの予算のことに関してお答えいたします。

令和5年度予算において賄い材料費として、支出予算ですけれども、1億2,676万6,000円となっております。このことから、仮に令和5年度ベースで考えますと、単純に予算額と同額とするのであれば、全額無償化となった場合は1億2,676万6,000円、また半額補助とするのであれば6,338万3,000円というふうに見込んでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） それ食材費だけではないか。委託費も含めなければならないのではないか。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君） 大変失礼いたしました。委託費につきましては、少々お待ちください。委託についてですけれども、令和4年度から株式会社東洋食品のほうに業務委託をしております。予算といたしましては、年間6,765万5,000円ということで、令和4年度から令和6年度までの長期継続契約を結んでございます。したがって、総額2億円強というふうなことで委託をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 先ほどの答弁で自治体間の格差という話がありまして、それで令和6年度の予算編成後になるということになると、かなり遅れてしまうような気もしないではないのです。それで、ぜひ町単独でできる半額、それを検討してもらえないかと、それだけ申し上げたいです。

○議長（廣田清実議員） 南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご案内のとおり、今年度より第3子以降の無償化に本町として取り組んでいるところでございます。本事業につきましては、まだ1年たっていないと、そういった状況もございます。その経過等もやはり分析をしていく必要もあるかなというふうに考えてございます。

しかしながら、教育長答弁でもありましたとおり、やはり教育の一環で行われております学校給食において無償化でありますとか、半額補助等の制度拡充におきまして、自治体間における公平性でありますとか、また持続可能性という観点からも、やはり町単独ということではなく、国、県レベルでの対応が必要であるというふうに認識をしてございます。したがって、国の動向に引き続き注視してまいりますとともに、国、県に対して引き続き要望をしてみたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。よろしいですか。

（「分かりました」の声あり）

○議長（廣田清実議員） では次に、2問目の質問を許します。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） では、質問2のほうに移りますので。会計年度任用職員の待遇について、町長、答弁お願いいたします。

最低賃金の全国平均が今1,004円になっています。これは、10月以降適用される中、本県は893円にとどまっています。これは全国最下位であることから、次のことを伺います。

1番、本町のために職員同様の責任で働く大切な人材、会計年度任用職員は何名でしょうか。職員との比率は、どのようになっているのでしょうか。そして、会計年度任用職員の平均年収と、また時給を教えてください。

2番、全国最下位の最低時給で暮らしていても、物価高騰を避けることはできません。右に倣えではなく、県全体の賃金を引き上げる思いで、本町独自に会計年度任用職員の報酬を上げて矢巾町の力を見せていただきたいと思います。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 会計年度任用職員の待遇についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本年9月1日現在、本町の会計年度任用職員は125名であり、全職員の約4割となっております。会計年度任用職員の平均年収及び時給につきましては、職種や勤務時間等の条件に左右され、一概に申し上げられないところではありますが、標準的な職種における年収は130万円から290万円ほど、時給は857円から1,455円となっております。

2点目についてですが、会計年度任用職員の報酬につきましては、国の制度改正や社会情

勢を鑑みながら、これまでも対応してきたところであります。今後におきましても、国の動向をしっかりと注視しながら、町の給料体系について随時精査してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 1番についての質問でございます。会計年度任用職員の数が全職員の40%となると、私はなくてはならない存在だと感じます。どのようにお考えでしょうか。思われるでしょうか。この人たちなしに回らないのではないかと、そういうふうに思っているのです。

○議長（廣田清実議員） ちょっと待って。もう一回質問の内容、もう一回精査します。

○9番（木村 豊議員） 4割ということは、ここで働いている人たちの4割の人が任用職員だということですね。その人たちがいなくなる、または働いてくれなければ役場自体が回らないということにはなりませんか。

○議長（廣田清実議員） 当然なるでしょうね。

○9番（木村 豊議員） そうですね。その大切さを聞きたいなと思いましたので、それで。すみません、何か。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

正職員は184名で、今会計年度任用職員の人数もお話しさせていただきました。正職員を助けていただいて、支えていただいているというふうに私は思っております、会計年度任用職員の皆様は。理解をしていただきながらお勤めいただいているというふうに理解しておりますので、感謝申し上げます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 2番について質問があります。報酬は、国の動向を見てとありますが、矢巾町の人口密度は411.1です。これは、岩手県でナンバーワンの密集率です。つまり1キロで、その中に411.1人が住んでいるということです。しかも、面積は、平泉町に次いで物すごくコンパクトなのです。そのほか人口増加率も、これは10.4%と出たのですけれど

も、これもやっぱり人口が増えているということにもなります。岩手県の時給は893円と全国最下位でもあります。もし転職されてしまったら、もう役場自体が回らなくなるということになりますので、町単独で、全国平均1,004円です、今。これ以上に上げてもらえないかと、これはお願いです。お願いを込めています。そして、矢巾町が主人公、矢巾魂を発揮して、県全体の賃金を上げるために貢献するという考え方はいかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきますが、木村豊議員のおっしゃるとおり、町単独でやることのできるのであれば、これはそのような方向性を持つてできるのですが、これにはルールがございまして、もうご存じかと思うのですが、これは私もちよっとあれなのですが、岩手地方最低賃金審議会というのがあるわけです。これは、もう木村議員もご存じのとおり、その審議会で決められて、そこでご存じのとおり、この答申に不服があるのであれば申立てができるということで、県内の労使関係者が不服の申立てをしたわけですが、それでも変わらなかったということで、これは矢巾町で決めることではないので、審議会が最低賃金を決める、そこで決めるので、今日ここで幾ら言われても木村豊議員の意に沿えることはできないということだけのご理解いただきたいということで、ただ今後私ども、これからの労働環境の整備を考えたときは、そういうことも、一つの方向性もあるかと思っておりますので、いずれその辺のところもしっかり今後踏まえながら検討していきたいと思っておりますので、今日のご質問にお答えするのは、これ以上のお答えはできないということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

木村豊議員。

○9番（木村 豊議員） 努力だけでも結構ですので、ぜひよろしく願いいたします。いや、本当に苦しんでいるのです、最低賃金で。これも上から一番高いのだったらいいのですけれども、下からですから、なかなかこの苦しさは味わった人でないと分からないと思っております。私も時給1,000円ぐらいで働いていますので、自分の仕事自体が。これはかなり苦しいものがありますので、ぜひ考えていただいて、よろしく願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 質問に。実は、一般質問ですから質問に変えなければならないのですけれども、今のは意見として受けますので、答弁は……

○9番（木村 豊議員） 答弁はしなくて結構です。

○議長（廣田清実議員） 基本的には、一般質問ですから、質問の形にしてもらわないとルー

ルに沿った形になりませんので、よろしく願いいたします。今は許しますけれども。それでは、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 以上で9番、木村豊議員の質問を終わります。

次に、7番、齊藤勝浩議員の質問を許します。

齊藤勝浩議員。

それでは、1問目の質問を許します。

(7番 齊藤勝浩議員 登壇)

○7番(齊藤勝浩議員) 7番、矢巾未来の会、齊藤勝浩です。

最初に、一言コメントだけをお許してください。初めに、本年度初当選させていただきまして、壇上に上がらせてもらうのをすごくありがたく思っております。矢巾町生まれ、矢巾町育ちで、皆さんに貢献していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。今の気持ちは、先発投手でマウンドに上がるような気持ちでございます。どうぞお許してください。

それでは、質問に入らせていただきます。質問1です。人口3万人構想の対応についてということで、答弁を町長にお願いいたします。矢巾町は、第7次総合計画の基本構想において人口3万人の構想を掲げ、平成30年10月、矢巾町都市計画マスタープランを策定し、その実現に向け取り組んでこられました。目標としまして、2023年、総人口3万人の達成、その後の維持が絶対目標と掲げられておられます。しかし、一方では何も手を打たないと2015年の2万7,678人をピークに、2025年の人口推計は2万7,191人と減少を続ける予測でございます。

現在町は宅地造成を行い、多数の住民取り込みを行う予定であることも認識してはおりますが、反して少子高齢化の予想を上回る進行や、町に若者が定住せず流出が続いている現状を鑑みますと、このマスタープランにより3万人を目指し、維持していくための様々な行政事業、サービス企画が遂行されようとしている中、一つ大きな心配事として目標期限内に3万人を達成することが難しいことが察せられるのであれば、財政運営面への不安と、ほかに財源確保の必要性が挙げられることから、以下伺います。

1、次世代への負担を残さないという観点からも、絶対値の3万人達成施策をどう実現し、未来の矢巾をどう構築されるお考えなのかお聞かせくださいませ。

2、財源確保には、産学官の連携による産業基盤の整備が必要と考えられますが、町はど

うお考えであるかお聞かせくださいませ。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 7番、齊藤勝浩議員の人口3万人構想の対応についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、人口3万人の達成につきましては、これまで総合計画及び都市計画マスタープラン等で目標としてきたところであり、その達成に向け、人口増を目指した宅地開発をはじめ、子育てに優しいまちづくりの推進など、総合的に住みよいまちを目指し、各種施策を推進してきたところでありますが、国内の出生率の低下による少子高齢化等の影響は大きく、元気なまちと言われております本町におきましても、近年は人口が横ばいの状況にあり、現実的には今年度内での3万人到達は難しい状況にあります。

現在町内3か所において大規模宅地開発が進められておりますが、全ての区画への居住が概成するまでに5年から10年程度かかる見込みであり、その後は緩やかな人口減少に転ずるものと予想されますことから、ピーク時時点の人口をもってしても、現実的に3万人の達成は極めて困難と認識せざるを得ない状況であります。

このような状況を踏まえ、次の世代への負担を残さないという観点に基づく持続可能なまちづくりが今後重要と考えておりますことから、現存施設の長寿命化や現在の住みやすさを維持するための各種政策を継続しながら、雇用の創出に努めることが最重要課題と考えておるところであります。

2点目についてですが、財源確保のためには法人住民税、個人住民税、固定資産税の3つの主要な税収が重要であり、また町外に居住される方々からのふるさと納税や、町外の企業による企業版ふるさと納税の制度が続く限り有効な財源となり得るものであります。このことから、いかにして多くの皆さんに本町を選んでいただくかが重要となりますが、これには議員ご指摘のとおり、産学官の連携に金融部門を加えた産学官金連携が必要と捉えております。

本町にどのような産業が適しているかをあらゆる方向から検証し、これまでの産業形態にとらわれない企業の誘致など新たな雇用創出を図るとともに、本町の魅力を高める取組を進め、新たな財源確保に向け、関係各所と一層の連携を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 高橋町長、ご答弁ありがとうございました。私、この質問をするに当たって、前提は財政状況の確認をしてということの考えがありました。もともと公約をつくるに際しても、何をするにしても、子育て、少子化問題、福祉の充実を図るにしても、次世代につなぐにはこの財政をしっかりさせなければいけないのではないかと、何をするにしてもお金は必要ではないかという考えの下からでございます。毎年広報で財政の状況は確認しておりましたが、今年6月の広報での数字を確認した上で、事業投資の確認をしたく質問させていただきました。ちなみに、決算書は先日頂きまして、その後本会議の初めに監査委員のほうからの意見と中身のお話を聞かせていただいております。

そこで、確認をさせていただきます。基本構想の人口3万人は2023年の達成、その後維持振興に入る計画でありましたが、3万人を目指した根拠と2023年達成の時期の決定、その後維持と唱えた理由をお聞かせください。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今まで第7次総合計画、そして都市計画マスタープランにおきまして、確かに3万人としている人口3万人構想でございますけれども、第7次の総合計画策定時には、実は町の原案では2万8,000人、当時の実情等を見て2万8,000人を目標とすべきではないかというふうに考えていたところですが、いろいろ提案をしている中で、当時の議員さん方から、やはり目標はより強力で高い目標にするべきだというふうなご提案を頂戴しまして、3万人というふうなところに落ち着いたところでございます。

過去には6次の計画におきまして、岩手医科大学の開院に伴う成果といたしまして、平成27年には3万3,000人となるべきではないかというふうなこともございました。ただ、こちらの6次の後期計画におきましては、ちょっと宅地の造成がうまく進まなかったというふうなところもございまして、あとは出生率がなかなか向上しないというところもありまして、3万人にこちらのほうは修正されて、そしてまず7次のほうにもそれが引き継がれたというふうな状況でございました。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 企画財政課長、ありがとうございます。成り行き等々は確認させていただきました。私、矢巾で生まれ、矢巾で育ちというお話をいたしましたけれども、12年ほど前、矢巾を出まして首都東京、周遊、全国津々浦々歩いてきたわけですけれども、その時点では矢巾は日本の中で人口が増える市町村の2つのうちの1つだという話をして、東京へ行ったわけですけれども、ほとんどの東京の人たちは矢巾町という認識がなかったという状況でございます。

それでも、6次、7次と計画をされていた内容の中で、例えば3万人の計画を上げる際に、達成しなかったらどうなるのだろうというふうな観点とか、達成しなくても財政のバランスは取っていけるのかというふうな検討もなされたかどうかというところをちょっとお伺いしたいことと、一般会計ではBS、PLというふうな形で、肉体を見るBS、収支バランスを見るPLというふうな感じでバランスを常に評価していくのですけれども、町行政ではどのような感覚でその辺のバランスを見て計画をなされたかお聞かせください。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきますが、詳細は担当課のほうから答弁させますが、まず第7次の総合計画、これまでこれは第1次から積み重ねて第7次の総合計画があるわけですが、それで齊藤勝浩議員に、今例えばこの間まで盛岡広域は50万人だったのです。今現在の人口規模は45万5,000人、そしてこれが2040年には40万人の、もう40万人を割ることなのです。そこで、これからの財政運営は、齊藤議員がおっしゃるとおり、財政は厳しいものになってくるわけです。今3市5町、8市町の盛岡広域で5万人以上の人口が減るということは、滝沢市の人口が1つなくなるようなことになるのです。

そこで、今1つは人口減少問題、これは本当にどこの、県内に限らず全国の市町村でこれはしっかり受け止めて、今そのための人口減少対策でいろんな取組をしておるわけですが、今そこで私どもはこういう財政の厳しい局面をこれから迎えるわけです。そこで、例えば今広域で消防をやっておりますし、ごみもあれなのですが、いずれこれからは市町村単独でできるもの、そしてこれまでフルセットで矢巾町はやってきたわけです。これからは、そういうことはもうできなくなると。だから、盛岡の単独市町村でというよりも、まず盛岡広域の中で競争、ライバル同士の競うあれではなく、共につくり上げるまちづくりを考えていかなければならないということで、今矢巾町だけのことで捉えるのではなく、広域行政の中での共創のまちづくり。

これは、もう分かっているらっしゃると思うのですが、令和4年度の収入済額の決算額で、

町税が38億9,300万円、これはいわゆる収入済額の合計からいくと、もうご存じのとおり29.1%。今私ども町税は、できれば30%、入ってくるお金の3割、3割自治と言われるのですが、今まだそこまでいかない、だからまずそれを。ということは、40億円。今ご存じのとおり、藤沢第2から田中、そしてもう一つの地区、3地区で住宅の開発を進めておるわけですが、まずできるのであれば、固定資産税、これが町税の基幹税目でございますので、そのしっかりした、安定した財源の確保を図ってまいりたいということで、当初積み上げてきた3万人構想、できれば3万3,000人、この歩みは一旦立ち止まって考えていかなければならないということで、そのための財政運営も市町村単独ではなく、広域で。

これから、今そういった広域行政、県にもお願いして、例えばスポーツ施設なんかも、できるのであれば矢巾町に誘致したい。スポーツ医科学センターと併せて、そういうものもしっかり広域で考えていきたいということで、人口減少の中での財政運営の在り方について、これから皆さんとも議論をしながら、そして全てフルセットの、何でも公共施設は自前でやるという時代は終わったわけでございますので、そういうところもしっかり見極めながら人口減少対策、そして財政運営対策を考えていきたいということで、まだまだお話ししたいことがあります、議長から答弁は長くならないようにと厳しい指導を受けておりますので、まずそういったことでひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 人口につきましてですけれども、令和2年の国勢調査時の人口は2万8,056人というふうに調査の結果が出ておりました。先ほど町民環境課長に確認しましたけれども、今の住民基本台帳の人口が2万6,403人だそうでございます。ということで、実際のところは住民登録をされていない方というのは、恐らくですけれども、かなりの数はいらっしゃるであろうというところはございますが、やはり少子化が物すごいスピードで進んでおまして、本町でも1年間に150人を切るような出生のペースということで、実際なかなか人口の増につながっていないところでありますが、先ほどから町長の答弁とかにもありましたとおり、3地区の宅地造成には大変期待しているところでございまして、財源確保の部分も安定した財源ということでの固定資産税、こちらのほうが当面期待できるのではないかと思うところでございます。

財源の確保というのは、税の部分はもちろんでございますけれども、我々の努力といたしまして町有地を売却するとか、新規の起債の発行を抑制していくとか、そちらのほうでの財源の確保という部分もできますので、こういったところ、今まで矢巾町そのものは確かに実

質公債費比率とか将来負担比率が県内でも低いというところはありませんけれども、これは世代ごとの負担の平準化というのをやってきたところでございます、これからは抑制できる部分は行いながら、そして必要な投資というのは、やはり行いながら新たな収入の確保には努めていきたいというふうにと考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） ご回答ありがとうございます。なかなかネガティブな部分で申し訳ないような気もするのでございますけれども、ネガティブだけではなくて、次の質問はポジティブなところを質問させていただきたいと思っております。財源は税収ということで、矢巾町、役所はそういうことになっているのですけれども、法人税の住民税は昨年ちょっと減少したというところも、その因果関係は決算書を見て確認させていただきました。個人住民税や固定資産税は、今後住宅増加で増えていくとは思われますけれども、やはり少子高齢化、それから団塊の世代の方々が減少するというところのニュアンスもお考えになっての財政均衡を図っていただければと思います。

そんな中でも、起業人を育てるといふような施策も考えられてもよろしいのではないかと考えております。他の市町村では、いろんな意味でいろんな活動をなさっているのも私も確認しております。京都では700年から1,000年続く企業がずっとはびこっていたり、新潟、燕市、三条市ではものづくりのまちとして君臨しております。岩手では、私も若い頃、今になってふと、そうかと思うのですが、洋野町では当時青木あすなろさんと手を組んだのですか、海洋牧場ということでウニの生産を始めて、今富を得ていると。木工のまちでも手を挙げて、立ち上がっております。花巻市や北上市では起業家を育て、自分の市で起業させ、育てております。八幡平市でもそういう形でやっておられます。

こんな中で、矢巾町では何ができるかというのを考えていただいて、矢巾も起業家を育てて、矢巾の企業を立ち上げてもらえるような発想も研究もしていただければ、税収も湧くのではないかと私は思っておりますので、どうぞその辺、今後検討していただけるようによろしく願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） ありがとうございます。ポジティブなお話ということで、まさしく今齊藤議員がおっしゃったとおりのことが将来の糧になるのではないかなと思っております。

企業の誘致あるいは企業人の育成といったところに関しまして、自治体が取べきアクションというのは何なのだろうかなということのをちょっと考えてみたところですけども、まず1つ、現状を正しく市場調査をするということで、その上どんなものがあるのかという道筋、ビジョンを立てるということがまず大事なのではないかなと今ご質問を伺いながら考えておりました。その上で、いかに育てていくかという中では、やはりスタートアップをどのようにするかというのは難しいと思いますので、いかに助成制度や税制度、サポート体制を整えることができるか。そして、新しく事を成し遂げようとする方々とパートナーシップをいかに結んで、それを既存のある地域資源、あるいは地域の企業の方々とネットワーク化を図っていくかということが重要なのかなと思います。

また、その上で、齊藤議員、多分かなりお得意なところだと思うのですが、マーケティングであるとかプロモーションといった形で、いかに町全体をPRして行って、外に打って行って外貨を得るかというようなことが必要なのかなと思っています。そういった意味で、そういうフォローアップをいかにしていくのかというものが重要なのではないかなと町としては考えているところであり、そうした中で市場調査ということで、ここ5か月間ぐらいですか、六十数社と企業面談を行って、今後の糧、どんなものがあるのかというものを調査してきました。そうしますと、矢巾町の強みというものがだんだん見えてきているような感じがしまして、まずそこにある資源というのが岩手医科大学であるとか、あるいは少量多品種を生産する農家さんであるとか、そういったところがまだうまくつながっていないし、そういった資源と結びついて事をなすことがまだできていないという状況でございますので、そこはしっかりビジョンを立てて、そこに向かっていけるように町として頑張っていきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 政策推進監、大変ありがとうございました。

○議長（廣田清実議員） 議会運営委員会でも言っていましたが、感謝の気持ちは分かるのですけれども、それを言葉にしては駄目だという話をされているので、1回ごとに、気持ちは分かります、私もそう思うのですけれども、一応、やはり議員として質問する間にはそれを入れないよということなので議会運営委員会でも言われていますので、そこをまず注意しておきますので、よろしくお願ひします。

○7番（齊藤勝浩議員） 分かりました。ありがとうございます。

質問というよりは、今回会派で出張、視察させてもらいました。徳島のあれだけ小さい町、上勝町で葉っぱビジネスということで頑張っているところを見ているので、矢巾も町としてアプローチをして、どんどんああいう起業家を育ててもらえればと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 駄目、質問に代えないと駄目。一般質問は、意見を言うところではなくて、一般質問は質問に代えて、質問の答弁で終わらないと駄目ですから。もう今はいいですけども、これからは皆さんにも言うておきますけれども、一般質問で意見だけ述べて、答弁は要りませんという発言は一般質問に似つかわしくないので、こういう部分でちゃんと質問で終わるようにお願いします。

○7番（齊藤勝浩議員） 分かりました。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それで、齊藤勝浩議員、私は農業であれば新規就農者の支援とか、起業も、これから町内には不来方高校、産業技術短期大学校、そして岩手医科大学もあるので、そういう教育機関を通して、私はこれから地元企業の皆さん、地元企業なり商工会と連携しながら、そして起業体系、それから職場体験の活動、そして今大事なのはインターンシップ、これも昔は短期間だったのですが、今長期にわたってのインターンシップもありますので、こういうことを通して、これからの起業を含めた、そういった体制整備を構築していきたい。今やっているところもあるのですが、これを一つのメニューとしてやっていくように、だからこれからはまず教育委員会なんかも含めて、または県教委も含めて前向きに検討していきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 1問目はよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ちょっと早いのですがけれども、区切りがいいので、ここで暫時休憩といたします。

再開を11時といたします。よろしく願いいたします。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

先ほどから私の発言の中でありましたけれども、質問に関しては質問で終わるように、そしてお礼の言葉を述べることは慎むべきであるということは議員必携にも書いてありますので、よろしく願いいたします。

それでは、2問目の質問を許します。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） それでは、質問の2をさせていただきます。矢巾町における健康長寿のまちづくり推進とスポーツのまち宣言を強化併合した取組について、答弁を高橋町長、よろしく願いいたします。

矢巾町においては、第7次矢巾町総合計画を定め遂行されておられます。健康やはば21（第2次）、健康長寿のまちづくりの推進を掲げられ、併せてスポーツのまち宣言もなされました。町は、健康づくりの推進事業やスポーツ振興を高め、進めていくことについて、町民の健康増進に十分前向きであると考察されます。これらの今後の取組についてご検討いただいていること、そしてご検討いただきたいことについて質問、提案いたしますが、健康やはば21事業においては「目指せ！日本一健康な町 やはば」を掲げ、各種健康診断等の施策実行を丹念に実施されており、充実したフォロー対応などにより、他の行政機関より進んだ取組が確認でき、高評価されてもよい水準と察します。

しかし、町民自ら動いて健康を増進、維持する環境面、すなわち健康寿命延伸策の整備実行は他より遅れぎみであるように思われます。私たちの暮らす地方においては、生活基盤が車社会であることもあって、ドア・ツー・ドアの生活習慣が規定路線であり、歩くという習慣づけが乏しいのが現実であることから、以下伺わせていただきます。

1、歩く、動く、健康を育てるという習慣づけのために、スポーツのまち宣言を健康長寿のまちづくりへどうつなげていかれるおつもりか、お考えをお聞かせください。

2、安全、安心なウォーキングロードやサイクルリングロード、誰もが癒やされ、集える大型緑地公園の設置、そしてスポーツのまち宣言にふさわしい北国岩手でも冬期間の影響がなく通年競技が行え、また高い水準のスポーツ競技や大型の催事が開催され、人が集い、同時に有事の対策も加味された防災拠点としての機能も備わった多目的集合運動施設等の整備を進める意向はないか、お聞かせくださいませ。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 矢巾町における健康長寿のまちづくり推進とスポーツのまち宣言を強化併合した取組についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、健康を維持するために運動は欠かせない要素の一つでありますことから、町ではいつでも、どこでも、いつまでもをモットーに、矢巾町民スポーツ大会や様々なスポーツイベントを実施しております。今後さらに魅力ある内容のスポーツ事業を展開することで、町民の皆さんが気軽に参加できる環境づくりに努め、健康長寿のまちづくりにつなげてまいります。

2点目についてですが、多目的集合運動施設等の整備につきましては、町民アンケートなどを参考に、矢巾町新運動公園整備構想を町スポーツ推進審議会で検討しているところであります。具体的には、陸上競技場、多目的人工芝グラウンドまたは野球場、メインアリーナ、サブアリーナ、屋内温水プールなどであり、さらに防災拠点やイベント等の拠点としても活用できる構想となっております。

近年、近隣市町村で新たなスポーツ施設の建設のほか、県立不来方高等学校の第三体育館新設など構想検討時と状況が変化しておりますことから、引き続きスポーツ推進審議会で内容を精査し、矢巾町新運動公園整備構想の改定を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 1問目の質問のほうの回答に関しましてですが、スポーツイベント等の開催には、私も結構出場というか、参加させていただいておることがありますが、しかしスポーツイベントというよりは、高齢化社会に向かっていく中、各個人の医療費の削減や公費医療費の負担軽減のためにも、各個人が元気でいられるよう健康寿命延伸策の一環として、自然体で体を動かす、各人が健康を育てられる、歩く、サイクル、コミュニケーションづくり、認知症対策にも役立つ場所の提供、ウォーキングロード、サイクルロード、大型緑地公園、木々があり、ビオトープがあり、小川がせせらぎ、ため池があり、茶屋、あずまや、クラブハウスなどが点在し、景観のあるところを求めてきた人たちに癒やしの心がリフレッシュできるような、自然空間が楽しめる町内動線を考えた企画、設営、整備をしてもよろしいのではないかと私は考えておりますが、いかがお考えがありますでしょうか、よろしくお願ひします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

今お話のありました気軽に体が動かせる場所、こういったものが必要というのは、まさしく議員がおっしゃるとおりだと思っております。

そこで、例えば公園で運動ができるですとか、そういったものが一番手短と思われまして、まず歩くというのが一番健康にいいことだと思いますので、まずは外に出て体を動かす、こういったことが大事だというふうに思っております。公園との動線とかそういったものにつきましても、例えば徳丹城にも広場がありますし、公園、様々各地にありますので、そういったところの動線を結びつけるような形で、体を動かせるような環境づくり、こういったものも検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 議員の中でもいろいろ会話はありまして、矢巾町は悪い土地ではないのだと、景観がよく、城内山もあり、南昌山もあり、南北の道路とか、東西の道路とか、結構主要な道路が多くて注意しなければならない部分はたくさんあるのですけれども、課長がおっしゃった徳丹城までの岩崎川をゆっくり歩く道路があってもいいのではないかといいうふうな発言もあります。

また、私が見てきた中では、東京、釜石もそうなのですけれども、皆が歩く習慣がある。やっぱり歩くと健康だよなという、また行き先が必ずそういう主要なものに向かって歩いていると。川のほとり、お城の跡、大型公園、やっぱりそういうのがないと、そういうところに皆さん、体を動かそうという気はないのではないかと。矢巾町に戻ってきて、結構皆さん、歩いている方々は見かけます。だけれども、何かばらばらだなという気がして、危ないよねという思いもしないでもない。できれば、そういう矢巾町の動線を考えていただいて、しっかりとした、皆が集えてコミュニケーションも取りながら歩けるような場所とか動線をつくっていただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、例えば今ちょっと休止しておるのですが、稲荷街道を歩く会、不來方の城跡から紫波の稲荷神社までとか、それから志波三山、東根山、南昌山、箱ヶ森、こういったこととか、それから今盛岡の森林管理署からも、いずれいわゆる里山を利活用するべきだと。署長さんが今度替わったのですが、前の宮沢署長さんなんかは

もったいないということで、ただ、今コロナ禍のあれで、今お話あった、例えば南昌山にも宮沢賢治ゆかりの、今回もそういったスポットを造らせて、あとはこれから南昌山まで初日の出を見るのに遠いと、今度はやっぱり城内山をうまく利活用できないか。私も落ち込んだときは城内山に軽トラで行って、あそこから見ると、春、夏、秋、冬のあれが本当にすばらしいのです。だから、嫌なことも忘れると。職場ではそういうことないのですが、家庭では多々あるものですから、そういったことで、これからうちのスポーツ計画にもする、見る、支える、これをただ言うのではなく、実行できる形にして、見える化。ウォーキングも、よく盛岡なんかでは募集して、どこまで歩く、ウォーク大会とかやっていますので、そういうことです。だから、東には徳丹城、西には奥は南昌山、城内山、水辺の里も今回、ちゃんと今度手入れをしたいなと思っております。帰りには南昌の湯につかって帰ってもらえるような、そういうことをやっぱりこれから考えていくと。

それで、今日、私、健康長寿のまちづくりとスポーツのまち、これは今度の第8次総合計画にも大きな柱として、そして今お話あったのですが、特にも健康をあれすると、特定健診とか特定保健指導とか、そういうものにもつなげていきたいと。だから、今町でも健康チャレンジ事業もやっておりますので、そういった町民総ぐるみの、いわゆる私どもがそういったことをきちっとセットして、そして町民の皆さんに利活用していただくような形にして、見える化を図っていききたいと。これがまさに私は、本当に健康とスポーツのつながりは強いものを、絆が深いわけですので、そういった取組をしっかりとやっていききたいと、こう思いますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 先ほどの1問目の健康の絡みのところで、ちょっと最後1つ付け足しさせていただければ、議員間でも話がありまして、町長が矢巾温泉に入るというふうな話もされましたけれども、議員間ではウォーキングをしてポイント制、ポイント、どこかで判こをもらえると、5個たまったら温泉に入れるとか、そういうのもあって、もしくは歩いたことによって血圧を10下げればポイントをもらえると、その辺は健康長寿課のほうで考えていただければと思っておりますが、その辺よろしく願いいたします。

あともう一つは、県の指針でサイクルロード、岩手県4ブロックぐらいに分かれてサイクルロードの推進をするというふうな流れもありますので、ぜひ矢巾町におきましてもその一端を担ってもらえるような経路も考えていただければと思っておりますので、よろしくお願

いします。

2問目の回答につきまして、私のほうから再度質問させていただきます。スポーツ施設に関するご検討は、大変うれしい回答をいただきました。私は、本来この部分をイの一番に発したいくらいなのですが、さきにも述べましたが、資金、税収、財政均衡、税収の供給や利用の需要、維持管理などのバランスがかなってのことがなければ難しいことは重々認識しておりました。しかし、一競技者として42年間思ってきたことは、なぜ矢巾町に、特に野球場はないのだろうと。岩手県各地には立派な球場が、陸上競技場が併設してあります。なぜだろう、それは自分の仲間と常に話をしておりました。単純にすぐできるようなものではありません。見てきた中では、一戸町、葛巻町、軽米町、洋野町、野田村、10年もかかってあそこまで完成させております。一流選手が集まる、プロ野球選手も来てプレーするほどの球場、競技場を備えております。

宮古市の田老におきましては、震災があつて球場はなしというふうな方針が出たものの、町の、それもおじいさん、おばあさんたちの声で球場を再建すると。誰を応援するわけでもない、ここに来れば癒やされるのだというふうな形であの球場が建設されたと話は聞いております。

花巻市大迫の球場におきましては、矢巾町に球場がない、矢巾体協のチームの一員として、監督として、他のチームと練習試合をしたくても行かないよ、簡単に言われておりました。何とかこのチームを強くするのだというためには、来てもらわなければいけない、そのためにいろいろ、あちこち方面歩いて、あそこのできたばかりの花巻の大迫球場を使わせてもらいました。1時間1,000円、考えると矢巾町のグラウンドより安い。喜んで行きました。そして、大迫の当時村役場の方々が応援すると、アナウンス、得点板、いろいろ応援をさせていただいて、私たちもそこそこの成績を残すようなことができました。ぜひ矢巾町にもあのような球場、競技場を造っていただいて、健康と結びつけてみんなが集える場所にさせていただけるように、特に北国岩手は雪で4か月、5か月使えなくなると、無駄だよねという声も確かにあると思います。なので、旧都南、盛岡にきたぎんボールパークができました。あれはあれで、もうできてしまったものは仕方がないと私は思いますし、もともとあそこを私はよく歩いていたものですから思うのですけれども、せっかくあるグラウンドなので、あそことコラボして、矢巾町にはドームがあれば、来ても、雨が降っても練習ができる、そんな感覚を持ちます。別にプロ野球ができるような、一流選手がやるような大型のドームではなくても、横手や能代のようなドームでも十分ではないかと思われれます。その辺の検討もしていた

だけをお願いいたします。設計の中にそれを入れていただければ、なおさら私とすればいいような気がしておりますので、よろしくをお願いいたします。そのような……

○議長（廣田清実議員） ドームに関する考えはないかということでもいいですか。

○7番（齊藤勝浩議員） はい。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） まず、2点ご質問だったと思います。

まず1点目ですけれども、議員の皆様の中で歩いてポイント制を導入したらいいのではないかというご提案です。現在も健康チャレンジということで、実はポイントを付与しながら、それによって商品をあげるというようなことをしているところがございますが、いかんせん、ではそのためにやってみようかなという形になっているかという、まだ弱いのではないかなというふうに思っております、そういう点につきましてはポイント制を含めて、先ほどの歩く、ウォーキングといったところを健康につなげるというところで考えていきたいと思っております。

なぜ私のところで答弁者として立ったかといいますと、まちづくりの中で、例えば駅前のまちづくりなんかは横浜の港北地区をモデルにして、道路と交差しないように人が歩けるといふまちを標榜して造ったまちでございます。十分に活用し切れていないのですけれども、今後まちづくりの中で歩くということの重要性、町の中を歩く、あるいは私も今朝5時半から、ちょっとこの体を痩せようと思って散歩していたのですけれども、最近歩くと毎朝同じ人が同じ時間帯に同じコースを歩いています。そうすると、自然に「おはようございます」といふような形で挨拶になったりして、非常にいいコミュニケーションも取れてくるということで、そういう既存の、皆さんがもう既につくり上げているコースなんか、ここまで歩いたらどれくらいのカロリー消費とか、そういう形で少し歩踏み出すきっかけづくりみたいなものをしながら、ポイントというのもしっかり考えながらやっていきたいと思っております。簡単にポイントを押せるという形でスタートするより、もっとみんなが歩踏み出せるような形でしっかり考えてまいりたいと思っております。

また、第2点目についてですけれども、こちら答弁の中でも矢巾町の新運動場の公園整備構想ということで、今後スポーツの推進審議会のほうで検討していただくということは答弁を差し上げましたけれども、議員の競技者としての思い、これは野球に限らず他の競技においても様々言われていることでございます。

国の方針といたしましては、先ほどフルセット主義という形で町長が答弁しましたけれど

も、全てのまちがフルセットで持つということの時代ではもうないというふうに言われています。それは、議員もご指摘のとおり、人口減少社会の中で需要と財政のバランスを見てということに尽きるのだと思いますけれども、ですので広域で連携しながら、例えば県央地区をスポーツの面と捉えて、どの施設を誘致していくのかといったところを市町村だけではなくて県とも連携して、そういうことを進めていけたらいいのかなと思っています。

そういう意味では、今後県営体育館であるとか県営プール、こういったものの誘致を強力に進めていく、あるいはスポーツ医科学センターのお話がありましたけれども、そこは多目的運動施設と連携した施設と聞いております。そうすると、構造はどうなるのか分かりませんが、今後知事の公約にもございましたので、岩手県の取組にも採用されていくのではないかなと推測されます。そういったところも情報を先取りしながら、なおかつ皆様のご意向をよく聞き、耳を傾けて計画を立ててまいりたいと思いますので、現段階ではこのような答弁の形になりますが、ご理解いただければと思います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それでは、私から今の答弁に対して2つ補足をさせていただきますが、今矢巾町でなぜしっかりした野球場がないかということは、実は今紫波町と矢巾町で、相互連携で、例えば紫波町さんでは総合運動公園の陸上競技とか野球は使わせていただくと、その代わり紫波町さんでは田園ホールみたいなものがないので、お互い共有しながらやりましょうということの一つの連携、提携があったということだけはひとつご理解をいただきたい。

それから、私も今本当に反省しておるのですが、第1期目の選挙の公約の中で、特にも2期目もあれだったのですが、ドーム構想、実は平成27年にふるさと納税はもう始まっておったわけです。どのぐらいやっているのかと、100万円単位だったのです、それも数字の低い。そのふるさと納税で、何とか5年か何ぼやって、できるのであれば資金つくれるのであればということ考えて、ドーム構想をぶち上げたのです、正直なところ。ところが、財政運営が非常に厳しくて、ふるさと納税を使わなければ町政の財政運営ができなかったということで、だから私にとってはドームは本当は夢だったのですが、ただきたぎんボールパーク、県と盛岡市で造ったので、あとは野球場はちょっと力が入らないところがあるので、そこだけはひとつご理解していただきたいということ。

ただ、お隣の秋田には大館とか能代に2か所もあるのです、ドームが。例えば青森県だったら克雪、いわゆる雪を克服する克雪ドーム、五所川原市みたいなと言えは怒られるのですが、むつとか、いろんなどころにあるのです。だから、これは今後いろいろお金と相談しな

がら検討していきたいということで、齊藤勝浩議員の夢はちょっと時間がかかるということだけをご理解していただきたいなということです。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで2問目の質問を終わります。

次に、3問目の質問を許します。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 質問の3問目に入らせていただきます。循環型社会構築の取組についてということで、高橋町長、答弁をお願いいたします。

矢巾町は、矢巾町人と自然に優しい環境基本条例のほか、都市計画マスタープランの都市づくりの目標として、環境に配慮し、次世代に承継できるまちづくりを主目標の一つとして掲げ、脱炭素、地球温暖化対策に取り組んでおります。この取組は、高度な3Rによる持続可能な社会構築に向けた挑戦と考察されることから、現在その未来に向けた行動、進捗についてお伺いします。

1、脱炭素への取組について、町民と共創しながら進めるに当たり、この取組にどのような指標を定め、そしてどのような基準を設け計測し、全世界的な問題への進捗度合いをどう表現しながら、町の取組の現時点と次への歩みの指標を示し推進していくのかお伺いします。

2、低炭素化を意識した施策と新エネルギー、省エネルギー導入の推進をうたわれておりますが、このことで導入された、例えば太陽光パネルや蓄電池等は半永久的なものではなく、耐用期限があるものであります。持続可能性、循環型社会の定義からも、廃棄への考察、資源再利用化への対応も必要と考えます。現在推進中の事業と並行し、町として次世代に承継できる3Rの仕組みを前面に強調された循環型構築社会への取組として、太陽光パネルや蓄電池などの処理に関する研究、整備、そして事業化に至るまで検討できないかお伺いします。

以上です。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 循環型社会構築の取組についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、現時点で本町が策定しております脱炭素への取組に関する指標といたしましては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく矢巾町地球温暖化対策実行計画・事務事業編を令和2年4月に策定し、町の事務事業における温室効果ガス排出量削減目

標を定めており、令和3年度実績では平成30年度比で15.81%の削減が図られているところであります。しかしながら、公共部門における削減効果は、町域全体を踏まえると小さなものであり、脱炭素社会の実現のためには個人、法人を含め、町民の皆さんとともに取り組むことが重要であることから、喫緊に取り組むべきであるとの認識の下、重点対策、加速化事業等の事業展開を優先しておりますが、次の段階として矢巾町地球温暖化対策実行計画・区域施策編の策定を予定しております。この計画の中で、町域全体の指標を定め、温室効果ガス排出量の可視化、いわゆる見える化を推進しながら、目標達成に向け進捗を図ってまいります。

2点目についてですが、太陽光パネル等の発電設備が急速に普及していることに伴い、耐用年数を迎えるものの廃棄も同様に急速に増えていくと予想しております。重点化対策加速化事業を推進するに当たり、太陽光パネルのリサイクル技術を確立しております県内企業の視察を行っておりますが、民間企業が今後のリサイクルに向けて参入し始めていることから、本町といたしましては事業化は考えておらないところであります。また、今後の太陽光パネルの大量廃棄時期に向け、環境省がリサイクル技術の平準化を進めており、企業が事業展開を図りやすい状況が今後見込まれるものと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 1問目の質問への回答について再質問させていただきます。

矢巾町における廃棄物処理制度は、私が他の地域での生活等を経験し、対比いたしましても十分に進んだ取組と整備が行われていると思います。東京両国や千葉市川、釜石、神奈川平塚等で生活してまいりましたが、地球は今地球温暖化問題、京都議定書から始まりまして、CO₂削減から脱炭素社会への確立と進んでおります。それは、必ず期限を設けてというこの行動であります。そのために矢巾町でなさるべきこととして、言葉では脱炭素と音頭を上げ、みこしを担ぐよう促しておりますが、目印や進捗度が判断できるような指標がないようでは、長期戦となるであろうこの問題に断続的かつ継続的に取り組んでいくことは不可能ではないかと思われまます。

町長の答弁にもありましたが、可視化をどのようにしていくかという問題と、また計測する部分もなかなか大変なことにはなると思うのですけれども、ここをどのように考えていくか、もし今時点でご回答できるのであればご回答いただければと思います。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

脱炭素に向けた計画をつくるに当たって、やはり排出量をどうやって捉えていくかと、議員おっしゃるとおり、すごく難しい問題だと思っております。先ほど町長答弁にありました区域施策編を来年度までに策定しようと思っておるのですけれども、まず今国自体が削減目標を定めておりますが、この数値も具体的に個々の数値を全て積み上げたものではなくて、新たな推計に基づいて算出した数字であります。これは、全てを数値化するのは無理なことはそのとおりでございますので、そういったものを参考にしながら、本町の二酸化炭素の排出量がどれぐらいあるかというのは算出していかなければならないなどは思っているのですが、そこにある程度の現実性を持たせたいなど今時点で我々も思っております。

今企画財政課が中心になって、二酸化炭素の排出量の可視化をするツールのほうを本町でも取り入れております。これをできれば様々な企業さんのほうでも導入していただいて、そういった数字を、もしよければ本町にご提供いただきながら、いろんな産業別に導入した企業さんがあれば、それを参考にさせていただきながら、それを基に推計値をつくっていくことが、より具体的な削減目標につながっていくのではないかなと今のところは考えているところでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） ありがとうございます。1問目の可視化に関する問題については、かなり判断が難しいと思われまますが、取り組んでいただいて、分かりやすい表示の仕方があれば、皆さんすごく前向きにやっていけるのではないかなと思われまます。

また、2問目の質問につきまして、脱炭素を意識した施設と省エネルギー関係の設備のものについてですが、例えばということで太陽光パネルに特化して質問させていただきました。町として事業化の問いもいたしましたのは、100%この問題は起こり得ると判断できます。岩手ではまだあれですけれども、首都東京では新築の住宅は太陽光パネルを必ず載せないとか新築させないというルールがもう3年前に出来上がっておりますが、それに対して国や県の制度確立や発信を待つのではなく、先んじて対応を考察し、我が町、我が矢巾町が研究施設や処理施設などを呼び込む活動をしていただいて事業化ができる環境を整え、研究者や技術者、そして労働者の雇用創出を図る先進町となつていただくような取組ができないかどうかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今議員がおっしゃったお話で、昨年度、私、今のこの部門に異動になりまして、環境部門は初めてだったので、まずどういう施策をしているのかなということで環境省のホームページを基に勉強したのですが、その中で今環境省は地域循環共生圏という考えを持って、地域の中でいろんなものを循環させていくと。それというのは脱炭素だけではなくて、産業もそうですけれども、いろんなものを、経済も含めて循環させていくという考えを持っている、そのイメージを見て、これはすごくいいなと思ったのですが、そういう地域、地域の循環が全国で展開されれば、最終的に脱炭素ですとか、今SDGsだとか、いろんなものにつながっていくという考えだと思います。これは、今議員おっしゃったものとまさに同じ考えなのかなと思っております。

矢巾町内でできる循環というものができれば、まさに我々もいいと思っておりますので、町長答弁にありました県内の太陽光パネルをリサイクルしている会社さんは今県内で1社です。東北でもそんなにリサイクルしている会社はないのですが、先日視察のときに県内の会社のプラントを、全国的に視察にも来ているし、県内のある会社さんでも導入できないかという検討をしているということでございますので、もし矢巾町内でもそういったプラントを導入して事業をやりたいというお話がありましたら、本町としてもそこはぜひ支援していきたいなと思っているところでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

齊藤勝浩議員。

○7番（齊藤勝浩議員） 興味がおありで進んでいくような気もしますが、矢巾町においてはこのくらいのアクセス環境のよさというものがあって、先手必勝だと思われれます。矢巾町の構想を見ますと、レクリエーションゾーンとか、工業ゾーンとか、住宅ゾーンと考えて分けられておりますけれども、できればぜひ早めに区画の割当てをしながら、先手、先手でやっていただいて、このアクセスのよさを利用して広域から回収できるような形を整えていただけるようお願いしたいと思います。その件で、もし何か考えがあれば。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） お答えいたします。

私どもの都市計画マスタープランの基本的構造ということですが、中心部の生産活動エリア、そして両脇の自然環境保全エリア、そして交通軸エリアといったところ、これが基本的

要素になっております。まさしく地の利ということで、交通軸というところにつきましては広域的幹線道路、あとは幹線道路、環状道路、あと中心市街地アクセス道路といったように分類しまして構想をしているところをございまして、そういう周辺を巻き込んでということの中で、今後盛岡南道路の延伸もございますので、道路住宅課を含め、矢巾町を総動員しながら、ここの交通軸、交通アクセス、そして土地利用につきまして将来が展望できるようにしてまいりたいと思いますので、よろしくご指導いただきたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で7番、齊藤勝浩議員の質問を終わります。

次に、2番、高橋敬太議員の質問を許します。

高橋敬太議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（2番 高橋敬太議員 登壇）

○2番（高橋敬太議員） 議席番号2番、高橋敬太、子育ても老後もです。

まず初めに、仮議場ということですが、このような立派な議場を再現していただいております。おかげでしっかりとした議論に臨めることを感謝申し上げます。

では、早速1問目の質問に移らせていただきます。子育てと教育環境について、町長及び教育長にお伺いいたします。安心して子どもを育てられるまちづくりのためには、家族、地域、保育教育機関など、みんなで支え合う環境づくりが大切であります。子育て支援政策が若者の移住定住へとつながり、人口減少抑制や町の活性化へつながるため、いかに子育て支援をアピールしていくのが重要であり、今後のさらなる子育て支援についてお伺いいたします。

1点目、子育てについて、男性の協力が良好な家庭環境形成へつながり、男女間で家事、育児時間が均等に近いほど第2子以降の出生割合も高いという報告があります。田園都市やはば第2次男女共同参画プランでは、男女で育児に取り組む意識づくりや支援体制の強化に努めると記載がありますが、具体的な方法や実績をお伺いいたします。

また、本町でも男女共同参画サポーターの認定者数が増加しておりますが、サポーター同士のつながりが希薄に感じ、活動が難しい状況ではないかと推察いたします。同プラン内にサポーターの活動支援回数を目標値に挙げていらっしゃると思いますが、町内在住サポーターの活

動支援について今後の展望をお伺いいたします。

2点目、令和5年3月会議において、同年度内に町立小・中学校の適正規模、適正配置に関する基本方針の案を作成するとの答弁だったと記憶しておりますが、現在の状況をお伺いいたします。

3点目、文部科学省の幼保小の架け橋プログラムでは、小学校へ就学する幼児の環境変化をサポートするため、特に5歳児から小学校1年生の2年間に焦点が当てられており、本町でも対応されております。今年度は、保育園等の幼児施設職員と小学校教諭の情報共有や交流研修会を年に何回行う予定か。また、小学校教諭で参加される方はどのような方か。1年生担任予定者全員なのか、主任だけなのか、他学年の職員や校長、副校長なども参加されているのか等、詳細をお伺いいたします。

4点目、町内小学校の生徒数の偏りは、児童館での生活にも影響をもたらしております。児童館は、児童福祉施設として遊びを通じて主体性を育む目的がありますが、利用児童の多い児童館では児童数に対してのスペースが十分とは言えず、健全育成について危惧されます。文部科学省は、小学校の余裕教室の活用を推奨しておりますが、現在特に多くの児童を抱える煙山小学校について、学童保育へのさらなるスペース提供の検討の余地はあるのかをお伺いいたします。

5点目、夏休みなど長期休暇中に学童保育における昼食提供の検討を国では求めておりますが、本町ではその必要性や対応についてどのように捉えているのか、見解をお伺いいたします。

6点目、通学路の安全点検について、今年度の合同点検の結果及び今後の対策をお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 2番、高橋敬太議員の子育てと教育環境についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、男女で育児に取り組む意識づくりや支援体制の強化といたしましては、町内3か所の地域子育て支援拠点において、それぞれ月1回、子どもとの触れ合い遊びや子育てに関する講座などの子育て講習会を開催しており、昨年度の実績といたしましては延べ542世帯の参加がありましたが、参加者の多くは母親であることから、両親が共に参加し、子育てについて相談しやすい環境づくりの構築に努めてまいります。

また、町内在住サポーターの活動支援についての今後の展望につきましては、男女共同参画の推進を図るため、町民等をはじめサポーターを対象といたしました研修会や交流会を開催し、サポーターへの支援を行ってまいります。その中で、参加者の交流の場を設けながら地域社会で男女共同参画の参加者の輪を広め、さらにサポーターを増やしていきたいと考えております。

6点目についてですが、今年度は6月16日に交通安全対策協議会に合わせて実地踏査による現地確認及び審議を行い、紫波警察署交通課からの専門的な識見、いわゆるご意見を伺った上で、通学路に係る歩道や横断歩道等の設置等、合計26件について、岩手県公安委員会をはじめとする関係機関に対し、矢巾町交通安全施設等改善要望書を提出いたしましたところであります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

（教育長 菊池広親君 登壇）

○教育長（菊池広親君） 引き続き、子育てと教育環境についてのご質問にお答えいたします。

2点目についてですが、町立小・中学校の適正規模、適正配置に関する基本方針につきましては、昨年9月に矢巾町立学校通学区域審議会の答申を受け、町教育委員会において基本方針策定に向けて教育的観点等を踏まえた議論を行い、本年5月に議会全員協議会にて基本方針策定スケジュール案を報告したところであります。その後5月15日から6月14日までの間、パブリックコメントを行い、7月18日から8月18日まで小中学校及び保育園等の保護者を対象とした保護者アンケート調査を実施し、その結果、速報値につきましては、8月30日開催の議会全員協議会で報告したところであります。今後におきましては、アンケート結果等を精査、分析し、町総合教育会議、町教育委員会での協議を経て、来年1月を目途に基本方針を策定する予定としております。

3点目についてですが、小学校、幼稚園、保育園等は、協議を基にして幼児期の学びから小学校教育への円滑な接続を図っております。具体的には、幼稚園、保育園等では「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を参考に、年長3月時点の具体的な姿を設定し、小学校ではその具体的な姿を参考にしてスタートカリキュラムを策定し、令和2年度から実施しているところであります。

町内全体の小学校、幼稚園、保育園等の担当者を対象とした矢巾町幼保小担当者協議会は、年1回開催することとしており、参加者は各小学校の低学年担任の先生と、保育園、こども

園の担当者となっております。また、小学校においては学区内の幼稚園、保育園等と年数回の交流を実施しており、児童、園児に係る情報交換、情報共有を行っているところであります。

4点目についてですが、煙山児童館は他の児童館に比べ、利用児童数が多い状況となっております。現在は1階の遊戯室を児童の居場所として利用することでスペースと安全の確保に努めております。また、煙山小学校の煙山児童館へのスペースの提供につきましては、現在プレハブ教室の2階を提供しておりますが、それ以上の余裕教室等がないことから、さらなるスペースの提供はできない状況となっております。今後につきましては、学校児童数や児童館利用児童数の状況に応じて適切に対応することとしております。

5点目についてですが、夏休みなどの長期休みにおける昼食の提供につきましては、子ども・子育て支援事業計画策定に係る調査等において保護者のニーズを把握するとともに、今後子ども家庭庁から示される先進事例を参考に検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 項目が多いので、再質問結構あると思いますので、ちょっと早いですけれども、ここで昼食のための休憩といたします。

再開を13時といたします。よろしく申し上げます。

午前 11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

再質問はありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 母親も父親も参加できる子育て講習会や子育て相談を開催し、多くの方が参加されているとのことで、子育て支援の体制を整えてくださり、安心して子育てできる環境づくりに寄与するものだと思っております。

参加者の多くが母親であるということですが、それは印象として母親が多いと認識されているのか、もしくは利用の際にしっかり父親が来たのか、母親なのか、また両親ともに参加したのかということが分かるように記録を取っているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

統計は取っております、542世帯、554名の保護者の参加がありまして、554名のうち父親は14名の参加となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） このようなデータをしっかり取られているということで、これは矢巾町の子育てに関する男女参画についての重要なデータかと思いますが、文化スポーツ課のほうで子ども課のほうと連携して情報共有されているのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

文化スポーツ課のほうは、生涯学習ということで取り組みますし、生涯学習につきましても男女共同参画、これは教育委員会サイドとも連携は必要なものというふうに思っておりますので、今後より一層連携を深めていきたいと考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 男女共同参画は、やはり各課に関わることだと思しますので、課長からの答弁ありましたように、しっかり横の連携をお願い申し上げます。

次に、町内のサポーターへの支援については、町長の答弁にありました、まさにそのとおりだと私も思います。町民主体の活動を考えたときには、参加者同士のつながりが重要であると考えます。私も昨年度男女共同参画サポーターの認定を受けましたが、実はその後一人では何も活動はできず、取ったら終わりのような少し寂しさも感じてしまい、活躍の場を見出すことができずにおりました。もしかしたら、ほかのサポーターの方も同様に思っているかもしれませんので、今後サポーターを対象とした交流会があるとのことで、私自身も楽しみにしております。

ちなみに、8月31日に開催された男女共同参画推進学習会、これは案内はサポーターの方々個別に案内されたのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

先般開催しました交流会につきましては、おとといの谷上知子議員にも答弁させていただ

いておりますけれども、今回の講習会につきましては町民はじめ男女共同参画懇話会の皆さん、さらには今お話がありましたサポーター養成講座を受講されたサポーターの皆さんにもご案内をしているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 丁寧に対応してくださっているということで、このような地道なアプローチがサポーターの継続意識に大切だと思いますので、どうか引き続きそのようなアクションをお願いいたします。

次に移りますが、資料をつけさせていただきました母子健康手帳に親子健康手帳と併記したり、父子手帳を作成、配付している自治体が増えてきております。都道府県庁所在地と政令指定都市のアンケートになりますが、それだと約3割の自治体で母子手帳に別称を併記しているという結果もあります。冒頭で、男女間で家事、育児時間が均等に近いほど第2子以降の出生割合が高いと述べましたが、それだけではなく、育児不安や産後鬱、さらには乳幼児虐待防止につながるものであるという考察もあります。父子手帳の配付、これは男性の育児参加の意識を高める手法として有効であると思いますし、岩手県でもイクメンハンドブックというものが作成されており、父親に特化した知識のサポート、意識を高めるようなキャッチコピーを取り入れたり、とてもすばらしいものであると思います。

県のイクメンハンドブックの担当部署を見ますと、保健福祉部の子ども子育て支援室というところで、本町では子ども課になるのかと思いますが、矢巾町内でこのようなイクメンハンドブックを置いたり、配ったりしているのか、現状をお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在そのような取組は行っておらないところであります。

ちょっと話が替わりますけれども、昨年度母子手帳のほかに祖父母手帳というのを導入して、子どもたちの子育て支援に努めているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 岩手県でイクメンハンドブックを作成されておりますので、ぜひそ

こと連携して、矢巾町でも配付を検討したりして見ていただきたいと思います。

次に、健康長寿課の浅沼課長にお伺いしますが、矢巾町でもぜひ母子健康手帳に親子手帳と併記していただきたいと思います。別称併記に対するお考えや対応は可能かどうか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今矢巾町で使っている母子健康手帳は、岩手県で共通の母子健康手帳として矢巾町も申込みをし、使っております。ですので、そこら辺は県ともやり取りしながら、今お話がありました男性の育児参加という点も踏まえて、我々のほうでも検討させていただきたいなというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 県のほうへ掛け合ってくださいということで、とても期待しております。やはりこれからの社会は男女共同参画を意識して対応していかなければならないということは、もちろん当局も認識していることであり、例えば田園ホールの2階に親子室というのがありますが、以前は親子でなくて母子だったかと記憶しております。このように生活に優しさをデザインしてあげるのがすてきなまちづくりだと思いますので、何とぞ皆様のご尽力をお願いいたします。

次に、2点目の町立小・中学校の適正規模、適正配置に関する基本方針について再質問いたします。まず初めに、共通の認識で議論に臨みたいための確認なのですが、令和5年3月会議の代表質問では、基本方針案を令和4年度内に作成し、その後広く意見を集約しながら策定に向けて取り組んでいくとのことだったと会議録に記されております。これは別に責めるわけではなくて、当初の予定より遅れが生じているのか、もしそうであればどのような背景を考慮されたのか。または、当初の予定どおりであります。3月会議の会議録に何かしらの理由でそごが生じてしまったのか、その辺ちょっとお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまの質問にお答えいたします。

代表質問のときの案というところでありましてけれども、教育委員会内部ではその案については審議をしております。ただし、これは案としてはまだ不備があると。その前にもあった

ように、いわゆる町民の方々の意見も聞いていない、保護者の方の意見も聞いていないと、その中で教育委員会の中だけで議決していいものかというふうな議論がありまして、それを経て議会全員協議会でお示したようなスケジュールというふうなものを作成したものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 教育長おっしゃるとおり、国は将来を見据えた教育振興基本計画を策定して、本町においては地域の現状、課題をしっかりと鑑みて保護者アンケートを行うなどして、重要事項としてしっかり取り組まれており、今後も期待したいところではありますが、それで今後の見解をお伺いしたいところでもありますが、昨日からありますように今月基本方針案の方向性を協議して、10月に案を策定すると。案がしっかり策定されてからの答弁が望ましいのであれば、それでも構いませんので、お伺いいたします。

通学区域審議会の答申内容について見解をお伺いいたします。国や県の基準と同じように1学年複数学級であることが望ましく、また学級人数も確保されていることが望ましいという意見であり、結論としては1クラス25人から35人の複数学級が望ましいということでありました。現在の教育環境と一部解離がありますが、その点どのように捉えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

昨日の答弁にもありましたけれども、審議会答申につきましては今議員ご案内のとおりでございます。それを尊重した上で、そして今回の保護者アンケート、そして教育委員会が捉えている矢巾町の教育の課題、これらもきちっと踏まえた上で基本方針のほうに反映させていきたいというふうに考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 保護者アンケート結果を精査、分析し、協議の上、基本方針を策定とのことで、先日は新たな視点でのアンケートは実施する予定はないとのことでしたが、いわゆる学区再編については、実際に1クラスとなっている学校へ通学されている方への、や

っぱり特別な配慮した調査が必要ではないかと私は思っていますが、それはもう行われているため新たなアンケートはしないのか、そこは考慮せず全体のアンケートで構わないと思っているのか、お伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回保護者に対して行ったアンケートの内容は、1つは教育内容に関わるもの、もう一つはどのような教育が望ましいかというもの、そして規模、いわゆる学級の規模なり、学校の規模、それに関わるものを含めて取ってございますので、昨日答弁したように今後新たにアンケートを取る予定はないということでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） ちょっと細かくて申し訳ないのですけれども、アンケート結果を見ますと、今後取り組むべきこととして、小学校区の見直しによる児童数の偏りの解消という項目がしっかりございます。その結果を見ると25.2%と、ほかと比較しますと低くなりますが、これはそもそも1クラスしかない学校に通っている児童数と、その他複数学級に通っている児童数に差があります。煙山と東を合わせて大体1,000人から1,100人、不動と徳田を合わせて大体350人くらい、ちょっと正確ではありませんが、大体そのくらいと認識しています。不動と徳田に通っている児童数、これの全体が約25%になっています。そして、これは根拠のない私の偏見なのですけれども、煙山と東の複数学級あるご家庭で、わざわざ学区再編が必要であると答える方は少ないのではないかと思います。もし、仮にそうであれば、例えば学区の見直しによる児童数の偏りの解消と答えた方が不動と徳田の保護者の方、ほぼ全員だった場合、その結果25%と出る可能性もなくはないと思います。少し乱暴な質問になりますが、その場合は全体として割合は低いのですけれども、1クラスに通っている方はみんな再編が欲しいと言っているかもしれなくて、そのような可能性というか、重要事案になり得ると私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまの質問にお答えいたします。

今議員ご案内の視点というのも分析する上で必要な視点というふうに捉えております。いわゆる単なるパーセントが高いから低いからではなくて、その内容も含めて分析をした上で、

そして併せて他の項目、項目というよりも観点、これも含めて検討させていただきたいというふうに思っています。

以上、答弁いたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） そこは、専門の統計であったり、全てを勘案した上での検討ということでもよろしく願いいたします。

さらに、中学校区についても、現在煙山小学校区の児童は2つの中学校へ分かれてしまうという状態であります。思春期を迎える子どもにとっては、精神的なストレスが懸念されます。もし、また仮にの話で申し訳ないのですが、中学生になると、仲がよかった友達のその多くが違う中学校となり、離れ離れになってしまう、そんな可能性もあるのではないかと推察しますが、もちろん中学生になって新しいコミュニティを形成する力を養うことは大切ですが、それは異なる小学校同士が合わさるだけでも十分リスタートとなり、あえてばらばらにさせなくてもよいのではないかと私は考えます。中学校での人間関係が良好に形成しやすい子としくい子が生じてしまう、そのリスクをできるだけ取り除くためにも、分かれることのない校区の設定をご検討していただきたいと思いますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えいたします。

いわゆる中1ギャップと言われるもの、いわゆる小学校から中学校に上がって、新しい人間関係が生じて、その中で新しい発見をする子もいますが、そこで不適應を起こす子ももちろんいるというのが現実でございます。現在でいいますと、例えば矢巾北中学校であれば2つの小学校から児童が入ってまいります、矢巾中学校の場合には3つの学校から入ってくるというふうなこともございます。まだ詳細な分析はありませんけれども、その点も分析の観点の一つとさせていただきたいというふうに思っています。

以上、答弁いたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） そこは、専門の方にしっかり考えていただくのが一番いいかと思いますが、煙山小学校が多くて不動が少ない、さらに煙山が中学校で分かれてしまう、そのよ

うなことを考えると、やっぱり全体的に全校のバランスを考えて策定していただきたいと思います。

昨日の山本議員への答弁では、学区については検討が必要な項目の一つというご回答でしたが、策定される基本方針には、学区のみならず徳田小学校の移転改築をどうするのか、また老朽化に伴う統廃合であったり、小中一貫なのかについてしっかり言及されることを私も期待しております。というのも、通学区域や統廃合については、ご承知のとおり教育の面だけでなく、地域コミュニティにも大きく影響をします。教育委員会協議会では、この後3か月間、1月に向けて協議されるということで、しかしその基本方針が決定される前に、今後さらに町民とか各種団体と協議する場があるのか。スケジュールを見ますと、来年1月に全員協議会で報告があり、同月に公表とありますが、その点いかがなのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず、プロセスとして教育委員会だけでこれは決定できるものではないということでございます。いわゆる町の各部局との関係もございまして、まず総合教育会議で意思の疎通を図ります。そして、3つの協議会を経た上で、これは法上でいいますと教育委員会の議決事項になってございますので、まずはその議決を教育委員会の定例会で行うと。その結果については、議会全員協議会でご報告するとともに、町民の皆様にも公開したいというふうに現在思っておるところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） そういうふうに関係各所で協議、議決されるということで、その上で文部科学省の政策支援としては3つ挙げられており、学校統廃合を行う自治体への支援、小規模校を維持する場合の教育活動の高度化を支援、休校した学校の再開支援等ありますが、やはり統合に伴う新增築や既存施設の改修に2分の1の補助制度があることや、統合校に対する教員定数の加配期間の延長、また特色ある教育活動への支援を行っているということを見ると、やはり国としての真意としては学校統廃合に重点が置かれているのではないかと個人的には推測いたします。

この件について、学区の再編であったり、児童数の違い、町の課題と言わせていただきますが、そのことについて、今年の4月に施行されたこども基本法で義務づけられている子ども

もの意見を政策に反映するようにと通達がありましたが、こういう課題について、子ども自身、恐らく高学年から中学生ぐらいだと思いますが、児童がそういう問題についてしっかり分かるように説明を受けて、自分はどう思うのか、矢巾町の問題に直接取り組んでみる、そういうことでやはり自分事になって矢巾に対する意識も高まると思うのですが、子どもたち自身の意見の反映ということについてお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 菊池教育長。

○教育長（菊池広親君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

例えば岩手県でありますと、また教育振興計画を今つくっております、県内の小5以上高校生までの意見の聴取をしております。それを次の計画に生かすということでございます。本町の考え方としましては、まず本町における教育の基本方針的なものを出した上で、その中でどのような学校にしたいのか、どのような学校づくり、学校の内容にしたいのかというあたりを焦点化した上ですべきものというふうにならざるを得ないというふうには捉えております。よって、子どもたちへのアンケート調査等をするのであれば、方針が出た後にそれを取りたいなというふうに思っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、幼保小の連携について移らせていただきます。矢巾町の幼保小担当者協議会では、小学校の低学年の先生が参加しているということですが、ちょっと細かいところで申し訳ないのですが、この後の答弁に関係してきますので確認させていただきます。低学年というのは、1、2年生の担任ということでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

小学校1年生の担任の先生でございます。

お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 接続プログラムの実施に向けて手引書が文部科学省から出されており、そこには各フェーズのイメージとして4フェーズあると。もう矢巾町ではスタートカリ

キュラムを作成して、令和2年4月から運用開始とありますので、基盤づくりや、そういうカリキュラムの検討は終わっているものと思いますが、今の段階は実施検証の段階なのか、それとももう改善のサイクルに入っているのか、現状をお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

議員ご案内のとおり、令和2年策定をしております。以降各学校、各園におきましては、そのカリキュラムに基づいた、それを目指した学校取組をしていったところでございます。それから3年たつわけではございますが、その間コロナがございました。その検証という場面もなかなか取ることができなかったということもございます。そこで、今年度の本協議会におきまして、もう一度進捗の確認、併せてまたこの3年間の見直しというようなことで会議を持ったところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 国では、特に2年間、5歳児と小学1年生に焦点を当てている一方で、手引にはゼロ歳から18歳まで途切れることない学びの連続性に配慮しつつと明記されております。小学校では教育のスペシャリストとして、またこども園等では生活を通した学びというそれぞれの役割があり、保育園では早い人では生後数か月から6歳までの長期にわたり保護者と職員は密接な関係を持っており、いろいろ子どもの特性も把握している、情報を多く持っていると思います。子どものいわゆる特性が出てくるのは、自閉症スペクトラム障がいでは3歳と早いですが、注意欠如、多動性障がいは8歳から10歳が多いとされています。さらに、文部科学省が発表しているいじめの認知件数では、最も多いのが小学2年生、その次に1年生、そして3年生となっています。子どもの特性や家庭環境について多くの情報を持っている保育園、こども園の先生方と小学校の先生方とのつながりを、やはりせめて2、3年生まで担当される先生方とのそういう情報共有であったり、例えば相談しやすい体制づくりとか、そういうのが私は必要だと思いますが、この接続プログラムを少し広げて2、3年生まで、働き方改革の問題もあります。検討可能かお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君） ただいまの質問にお答

えをさせていただきます。

議員ご案内のとおり、やはり子どもたちとじかに関わって見ている小学校の先生方、また園の先生方と情報交換の場が必要であるというのは、そのとおりだなというふうに私も認識してございます。現状といたしましては、先生方の交流という点におきましては、小学校の教科の中で子どもたち同士の交流という場面がございます。その実施のために事前に、あるいは事後に交流をする場面もございますし、またふだんの子どもたちの姿を見ながら、先生たち同士で、場合によっては子どもたちの状況についての交流ということもあるかと思えます。交流の場面でございます。

また、年度末に今度入ってくる子どもたちについてというふうなことでの情報交換という場面も、これまでも年に数回ではございますが、実施されてございます。ただ、先ほど申し上げましたとおり、これまでコロナ禍、様々な感染症ございました。そういった中で、そういった交流、普通日常的にされていた交流というところがちょっと自粛されていたこともございますけれども、今年度以降少しずつ、これまでのような形で実施がされてきているというふうに聞いてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、学童保育の点に移らせていただきます。初めに、昨日も多く議論されたところであり、本町では定員の上限を設けず、希望する児童を全て、また金銭負担も少なく受け入れてくださっていること、さらに放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体化の取組など、多くの方に協力いただき、児童福祉施設として子どもの居場所づくりと遊びを通じた健全教育の福祉増進を目指されており、心から感謝申し上げます。矢巾町及び委託管理されている事業者のご尽力により、放課後の児童が守られています。また、放課後であるにもかかわらず学校のスペースを提供してくださっている小学校の職員の皆様、お忙しい中対応してくださっていると思います。

1人当たりの面積について、ガイドラインの指針はクリアされているとのことでしたが、面積の数字だけでなく、やはり机があったり、椅子があったりするわけで、単純に割って、下回っているからいいとか、そういうものではないと思います。実際に下駄箱やランドセルを置くスペースが足りない、また勉強したい子どもたちが狭いスペースしか確保できず、ぶつかってしまってけんかになるという話も聞いております。このようなスペースの問題、難

しいとは承知しておりますが、オーケーと捉えるのではなくて、やはりちょっと課題であるというふうに認識していただきたいと思っています。

また、矢巾町の将来人口推計、令和4年3月のデータを見ますと、東小学校は2038年あたりまでは横ばいで、徳田小学校も造成の関係で児童数の増加が見込まれて、今後10年かけてピークを迎えます。およそ200人増える予測がされていますが、このような状況から、やはり今後も仕組みや環境を現状維持のまま、また現場の努力だけで対応してもらうには限界があると思います。昨日東小と徳田小では空き教室を利用するとのことでしたが、東のキッズクラブのほうは机の数の問題、現状でいっぱいいっぱいであると私は認識しています。多目的教室のスペースを増やしたり、机の備品を増やしたりで今後対応予定なのか。また、校内の行事により多目的教室が使用できない日もあり、そのときは高学年は児童館で生活しているとのことでしたが、今後もそのような場合は対応できないため、高学年のみんなも児童館で仕方がないという認識なのか、今後の利用者増加に伴う対応についてお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

東キッズクラブの多目的教室ですけれども、図書室のほうを中心に子どもたちがいるわけですけれども、机、椅子がないという話も聞いておりますけれども、例えば机、椅子を空き教室から持ってきて活用するとか、それ以上増えた場合は、東児童館の場合は空き教室がありますので、そちらのほうも選択肢になろうかと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、従来どおり学校の行事であったり、使えない日は児童館のほうに全員で仕方がないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

現状どおりといたしますか、はい、そのとおりでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 児童福祉法に基づく児童館の設置運営要綱を見ますと、その設備と

して必要に応じて静養室を設けることとされていますが、現在は特性がある子どもも増えており、騒音に耐えられない子ども、または興奮してしまった子どもをゆっくり落ち着かせる静養室が、やはり今は必要ではないかと思いますが、現状難しいかもしれませんが、対応できるかどうかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、対応が難しい子どもたちが増えてきているという話は聞いております。ただ、今すぐ静養室を設けるとかということにはちょっと難しいというふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 児童館で勤務される職員の方へのサポートとして、児童館と町内の保育園、先ほども申し上げましたとおり、子どもの情報、家庭の情報を多く持っている保育園やこども園の連携強化が必要であると考えます。保育園からは、小学校へ進学する際に、児童一人一人の特性を書面にて情報提供していると思います。児童館の先生は、情報が少なく、一からその子がどのような児童なのか模索するところから始まり、その点も業務逼迫へつながっていると思います。個人情報保護の観点から、幼保小連携に児童館が入って一緒に協議するというのは難しいと思いますが、せめて今現在利用している子どもについての性格や特性に関する情報は欲しいという声を多く聞いております。また、児童館の先生が児童の対応に困ったとき、やはりこれまで成長過程を見てきた保育園やこども園の先生に相談しやすい状況であったり、そういう交流会とか大切だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、児童館の先生と保育所等の先生の交流は今まで取っておらなかったところがございますけれども、ご提言のとおり、そういう体制づくりを検討してまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 承知いたしました。よろしくお願いいたします。

次に、長期休暇の昼食提供についてお伺いいたします。答弁では、子ども・子育て支援事業計画等によりニーズを把握するとのことでしたが、これで行われているニーズ調査の項目をちょっと確認しましたが、学童保育の昼食提供について適切な項目を私は見つけることができなかったので、もしこの事業計画でニーズ把握をする場合は、どの項目を参考にこの昼食提供について把握するのか、教えていただければと思います。

○議長（廣田清実議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

今まで子ども・子育て支援事業計画のアンケート項目には、この質問はありませんので、今年度実施する予定の第3期子ども・子育て支援事業計画のアンケートに盛り込んでまいりたいと考えております。

あと議員がおっしゃるとおり、こども基本法において、子どもの意見も尊重しなさいというふうになっていますので、子どもの意見も聞いてまいりたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） これからそのような取組をされるということで期待しております。ふだんの学校給食には、保護者の方々、非常に助けられています。核家族で共働き家庭の子どもは、長期休暇中に終日学童保育を利用するケースが多く、多子世帯で、さらに就学前の小さい子どもがいるご家庭などは、やはり毎日のお弁当づくりがとても大変でつらい状況となっています。また、栄養バランスもしっかりと考えられた給食は、子どもの成長にとって大きな役割を果たします。中学年以上となると、長期休暇中は1人でお留守番できるようにもなるとは思いますが、お弁当をつくる負担から学童保育へは行かず、お昼はおうちで一人カップラーメンを食べているという事例も見聞きしました。たまにはいいと思うのですが、もしそれが毎日であったならば、そのような環境で子どもの健全育成につながるのか、少し不安になります。そうであるならば、やはりお昼御飯を何とかして、児童館に行って友達と遊ぶほうが私にはいいと思っています。もちろん各家庭の努力も最大限に行いますが、少しでも負担軽減の補助としてこういうのがあれば、子育て世帯は助かると思いますし、岩手県における先進事例として学童保育の昼食提供を検討していただきたいと思います。

先行事例として資料をつけさせていただきましたが、大阪の箕面市では、事前申込み制の

お弁当購入システムがあり、箕面市の予算としては学童保育昼食実施事業として354万2,000円を計上されています。そして、保護者負担は1食400円から500円で設定されています。少し高いという意見もございますが、毎日だけでなく、日にちを指定して申込みできるようなので、大変なときだけ頼むということもできるようです。もちろん矢巾町の場合、希望する保護者の負担はもちろんですが、その他の費用として、例えば学校給食共同調理場の民間委託による経費削減となった約350万円、これとたまたま同程度の金額ですし、民間委託の経費削減の成果として充当していただければ、同じ昼食の提供に関することであり、とても分かりやすく、よい事例になるのではないかと私は思います。

当局の皆様の経費削減の努力、これはなかなか見えにくく、理解されにくいことはあるかと思いますが、成果の見える化として町民に体験していただき、アピールしていくことで町民はより行政を身近に感じることとなります。そして、矢巾町のことが好きになり、日頃の感謝が自分も矢巾町のために活動してみようかなというふうにつながっていくのだと思います。かくいう私もそうであり、住民アンケートが7割、8割住みよいと答えている、そして買物が不便とされていた駅西側にユニバースがしっかりできる、住民の皆様が本当に感謝しているという声を聞いて、私は矢巾町がすてきだなと思い、7次総の総合開発委員に応募したのがまちづくりに携わるきっかけでありました。

話はそれでしたが、もちろん設備投資、照明の改修、新しい食器の購入、たくさん経費がかかることは承知しておりますが、経費削減の取組の実績として、ぜひ学童保育の昼食提供事業に充てて対応するなど子育て世帯負担軽減を検討していただけないか、そして可能でしたら就学援助等も含めて検討していただけないか、改めてお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 田村子ども課長。

○子ども課長（田村昭弘君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

今年の5月1日に放課後児童クラブにおける食事の提供の調査がありまして、その調査結果が来ております。全国の学童保育の22.8%で給食が提供されていまして、その内訳として、いわゆる自園調理と言われるものが18.5%あります。外部からの搬入、弁当の宅配になると思いますけれども、事業所による手配がうち62.2%、保護者会等による手配は12.5%というふうになっておりまして、この調査で先進事例が示されることになっておりますので、その先進事例も参考にしながら、最初に保護者、子どもからアンケートを取るわけですがけれども、それを踏まえて先進事例を参考にして検討してまいりたいと思います。

あと学校、共同調理場とか就学援助のことは、私の答えられる範囲ではありませんので、

ここまでの答弁とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 南幅教育次長。

○教育次長兼学校教育課長兼学校給食共同調理場所長（南幅正勝君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

議員ご案内のとおり、様々クリアしなければいけない問題というのがあろうかなというふうに考えてございました。事前の人数の把握でありますとか、材料の調達をどのようにするか、また調理員あるいは配送員の手配等々、クリアしなければならない問題が多々あるなどというふうに感じていたところでございます。

先行事例として、箕面市の部分、報道でありましたことも承知しておるところでございます。他市町の様子も今後注視してまいりたいというふうに思います。今ここで明確なお答えを持ち合わせておりません。ご理解をいただきたいといたします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 私が危惧することではありませんけれども、あと2問ありますから、3問目もちゃんとやってもらわなければならないという部分もありますので、よろしく願いします。

他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それでは、継続して検討していただければと思います。

通学路に移らせていただきます。26件という多くの要望を上げてくださり、ありがとうございます。この点検は、危険箇所についての点検という認識でよろしいか、確認させていただきます。

○議長（廣田清実議員） 田村総務課長。

○総務課長（田村英典君） お答えいたします。

まず、通学路に係る部分については、子どもさん方、例えばですけれども、横断歩道がないところを渡っているとか、あるいはそもそも歩道がないとか、そういった部分について学校あるいは地域などから要望を出された部分について、検討部会が先行して現地確認を行い、そして今後の要望に生かすために現地を確実に調査するというところで実施しているという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） それで、住民からの要望というのを広く拾い上げるというのが重要かと思いますが、企画財政課の花立課長へお伺いしますが、住民総合ポータルアプリで道路の穴ぼこの通報システムがあるとありましたが、これに関して通学路での新たな危険箇所の発生であったり、ここをちょっとどうにかしてほしい等の意見の集約にも利用拡大できるかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 花立企画財政課長。

○企画財政課長（花立孝美君） 当初では、まずはスタートとして穴ぼこという部分になると思いますが、発展して様々な部分に、位置情報ですので、使えるというふうに考えておりますので、徐々にやれればと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） それでは、1問目を終わりにして、次に2問目の質問を許します。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 地域課題の解決と高齢者の活躍について、町長にお伺いいたします。

現在人口減少、高齢化社会において鍵となるのは、町長も施政方針で掲げられているように近所での支え合いと高齢者の活躍であります。60歳で定年というのは昔の話で、定年年齢の引上げ、さらに65歳以上でもそのまま働き続ける方が増加しているという総務省統計局のデータもございます。自分が働き、また消費することで誰かの支えとなる実感、他人からの感謝による充実感、そのような幸福度を高める働きにより、支えられる高齢者ではなく、支える高齢者をいかに増やすかがこれからの社会に求められることと考えます。このようなアクティブシニアの活躍の場をいかに創出していくのか、以下伺います。

1点目、町内には収益を目的とせず、公益的、公共的に活躍している多くの人や団体があり、支えられている人も多いです。高齢化に伴い、今後はますます暮らしの困り事を抱える人が増えると予測され、いかにボランティア等の支援者を増やし、両者をつなぐのかが大切だと思います。分かりやすく気軽に相談できる場所の設定が大切であると思いますが、本町の取組をお伺いします。

また、本町ではやはぱ一くにて心配ごと相談会を毎月開催されていますが、これまでの相談件数、その分析はどのようなものか。本町に寄せられる暮らしについての相談や問合せは、現在どのような方法で寄せられることが多いのかお伺いいたします。

2点目、町内にはどのような支援団体やボランティアがあり、どのようなサービスを受けることができるのか、全てを一覧で見ることができるリンクをまとめたウェブページを作成し、町ホームページのトップに大きく提示するのはどうでしょうか。ケアリングコミュニティの実現を目指す本町の姿勢として、よい取組にはならないでしょうか。

3点目、高齢化社会において、まだまだ元気で意欲的なアクティブシニアの活躍の場として、地域貢献活動に従事してもらえよう取組についての考えをお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 地域課題の解決と高齢者の活躍についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、本町では生活の困り事や生活の不安等に関する相談窓口として、福祉課内に生活相談係を設置しているほか、重層的支援体制整備事業に取り組んでおり、介護や障がい、子育て、生活困窮者など、あらゆる相談に対して関係課や関係機関が連携を図りながら支援に取り組んでおります。

やはば一くにおける心配ごと相談会は、令和3年9月から毎月実施をしており、相談件数は令和3年度は4件、令和4年度は3件となっております。相談件数としては多くありませんが、役場以外で気軽に相談ができる場所となっておりますことから、より多くの方に利用していただけるよう今後も周知に努めてまいります。

このほか相談窓口といたしましては、町の社会福祉協議会において、弁護士相談や行政相談等の暮らしの専門相談所を開設しており、また地域における身近な相談先として民生児童委員が様々な相談に応じ、適切な支援につながるよう活動を行っております。

2点目についてですが、町内の支援団体やボランティアにつきましては、矢巾町ボランティアセンターなどを通して関わりを持っており、ボランティア保険に加入している団体等は町社会福祉協議会のホームページに掲載をさせていただいているところであります。なお、サービスを享受するためではなく、ケアリングコミュニティの実現のため、地域の支え合いが促進されるよう情報共有の取組を進めてまいります。

3点目についてですが、アクティブシニアの活躍の場といたしまして、シルバー人材センターや老人クラブなど地域貢献活動につながる場がございます。また一方では、近年の定年延長により就労を継続される方や、趣味活動等によって余暇の充実を大切にする方々もおられる状況であります。シニア世代がこれらの活動に意欲的に参加し、人生を豊かに過ごして

いただくためにも、若い年代からの健康意識の醸成が重要であると考えております。今後も元気なシニア世代を過ごしていただくための健康づくり活動や介護予防活動など、アクティブシニアを支援する取組を継続してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 私の質問が分かりにくくて大変申し訳ないのですが、ホームページについて、趣旨としましては団体の垣根を越えて集約されているものが分かりやすいのではないかという意図でございました。私が探せないだけかもしれず、お聞きしますが、社協のホームページ内にありますが、社協関連以外の、例えばNPOであったり、その他各種団体については掲載されているのか。また、掲載されていなくてもボランティア登録すれば、社協が関係団体へも取り次いでくれるのかお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

矢巾町社会福祉協議会では、矢巾町のボランティアということで16団体の掲載がございますが、今お話がありましたとおり、垣根を越えてNPOだとか、様々各種団体の一覧が一目で分かるというような掲載にはなっておらないかなというふうに、私も今回ご質問をいただいて調べたところでございます。

また、矢巾町のホームページから矢巾町社会福祉協議会というバナーがあってというような形にはなっておりませんので、一回アクセスしていただいてというような流れでしたので、私どももご質問をいただいた中でアクティブシニアを、いかにして多くの方々を活躍できるようにするかという点で、様々な団体等そういう点を捉えて、見ると自分もやってみようかなという気になるような仕組みを考えていかなければならないかなというふうに捉えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） おっしゃるとおりでございます。もちろん困り事があれば役場がつかないでくれると思いますが、今困っていない、そして活動できる高齢者をいかに支援の場に参加していただくかという視点であり、そのようなことで見た場合に、やはり情報にアクセ

スしやすいかどうかというのがやるということの行動につながるのかなと思います。

また一方で、支援を受ける側としても、例えばこの日にフードパントリーの配付があるとか、この日はエキナカ産直だとか、日付ごとに各種団体が行うイベントやサービスが分かるようなカレンダーがあれば支援を受けやすいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 野中福祉課長。

○福祉課長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

そういったフードパントリー等につきましては、社会福祉協議会が発行しております「やはばのふくし」のほうで掲載しておりますし、また近いところではチラシなども配っておりますので、そういったところではやっておりますが、確かにいつでも見られるような形ということでホームページのほうにも掲載が必要かなということでお聞きしましたので、ちょっと社会福祉協議会と協議させていただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） また、これも私の質問が分かりにくくて申し訳ないのですが、地域貢献活動の場としてシルバー人材センターなどがあるのは、そのとおりでございます。先日も自治会役員の成り手不足の議論もありましたが、いかに参加してくれるのかということについてお聞きしたつもりでした。この点について、まちづくりということで何かお考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） 私のほうからお答えをさせていただきたいと思っています。

まさに高齢社会において、アクティブシニアに地域貢献活動に従事してもらおうというのは理想の姿かなというふうに思っているのですけれども、データ等を見ながら考えてみますと、アクティブシニアという方々は主にボランティア活動ということで、自発的で、その意思に基づいて自主的に活動して、自己実現とか欲求を満たしていくという形の方々に、主に調べてみますとイベント開催であるとか、地域の歴史文化の継承、あとレクリエーション施設の整備とか、あるいは行政との連携、この行政との連携というところがまさに地域貢献活動に直接的に従事していくのかなと思うところなのですけれども、アクティブシニアに見える人というのがイノベーター理論で、よくマーケティング理論の中でイノベーター理論というの

が出てくると思うのですけれども、イノベーターと言われる最も早くやる人、これ約2.5%、初期採用者、それを見てすぐやろうかなと思う人が13.5%、ここの16%の人が恐らくアクティブシニアというところに見えているのだと思います。その大半の、それ以降のアーリーマジョリティーという前期追随者、いいことをやっているから見ていこうかなと思っている人たちというところ、あるいは後期追随者というレイトマジョリティーという人、これがそれぞれ34%ぐらいいると言われていています。この初期市場と、前期、後期の追随者の中には大きな溝があって、そこの違いというのは何なのかなといったときに大きな価値観の差があると言われていています。そこは、単に情報にアクセスしたからどうかではなくて、その価値観というのをどうやって埋めたらいいのかなというのは矢巾町のまちづくりの課題だと思っるところで、情報を見たから変わるというようなものは行動変容としてなかなか難しいというのが一般的だと思うのです。そういったところを今後のまちづくりの中では意識しながら、まちづくりの地域貢献活動にいかにつなげていくのかというのを、ただ単に情報だけではなくて、いわゆる巻き込み型とか、そういった形でできるように考えていきたいと思っます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 私が考える巻き込みですが、以前も小笠原佳子議員だったり、先ほど勝浩議員もおっしゃっていましたが、ポイントがいいと私は思っています。私の場合は、特に換金できるとか、特産品もらえるとかは要らないと思っっていて、ただたまるだけで、幾ら以上でゴールドランクになったと。「俺、ゴールドになったじゃ」と会った時に話したりして、ポイント、設定は難しいと思っのですが、1年間やって、年度末に上位には町長から表彰してもらおうとか、その後に懇親会を持って、そこで交流を広げるとか、そういうイベントというか、エンタメ性が必要かなと思っのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） お答えいたします。

今高橋議員がおっしゃるとおり、物に対価性を求めない等、自分だけしかない価値をポイントとしたいという人たちも一定数いるというふうに最近は言われております。それらどんなふうにしたらいいのかなというのは、正直今検討している段階なのですけれども、対価を求めるポイントなのか、自分自身の満足を求めるポイントとして可視化できて、自分だけこ

んなにやったのだぞというものがインセンティブになる人、それぞれあると思いますので、ここにつきましては引き続き継続しながら、できるだけ早期の段階で何かの形で取組を始めたいなと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 浅沼健康長寿課長。

○健康長寿課長（浅沼圭美君） ちょっと補足させていただきます。ポイントというお話が出ましたが、午前中もお話がありました健康チャレンジ事業、一つの仕組みだということで、多くの方々に、今850名近くの方々に参加いただいておりますが、一つの方法かなというふうに思っております。

また、今回ご質問いただいて、そもそもアクティブシニアというのは何かかと、どういう方々かなというので、1つは今話があったような社会貢献、そして趣味や健康増進に励む方、また就労、そこにはやはり健康でなければならない。そうすると、矢巾町で介護保険の認定を受けている方々が1,067人です。65歳以上の人口が7,463人ですので、そうすると引いた数の方々がいかにして元気で人生100年時代を謳歌していただけるかということになるかなというふうに思います。

先日フレイルの、いわゆる虚弱に関する講習会に、ちょっとお話を聞く機会があつて、運動のお話、午前中もございましたが、一人でウォーキングするのもしかりですが、大事なものは社会とのつながり、それが大事だと。一人で黙々歩く、確かに運動量は上がるかもしれませんが。社会とのつながりが大事だということと、食事に関して言うと、誰と食べるか、共に食べるか、やはりそのつながりが大事かなと思っております。

今お話があった社会貢献もそうですし、様々な部分で、我々がそれぞれの部署で何ができるかを、今後、矢巾町は2040年が一つの高齢化のピークになってきますので、そこに向けてどういうふうな施策を打っていくかが私たちに課せられているかなと思います。それは、健康長寿課だけではできません、健康づくり部門だけでは。様々な課が連携して、いかにして元気な高齢者の方、そして社会貢献しつつというところをいかに目指すかというところが私どもに課せられているところかなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） では、ボランティアのみならずアクティブシニア、セカンドキャリア

アとして働き続けるという側面もありますが、産業振興センターでアクティブシニアの活躍も考えられるのではないかと思います、そのようにデザインする可能性はございますでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 吉岡政策推進監。

○政策推進監兼未来戦略課長（吉岡律司君） お答えいたします。

産業振興センターという、早く名前をつけたいなと思っているのですけれども、まさにアクティブシニアと言われるような方々が、村松信一議員のご質問の中でも答弁いたしました、労働者協同組合法、この法律の枠組みを使えば、やろうと思った人たちが手を組んで活動できますので、そういった形は十分考えられると思います。

その中で地域課題の解決という話になると、仕事を持ちながら地域課題の解決に取り組んでいくことができるという、まさに理想の形に持っていけるのではないかなと思っております、先日も言いましたけれども、クラスターをたくさんつくっていききたいというお話をしましたが、十分可能性があることだと思いますので、そういう点も視野に入れながら取り組んでまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで2問目の質問を終わります。

次に、3問目の質問を許します。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 鳥獣被害対策について町長にお伺いいたします。

今年も熊、イノシシ等の目撃情報が寄せられており、農作物への鳥獣被害拡大が懸念され、さらに人身被害への恐怖も大きくなっております。今年も熊、イノシシ等の目撃がされておりますが、現時点でのそれぞれの目撃件数と、今後の農作物への被害対策及び人身被害への対策をお伺いいたします。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 鳥獣被害対策についてのご質問にお答えをいたします。

今年目撃件数につきましては、8月21日現在で熊36件、イノシシ4件の情報が寄せられております。農作物被害対策といたしましては、猟友会と連携した有害捕獲による個体群管

理のほか、電気柵の設置及び動物駆逐用ののろしの活用による農地への侵入防止対策、餌場、隠れ場となるやぶの刈り払いなどによる生息環境管理の3点を組み合わせた対策を継続してまいります。

また、人身被害対策といたしましては、熊の目撃情報の速やかな周知のほか、警察と連携した巡回、警戒により人身被害の未然防止に引き続き取り組んでまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 個人的にイノシシの相談を受け、また今年は熊の目撃情報が多いなと感じており、質問させていただきましたが、実は昨年9月会議でもたまたま鳥獣被害についての質問がされておりました。今年と同じ、昨年の8月21日時点での目撃件数は熊17件、イノシシ20件との答弁でした。今年のイノシシ4件というのは、少なくとも驚きであると同時に、やはり熊の目撃が2倍以上になっていることに不安を感じます。今年は、ブナ凶作など影響もあるかと思いますが、今年だけでなく、岩手県では年々熊の捕獲上限数が引き上げられており、今年度は過去最大のものとなっています。また、本県では14年ぶりに死亡事例も発生してしまいました。

熊に対しては、町独自の捕獲計画は策定しないということではありますが、市町村でそれぞれ捕獲頭数が決まっていたかのように記憶していましたので、矢巾町でも来年度の熊の捕獲頭数は何頭を見込んでいるか、また県全体で上限が上げられたことから、本町でも増加が予測されるのではないかと推察いたしますが、その際に今の体制で十分対応可能なのか、確認させていただきたいと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 捕獲頭数につきましては、年間を通して決められているものではなくて、時期によって何頭というふうな形で決められていますし、それ以上の部分については、追加して県のほうに報告しながら捕獲頭数を増やしているところでございまして、今現在捕獲している部分についてはツキノワグマで4頭ほどで、特に8月の中旬には、4月下旬からお騒がせしておりました流通センター付近、ここ連日のように目撃がありまして、県警といろいろと、猟友会と連携しながら対応させていただいたところでございますけれども、8月中旬に3頭のツキノワグマが捕獲されて殺処分したわけでございますけれども、それ以降ツキノワグマの目撃ががたっと減ったというのは、恐らく目撃された熊がうまく捕獲

されたのかなというふうに捉えてございます。そういった連携を常に密にしながら、県警と、町内では産業観光課と防災安全室、この中でマニュアルも作成してございまして、レベルに合わせた対応をしていくことにしてございます。特に人的被害があった場合にはレベル3ということで、強力な体制を取りながら被害対策防止に取り組むこととしてございますので、その辺ご理解をいただきたいと思います。

来年の見込みにつきましては、県が最近の新聞報道でも記載があったとおりでございますけれども、捕獲上限を上げるというふうな形で捉えてございますけれども、捕獲上限を上げても実質捕らえられる熊の数と見合っていないという報道にもあるとおりでございますので、その辺は実態に合った、ましてや捕獲だけではなくて、生態を維持していかなければならないという環境保護の部分もございまして、そこを勘案しながら今後の対策に取り組んでまいりたいというふうに捉えてございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 承知いたしました。今年はイノシシが明らかに少ないですが、その要因として何か考えられることはありますでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 一番大きいのは、やはり昨年度から進めております電気柵を矢巾町のほうで補助して、山際あるいは個別圃場のほうに設置をし始めているというところが大きいのかなと思いますけれども、恐らくツキノワグマと違ってイノシシはこれから出てくると思いますので、今度はツキノワグマではなくてイノシシの対策かなというふうなことで、その辺注意しながら、イノシシの人的被害というのはあんまり聞かれるわけではないのですが、農作物、それこそ秋の実りということで、今後そういったものの被害が出てくるのかなということも予想されるものですから、十分目撃情報等に耳を傾けながら対策を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 電気柵についてお伺いいたします。

計画では、各年度ごと1キロずつの整備とありますが、今年の対象または来年度の対象の地区を教えていただければと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今年度の電気柵の対象地区につきましては、南昌地区山側の特に被害の大きい南昌地区としているところがございますけれども、だんだん被害が広範囲にわたってきたというところもございますので、今後は平場で被害の大きいところ、その辺についても農業者から希望があった場合には補助する、支援するというようなことも検討して進めてまいりたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） 来年度の計画はないのか。

○産業観光課長（佐藤健一君） 来年度は、今のところは具体的なそういった範囲の拡大というものは考えてございませんけれども、検討は今現在しております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 同じく対策にあります草刈り等の刈り払いですが、計画を見ると地域住民で組織する組合で草刈り、刈り払いを行い、侵入防止柵の管理とありますが、この組合というのは何を指しているのか教えていただければと思います。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 山林の多面的にやっております組合ということもございまして、森林というか、NPO法人でやっている組合もございまして、あとは各自治体で、こちらのほうから委託して刈り払い等をお願いしている部分もございまして。志和荘の辺りのところも結構熊の出没が多いということで、去年、おとしあたりからそういった民有地の森林について刈り払いを行って、熊の居場所というか、そういったものはなくすような形で、生息域を侵さない範囲内でそういったことを実施して環境の保全を行っているところでございます。

○議長（廣田清実議員） 各種団体ということで。

他に再質問ありますか。

高橋敬太議員。

○2番（高橋敬太議員） 熊の目撃情報等の際は、迅速な情報提供というふうにありましたが、矢巾町ホームページでは、目撃情報とともに、その対策だったり注意点、どういう行動に気をつけて過ごすか等ありますが、ホームページは自らアクセスしないといけないのが難点であり、私は今回の熊の情報を受け取るのに重宝したのがラインによる情報発信であります。ラインによる情報発信は、どこで目撃されましたというので終わってしまうので、そこに一緒にといますか、行動に関する注意事項についてのリンクを貼ったり、ここにいましただ

けでなくて、ではどうすればいいのかというところの情報発信も毎回してくれたら安心なのかなと思います、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今高橋議員からありましたとおり、情報発信につきましてはラインのほかにわたまるメールでも同じような目撃情報を発信しまして注意喚起をしているところでございます。連絡先等、その中には書いてあるわけでございますけれども、今お話があったとおり、連絡先以外にもこういう対処方法ということで、今後は毎掲載せるのはなかなか厳しいかもしれませんが、随時対応してまいりたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で2番、高橋敬太議員の質問を終わります。

大分引っぱりましたので、ここで暫時休憩といたします。

再開を14時25分、ちょっと休みます。14時25分といたしますので、よろしく願いいたします。

午後 2時12分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（廣田清実議員） 再開いたします。

次に、4番、ササキマサヒロ議員の一般質問を受けます。

ササキマサヒロ議員。

それでは、1問目の質問を許します。

（4番 ササキマサヒロ議員 登壇）

○4番（ササキマサヒロ議員） 議席番号4番、ササキマサヒロ、新誠会です。質問に入る前に少しだけ。8年前に初めて選挙に出て、次の世代が生きる町、次の世代がつかなくてどうするという思いで、8年かけて、今ようやく一般質問する機会を与えていただきました。これから4年間、ちょっと力不足なところもあるかもしれませんが、頑張ってやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、第1の質問に入らせていただきます。矢巾町のさらなる発展に向けた施策の展開について、町長に伺います。年々発展が進む矢巾町ですが、さらなる発展に向けて財源の確保

とともに魅力ある施策の展開が必要と考えます。

そこで、以下のことを伺います。

1、ふるさと納税が10月からルール変更されるが、それによってどのような影響があるのか。

2、田園ホールの稼働状況は。音楽のまち宣言をしていることから、音楽ライブ等をより積極的にやってみてはどうか。

3、煙山ひまわりパークと和味フラワーパークの利活用は、基本的にはヒマワリを鑑賞するだけの場所なのか、何か有料で体験できる活用の考えは。また、向日葵オイルを特産として生産する話があったようだが、その後の進展は。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ササキマサヒロ議員のご質問にお答えする前に、先ほどの2番、高橋敬太議員の鳥獣被害の答弁で、動物駆逐用の煙火と読むところ、私はのろしが得意なものですから、それで今度、矢巾で動物駆逐用ののろしを上げるのかと、誤解を招いてはあれなので、こここのところの表記は「煙火」に直していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。のろしという読み方も、意味もあるのですが、矢巾でのろしを上げるのかと思われるは大変なので、ひとつ訂正をさせていただきます。

それでは、4番、ササキマサヒロ議員の矢巾町のさらなる発展に向けた施策の展開についてのご質問にお答えをいたします。1点目についてですが、ふるさと納税における本年10月からの変更点といたしましては、寄附金の募集に要する費用の厳格化及び地場産品の基準厳格化について総務省から示されたところであります。寄附金の受領証明書などの発行費用を寄附金の募集に要する費用に算入する取扱いに変更となりますが、上限の寄附金の総額の5割以下でありますことから影響はないところであります。

また、熟成肉や精米の地場産品の基準厳格化につきましては、全ての返礼品を再精査しているところでありますが、納税者がふるさと、いわゆる故郷やゆかりのある自治体を応援するふるさと納税の本来の趣旨に沿った運用となるよう、引き続き新規事業者の開拓や返礼品等の拡充等、創意工夫を図って取り組んでまいります。

2点目についてですが、田園ホールの稼働状況は、今年度計画の事業について順調に進んでおります。本町は、音楽のまち宣言の下、どこからでも音楽が聞こえるまちを目指し、田園ホールを中心として様々な事業を展開しており、指定管理者において利用者ニーズの把握

とサービスの向上を図る目的で利用者からのアンケート調査を行い、音楽ライブ等、開催する音楽ジャンルの要望をお聞きしながら事業に反映してまいりたいと思います。また、今年度も田園ホール軽音楽祭を開催するほか、徳丹城の西門マルシェなどでもステージイベントを行うなど、今後さらに音楽ライブ等を積極的に進めてまいります。

3点目についてですが、煙山ひまわりパークと和味フラワーパークにおきましては、春には菜の花、夏にはヒマワリを栽培しております。特に煙山ひまわりパークでは、畑の中央部の東西と南北に散策用の通路の設置のほか、見晴らし台や特別空間を表現するドア、鐘を鳴らすための器具を設置するなど、フォトスポットとしております。ほかにも、今年度はお盆時期にキッチンカーを出店するなど新たな取組も始めたところであります。

また、向日葵オイルにつきましては、令和4年度に民間事業者が和味地区において栽培したヒマワリの商品化を進めていると伺っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） 1点目のふるさと納税について再質問させていただきます。

ルール変更後も寄附金総額には影響がないということは、すごくよかったことだと思います。

それで、ルール変更後、何点くらい返礼品が減るとか、そういうことはあるのか伺いたいです。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） ただいま想定してございますのは、30品目から50品目くらいの品目が今後対象から外れてしまうということで、ただし今後それに代替するものも追加するように今努力しているところでございまして、年末に一番駆け込み需要があるわけでございますので、何とかそれに向けて対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） 30から50減ることなのですが、大体どういうものが対象外になるのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今想定してございますのは、特に需要がありましたお肉類、

熟成肉、そちらが対象外となるものでございます。これまで矢巾町内にそれを取り扱う業者があったのですけれども、今のところ撤退してしまっているというところもありまして、そういう熟成肉関係が主なところでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番(ササキマサヒロ議員) メインとなるものが減るとするのは少し不安にはなりますが、また新たに新しいものを模索しているということなので、引き続きよろしくお願ひします。

自分でもふるさと納税のサイトのほうを見させていただいたのですが、ちょっと個人的な感想になってしまうのですが、あまり矢巾町というイメージに直結するものが少ないかなと思ひまして、それで例えばなのですが、大分昔のほうの話になってしまうと思うのですが、南部藩御用達だった徳田米を矢巾町のブランド米として強化して、それを返礼品とかに活用してみるとか、そういう考えはないですか。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 徳田米という表示は特にしていなかったとは思ひますけれども、徳田地区のほうから民間が出してございます米のほうは、既にふるさと納税のほうに長く採用させていただいているところでございますし、今お話がありましたイメージを直結するものが少ないというのは真に受けまして、それに対応できるような、矢巾町をイメージできるような商品の開発にも努めてまいりたいというふうにも考えてございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番(ササキマサヒロ議員) 徳田米という認識が、僕の認識がちょっとずれていたのかもしれないですが、ひとめぼれとか、そういうふうなものとかも徳田から出てくるものが徳田米というふうに言われているものなのではないでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 昔から徳田米と言われているものは、品種に限らず徳田地域で作られたものというふうに理解してございます。先ほどお話があった民間が出している米につきましても、徳田だけでなく、その方は広く圃場を持っているものですから、恐らく徳田米というふうな限定した表示ができないのかなというふうに捉えてございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） 勉強になりました。今後例えば徳田地域とかでそういう米を専門にやっている米農家の方とかから米を出してもらうときに、あえて矢巾につながる徳田という名前をつけたお米を返礼品というふうに出してみるのもありなのかなとも思いました。

それで、矢巾に直接つながるという意味で、矢巾町の町章、今私が着ているポロシャツにプリントが入っている、矢巾町のロゴと言っているのでしょうか、これをグッズ化して、矢巾をもっと知ってもらうというきっかけを持ってもらうのはどうかなというのがありまして、なぜかといったら、僕が個人的に今着ていたりとか、帽子を作っかぶっていたりとかして、町外や県外とかに行くのです。そのときに、「それ何のキャップ」とか「何のシャツなの。格好いいね」と言われることが結構ありまして、なのでそういう本当、ザ矢巾というものなので、そういうものもふるさと納税として出して、矢巾というものを広めるきっかけにしてみるというものはどうでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 非常にいいアイデアだと思いますし、有効なことだと思いますので、ぜひ取り組ませていただきたいと思いますが、ただ議員さんとして出店するのは、できるかどうかというのは、ちょっとそこは当局と相談しながら、議員さんの名前で多分出せないのではないかなと思うのですが、会社として出すのであれば多分大丈夫だと思いますけれども、その辺相談させていただきながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（廣田清実議員） いや、ロゴマーク使った帽子とか出せるの、そういうの。特産品になるの。そこだ。

○産業観光課長（佐藤健一君） というふうに今議長から質問がありましたが、その辺も含めて確認の上、採用できるのであれば採用したいというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） ちょっとイレギュラーなことを聞いてしまったので、その辺調べていただいて、可能であれば、別に僕個人からということでもなく、あるものなので、ほかの町内のそういうことをやっている方とか、そういうところからのものでもいいと思います。

品目が減るということで、さらに新しく増やすために今調整をしているということなので

すが、例えば広報などとかで町民の方から返礼品を募集してみるのはどうかなという。なぜかといったら、僕が選挙運動中、出会った方とか、農家の方とか、あとはリンゴ農園をやっている方とかが自分で加工食品を作っていたりとかして、独自に販売とかをしている方とかがいて、例えばドライフルーツのリンゴとか、そういうふうなのがとてもおいしかったのです。それは、矢巾町で作ったリンゴで、矢巾の人が作っているものなので、本当ふるさと納税という趣旨にはとても合っているものなのかなと思ひまして提案させていただいたのですが、どうでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 中にはリンゴジュース、ドライフルーツにつきましても、既に採用されている部分もございます。それが、今ササキ議員がお話しされた個人の方と合致するかどうかは分かりませんが、そういったものは一般の町民からも、これはどうかというものはアイデア、もしくは自分が作ったものを出したいということがあればどんどん採用したいと思いますので、広報の掲載についても考えさせていただきたいと思ひます。

○議長（廣田清実議員） ちょっとお願いしますけれども、傍聴席のほうではご静粛にお願いいたします。

他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） 前向きな考え、よかったです。

次に、2点目の田園ホールについて再質問させていただきます。アンケート調査を行い、要望を聞きながら事業を行っているとのことですが、もう少し若い世代に向けての音楽ライブ等とか、そういうものはできないものなのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

先ほど町長答弁でありました毎年の年間スケジュールで予定しているイベントのほか、今年には新たな試みとしまして、7月、8月、9月と徳丹城西門マルシェを開催しまして、そこでは出店も含めてイベント、ステージイベントも募集しております、7月から8月はちょっと少なめだったのですが、今度9月17日が最後になるのですけれども、今回4組の方の応募がありまして、どんどん増えてきておりますので、これをどんどん増やしていきたいなというふうに思っておりますし、あと10月29日日曜日には徳丹城の曲がり家のほうでミュージックフェスティバルを地元の方々が中心となってやることで進んでおるところでございます。

して、これは町としても協力していきたいなというふうに考えてございます。

あと、若者を中心にしたというところは、今月の23日、24日ですか、盛岡市でいしがきミュージックフェスティバルが開催されるということで、今年は制限もなく、いろんな箇所で開催されるというところがございます、恐らくササキマサヒロ議員はこういったフェス、イベントという話のご質問なのかなというふうに思っておりますが、矢巾町でもこういった若者が集うイベントというものはぜひ開催したいなというふうに思っておりますが、やはり予算の関係など、そういったものもありますので、国や県、そういったところからのメニューも調整しながら進めていきたいなというふうに思っておりますし、もし開催できるとなった場合には、ササキマサヒロ議員は大型ミュージシャンとのつながりもあるというふうに聞き及んでおりますので、その際には様々ご意見をいただきたいというふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問はありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） その際は、私のできることで協力したいと思います。

7月の田園ホールであったライブのことでお聞きしたいのですが、東京スカパラダイスオーケストラが来て大盛況に終わったと聞いています。これは、田園ホールサイドからのオフアールで実現したものなのですか。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをいたします。

今回東京スカパラダイスオーケストラのコンサートはすごく盛況で、満員のコンサートになりましたけれども、こちらのほうは指定管理であります田園ホールさんのほうの予定、計画で進んでおるものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） これを今聞いて答えてもらえるのかちょっと分からないのですが、公演をするに当たって費用というのはどのぐらいかかったのかというのとかは把握できていますでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） その費用面につきましては、全ての事業費も含めて、うちのほうで今現在は押さえていないところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） なぜ聞いたかといいますと、先ほど高橋課長も言っていましたように、僕自身がミュージシャンの知人のつながりが多いもので、日本武道館をソールドアウトするようなバンドの方とかもいまして、そういうところの社長の方に800人規模でライブをやるときはどのぐらい費用がかかるのかというものをちょっと聞きましたところ、バンドそれぞれによって違うというのがありますし、あと実際ホールを見てみて、システムがどうなっているかということによっても話は変わるということだったのですが、経費というもので考えると50万円、60万円程度でいけるという話があり、それこそ広告を打ったり、そういうふうなものとか全部入れても500万円ちょいくらいでいけるのではないかという話を教えていただきましたので、800人入るところ、例えば5,000円でソールドアウトさせれば、五八、四十で400万円……あっ、足りない。

○議長（廣田清実議員） 足りない、100万円足りない。

○4番（ササキマサヒロ議員） そうですね。

○議長（廣田清実議員） 1万円だろう。1万円にしないと……

○4番（ササキマサヒロ議員） すみません、初めてなので、ちょっと緊張しておりまして、計算が。あと、つながり関係にもよって、そういうところとかも譲歩してくれるとかということもありましたので、前向きに、いずれは矢巾フェスができるような、音楽のまち宣言をしている矢巾町なので、そういうことも視野に入れてみてはいかがかなと思ひまして。どうでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをいたします。

今お話がありましたアーティストのギャランティーによっても、やはり金額がそれぞれ当然違いますけれども、今お話がありました矢巾ミュージックフェス、こちらのほうにつきまして、屋内で開催するか屋外で開催するかということもありますけれども、ぜひこういったものを開催して若者を増やす、来ていただく方々を増やす、こういったイベントを増やしていきたいなというふうに考えてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） 若い人だけというところの話をしてしまうと、ちょっとあれなのですけども、そういうところから交流人口や関係人口というものが増えればいいなという思いがあります。

徳丹城西門マルシェのステージイベントのことで、そこは今現在、町としては予算というものは出ているのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋文化スポーツ課長。

○文化スポーツ課長（高橋 保君） お答えをさせていただきます。

今回新たに始めた事業でございまして、予算はゼロで始めさせていただいており、出店者の出店料もいただいております。ステージイベントのステージは、軽トラック4台を並べて、荷台をステージとして行っております。今度9月17日、最後になりますけれども、ぜひ皆さんに来ていただきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） 今まだ現在予算はついていないということで、手作りでやっているということなので、頑張ってくださいたいです。やっぱりステージイベントをやるとなると、音響やPAというものがどうしても必要になってきますので、最初に使わなければいけない予算とか、そういうようなものもあると思うのですが、ぜひこういう人口交流や関係交流が増えるきっかけのものにも、少しでもいいので、予算を出していただければいいかなと思うのですが、町長、どうでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたします。

野外音楽堂の今お話、例えば皆さん分かっているらっしゃるか、不来方高校の中門には野外ステージがあるのです。私、この間翔鶴祭という文化祭に行って、あそこに座って見るのも軽音楽でやっておったのですが、いわゆる2階から見ると非常にすばらしい光景だということで、今文化スポーツ課長は何たって駐車場に立派なものを造ってやらなければならないと。何も、佐々木家の曲家住宅があるわけですから、ああいう座敷とか常居を使ってやって

もいいわけですから、だから、いずれ今言うようにいろんな創意工夫をして、そしてやはり小さく産んで大きく育てると、まず今そのために文化スポーツ課長が徳丹城でマルシェをやりながら、いろんな取組、これは非常にいいことだと思うのです。そういうことを一つ一つ積み重ねて、いわゆる若者が自由に演奏できる場を提供していくということは、これは非常に大事なので、ちょっと話が余談になるのですが、来月の20日に矢巾観光開発株式会社で、保養センターで、名前を出していいのかどうか、大江裕、これは今チラシで各家庭に、これは本当に1万円取って人が集まるのかということで心配しておるのですが、ところが今予約申込みが来ているのだそうです。だから、ある意味では無鉄砲なことをやっても、そういうことを仕掛けてやると。21日の秋祭りには、その大江裕が午後からステージを使って、それはご本人と、あとは音楽装置というか、音響装置をやる人と、二、三人で来てやってくれると。これも、先ほどのふるさと納税ではないのですが、今大手のレコード会社の社長をやっている方が矢巾町の出身なのです。矢巾町に恩返しをしたいと。本来は、本当に出演料というのにかかるけれども、スケジュールの合間を取って矢巾町に恩返しをしたいということで、次からは、ちょっとここは私聞いている話なので、今年の日本レコード大賞の新人賞、最優秀賞がもらえるぐらいの力のあるのが来年の2月に保養センターに来てくれる、それも大手のレコード会社の社長が恩返しをしたいと。

だから、これはササキマサヒロ議員、みんなで知恵を出し合って、最初から予算に頼るのではなく、まずみんなでやってみるか。私も徳丹城のマルシェに、1回目に行ったのです。悲しい思いをして帰ってきたのです。人が集まらない、暑くて、とても座るのにもお尻がやけどするような、それで、でも積み重ねてきたらば、来たというのです。だから、諦めないで挑戦することが大事だと。

「音楽のまち やはば」にふさわしいのは、今煙山小学校の吹奏楽部、今度大会、また上のレベル。今日も新聞に出ているけれども、矢巾中学校、吹奏楽部がやはり東北大会に。今までなかったのです。だから、そういう一つのきっかけによっていろんなことができるわけですので、だからササキマサヒロ議員さん、予算をつけろと言うのではなく、まずやってみてください。そして、よかったならば間違いなく予算はつけさせていただきます。ただ、議会のご同意がなければ、これは無理な話なので、そしてみんなで「音楽のまち やはば」を支えていくようお願いしたいと。

ちょっと話が戻るのですが、先ほどのふるさと納税のことについても、いずれ原産地表示が10月から厳しくなる。でも、今日いい質問をしていただいたと思うのです。徳田米、それ

がひとめぼれであろうが、銀河のしずくであろうが。ただ、今私どもが売りにしたいのは、岩手医科大学の病院食に使っていただいている。だから、そういうことを一つの売りにして、病院で使っていただいているお米だということで、それはふるさと納税だけではなく、町内または県内で矢巾町の銀河のしずく、またはひとめぼれ、またはモチ米も使っていただくように、だからみんなで知恵を出し合って考えていこうではありませんか。だから、ぜひマサヒロ議員さんも音楽、何となくギターを弾く感じがしますので、ぜひやっていただきたいということでお願いをいたします。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） 僕も最初から予算をつけてもらえるものだとは思っていないので、本当手作りから始めて、地域の人たちが楽しめるという順番を踏まえて、いずれはフェスとか、そういうものができるような流れができたらいいなという思いで発言しました。ちなみに、僕は残念なことに一切楽器が下手なもので。

次に、煙山ひまわりパークと和味フラワーパーク利活用の再質問をさせていただきます。有料で体験できる迷路など、またはフォトウェディング用に空間貸しとかの利活用とか、そういうことは可能なものなのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 有料でいろんなアトラクション的な部分をやることは可能でございますけれども、そういったものについては今のところは考えておらないところでございまして、できれば無償でたくさんの来客、誘客があるようなことができればな。それに付随して、今年はキッチンカーを呼んだりして、出店も全部で3ブース出させていただいたのですが、そういった周りの方々、もしくは周りの施設、ここで言えばジャンパランドとか矢巾温泉とか、そういった波及効果を期待してございますので、もし施設を造るのにお金がかかりそうなものであれば、有料ということも考えられるところでございますけれども、今現在取り組んでいる中では、有料でその場所を提供させていただくということは考えておらないところでございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） 分かりました。キッチンカーとかこれからもっと増えて、もっと活気が出るようになればいいと思います。

向日葵オイルを今民間のところの商品化を進めているということなのですが、その後の進展はどうなっているのでしょうか。試作品ができたとか、そういうふうなのは把握していますか。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） その民間事業者とは、昨年までは非常に活発に連絡を取りながらやってきたわけでございますけれども、今年、なかなか連絡が取れない状況でございます。その後の経過についても、向日葵オイルができたかどうかということも今のところ確認を取っておらないところでございますので、喫緊にその後の状況について把握させていただきながら、共同でできるものについては共同でやっていきたいというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） せっかく資源というか、そういうものがあるので、これが商品化できれば、それこそふるさと納税に活用できると思うので、いい方向に行くことを願っています。

あと、オイルもそうなのですが、ヒマワリの種自体も栄養食品として食べることもできますし、家でまいてヒマワリを觀賞するためのものとしても使えると思うのです。安価という言い方が正しいのか分からないですけれども、ふるさと納税でそういうヒマワリの種とかを比較的高くない設定で出して、町を知ってもらおうという動きとかはいかがなものなのでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 佐藤産業観光課長。

○産業観光課長（佐藤健一君） 今ササキ議員からお話があったアイデアにつきましては、検討する余地はあるかとは思いますが、今現在ひまわりパークに植えているヒマワリの種類につきましては、あくまでも觀賞用、一部先ほどお話があった向日葵オイルを作る部分、一部分だけオイルにできるような品種を植栽しているところでございまして、そういったヒマワリに関するふるさと納税、今後それにうまく直結できるようなアイデアがあれば、こちらでも検討して、ぜひ採用していきたいというふうに考えてございます。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） 1、2、3番のところには書いていなかったのですが、

矢巾町の発展、施策という部分で関連があるのかと思い、ちょっと話します。旧マレットゴルフ場、あそこがそのまま、放置という言い方が正しいのか分からないですけども、そのままになっていますが、ヒマワリ畑も近いことですから、またマレットゴルフ場にすることは難しいとは思いますが、キャンプ場に利活用というものはできないものかなと。これは大丈夫なものでしょうか、質問としては。

○議長（廣田清実議員） 実は午前中の中で、マレットゴルフ場ではないけれども、そこをそのまま観光の拠点とするような遊歩道を造りたいという部分は、午前中の他議員さんに答えが来ていますので、それでその遊歩道を今度はキャンプ場にはできないかという質問でよろしいですか。

○4番（ササキマサヒロ議員） はい。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えいたしますが、旧マレットゴルフ場というのは、いわゆる水辺の里のところですね、室岡ではなく。そこで、大丈夫、間違いないですね。

○4番（ササキマサヒロ議員） はい、幣掛の滝の。

○町長（高橋昌造君） 水辺の里の。それで、このところについては、まずあそこは一度、平成25年8月9日の大雨洪水で被災した場所なので、今キャンプ場とか、できるのであればオートキャンプ場なんかも考えることができないかということで、今西部地域の活性化、例えば城内山、煙山ダム。今煙山ダムも、これは農林水産省からお聞きしなければならないんですけども、愛称を募集してできるか。今サップというようなこともやっておりますし、そういったことを一つ一つ検証しながら西部地域の活性化を考えていきたいと。あそこは、宮沢賢治と非常にゆかりのある場所なので、宮沢賢治の歌碑もあるわけでございますので、そういうことも含めながら、総合的に皆さんとも協議しながら考えていきたい。

今日ご質問があつてあれだったのですが、南昌自然公園という、まずうちでも区域を指定しておるわけですので、そういった例えば齊藤勝浩議員からウォーキングの話もありましたので、そういうもの、それから花壇整備をしたり、そしてあそこに行ってみたいなという場所に。今煙山ダムもただダムだけで、できるのであれば周辺に、時間がかかるけれども、桜の木を植えるとか、何か観光スポットになることを考えていかなければならないと思っておりますので、この辺について今いろいろ構想を練っているところの第8次の町の総合計画の中に位置づけをしていきたいなと思っておりますので、ここは皆さんとよく議論しながら進めて、そして観光振興にもつなげていかなければならないです。今私、観光協会の協会長もや

らせていただいているので、そういうことも含めながら、あそこの西部地域の活性化、南昌自然公園の公園化をこれから考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ないです」の声あり）

○議長（廣田清実議員） これで1問目の質問を終わります。

次に、2問目の質問を許します。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） 2問目の質問に移らせてもらいます。2日前に信悦議員もちょっと取り上げたのですが、徳田地区にある養豚農場の悪臭について伺います。

徳田地区にある養豚農場の悪臭問題は、今に始まったことではなく、遡ること平成10年前後から苦情が寄せられており、約25年間、この問題が続いています。近隣住民は、夏場、特に悪臭がひどく、窓を開けることも洗濯物を外に干すこともできなくて困っていると町民の方から聞きます。現に養豚場から数キロ離れている私の家にも臭いが届いてくることがあります。そして、先日里帰りをしていた姉のおいやめいもこの臭いが、何だろう、この臭いと。ちょっと外に出るの嫌だなどかというのもありました。

それで、さらなる発展を目指している本町としては、このような悪臭問題は解決しなくてはならない課題だと思います。経営母体が替わるとのことですが、引き続き対策が必要です。施設を整備して悪臭を抑えるという考えもありますが、養豚事業として悪臭を放たない飼育方法などを指導することも必要と考えることから、その取組が施されているか伺います。

○議長（廣田清実議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 徳田地区にある養豚農場の悪臭についてのご質問にお答えをいたします。

町から事業譲渡した法人に対しましては、環境省の水・大気環境局大気環境課が取りまとめた「悪臭対応参考事例集～畜産農業編～」を臭気対策の参考としていただくよう提供しつつ、悪臭の改善を継続的に要望してまいりましたが、飼育方法につきましては企業がそれぞれ持っている手法で行うべきものであることから、指導は行っていないところであります。

なお、事業譲渡を受けた合同会社に臭気対策の状況を確認したところ、引き続き消臭剤を散布することや飼料の改良など、できる対策から実施したい意向であると伺っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） 再質問させていただきます。飼育方法は、企業の手法でやるべきことで、指導していないということですが、指導という考えではなく、悪臭解決のための飼育方法の情報提供をしてみてもどうか。

○議長（廣田清実議員） もう一度、ちょっと。

○4番（ササキマサヒロ議員） 指導という形ではなく、悪臭を解決させるための飼育方法の情報提供。私が知っている企業で、RBCコンサルタント株式会社というものが岡山県の津山市にありまして、そこでバクチャーという微生物活性のものをつくってありまして、それは散布して根本的な臭いを消すとかそういうものではなく、バクチャーを使った水を豚に飲ませて腸内環境を整えて、排せつするものの臭いを元から抑えるというもので、そのバクチャーというのは実際に排出されたふん尿とかに振りかけても、バクチャー自体には微生物というものがなくて、自然界にある微生物の起爆剤になっているもので、それにより臭いの分解をしてくれるものがありまして、そういうもので悪臭問題を解決する方法の情報提供をしてみてもどうかということです。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今議員からご紹介いただいたものが、今度事業を継続した合同会社のほうで情報を持っているかどうかはちょっと承知しておりませんが、先日藤原議員の質問でもお答えしましたが、8月にやった説明会の中で、新しい合同会社としてこういうことに取り組みたいというお話がありました。その中で、先ほどの町長答弁の中にもありましたけれども、飼料の改良をしたいということで、これも一つのやはり法人としての努力だと思っておりますし、その新しい合同会社のほうでは、他県においても養豚業をやっている会社でございますので、むしろ我々よりもいろんなそういう情報は持っております。他県においても悪臭対策ということはやってきたということでございますので、我々が持っている知見以上のものをむしろ持っているかと思っておりますので、その新しい合同会社での取組に期待したいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） 2日前に信悦議員も聞いていましたが、公害防止協定のとこ

ろでそれがうまく引き継がれない場合には、もう一度新たに協定を結び直す考えもあると言っていたのですが、その内容をより厳しいというか、タイトなもので結べないかと。なぜかといったら、タブレットに入っている議員連盟というところにその養豚業者の資料が入ってイまして、そこに資料、経緯というところに……

(「別の質問せい」の声あり)

○議長(廣田清実議員) 静粛に。

○4番(ササキマサヒロ議員) そのこのところに、平成30年のところの記載に、町と業者では、町は被害者ではないので、強い態度はできない旨、回答と書いています。ですが、悪臭問題で町の価値が損なわれているというのは、被害に遭っているものなのではないかと思ひ、より厳しい提携を結べないものかと思ひまして、いかがでしょうか。

○議長(廣田清実議員) 田中館町民環境課長。

○町民環境課長(田中館和昭君) ただいまのご質問にお答えいたします。

今町も被害者ではないかというお話がありました。まず、公害防止協定とは、では一体的にどういうものかということからご説明させていただきたいと思ひます。まず、公害防止協定は、これは今の公害防止協定を前提にすると、矢巾町という法人と養豚業を行っている法人との、これは通常の民民契約に当たるものかと思ひます。これは最高裁の判例でもありますので、そのような通常の民民契約のものというふうに承知しております。

その中で、議員ご指摘のとおりにより厳しいといひますか、そういった項目にできないかというのは、それは当然民民契約でございますので、両者が合意すれば可能かと思ひますので、その中でどういった内容でこの公害防止協定を結んでいくかというところを協議して、最終的に協定を結ぶということは、これは通常の契約ですので、最終的に契約が成立ということになるかと思ひますので、そこは当然行政行為ではございませんので、一方的にこの条件をのめというふうにはできませんから、そこは協議の上で進めていくことは可能かと思ひております。

○議長(廣田清実議員) 一方的に結ぶものではなくて、相手があるものだから、強くしたとして相手が受け入れないと協定にならないということも理解していただきたいと思ひますし、質問を整理してから言わないと、こちらのほうも答えるのになかなか難しいと思ひますので、よろしくお願ひします。

他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番(ササキマサヒロ議員) すみません、スムーズに質問できなくて。以後気をつけます。

強いものを結べないかと言ったのはなぜかといいましたら、五、六年前に町外自治体住民から矢巾町にある事業所の悪臭になぜ私たちが苦しめられなければならないのか、このまま矢巾町が解決しないのであれば、公害問題として訴訟を考えないといけないという話があったということを町民の方との会話の中で聞きました。それに岩手医大が移転決定した際にも、開業前までにはこの問題を解決してくれという話があったというのもそのとき聞いています。

事業が譲渡され、経営母体が替わったからといって、また何年も引きずり、話している場合ではないと思います。期限を決めて解決する道筋を町民や周辺自治体に示さないといけないと思いますが、いかがお考えですか。

○議長(廣田清実議員) ちょっと待ってください。訴訟を起こすかという質問でいいか。

○4番(ササキマサヒロ議員) いや、違います。というものがあり、そういう話があったというのを聞いていますので、また一から話をして、どうする、こうするとかということを期限を決めずに話をしていることではなく、いつまでに、どういう道筋で、どう解決していくかというふうな話合いの仕方をしてはどうかということです。

○議長(廣田清実議員) 田中館町民環境課長。

○町民環境課長(田中館和昭君) ただいまのご質問にお答えいたします。

前段で訴訟というお話があったので、そこを少し私のほうからお話しさせていただきますが、まず訴訟の場合、今回、もしこの悪臭に関して訴訟を誰が起こすかといった場合は、起こせる方は町民の方であります。町民の方が、この悪臭によって快適な生活環境を脅かされているということで、起こせるのは町民の方です。矢巾町という法人が起こせません。これは、そもそも訴訟においては原告適格というものがあって、訴える利益がないと訴訟が起こせませんので、そこは矢巾町民の方なのかなと思っています。ただ、そこに至る前に、我々はそれを解決しなければならないなと思っておりますので、それにはやはり公害防止協定、これを履行していただくということになろうかと思っています。

先ほどお話ししたとおり、これも民民契約の一つなので、せっかく結んだ協定であっても相手が履行してくれなければ何も実効性のないものになってしまうということで、ここでどうしても我々は契約の限界もありつつも、やはりこれに沿ってお願いしたいということは、おとといの答弁でもお話ししましたとおり、新しく結び直してでもやっていきたいなと思っております。

もし、さらに行政としてやれることがあるとすればなのですが、やはりこれは規制しかないのではないかと考えております。我々行政の大きな仕事としてあるのが規制行政でありますので、そのときに悪臭防止法という法律がありますが、悪臭防止法の規制の範囲内というのは、矢巾町内であれば市街化区域が法律の規制の範囲内となっていて、ご質問のあった養豚農場の地域はこの法の規制対象外になっておりますので、今法上の規制はできないと。そうすると、次の段階として可能性としてあるのが、矢巾町独自の条例というものを制定して規制していくのかどうかという議論になっていくのかと考えております。ただ、これに関しても、規制に関しましても、当然悪臭防止法との、条例をつくる上では平等原則ですとか比例原則というものがございまして、それに沿って、当然一つの法人を狙い撃ちしてつくる条例というのは、これは違法になりますので、同じような業態ですとか、あるいは臭いを発生するような業種に対して一律規制をかけていくというふうな考えの下に、そういった規制行政をしていくのかどうかという議論になっていくのかなと考えております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

ササキマサヒロ議員。

○4番（ササキマサヒロ議員） 訴訟という話を聞いたのは、町がやるというよりかは町外自治体の住民が、自分たちがとても苦しめられていて、それで矢巾町がそれを解決できないのであれば、そういう手段を選ばなければいけないのかなという話があったということを知ったということです。

実際25年、この問題が解決されていないと思うのです。実際私の知り合いの人でも近くに住んでいる人は、本当、夏に窓を開けて空気を入れたいのに、窓を開ければ臭いがするからといって、やっぱり苦しんでいるのです。それに対して町が何かケアをしているかといったら、多分そういうことはないと思うので、やっぱり期限を決めて、どういう道筋をやっていくかという話合いの仕方をしてみてはいかがかなと私の考えがあるのですが、このまま最後の質問になりますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田清実議員） 協定というのは、期限も全部……

○4番（ササキマサヒロ議員） いや、協定ではないです。協定ではなく、どうやって問題を解決するかという根本的な話合いをするのに、二転三転あったではないですか。移転する、建物を建てる、でももともとの経営母体が経営が駄目になって譲渡された、また最初から話合いをするのか。でも、25年解決していないところの話なのです。なので、1か月、2か月とか、そういう話ではないです。やっぱり25年、何十年もかかっている問題ですから、ある

一定のめどをつけて話し合いをするというふうな目標を立てて話し合いをしてみたらいいのではないのかなということです。ご見解を伺います。

○議長（廣田清実議員） 田中館町民環境課長。

○町民環境課長（田中館和昭君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、期限というお話なのですが、その前に先日、8月の説明会におきまして、新しい合同会社において、この養豚農場についてできること、町長答弁にもありましたとおり、できることからやっていくということで、悪臭の発生源を何か所かピックアップして、その中で当然費用がかさみますので、できる範囲内のところから、まず先日説明があったのは、ハード的な部分では2つのこと、それから先ほどお話ししたとおり飼料の改良ということから取り組んでいきたいというお話を伺っております。

それ以外に、根本的にあそこの農場は圧倒的に設備が古いですので、その建て替えを行えばかなり改善されるのは、これは誰が見ても明白かと思えます。そこに関してどうですかというお話を協議のときにしたのですけれども、そのときには事業譲渡を受けたばかりでもあるということで、かなりの投資額が想定されるということで、すぐにはこれは取り組めない。だから、先ほどお話ししたとおり、できる部分からまずやっていきたいというのが回答でしたし、そのように先日の地域の皆様への説明会でもあったところです。

議員おっしゃるとおり、期限を切ってやっていけばというのは、そのとおり、それがあれば住民の方も長年苦しんできた中で、我慢の限界がある中でも先が見えてくるのかなというふうには思いますので、そこは新しい合同会社と我々も協議しながら、これまでも毎年地域の方を対象にした説明会は開かれておりますので、その中で例えば今年はこのことをやります、来年はこのことをやりますというのを情報提供していただくように我々も努めていきたいなと思っております。

○議長（廣田清実議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 以上で4番、ササキマサヒロ議員の質問を終わります。

今朝も話しましたとおり、3番、横澤駿一議員は通告をしておりましたけれども、本人が都合上来られないということなので、通告の効力は失効いたしますので、よろしく願いたします。

○議長（廣田清実議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、これにて散会

いたします。

なお、明日 8 日は休会、9 日、10日は休日休会、11日は予算決算常任委員会の詳細説明を行う旨、昆予算決算常任委員長から申出がありましたので、午前10時に本議場に参集されますようお知らせいたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

午後 3時30分 散会

令和5年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第6号）

令和5年9月21日（木）午後2時30分開議

議事日程（第6号）

- 第 1 議案第61号 令和4年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について
第 2 議案第62号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 3 議案第63号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 4 議案第64号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第 5 議案第65号 令和4年度矢巾町水道事業会計決算認定について
第 6 議案第66号 令和4年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
第 7 議案第67号 令和4年度矢巾町下水道事業会計決算認定について
第 8 議案第68号 令和4年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
第 9 議案第69号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	高橋 恵	議員	2番	高橋 敬太	議員
3番	横澤 駿一	議員	4番	ササキマサヒロ	議員
5番	吉田 喜博	議員	6番	藤原 信悦	議員
8番	小川 文子	議員	9番	木村 豊	議員
10番	小笠原 佳子	議員	11番	山本 好章	議員
12番	高橋 安子	議員	13番	水本 淳一	議員
14番	村松 信一	議員	15番	昆 秀一	議員
16番	赤丸 秀雄	議員	17番	谷上 知子	議員
18番	廣田 清実	議員			

欠席議員（１名）

7番 齊藤勝浩 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高橋昌造 君	副 町 長	岩 渕 和 弘 君
政 策 推 進 監 兼 未 来 戦 略 課 長	吉 岡 律 司 君	総 務 課 長	田 村 英 典 君
企 画 財 政 課 長	花 立 孝 美 君	税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	佐々木 智 雄 君
町 民 環 境 課 長	田 中 館 和 昭 君	福 祉 課 長	野 中 伸 悦 君
健 康 長 寿 課 長	浅 沼 圭 美 君	産 業 観 光 課 長	佐 藤 健 一 君
道 路 住 宅 課 長	水 沼 秀 之 君	文 化 ス ポ ー ツ 課 長	高 橋 保 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	田 口 征 寛 君	上 下 水 道 課 長	浅 沼 亨 君
教 育 長	菊 池 広 親 君	教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長 兼 学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長	南 幅 正 勝 君
子 ど も 課 長	田 村 昭 弘 君	代 表 監 査 委 員	高 橋 憲 康 君

職務のために出席した職員

議 会 事 務 局 長	吉 田 徹 君	議 会 事 務 局 長 補 佐	高 橋 俊 英 君
主 事	渋 田 稀 結 君		

午後 2時30分 開議

○議長（廣田清実議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、7番、齊藤勝浩議員は、都合により欠席する旨の通告がありました。

ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田清実議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第61号 令和4年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第2 議案第62号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第3 議案第63号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 議案第64号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 議案第65号 令和4年度矢巾町水道事業会計決算認定について

日程第6 議案第66号 令和4年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第7 議案第67号 令和4年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

日程第8 議案第68号 令和4年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（廣田清実議員） 日程第1、議案第61号 令和4年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第2、議案第62号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第3、議案第63号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4、議案第64号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5、議案第65号 令和4年度矢巾町水道事業会計決算認定

について、日程第6、議案第66号 令和4年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程第7、議案第67号 令和4年度矢巾町下水道事業会計決算認定について、日程第8、議案第68号 令和4年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての決算8議案については、予算決算常任委員会への付託に係るものであり、審査報告書が当職のもとに届いております。これを議題といたします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

昆秀一 予算決算常任委員長。

(予算決算常任委員長 昆 秀一議員 登壇)

○予算決算常任委員長(昆 秀一議員) 報告書を読み上げて報告といたします。

令和5年9月21日、矢巾町議会議長、廣田清実様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、昆秀一。

予算決算常任委員会審査報告書。

議案第61号 令和4年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第62号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第63号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第64号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第65号 令和4年度矢巾町水道事業会計決算認定について、議案第66号 令和4年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第67号 令和4年度矢巾町下水道事業会計決算認定について、議案第68号 令和4年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について。

本常任委員会は、令和5年9月4日付で付託された上記の8議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則(昭和62年矢巾町議会規則第1号)第77条の規定により報告する。なお、本委員会は、議案第61号から議案第68号に対し、次のとおり附帯決議を付する。

1、ふるさと納税は、返礼品及びサービスなどの工夫によりリピート率を上げ、財源確保に努められたい。

2、市街地循環バス、予約型乗合バスの運行については、交通弱者の救済を前提に利便性の高いものとなるよう努められたい。

3、通学路ほか交通事故防止のため標識や信号機など、関係機関に働きかけ、強化に努められたい。

4、第7次総合計画の検証を行い、第8次総合計画策定に取り組みられたい。

- 5、重層的支援体制整備事業で、さらなる横断的支援体制の整備に努められたい。
- 6、温室効果ガス削減のため、さらなる脱炭素対策を進められたい。
- 7、成人検診事業のさらなる受診率向上に努められたい。
- 8、農村基盤整備事業等の補助金については申請者の要望がかなえられるよう、さらなる支援体制の充実に努められたい。
- 9、野生鳥獣による農産物や人的被害防止対策について、さらなる取組強化に努められたい。
- 10、特産品開発事業については、限定商品だけではなく通年販売も視野に入れて取り組まれたい。
- 11、西部地区観光資源を一体的に広報し、誘客増加に努められたい。
- 12、地区計画制度とトップセールスによる企業誘致について、さらなる取組強化に努められたい。
- 13、洪水対策のため河川のしゅんせつなどの対応を図り、災害防止に努められたい。
- 14、生活道路の要望書を精査し整備を進め、町民の利便性・安全確保に努められたい。
- 15、全国的に災害が多発しており、防災ラジオの一層の普及に努められたい。
- 16、消防団員確保に向け、学生・企業等に協力、働きかけを一層強化されたい。
- 17、岩手ビッグブルズの支援体制について、町民を巻き込んだ「スポーツのまち」の活性化に努められたい。
- 18、上下水道管の耐震化推進と下水道の不明水対策を強化し、より一層安定した上下水道事業に努められたい。

以上であります。

○議長（廣田清実議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので省略します。
ただいまから各議案について討論に入ります。

なお、討論は、一般会計、3特別会計、水道事業会計、下水道事業会計及び水道事業会計、下水道事業会計の未処分利益剰余金の処分についての決算等8議案を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ご異議がないようなので、一括して討論を行います。

それでは、討論に入ります。

最初に、反対討論から発言を許します。

8番、小川文子議員。

(8番 小川文子議員 登壇)

○8番(小川文子議員) 議席番号8番、日本共産党の小川文子でございます。私は、令和4年度の一般会計及び特別会計及び企業会計について反対討論をいたします。

理由を3つ述べさせていただきます。まず、1つでございますけれども、本町のまちづくりの方向性についてでございます。本町は、現在大変な財政難の状況でございます。将来負担比率、実質公債費比率、昨年度、令和4年度の分はまだ公表されておられません。常に県下で1位、2位の状況にあります。もちろん全国的にも高い位置にございまして、ワーストワン、ツーという状況でございます。

なぜこのような状況に陥ったのかと申しますと、やはり本町は今大型開発がずっと続いておりますが、一番の大きなものが第6次総で取り組まれた駅周辺開発及び駅前開発でございました。ここは、当時の予算の中では賄い切れないという状況もございましたけれども、全国で初めてPPPの手法を取り入れて、駅前開発及び複合施設の建設に取り組みました。107億円の債務負担行為が発生いたしました。それが平成46年と申しますと、令和16年までこの返済業務が続くことが、やはり一番大きな本町の財政の悪化の原因となったものでございます。そのときの理由が、将来にも当然恩恵を被ることになる、つまり将来負担が生じるのは、これはもう平等、財政の平準化ということで主張された結果でございました。

この第6次総のPPPが全国で初めて取り組まれた手法であるにもかかわらず、この手法の評価がなかなかされてきませんでした。その後、町営住宅もPPPで取り組むという話でございました、一部今は凍結されておりますけれども。そして、将来的にはZEB小学校を、やはりPPPの手法で取り組むということで国の補助を受けて、今その対策に取り組んでいるところでございますけれども、本町の場合は、まだ評価が決まっていない新規事業に大変比率が高い、そして実際やってみたら大変なお金がかかるという状況に陥ってきたのが今までの経過ではなかろうかと思えます。特にPPPの場合は、20年とか、そういう長期にわたりますし、一回契約をすると、途中で契約を解除することはできません。そのために、将来に大きなツケを残すこととなります。

また、本町の財政規模、一般会計が107億円に対して107億円の債務負担行為というのは、規模があまりにも大き過ぎる。しかし、PPPの手法になりますと、建設からその後の管理、そういうところまで一体化するために規模が大変大きくなり、そして時間も長くなる。この

P P Pに対する考え方をしっかりと検証すべきと思います。

そしてまた、去年はスーパーシティの再応募を断念いたしましたけれども、やはりこのスーパーシティも全国で5つの自治体を選ぶという中で、本町は手挙げをしたものでございました。このように、やはり全くどこの地域もまだやったことがない、その事業に手を挙げますと、私ども議会で議論いたしましたけれども、3年間の大変な労働力と時間を要して新規事業に取り組んできました。やはり私は、もっと本当に身近な住民の要求にかなうことに特化して、仕事を進める必要があるのではないかと考えます。そして、特にも財政については、新たなものに取り組む場合には、本当に慎重にその効果を見極めてやるべきだと思います。

次に、市街地循環バス及び予約型乗合バスでございますけれども、これは道路交通法の第21条に即しているために、ドア・ツー・ドアができないという答弁でございますが、私はやはりもっと研究が必要だと思います。町民全てを対象にするからこういう事態が発生するのであって、やはりもっと福祉に、本当に交通弱者に配慮したものに再構築が必要だと思います。

また、循環バスについては、去年1日10便でございましたけれども、今年度は1日11便に1便増便をしております。これは、やはりそれだけのニーズと収益性があるということにほかなりません。やはりこういうところは民間に任せて、本当に交通弱者に対応した部分に町が力を傾注する、その立場が必要ではないかと思えます。

最後に、働き方改革でございますけれども、職員も毎日のように9時過ぎまで庁舎で残業をしていらっしゃる。私は、もっと労働者の条件を、待遇改善をして、働きやすい職場にしていきたいということを最後に付け加えて、反対討論といたします。どうもありがとうございました。

○議長（廣田清実議員） 次に、賛成討論に入ります。賛成討論ありますか。

14番、村松信一議員。

（14番 村松信一議員 登壇）

○14番（村松信一議員） 議席番号14番、矢巾未来の会、村松信一でございます。令和4年度一般会計ほか全会計に賛成の立場で討論を行います。

決算審議の中で、私が評価に値すると判断いたしました各課の特筆すべき点を申し上げたいと思います。まず1番目、総務課、持続可能な地域経済好環境のため、先導的開発事業として、100%のZ E B化を達成し得る文教施設建設に向け、事業者、町民参加の下で検討したこと。新しい防災マップを作成し、避難情報の改善、河川の洪水想定区域の更新、内水氾濫

ハザードやマイタイムラインを導入して、自然災害の被害防止を図ったこと。

次に、企画財政課、不来方高校と制作したテレビコマーシャルが特別賞を受賞し、矢巾町の宣伝に大いに役立ったこと。新しい地域おこし協力隊が映像分野、農業と食の分野で活躍していること。ラインを活用した広報を始めたこと。

次に、道路住宅課、直営道路補修などにより町道の維持管理を適切に実施したこと。また、長年の懸案であった南矢幅踏切を拡幅し、歩行者の安全確保を図ったこと。

次に、産業観光課、ふるさと納税では、県内の町村で一番多くの寄附額5億7,000万円ほどを集め、自主財源確保に努めたこと。新型コロナウイルスや物価高騰に伴い、主要産業である農業関係及び商工関係の事業者支援を行ったこと。

次に、農業委員会、タブレットの現地確認アプリを活用することにより、農地利用集積、遊休農地対策等の促進に取り組んだこと。

次に、税務課、町税の収納率向上に励み、自主財源の確保に努めたこと。

次に、町民環境課、移動受付支援システムの導入による書かない窓口の推進、そして不法投棄防止のため、監視カメラの設置、このことによる不法投棄が減少したこと。

次に、福祉課、障がいのある方、生活に困っている方に対する重層的支援、物価高騰で困っている方への給付金支給。

次に、文化スポーツ課、縄ない体験、クリスマスツリー、みずき団子づくりなどの世代間交流事業や男女共同参画学習会、交流会、パラスポーツイベントの開催。

次に、学校教育課、GIGAスクール構想で配付した端末に思考ツールを導入し、児童生徒の個別最適な学びに寄与していること。また、教職員に対し、その効果的な活用につなげる研修支援を行ったこと。障がいやけがのある生徒が校舎内を自由に移動できるよう設置済みのエレベーターの更新を行い、バリアフリー化を進めたこと。

次に、上下水道課、上下水道で非耐震管を耐震管へ3.6キロ布設替えをし、耐震適合率が向上したこと。下水道事業での道路陥没等発生時の2次被害防止のため、870メートルの管路更新及び管路維持のため、テレビカメラによる7キロメートルの調査を実施したこと。

次に、子ども課、次世代を担う子どもを祝福し、新生児の健全な発育応援のために赤ちゃん子育て応援給付金事業を創設したこと。保育士、幼稚園教諭、保育教諭、児童支援員等の賃金改善のため、処遇改善臨時特例事業補助金の実施。

次に、健康長寿課、介護予防事業のさらなる充実のため、福祉協議会に委託しております介護予防事業を通所型サービス事業に移行させ、地域包括支援センター、生活支援コーディネ

ネーターとの連携体制を構築したこと。妊産婦検診や通院、出産時の乳児健診、通院等に利用できるタクシーチケットを交付し、切れ目のない子育て支援を拡充したこと。

以上であります。職員の皆さんが日々一生懸命取り組んでいる評価すべき点は、まだまだ多くありますが、持ち時間の関係でこれぐらいにしたいと思います。大きな事業も日々の小さな仕事の積み重ねであり、目立たない仕事にもこつこつと着実に取り組む職員の姿に矢巾町の明るい未来を感じております。

以上で令和4年度の全会計に賛成し、討論を終わります。

○議長（廣田清実議員） 次に、反対討論を受けます。反対討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ないようなので、次に賛成討論を受けます。

16番、赤丸秀雄議員。

（16番 赤丸秀雄議員 登壇）

○16番（赤丸秀雄議員） 議席番号16番、新誠会、赤丸秀雄です。私は、令和4年度の一般会計及び3特別会計、2公営企業会計の決算について賛成の立場から討論に参加いたします。

令和4年度決算状況ですが、一般会計及び3特別会計、2公営企業会計のいずれも黒字決算となっていることは、まずもってよかったと評価します。

次に、事業内容ですが、町税の収納率が前年度比0.2ポイント下がったが、コロナ等の減収による困窮者増と思われ、98.8%と高水準を維持していることは、町民の納税意識の高揚を図り、職員の業務遂行の努力成果であります。健康チャレンジ事業など町民の健康づくりの継続に取り組み、健康寿命の延伸の下地をつくっていることも評価できます。また、コロナウイルス感染防止にワクチン接種の実施しかない状況で、接種率向上に取り組んだことも評価できます。

やはば一く及びその周辺でのイベントや催し開催を実施して、町中心部ににぎわいも出て、元気あるまちの魅力を発信したこともよかったと思っております。今後は、町内全体がバランスの取れるまちづくりの推進が行われることを大いに期待しております。

それから、上下水道事業においては、計画的施設整備により、人口が増えても安定した供給や管路の耐震化取組、不明水対策を今後も継続して推進していただき、将来的にも安全安心な安定供給をお願いしたいものであります。

令和4年度は、よいこともたくさんあった事業内容ですが、若干の課題もありました。監査委員の審査意見書や予算決算常任委員会からの18項目の附帯決議に見られる内容でありま

す。町当局は、それらを認識、確認されて、現在遂行の事業や今後の行政運営、半年後から始まる第8次総合計画に反映するよう努めていただきたいと思います。特に私としては、町内交通網を町民や交通弱者のニーズをしっかりと取り入れた利便性の高い運行への改善と、ふるさと納税の取組強化による歳入を増やす工夫を望むものであります。

採決とは直接関わらないかもしれませんが、議会メンバーが7人も替わり、初めての決算議会でありました。監査委員審査意見書の評価、解説の読みやすさ、予算執行に関わる報告書、決算書の事前質問188項目への回答や、予算決算常任委員会の分科会等を含めた当局の誠実な答弁はよかったと踏まえております。

最後になりますが、先ほど述べました18項目の附帯事項にまとめた内容を認識され、行政運営を推進されることを期待します。

そのことを踏まえ、令和4年度決算の一般会計並びに特別会計、公営企業会計の6事業会計に賛成することを表明します。議員各位の賛同を賜りますようお願いを申し上げまして終わります。

以上です。

○議長（廣田清実議員） その他賛成討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） ないようなので、以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第61号 令和4年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第61号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第62号 令和4年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第62号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第63号 令和4年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第63号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第64号 令和4年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第64号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第65号 令和4年度矢巾町水道事業会計決算認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第65号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第66号 令和4年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 令和4年度矢巾町下水道事業会計決算認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第67号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第68号 令和4年度矢巾町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第69号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

○議長（廣田清実議員） 日程第9、議案第69号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第69号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会の委員として、平成27年10月1日から2期8年お務めいただいております、そして任期が今年30日までとなっております矢巾町大字————、大坊一男さんは、民間企業で培われた経験や、海外からの高校生をホームステイで受け入れられた経験を生かし、児童生徒の教育振興において積極的かつ誠実にその職務を果たされており、その識見を生かし、多様な角度から教育分野に関する意見を述べていただくことで、町内の児童生徒の学校生活が今まで以上に充実するよう、教育行政に対する提言を幅広くいただいております。

るところであります。

以上のことから、引き続き教育委員会の委員をお願いするに適任であり、かつ人格高潔で識見を有する立派な方でありますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会のご同意をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、原案にご同意くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田清実議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田清実議員） 異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第69号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田清実議員） 起立多数であります。

よって、議案第69号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

これをもちまして9月会議に付託された議案の審議は全て終了いたしました。

○議長（廣田清実議員） ここで高橋町長より挨拶の申出がありましたので、これを許します。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま廣田清実議長さんからお許しをいただきましたので、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

廣田議長さんはじめ議員各位におかれましては、今月4日から本日まで18日間にわたって、議会定例会9月会議、私ども決算議会と言わせていただいているのですが、その中で一般質問、そして私ども当局からご提案をさせていただきました各議案につきまして、全て原案どおりご可決賜りましたことに、まずもって心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

それから、一般質問につきましては、議員18名中12名の方から34項目という、本当に多岐にわたっていろんなご質問をいただいたわけですが、私どもはご質問をいただきました内容と、そして私どもが答弁させていただいた内容をもう一度精査をして、また本町のこれまでの政策ともしっかりすり合わせを行い、今後の町政運営に反映させていただくとともに、取り組んでまいる覚悟でございますので、よろしくお願いいたします。

そしてまた、各議案につきましては、改めてお話を申し上げますと、当局からは報告3件、そして18件の議案を提案させていただきましたが、先ほど申し上げたとおり、原案どおり全てご可決を賜りました。そして、本会議におきまして、それぞれの議案のうち、一般会計、特別会計の3会計、企業会計の2つの会計を合わせ6つの会計の決算につきましては、議員各位からの質疑の内容を十分精査させていただくとともに、先ほどは予算決算常任委員会の昆委員長からの審査報告にございました附帯決議を当局もしっかり受け止めて、そして職員一丸となって取り組んでまいりますので、廣田議長さんをはじめ議員各位の皆さん方におかれましては、これまで同様、そして今後とも大所高所の立場からご指導、ご助言を賜りますことをお願い申し上げます、私からの御礼のご挨拶にさせていただきます。

そして、今日皆さんに1つ情報提供をさせていただきたい。実は、新型コロナとインフルエンザ、全国、また本県でも本当に今蔓延している状況でございます。特に新型コロナウィルスが全国で蔓延して、また県内においてもそのとおりでありますし、新聞報道でもインフルエンザの流行の兆しが見られるという報道等もあります。そういった中で、今後私ども、町民の皆さん方にもしっかりとお願いをして、新型コロナもインフルエンザも、特に私の場合には高齢者であり、基礎疾患もあるわけですが、特にもリスクの高い疾患であることには変わらないわけございまして、改めて感染対策にしっかりと、そういった感染対策、手洗いや基本的な感染対策をしっかり心がけるように、町民の皆さん方にもいろんな機会を通してお願いをしてまいります。

その情報提供の中で、新型コロナワクチンの接種については、昨日から秋の接種を開始させていただきました。皆さんもご存じのとおり、来年の令和6年3月末までは無料、全て公費負担で接種費用はかからないということも含めて、そして町内では12の医療機関で個別接種ということになります。

それから、インフルエンザワクチンについてはこれまでと同様で、矢巾町では65歳以上の方、それから生後6か月から中学校3年生までの児童生徒も含めて、また妊婦の方を対象に、インフルエンザワクチン接種に係る費用の一部を負担させていただいております。その町の

一部助成の助成額は、1人1回について2,200円と、それで75歳以上の後期高齢者の方々については無料にさせていただくということで、この実施期間は来月の1日から来年の1月31日までということで、いずれまたインフルエンザの予防接種、それから新型コロナワクチン、これは同時接種も可能でありますので、医療機関、またはもしあれなのであれば、健康長寿課のほうにもお問合せをしていただいて、私どものほうでも丁寧に相談に対応させていただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

本当に今日はありがとうございました。

○議長（廣田清実議員） 矢巾町町民歌の斉唱を行います。

（町民歌斉唱）

○議長（廣田清実議員） それでは、これをもちまして令和5年矢巾町議会定例会9月会議を閉じます。18日間、大変ご苦労さまでした。

午後 3時15分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員